廃棄物等の越境移動規制に関する資料集

１．バーゼル条約について

・バーゼル条約……1
・回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（仮訳）
…… 23
・有害廃棄物の移動に関する日台間民間取り決め…… 42

２．バーゼル法について

・バーゼル法及びその規制の概要 …… 43
・バーゼル法…… 50
・バーゼル法施行令 …… 59
・バーゼル法施行規則 …… 64
・特定有害廃棄物等省令 …… 72
・バーゼル法に基づく届出等に関する省令…… 98
・バーゼル法第３条の規定に基づく基本的事項…… 99
・台湾との間の輸出入に関する告示 ……105
・金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（抜粋） ……108

３．廃棄物処理法（輸出入関係部分）について

・廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出入規制等について …… 110
・廃棄物処理法（抜粋）…… 111
・廃棄物処理法施行規則（抜粋）…… 115
・一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出の確認に係る審査基準等…… 125
・廃棄物の輸入の許可に係る審査基準等 …… 129

４．その他関係法令について

・関税法（抜粋）……133
・外国為替及び外国貿易法（抜粋）……135
・輸出貿易管理令（抜粋）……137
・輸入貿易管理令（抜粋）……138
・各種外為通達……139

５．廃棄物等の輸出入に関する問い合わせについて

・バーゼル法及び廃棄物処理法に係る輸出入に関するお問い合わせについて ……184
・事前相談書等（経済産業省）……191
・事前相談書等（環境省）……199

環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物規制課
経済産業省　産業技術環境局　資源循環経済課　　(2021.3)

○有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約

（平成五・十二・六）
（条約七）

改正　平一〇・一一・六外告五〇四　平一七・六・三〇外告五五九　平一七・七・二一外告六七八　平二六・五・二〇・外告一七二　令二・二・四・外告三〇

前文

この条約の締約国は、

有害廃棄物及び他の廃棄物並びにこれらの廃棄物の国境を越える移動によって引き起こされる人の健康及び環境に対する損害の危険性を認識し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の発生の増加及び一層の複雑化並びにこれらの廃棄物の国境を越える移動によってもたらされる人の健康及び環境に対する脅威の増大に留意し、

これらの廃棄物によってもたらされる危険から人の健康及び環境を保護する最も効果的な方法は、これらの廃棄物の発生を量及び有害性の面から最小限度とすることであることに留意し、

諸国が、処分の場所のいかんを問わず、有害廃棄物及び他の廃棄物の処理（国境を越える移動及び処分を含む。）を人の健康及び環境の保護に適合させるために必要な措置をとるべきであることを確信し、

諸国が、処分の場所のいかんを問わず、発生者が有害廃棄物及び他の廃棄物の運搬及び処分に関する義務を環境の保護に適合する方法で履行することを確保すべきであることに留意し、

いずれの国も、自国の領域において外国の有害廃棄物及び他の廃棄物の搬入又は処分を禁止する主権的権利を有することを十分に認め、

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分を他の国特に開発途上国において行うことを禁止したいとの願望が増大していることを認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物は、環境上適正かつ効率的な処理と両立する限り、これらの廃棄物の発生した国において処分されるべきであることを確信し、

これらの廃棄物の発生した国から他の国への国境を越える移動は、人の健康及び環境を害することのない条件並びにこの条約の規定に従う条件の下で行われる場合に限り許可されるべきであることを認識し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動の規制を強化することが、これらの廃棄物を環境上適正に処理し、及びその国境を越える移動の量を削減するための誘因となることを考慮し、

諸国が有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動に関する適当な情報交換及び規制を行うための措置をとるべきであることを確信し、

種々の国際的及び地域的な協定が危険物の通過に関する環境の保護及び保全の問題を取り扱っていることに留意し、

国際連合人間環境会議の宣言（千九百七十二年ストックホルム）、国際連合環境計画（ＵＮＥＰ）管理理事会が千九百八十七年六月十七日の決定十四―三十により採択した有害廃棄物の環境上適正な処理のためのカイロ・ガイドライン及び原則、危険物の運搬に関する国際連合専門家委員会の勧告（千九百五十七年に作成され、その後二年ごとに修正されている。）、国際連合及びその関連機関において採択された関連する勧告、宣言、文書及び規則並びに他の国際的及び地域的な機関において行われた活動及び研究を考慮し、

第三十七回国際連合総会（千九百八十二年）において人間環境の保護及び自然資源の保全に関する倫理的規範として採択された世界自然憲章の精神、原則、目的及び機能に留意し、

諸国が、人の健康の保護並びに環境の保護及び保全に関する国際的義務の履行に責任を有し、並びに国際法に従って責任を負うことを確認し、

この条約又はこの条約の議定書の規定に対する重大な違反があった場合には、条約に関する関連国際法が適用されることを認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とするため、環境上適正な廃棄物低減技術、再生利用の方法並びに良好な管理及び処理の体制の開発及び実施を引き続き行うことの必要性を認識し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動を厳重に規制することの必要性について国際的な関心が高まっていること並びに可能な限りそのような移動を最小限度とすることの必要性を認識し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える不法な取引の問題について懸念し、

有害廃棄物及び他の廃棄物を処理する開発途上国の能力に限界があることを考慮し、

現地で発生する有害廃棄物及び他の廃棄物の適正な処理のため、カイロ・ガイドライン及び環境保護に関する技術の移転の促進に関するＵＮＥＰ管理理事会の決定十四―十六の精神に従い、特に開発途上国に対する技術移転を促進することの必要性を認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物が、関連する国際条約及び国際的な勧告に従って運搬されるべきであることを認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動は、これらの廃棄物の運搬及び最終的な処分が環境上適正である場合に限り許可されるべきであることを確信し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の発生及び処理から生ずる

ことがある悪影響から人の健康及び環境を厳重な規制によって保護することを決意して、

次のとおり協定した。

第一条 条約の適用範囲

1 この条約の適用上、次の廃棄物であって国境を越える移動の対象となるものは、「有害廃棄物」とする。

(a) 附属書Ⅰに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物(附属書Ⅲに掲げるいずれの特性も有しないものを除く。)

(b) (a)に規定する廃棄物には該当しないが、輸出国、輸入国又は通過国である締約国の国内法令により有害であると定義され又は認められている廃棄物

2 この条約の適用上、附属書Ⅱに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物であって国境を越える移動の対象となるものは、「他の廃棄物」とする。

3 放射能を有することにより、特に放射性物質について適用される国際文書による規制を含む他の国際的な規制の制度の対象となる廃棄物は、この条約の適用範囲から除外する。

4 船舶の通常の運航から生ずる廃棄物であってその排出について他の国際文書の適用があるものは、この条約の適用範囲から除外する。

第二条 定義

この条約の適用上、

1 「廃棄物」とは、処分がされ、処分が意図され又は国内法の規定により処分が義務付けられている物質又は物体をいう。

2 「処理」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の収集、運搬及び処分をいい、処分場所の事後の管理を含む。

3 「国境を越える移動」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物が、その移動に少なくとも二以上の国が関係する場合において、一の国の管轄の下にある地域から、他の国の管轄の下にある地域へ若しくは他の国の管轄の下にある地域を通過して、又はいずれの国の管轄の下にもない地域へ若しくはいずれの国の管轄の下にもない地域を通過して、移動することをいう。

4 「処分」とは、附属書Ⅳに掲げる作業をいう。

5 「承認された場所又は施設」とは、場所又は施設が存在する国の関係当局により、有害廃棄物又は他の廃棄物の処分のための作業を行うことが認められ又は許可されている場所又は施設をいう。

6 「権限のある当局」とは、締約国が適当と認める地理的区域内において、第六条の規定に従って有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する通告及びこれに関係するすべての情報を受領し並びに当該通告に対し回答する責任を有する一の政府当局として締約国によって指定されたものをいう。

7 「中央連絡先」とは、第十三条及び第十六条に規定する情報を受領し及び提供する責任を有する第五条に規定する締約国の機関をいう。

8 「有害廃棄物又は他の廃棄物の環境上適正な処理」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法でこれらの廃棄物が処理されることを確保するために実行可能なあらゆる措置をとることをいう。

9 「一の国の管轄の下にある地域」とは、人の健康又は環境の保護に関し、国際法に従って一の国が行政上及び規制上の責任を遂行する陸地、海域又は空間をいう。

10 「輸出国」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の自国からの国境を越える移動が計画され又は開始されている締約国をいう。

11 「輸入国」とは、自国における処分を目的として又はいずれの国の管轄の下にもない地域における処分に先立つ積込みを目的として、有害廃棄物又は他の廃棄物の自国への国境を越える移動が計画され又は行われている締約国をいう。

12 「通過国」とは、輸出国又は輸入国以外の国であって、自国を通過する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が計画され又は行われているものをいう。

13 「関係国」とは、締約国である輸出国又は輸入国及び締約国であるかないかを問わず通過国をいう。

14 「者」とは、自然人又は法人をいう。

15 「輸出者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を行う者であって輸出国の管轄の下にあるものをいう。

16 「輸入者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の輸入を行う者であって輸入国の管轄の下にあるものをいう。

17 「運搬者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬を行う者をいう。

18 「発生者」とは、その活動が有害廃棄物又は他の廃棄物を発生させる者をいい、その者が不明であるときは、当該有害廃棄物又は他の廃棄物を保有し又は支配している者をいう。

19 「処分者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物がその者に対し運搬される者であって当該有害廃棄物又は他の廃棄物の処分を行うものをいう。

20 「政治統合又は経済統合のための機関」とは、主権国家によって構成される機関であって、この条約が規律する事項に関しその加盟国から権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従ってこの条約の署名、批准、受諾、承認若しくは正式確認又はこれへの加入の正当な委任を受けたものをいう。

21 「不法取引」とは、第九条に規定する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動をいう。

第三条 有害廃棄物に関する国内の定義

1 締約国は、この条約の締約国となった日から六箇月以内に、条約の事務局に対し、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱに掲げる廃棄物以外に自国の法令により有害であると認められ又は定義されている廃棄物を通報し、かつ、その廃棄物について適用する国境を越える移動の手続に関する要件を通報する。

2 締約国は、更に、1の規定に従って提供した情報に関する重要な変更を事務局に通報する。

3 事務局は、1及び2の規定に従って受領した情報を直ちにすべての締約国に通報する。

4　締約国は、3の規定に従い事務局によって送付された情報を自国の輸出者に対し利用可能にする責任を有する。

第四条　一般的義務

1　(a)　有害廃棄物又は他の廃棄物の処分のための輸入を禁止する権利を行使する締約国は、第十三条の規定に従ってその決定を他の締約国に通報する。

(b)　締約国は、(a)の規定に従って通報を受けた場合には、有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を禁止している締約国に対する当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸出を許可せず、又は禁止する。

(c)　締約国は、輸入国が有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を禁止していない場合において当該輸入国がこれらの廃棄物の特定の輸入につき書面により同意しないときは、その輸入の同意のない廃棄物の輸出を許可せず、又は禁止する。

2　締約国は、次の目的のため、適当な措置をとる。

(a)　社会的、技術的及び経済的側面を考慮して、国内における有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とすることを確保する。

(b)　有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理のため、処分の場所のいかんを問わず、可能な限り国内にある適当な処分施設が利用できるようにすることを確保する。

(c)　国内において有害廃棄物又は他の廃棄物の処理に関与する者が、その処理から生ずる有害廃棄物及び他の廃棄物による汚染を防止するため、並びに汚染が生じた場合には、人の健康及び環境についてその影響を最小のものにとどめるために必要な措置をとることを確保する。

(d)　有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が、これらの廃棄物の環境上適正かつ効率的な処理に適合するような方法で最小限度とされ、並びに当該移動から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法で行われることを確保する。

(e)　締約国特に開発途上国である国又は国家群（経済統合又は政治統合のための機関に加盟しているもの）に対する有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出は、これらの国若しくは国家群が国内法令によりこれらの廃棄物のすべての輸入を禁止した場合又はこれらの廃棄物が締約国の第一回会合において決定される基準に従う環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、許可しない。

(f)　計画された有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が人の健康及び環境に及ぼす影響を明らかにするため、当該移動に関する情報が附属書ＶＡに従って関係国に提供されることを義務付ける。

(g)　有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(h)　有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を改善し及び不法取引の防止を達成するため、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動に関する情報の提供その他の活動について、直接及び事務局を通じ、他の締約国及び関係機関と協力する。

3　締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認める。

4　締約国は、この条約の規定を実施するため、この条約の規定に違反する行為を防止し及び処罰するための措置を含む適当な法律上の措置、行政上の措置その他の措置をとる。

5　締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物を非締約国へ輸出し又は非締約国から輸入することを許可しない。

6　締約国は、国境を越える移動の対象となるかならないかを問わず、南緯六十度以南の地域における処分のための有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を許可しないことに合意する。

7　締約国は、更に、次のことを行う。

(a)　有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬又は処分を行うことが認められ又は許可されている者を除くほか、その管轄の下にあるすべての者に対し、当該運搬又は処分を行うことを禁止すること。

(b)　国境を越える移動の対象となる有害廃棄物及び他の廃棄物が、こん包、表示及び運搬の分野において一般的に受け入れられかつ認められている国際的規則及び基準に従ってこん包され、表示され及び運搬されること並びに国際的に認められている関連する慣行に妥当な考慮が払われることを義務付けること。

(c)　有害廃棄物及び他の廃棄物には、国境を越える移動が開始される地点から処分の地点まで移動書類が伴うことを義務付けること。

8　締約国は、輸出されることとなる有害廃棄物又は他の廃棄物が輸入国又は他の場所において環境上適正な方法で処理されることを義務付ける。この条約の対象となる廃棄物の環境上適正な処理のための技術上の指針は、締約国の第一回会合において決定する。

9　締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が次のいずれかの場合に限り許可されることを確保するため、適当な措置をとる。

(a)　輸出国が当該廃棄物を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を有しない場合

(b)　当該廃棄物が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合

(c)　当該国境を越える移動が締約国全体として決定する他の基準に従って行われる場合。ただし、当該基準がこの条約の目的に合致することを条件とする。

10　有害廃棄物及び他の廃棄物を発生させた国がこの条約の下において負う当該有害廃棄物及び他の廃棄物を環境上適正な方法で処理することを義務付ける義務は、いかなる状況においても、輸入国又は通過国へ移転してはならない。

11　この条約のいかなる規定も、締約国が人の健康及び環境を一層保護するためこの条約の規定に適合しかつ国際法の諸規則に従う追加的な義務を課することを妨

げるものではない。

12　この条約のいかなる規定も、国際法に従って確立している領海に対する国の主権、国際法に従い排他的経済水域及び大陸棚において国が有する主権的権利及び管轄権並びに国際法に定められ及び関連する国際文書に反映されている航行上の権利及び自由をすべての国の船舶及び航空機が行使することに何ら影響を及ぼすものではない。

13　締約国は、他の国特に開発途上国に対して輸出される有害廃棄物及び他の廃棄物の量及び汚染力を減少させる可能性について定期的に検討する。

第五条　権限のある当局及び中央連絡先の指定

締約国は、この条約の実施を円滑にするため、次のことを行う。

1　一又は二以上の権限のある当局及び一の中央連絡先を指定し又は設置すること。通過国の場合において通告を受領するため、一の権限のある当局を指定すること。

2　自国についてこの条約が効力を生じた日から三箇月以内に、中央連絡先及び権限のある当局としていずれの機関を指定したかを事務局に対し通報すること。

3　2の規定に従い行った指定に関する変更をその決定の日から一箇月以内に事務局に対し通報すること。

第六条　締約国間の国境を越える移動

1　輸出国は、書面により、その権限のある当局の経路を通じ、有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動の計画を関係国の権限のある当局に対し通告し又は発生者若しくは輸出者に通告させる。その通告は、輸入国の受け入れ可能な言語により記載された附属書ＶＡに掲げる申告及び情報を含む。各関係国に対し送付する通告は、一通のみで足りる。

2　輸入国は、通告をした者に対し、書面により、移動につき条件付若しくは無条件で同意し、移動に関する許可を拒否し又は追加的な情報を要求する旨を回答する。輸入国の最終的な回答の写しは、締約国である関係国の権限のある当局に送付する。

3　輸出国は、次の事項を書面により確認するまでは、発生者又は輸出者が国境を越える移動を開始することを許可してはならない。

(a)　通告をした者が輸入国の書面による同意を得ていること。

(b)　通告をした者が、廃棄物について環境上適正な処理がされることを明記する輸出者と処分者との間の契約の存在につき、輸入国から確認を得ていること。

4　締約国である通過国は、通告をした者に対し通告の受領を速やかに確認する。当該通過国は、更に、通告をした者に対し、六十日以内に、移動につき条件付若しくは無条件で同意し、移動に関する許可を拒否し又は追加的な情報を要求する旨を書面により回答する。輸出国は、当該通過国の書面による同意を得るまでは、国境を越える移動を開始することを許可してはならない。ただし、いかなる時点においても、締約国が、有害廃棄物又は他の廃棄物の通過のための国境を越える移動に関し、書面による事前の同意を一般的に若しくは特定の条件の下において義務付けないことを決定し、又は事前の同意に係る要件を変更する場合には、当該締約国は、第十三条の規定に従い他の締約国に直ちにその旨を通報する。事前の同意を義務付けない場合において通過国が通告を受領した日から六十日以内に輸出国が当該通過国の回答を受領しないときは、当該輸出国は、当該通過国を通過して輸出を行うことを許可することができる。

5　特定の国によってのみ有害であると法的に定義され又は認められている廃棄物の国境を越える移動の場合において、

(a)　輸出国によってのみ定義され又は認められているときは、輸入者又は処分者及び輸入国について適用する９の規定は、必要な変更を加えて、それぞれ輸出者及び輸出国について適用する。

(b)　輸入国によってのみ又は輸入国及び締約国である通過国によってのみ定義され又は認められているときは、輸出者及び輸出国について適用する１、３、４及び６の規定は、必要な変更を加えて、それぞれ輸入者又は処分者及び輸入国について適用する。

(c)　締約国である通過国によってのみ定義され又は認められているときは、４の規定を当該通過国について適用する。

6　輸出国は、同一の物理的及び化学的特性を有する有害廃棄物又は他の廃棄物が、輸出国の同一の出国税関及び輸入国の同一の入国税関を経由して、並びに通過のときは通過国の同一の入国税関及び出国税関を経由して、同一の処分者に定期的に運搬される場合には、関係国の書面による同意を条件として、発生者又は輸出者が包括的な通告を行うことを許可することができる。

7　関係国は、運搬される有害廃棄物又は他の廃棄物に関する一定の情報（正確な量、定期的に作成する一覧表等）が提供されることを条件として、６に規定する包括的な通告を行うことにつき書面により同意することができる。

8　６及び７に規定する包括的な通告及び書面による同意は、最長十二箇月の期間における有害廃棄物又は他の廃棄物の二回以上の運搬について適用することができる。

9　締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に責任を有するそれぞれの者が当該有害廃棄物又は他の廃棄物の引渡し又は受領の際に移動書類に署名することを義務付ける。締約国は、また、処分者が、輸出者及び輸出国の権限のある当局の双方に対し、当該有害廃棄物又は他の廃棄物を受領したことを通報し及び通告に明記する処分が完了したことを相当な期間内に通報することを義務付ける。これらの通報が輸出国において受領されない場合には、輸出国の権限のある当局又は輸出者は、その旨を輸入国に通報する。

10　この条の規定により義務付けられる通告及び回答

は、関係締約国の権限のある当局又は非締約国の適当と認める政府当局に送付する。

11　有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越えるいかなる移動も、輸入国又は締約国である通過国が義務付けることのある保険、供託金その他の保証によって担保する。

第七条　締約国から非締約国を通過して行われる国境を越える移動

前条1の規定は、必要な変更を加えて、締約国から非締約国を通過して行われる有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動について適用する。

第八条　再輸入の義務

この条約の規定に従うことを条件として関係国の同意が得られている有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が、契約の条件に従って完了することができない場合において、輸入国が輸出国及び事務局に対してその旨を通報した時から九十日以内に又は関係国が合意する他の期間内に当該有害廃棄物又は他の廃棄物が環境上適正な方法で処分されるための代替措置をとることができないときは、輸出国は、輸出者が当該有害廃棄物又は他の廃棄物を輸出国内に引き取ることを確保する。このため、輸出国及び締約国である通過国は、当該有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出国への返還に反対し、及びその返還を妨害し又は防止してはならない。

第九条　不法取引

1　この条約の適用上、次のいずれかに該当する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動は、不法取引とする。

(a)　この条約の規定に従う通告がすべての関係国に対して行われていない移動

(b)　関係国からこの条約の規定に従う同意が得られていない移動

(c)　関係国の同意が偽造、虚偽の表示又は詐欺により得られている移動

(d)　書類と重要な事項において不一致がある移動

(e)　この条約の規定及び国際法の一般原則に違反して有害廃棄物又は他の廃棄物を故意に処分すること（例えば、投棄すること。）となる移動

2　有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が輸出者又は発生者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸出国は、輸出国に当該不法取引が通報された時から三十日以内又は関係国が合意する他の期間内に、当該有害廃棄物又は他の廃棄物に関し次のことを確保する。

(a)　輸出者若しくは発生者若しくは必要な場合には輸出国が自国に引き取ること又はこれが実際的でないときは、

(b)　この条約の規定に従って処分されること。

このため、関係締約国は、当該有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出国への返還に反対し、及びその返還を妨害し又は防止してはならない。

3　有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が輸入者又は処分者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸入国は、当該不法取引を輸入国が知るに至った時から三十日以内又は関係国が合意する他の期間内に、輸入者若しくは処分者又は必要なときは輸入国が当該有害廃棄物又は他の廃棄物を環境上適正な方法で処分することを確保する。このため、関係締約国は、必要に応じ、当該有害廃棄物又は他の廃棄物を環境上適正な方法で処分することについて協力する。

4　不法取引の責任を輸出者若しくは発生者又は輸入者若しくは処分者のいずれにも帰することができない場合には、関係締約国又は適当なときは他の締約国は、協力して、輸出国若しくは輸入国又は適当なときは他の場所において、できる限り速やかに当該有害廃棄物又は他の廃棄物を環境上適正な方法で処分することを確保する。

5　締約国は、不法取引を防止し及び処罰するため、適当な国内法令を制定する。締約国は、この条の目的を達成するため、協力する。

第十条　国際協力

1　締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を改善し及び達成するため、相互に協力する。

2　締約国は、この目的のため、次のことを行う。

(a)　要請に応じ、二国間であるか多数国間であるかを問わず、有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理（有害廃棄物及び他の廃棄物の適切な処理のための技術上の基準及び実施方法の調整を含む。）を促進するため、情報を利用できるようにすること。

(b)　有害廃棄物の処理が人の健康及び環境に及ぼす影響を監視することについて協力すること。

(c)　有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を実行可能な限り除去するため、並びに有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を確保する一層効果的かつ効率的な方法（新たな又は改善された技術の採用が経済上、社会上及び環境上及ぼす影響についての研究を含む。）を確立するため、新たな環境上適正な廃棄物低減技術の開発及び実施並びに既存の技術の改善につき、自国の法令及び政策に従って協力すること。

(d)　有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理に関係する技術及び処理方式の移転につき、自国の法令及び政策に従って積極的に協力すること。また、締約国、特にこの分野において技術援助を必要とし及び要請する締約国の技術上の能力の開発について協力すること。

(e)　適当な技術上の指針又は実施基準の開発について協力すること。

3　締約国は、第四条2の(a)から(d)までの規定の実施について開発途上国を援助するため、適当な協力のための手段を用いる。

4　開発途上国の必要を考慮して、公衆の意識の向上、有害廃棄物及び他の廃棄物の適正な処理の発展並びに新たな廃棄物低減技術の採用を特に促進するため、締約国と関係国際機関との間の協力が奨励される。

第十一条　二国間の、多数国間の及び地域的な協定

1　第四条5の規定にかかわらず、締約国は、締約国又は非締約国との間で有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めを締結することができる。ただし、当該協定又は取決めは、この条約により義務付けられる有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を害するものであってはならない。当該協定又は取決めは、特に開発途上国の利益を考慮して、この条約の定める規定以上に環境上適正な規定を定めるものとする。

2　締約国は、1に規定する協定又は取決め及びこの条約が自国に対し効力を生ずるに先立ち締結した二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めであって、これらの協定又は取決めの締約国間でのみ行われる有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動を規制する目的を有するものを事務局に通告する。この条約のいかなる規定も、これらの協定又は取決めがこの条約により義務付けられる有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理と両立する限り、これらの協定又は取決めに従って行われる国境を越える移動に影響を及ぼすものではない。

第十二条　損害賠償責任に関する協議

締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及び処分から生ずる損害に対する責任及び賠償の分野において適当な規則及び手続を定める議定書をできる限り速やかに採択するため、協力する。

第十三条　情報の送付

1　締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動又はその処分が行われている間に、他の国の人の健康及び環境に危害を及ぼすおそれがある事故が発生した場合において、その事故を知るに至ったときはいつでも、当該他の国が速やかに通報を受けることを確保する。

2　締約国は、相互に、事務局を通じ、次の通報を行う。

(a)　権限のある当局又は中央連絡先の指定の変更に関する第五条の規定による通報

(b)　有害廃棄物の国内の定義の変更に関する第三条の規定による通報

(c)　自国の管轄の下にある地域における有害廃棄物又は他の廃棄物の処分を目的とする輸入につき全面的又は部分的に同意しない旨の決定

(d)　有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を制限し又は禁止する旨の決定

(e)　4の規定に従って送付の義務を負うその他の情報

3　締約国は、自国の法令に従い、事務局を通じ、第十五条の規定により設置する締約国会議に対し、各暦年の終わりまでに、次の情報を含む前暦年に関する報告を送付する。

(a)　第五条の規定に従い締約国によって指定された権限のある当局及び中央連絡先

(b)　締約国が関係する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する次の事項を含む情報

(i)　輸出された有害廃棄物及び他の廃棄物の量、分類、特性、目的地及び通過国並びに通告に対する回答に記載された処分の方法

(ii)　輸入された有害廃棄物及び他の廃棄物の量、分類、特性、発生地及び処分の方法

(iii)　予定されたとおりに行われなかった処分

(iv)　国境を越える移動の対象となる有害廃棄物及び他の廃棄物の量の削減を達成するための努力

(c)　この条約の実施のために締約国がとった措置に関する情報

(d)　有害廃棄物又は他の廃棄物の発生、運搬及び処分が人の健康及び環境に及ぼす影響について締約国が作成した提供可能かつ適切な統計に関する情報

(e)　第十一条の規定に従って締結した二国間の、多数国間の及び地域的な協定及び取決めに関する情報

(f)　有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及び処分が行われている間に発生した事故並びにその事故を処理するためにとられた措置に関する情報

(g)　管轄の下にある地域において用いられた処分の方法に関する情報

(h)　有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を削減し又は無くすための技術の開発のためにとられた措置に関する情報

(i)　締約国会議が適当と認めるその他の事項

4　特定の有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動により自国の環境が影響を受けるおそれがあると認めるいずれかの締約国が要請した場合には、締約国は、自国の法令に従い、当該移動に関する通告及びその通告に対する回答の写しを事務局に対し送付することを確保する。

第十四条　財政的な側面

1　締約国は、各地域及び各小地域の特別の必要に応じ、有害廃棄物及び他の廃棄物を処理し並びに有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とすることに関する訓練及び技術移転のための地域又は小地域のセンターが設立されるべきであることに同意する。締約国は、任意の性質を有する資金調達のための適当な仕組みを確立することについて決定を行う。

2　締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動により又は有害廃棄物及び他の廃棄物の処分中に発生する事故による損害を最小のものにとどめるため、緊急事態における暫定的な援助を行うための回転資金の設立を検討する。

第十五条　締約国会議

1　この条約により締約国会議を設置する。締約国会議の第一回会合は、ＵＮＥＰ事務局長がこの条約の効力発生の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、第一回会合において決定する一定の間隔で開催する。

2　締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認め

るとき又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。

3　締約国会議は、締約国会議及び締約国会議が設置する補助機関の手続規則並びに特にこの条約に基づく締約国の財政的な参加について定める財政規則をコンセンサス方式により合意し及び採択する。

4　締約国は、その第一回会合において、この条約の規定の範囲内で海洋環境の保護及び保全に関する責任を果たす上で役立つ必要な追加的措置を検討する。

5　締約国会議は、この条約の効果的な実施について絶えず検討し及び評価し、更に、次のことを行う。

(a)　有害廃棄物及び他の廃棄物による人の健康及び環境に対する害を最小のものにとどめるための適当な政策、戦略及び措置の調整を促進すること。

(b)　必要に応じ、利用可能な科学、技術、経済及び環境に関する情報を特に考慮して、この条約及びその附属書の改正を検討し及び採択すること。

(c)　この条約の実施並びに第十一条に規定する協定及び取決めの実施から得られる経験に照らして、この条約の目的の達成のために必要な追加的行動を検討し及びとること。

(d)　必要に応じ、議定書を検討し及び採択すること。

(e)　この条約の実施に必要と認められる補助機関を設置すること。

6　国際連合及びその専門機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることができる。有害廃棄物又は他の廃棄物に関連のある分野において認められた団体又は機関（国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のもののいずれであるかを問わない。）であって、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーを出席させることを認められる。オブザーバーの出席及び参加は、締約国会議が採択する手続規則の適用を受ける。

7　締約国会議は、この条約の効力発生の三年後に及びその後は少なくとも六年ごとに、この条約の有効性について評価を行い、並びに必要と認める場合には、最新の科学、環境、技術及び経済に関する情報に照らして有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動の完全又は部分的な禁止措置の採用について検討を行う。

第十六条　事務局

1　事務局は、次の任務を遂行する。

(a)　前条及び次条に規定する会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。

(b)　第三条、第四条、第六条、第十一条及び第十三条の規定により受領した情報、前条の規定により設置される補助機関の会合から得られる情報並びに適当な場合には関連する政府間機関及び非政府機関により提供される情報に基づく報告書を作成し及び送付すること。

(c)　この条約に基づく任務を遂行するために行った活動に関する報告書を作成し及びその報告書を締約国会議に提供すること。

(d)　他の関係国際団体との必要な調整を行うこと。特に、その任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。

(e)　第五条の規定に従い締約国が指定した中央連絡先及び権限のある当局との間の連絡を行うこと。

(f)　国内の有害廃棄物及び他の廃棄物の処分のために利用可能な締約国の認められた場所及び施設に関する情報を収集し及びその情報を締約国に送付すること。

(g)　要請に応じ、締約国を援助するため、次の情報を締約国から受領し、締約国に伝達すること。

技術援助及び訓練の提供元

利用可能な技術上及び科学上のノウハウ

助言及び専門的知識の提供元

資源の利用可能性

前記の援助は、次のような分野を対象とする。

この条約の通告制度の運用

有害廃棄物及び他の廃棄物の処理

有害廃棄物及び他の廃棄物に関する環境上適正な技術（例えば、廃棄物低減技術及び廃棄物無発生化技術）

処分能力及び処分場所の評価

有害廃棄物及び他の廃棄物の監視

緊急事態への対応

(h)　締約国が、有害廃棄物又は他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合において要請するときは、国境を越える移動に関する通告、当該有害廃棄物若しくは他の廃棄物の運搬が通告に従っていること又は当該有害廃棄物若しくは他の廃棄物のために予定されている処分施設が環境上適正であることを審査することにつき当該締約国を援助することができ、かつ、必要な技術能力を有するコンサルタント又はコンサルタント会社に関する情報を当該締約国に提供すること。このような審査の費用は、事務局が負担するものではない。

(i)　不法取引の事実を確認するため要請に応じ締約国を援助し及び不法取引に関して入手した情報を関係締約国に対し直ちに送付すること。

(j)　緊急事態が発生した国に対し迅速な援助を行うため、専門家及び機材の提供につき締約国及び権限のある関係国際機関と協力すること。

(k)　締約国会議が決定するところに従い、この条約の目的に関係する他の任務を遂行すること。

2　事務局の任務は、前条の規定に従って開催される締約国会議の第一回会合が終了するまでは、UNEP が暫定的に遂行する。

3　締約国会議は、第一回会合において、この条約に基づく事務局の任務を遂行する意思を表明した既存の適

当な政府間機関の中から事務局を指定する。締約国会議は、また、同会合において、暫定の事務局が課された任務、特にIに規定する任務の実施状況を評価し、及びこれらの任務に適した組織を決定する。

第十七条　この条約の改正

1　締約国は、この条約の改正を提案することができるものとし、また、議定書の締約国は、当該議定書の改正を提案することができる。改正に当たっては、特に、関連のある科学的及び技術的考慮を十分に払うこととする。

2　この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。議定書の改正は、当該議定書の締約国の会合において採択する。この条約及び議定書の改正案は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、改正案をこの条約の署名国にも参考のために通報する。

3　締約国は、この条約の改正案につき、コンセンサス方式により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数票による議決で採択するものとし、寄託者は、これをすべての締約国に対し批准、承認、正式確認又は受諾のために送付する。

4　3に定める手続は、議定書の改正について準用する。ただし、議定書の改正案の採択は、当該会合に出席しかつ投票する当該議定書の締約国の三分の二以上の多数票による議決で足りる。

5　改正の批准書、承認書、正式確認書又は受諾書は、寄託者に寄託する。3又は4の規定に従って採択された改正は、改正を受け入れた締約国の少なくとも四分の三又は改正を受け入れた関連議定書の締約国の少なくとも三分の二の批准書、承認書、正式確認書又は受諾書を寄託者が受領した後九十日目の日に、当該改正を受け入れた締約国の間で効力を生ずる。改正は、他の締約国が当該改正の批准書、承認書、正式確認書又は受諾書を寄託した後九十日目の日に当該他の締約国について効力を生ずる。ただし、関連議定書に改正の発効要件について別段の定めがある場合を除く。

6　この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。

第十八条　附属書の採択及び改正

1　この条約の附属書又は議定書の附属書は、それぞれ、この条約又は当該議定書の不可分の一部を成すものとし、「この条約」又は「議定書」というときは、別段の明示の定めがない限り、附属書を含めていうものとする。附属書は、科学的、技術的及び事務的な事項に限定される。

2　この条約の追加附属書又は議定書の附属書の提案、採択及び効力発生については、次の手続を適用する。ただし、議定書に当該議定書の附属書に関して別段の定めがある場合を除く。

(a)　この条約の追加附属書及び議定書の附属書は、前条の2から4までに定める手続を準用して提案され及び採択される。

(b)　締約国は、この条約の追加附属書又は自国が締約国である議定書の附属書を受諾することができない場合には、その旨を、寄託者が採択を通報した日から六箇月以内に、寄託者に対して書面により通告する。寄託者は、受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行った異議の宣言に代えて受諾を行うことができるものとし、この場合において、これらの附属書は、当該締約国について効力を生ずる。

(c)　これらの附属書は、寄託者による採択の通報の送付の日から六箇月を経過した時に、(b)の規定に基づく通告を行わなかったこの条約又は関連議定書のすべての締約国について効力を生ずる。

3　この条約の附属書及び議定書の附属書の改正の提案、採択及び効力発生は、この条約の附属書及び議定書の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。附属書の作成及び改正に当たっては、特に、関連のある科学的及び技術的考慮を十分に払うこととする。

4　附属書の追加又は改正がこの条約又は議定書の改正を伴うものである場合には、追加され又は改正された附属書は、この条約又は当該議定書の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

第十九条　検証

いずれの締約国も、他の締約国がこの条約に基づく義務に違反して行動し又は行動したと信ずるに足りる理由がある場合には、その旨を事務局に通報することができるものとし、その通報を行うときは、同時かつ速やかに、直接又は事務局を通じ、申立ての対象となった当該他の締約国にその旨を通報する。すべての関連情報は、事務局が締約国に送付するものとする。

第二十条　紛争の解決

1　この条約又は議定書の解釈、適用又は遵守に関して締約国間で紛争が生じた場合には、当該締約国は、交渉又はその選択する他の平和的手段により紛争の解決に努める。

2　関係締約国が1に規定する手段により紛争を解決することができない場合において紛争当事国が合意するときは、紛争は、国際司法裁判所に付託し又は仲裁に関する附属書VIに規定する条件に従い仲裁に付する。もっとも、紛争を国際司法裁判所へ付託し又は仲裁に付することについて合意に達しなかった場合においても、当該締約国は、1に規定する手段のいずれかにより紛争を解決するため引き続き努力する責任を免れない。

3　国及び政治統合又は経済統合のための機関は、この条約の批准、受諾、承認若しくは正式確認若しくはこれへの加入の際に又はその後いつでも、同一の義務を受諾する締約国との関係において紛争の解決のための

次のいずれかの手段を当然にかつ特別の合意なしに義務的であると認めることを宣言することができる。

(a) 国際司法裁判所への紛争の付託

(b) 附属書Ⅵに規定する手続に従う仲裁

その宣言は、事務局に対し書面によって通告するものとし、事務局は、これを締約国に送付する。

第二十一条 署名

この条約は、千九百八十九年三月二十二日にバーゼルにおいて、千九百八十九年三月二十三日から同年六月三十日まではベルンにあるスイス連邦外務省において、及び千九百八十九年七月一日から千九百九十年三月二十二日まではニュー・ヨークにある国際連合本部において、国、国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビア及び政治統合又は経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第二十二条 批准、受諾、正式確認又は承認

1 この条約は、国及び国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビアによって批准され、受諾され又は承認されなければならず、また、政治統合又は経済統合のための機関によって正式確認され又は承認されなければならない。批准書、受諾書、正式確認書又は承認書は、寄託者に寄託する。

2 この条約の締約国となる1の機関で当該機関のいずれの構成国も締約国となっていないものは、この条約に基づくすべての義務を負う。当該機関及びその一又は二以上の構成国がこの条約の締約国である場合には、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく義務の履行についてそれぞれの責任を決定する。この場合において、当該機関及びその構成国は、この条約に基づく権利を同時に行使することができない。

3 1の機関は、この条約の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約の正式確認書又は承認書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報し、寄託者は、これを締約国に通報する。

第二十三条 加入

1 この条約は、この条約の署名のための期間の終了後は、国及び国際連合ナミビア理事会により代表されるナミビア並びに政治統合又は経済統合のための機関による加入のために開放しておく。加入書は、寄託者に寄託する。

2 1の機関は、この条約の規律する事項に関する当該機関の権限の範囲をこの条約への加入書において宣言する。当該機関は、また、その権限の範囲の実質的な変更を寄託者に通報する。

3 前条2の規定は、この条約に加入する政治統合又は経済統合のための機関についても適用する。

第二十四条 投票権

1 2の規定の適用がある場合を除くほか、この条約の各締約国は、一の票を有する。

2 政治統合又は経済統合のための機関は、第二十二条3の規定及び前条2の規定により宣言されたその権限の範囲内の事項について、この条約又は関連議定書の締約国であるその構成国の数と同数の票を投ずる権利を行使する。当該機関は、その構成国が自国の投票権を行使する場合には、投票権を行使してはならない。その逆の場合も、同様とする。

第二十五条 効力発生

1 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、正式確認書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、二十番目の批准書、受諾書、承認書、正式確認書又は加入書の寄託の後にこれを批准し、受諾し、承認し若しくは正式確認し又はこれに加入する国及び政治統合又は経済統合のための機関については、当該国又は当該機関による批准書、受諾書、承認書、正式確認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

3 政治統合又は経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第二十六条 留保及び宣言

1 この条約については、留保を付することも、また、適用除外を設けることもできない。

2 1の規定は、この条約の署名、批准、受諾、承認若しくは正式確認又はこれへの加入の際に、国及び政治統合又は経済統合のための機関が、特に当該国又は当該機関の法令をこの条約に調和させることを目的として、用いられる文言及び名称のいかんを問わず、宣言又は声明を行うことを排除しない。ただし、このような宣言又は声明は、当該国に対するこの条約の適用において、この条約の法的効力を排除し又は変更することを意味しない。

第二十七条 脱退

1 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、この条約から脱退することができる。

2 脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した後一年を経過した日又はそれよりも遅い日であって脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

第二十八条 寄託者

国際連合事務総長は、この条約及び議定書の寄託者とする。

第二十九条 正文

この条約のアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の原本は、ひとしく正文とする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十九年三月二十二日にバーゼルで作成した。

附属書Ⅰ 規制する廃棄物の分類

廃棄の経路

Y1 病院、医療センター及び診療所における医療行為

から生ずる医療廃棄物
Y2　医薬品の製造及び調剤から生ずる廃棄物
Y3　廃医薬品
Y4　駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Y5　木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Y6　有機溶剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Y7　熱処理及び焼戻作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物
Y8　当初に意図した使用に適しない廃鉱油
Y9　油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物
Y10　ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）若しくはポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含み又はこれらにより汚染された廃棄物質及び廃棄物品
Y11　精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタール状の残滓
Y12　インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Y13　樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Y14　研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学物質であって、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの
Y15　この条約以外の法的な規制の対象とされていない爆発性の廃棄物
Y16　写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Y17　金属及びプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物
Y18　産業廃棄物の処分作業から生ずる残滓
次に掲げる成分を含有する廃棄物
Y19　金属カルボニル
Y20　ベリリウム、ベリリウム化合物
Y21　六価クロム化合物
Y22　銅化合物
Y23　亜鉛化合物
Y24　砒素、砒素化合物
Y25　セレン、セレン化合物
Y26　カドミウム、カドミウム化合物
Y27　アンチモン、アンチモン化合物
Y28　テルル、テルル化合物
Y29　水銀、水銀化合物
Y30　タリウム、タリウム化合物
Y31　鉛、鉛化合物
Y32　ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物
Y33　無機シアン化合物
Y34　酸性溶液又は固体状の酸
Y35　塩基性溶液又は固体状の塩基
Y36　石綿（粉じん及び繊維状のもの）
Y37　有機りん化合物
Y38　有機シアン化合物
Y39　フェノール、フェノール化合物（クロロフェノールを含む。）
Y40　エーテル
Y41　ハロゲン化された有機溶剤
Y42　ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤
Y43　ポリ塩化ジベンゾフラン類
Y44　ポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン類
Y45　この附属書（例えば、Ｙ39及びＹ41からＹ44まで）に掲げる物質以外の有機ハロゲン化合物
(a)　この条約の適用を容易にするため、並びに(b)、(c)及び(d)の規定に従うことを条件として、附属書Ⅷに掲げる廃棄物は、この条約第一条１(a)の規定に従い有害な特性を有するものとし、及び附属書Ⅸに掲げる廃棄物は、この条約第一条１(a)の規定の適用を受けない。
(b)　附属書Ⅷに掲げる廃棄物への指定は、特別の場合には、当該廃棄物がこの条約第一条１(a)の規定に従い有害でないことを証明するために附属書Ⅲを利用することを排除しない。
(c)　附属書Ⅸに掲げる廃棄物への指定は、特別の場合において、当該廃棄物が附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの物を含むときは、この条約第一条１(a)の規定に従い、当該廃棄物が有害な特性を有するものであるとすることを排除しない。
(d)　附属書Ⅷ及び附属書Ⅸは、廃棄物の特性を明らかにすることを目的とするこの条約第一条１(a)の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

附属書Ⅱ　特別の考慮を必要とする廃棄物の分類

Y46　家庭から収集される廃棄物
Y47　家庭の廃棄物の焼却から生ずる残滓
Y48　プラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含むものとし、次のものを除く。）（注１、注２）
この条約の第一条１(a)に規定する有害廃棄物であるプラスチックの廃棄物（附属書ⅧＡ表の関連項目Ａ三二一〇参照）
次に掲げるプラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用すること（注３）を目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない（注４）もの
主として（注５）一のハロゲン化されていない重合体（次の重合体を含むが、これらに限定されない。）から成るプラスチックの廃棄物
ポリエチレン（ＰＥ）
ポリプロピレン（ＰＰ）
ポリスチレン（ＰＳ）
アクリロニトリルブタジエンスチレン（ＡＢＳ）
ポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）
ポリカーボネート（ＰＣ）
ポリエーテル
主として（注５）一の硬化した樹脂又は縮合物（次

の樹脂を含むが、これらに限定されない。）から成るプラスチックの廃棄物
尿素ホルムアルデヒド樹脂
フェノールホルムアルデヒド樹脂
メラミンホルムアルデヒド樹脂
エポキシ樹脂
アルキド樹脂
主として（注５）次の一のふっ化重合体から成るプラスチックの廃棄物（消費者によって捨てられた廃棄物を除く。）
パーフルオロエチレン―プロピレン（ＦＥＰ）
パーフルオロアルコキシアルカン
テトラフルオロエチレン―パーフルオロアルキルビニルエーテル（ＰＦＡ）
テトラフルオロエチレン―パーフルオロメチルビニルエーテル（ＭＦＡ）
ふっ化ポリビニル（ＰＶＦ）
ふっ化ポリビニリデン（ＰＶＤＦ）
ポリエチレン（ＰＥ）、ポリプロピレン（ＰＰ）又はポリエチレンテレフタレート（ＰＥＴ）から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用すること（注６）を目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない（注４）もの

注１　このＹ48の規定は、二千二十一年一月一日に効力を生ずる。

注２　締約国は、このＹ48の規定に関し、一層厳しい要件を課することができる。

注３　溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用（附属書ⅣＢ表Ｒ３）又は必要なときは、一度限りの一時保管（ただし、一時保管後にＲ３に規定する作業を行い、契約に関する又は関連する正式な書類によって証明することを条件とする。）

注４　「ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない」の語に関しては、国際規格及び国内規格において、判断の基準を示すことができる。

注５　「主として」の語に関しては、国際規格及び国内規格において、判断の基準を示すことができる。

注６　溶剤として使用しない有機物の事前の分別を伴う再生利用若しくは回収利用（附属書ⅣＢ表Ｒ３）又は必要なときは、一度限りの一時保管（ただし、一時保管後にＲ３に規定する作業を行い、契約に関する又は関連する正式な書類によって証明することを条件とする。）

附属書Ⅲ　有害な特性の表

特性	分類記号	国際連合分類区分（注）
爆発性 爆発性の物質又は廃棄物とは、固体又は液体と物質又は廃棄物（又はこれらの混合物）であって、化学反応によりそれ自体が周囲に対して損害を引き起こすような温度、圧力及び速度でガスを発生することが可能なものをいう。	Ｈ１	1
引火性の液体 引火性の液体とは、液体、液体の混合物、固体を溶解した液体又は懸濁液（例えば、塗料、ワニス、ラッカー等が該当するが、危険な特性により他に分類される物質及び廃棄物は、除く。）であって、密閉容器試験において摂氏六十・五度以下又は開放容器試験において摂氏六十五・六度以下の温度で引火性の蒸気を発生するものをいう（開放容器試験及び密閉容器試験の結果は、厳密に同じものではないこともあり、また、同一の試験による個々の結果さえも異なることが多いので、このような相違を考慮に入れるためこれらの数値とは異なる基準を設けることは、この定義の考え方の許容するところである。）。	Ｈ３	3

	４・１	４・２	４・３	５・１
	Ｈ４・１	Ｈ４・２	Ｈ４・３	Ｈ５・１
	可燃性の固体 固体又は固体廃棄物（爆発性に分類されるものを除く。）であって、運搬中に起こることのある条件の下で、燃焼しやすく又は摩擦により、燃焼を引き起こし若しくは燃焼を助けるもの	自然発火しやすい物質又は廃棄物 運搬中における通常の条件の下で自然に発熱することにより又は空気と作用して発熱することにより発火しやすい物質又は廃棄物	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物 水との相互作用により、自然発火しやすくなり又は危険な量の引火性ガスを発生しやすい物質又は廃棄物	酸化性 それ自体には必ずしも燃焼性はないが、一般的に酸素を発生することにより他の物を

	5・2	燃焼させ又は他の物の燃焼を助ける物質又は廃棄物			
	H5・2	有機過酸化物 二価の―O―O―構造を含む有機物質又は廃棄物は、発熱を伴う自己加速的な分解を行うことのある熱に対して不安定な物質である。			
6・1	H6・1	毒性（急性） えん下し、吸入し又は皮膚接触した場合に、死若しくは重大な傷害を引き起こし又は人の健康を害しやすい物質又は廃棄物			
6・2	H6・2	病毒をうつしやすい物質 動物若しくは人に疾病を引き起こすことが知られ若しくは疑われている生きた微生物又はその毒素を含有する物質又は廃棄物			
8	H8	腐食性 化学作用により、生体組織に接触した場合に重大な傷害を生じ又は漏出した場合に他の物品若しくは運搬手段に著しい損害を与え若しくはこれらを破壊する物質又は廃棄物（これらの物質又は廃棄物は、他の有害な作用も引き起こすことがある。）			
9	H10	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生 空気又は水との相互作用により、危険な量の毒性ガスを発生しやすい物質又は廃棄物			

9	9	9
H11	H12	H13
毒性（遅発性又は慢性） 吸入し若しくは摂取し又は皮膚に浸透した場合に、発がん性を含む遅発性又は慢性の影響を及ぼすことのある物質又は廃棄物	生態毒性 放出された場合に、生物濃縮により又は生物系に対する毒性作用により、環境に対し即時又は遅発性の悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある物質又は廃棄物	処分の後、何らかの方法により、この表に掲げる特性を有する他の物（例えば、浸出液）を生成することが可能な物

注　この分類区分は、危険物の運搬に関する国際連合勧告（千九百八十八年にニュー・ヨークの国際連合において採択された文書ＳＴ―ＳＧ―ＡＣ・一〇―一　改定第五版）に規定する有害な特性の分類制度に対応するものである。

試験

ある種の廃棄物がもたらす潜在的な危害は、まだ完全に立証されておらず、このような危害を定量的に明らかにする試験は、存在しない。当該廃棄物がもたらす人又は環境への潜在的な危害の特性を表す方法を開発するため、更に、研究が必要である。標準的な試験は、不純物を含まない物質及び物に関して開発されてきたものである。附属書Ⅰに掲げる物がこの附属書に掲げるいずれの特性を示すかを決定するため、多数の国が、これらの物について適用することのできる国内的な試験を開発してきた。

附属書Ⅳ　処分作業

Ａ　資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない作業

このＡ表は、資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない処分作業であって実際に行われるすべてのものを含む。

Ｄ１　地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）

Ｄ２　土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）

Ｄ３　地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）

Ｄ４　表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること。）

Ｄ５　特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること。）

Ｄ６　海洋を除く水域への放出

Ｄ７　海洋への放出（海底下への挿入を含む。）

Ｄ８　この附属書において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこのＡ表に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの

Ｄ９　この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこのＡ表に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煆焼（か）、中和、沈殿）

Ｄ10　陸上における焼却

Ｄ11　海洋における焼却

Ｄ12　永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること。）

Ｄ13　このＡ表に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合

D14　このA表に掲げるいずれかの作業に先立つこん包
D15　このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管
B　資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用に結びつく作業
このB表は、有害廃棄物であると法的に定義され又は認められている物であって、このB表に掲げる作業が行われなかった場合には、A表に掲げる作業が行われていたはずのものに関するすべての作業を含む。
R1　燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用
R2　溶剤の回収利用又は再生
R3　溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
R4　金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
R5　その他の無機物の再生利用又は回収利用
R6　酸又は塩基の再生
R7　汚染の除去のために使用した成分の回収
R8　触媒からの成分の回収
R9　使用済みの油の精製又はその他の再利用
R10　農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
R11　R1からR10までに掲げる作業から得られた残滓の利用
R12　R1からR11までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
R13　このB表に掲げるいずれかの作業のための物の集積

附属書ⅤA　通告の際に提供する情報

1　廃棄物の輸出の理由
2　廃棄物の輸出者（注1）
3　廃棄物の発生者及び発生の場所（注1）
4　廃棄物の処分者及び実際の処分の場所（注1）
5　判明している場合には、予定されている廃棄物の運搬者又はその委託を受けた者（注1）
6　廃棄物の輸出国
権限のある当局（注2）
7　予定されている通過国
権限のある当局（注2）
8　廃棄物の輸入国
権限のある当局（注2）
9　包括的な通告であるか個別的な通告であるかの別
10　予定されている廃棄物の発送日及び輸出の期間並びに予定されている運搬経路（入国及び出国の地点を含む。）（注3）
11　予定されている運搬手段（道路、鉄道、海路、空路及び内水航路）
12　保険に関する情報（注4）
13　廃棄物の名称及び性状（Y番号、国際連合番号及び組成（注5）を含む。）並びにその取扱いのための特別の要件（事故の場合の緊急の措置を含む。）に関する情報
14　予定されているこん包の形態（例えば、ばら積み、ドラム缶入り、タンカー）
15　重量及び体積の見積り（注6）
16　廃棄物が発生した過程（注7）
17　附属書Ⅰに掲げる廃棄物については、附属書Ⅲによる分類（有害な特性、H番号及び国際連合分類区分）
18　附属書Ⅳに従った処分の方法
19　情報が正確である旨の発生者及び輸出者による申告
20　廃棄物の処分者から輸出者又は発生者に送付された情報（施設に関する技術的な記述を含む。）であって、当該廃棄物が輸入国の法令に従って環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由はないとの処分者の評価の根拠となったもの
21　輸出者と処分者との間の契約に関する情報

注釈
注1　正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号並びに連絡責任者の氏名及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号
注2　正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号
注3　複数回の運搬を対象とする包括的な通告の場合において、個々の運搬の予定日又はこれが不明のときは、運搬の予定回数を明記することが必要となる。
注4　関連する保険の要件に関する情報並びに輸出者、運搬者及び処分者が当該要件をどのように満たしているかに関する情報
注5　廃棄物の取扱い及び予定されている処分の方法の双方において当該廃棄物がもたらす毒性その他の危険性の観点から最も有害な諸成分の性質及び濃度
注6　複数回の運搬を対象とする包括的な通告の場合には、総量の見積り及び個別の運搬量の見積りの双方を明記することが必要となる。
注7　有害性を評価し及び予定されている処分作業の妥当性を判定するために必要な場合に限る。

附属書ⅤB　移動書類に記載する情報

1　廃棄物の輸出者（注1）
2　廃棄物の発生者及び発生の場所（注1）
3　廃棄物の処分者及び実際の処分の場所（注1）
4　廃棄物の運搬者（注1）又はその委託を受けた者
5　包括的な通告であるか個別的な通告であるかの別
6　国境を越える移動の開始の日付並びに廃棄物に責任を有するそれぞれの者による受領の日付及び署名
7　運搬手段（道路、鉄道、内水航路、海路及び空路）並びに輸出国、通過国及び輸入国並びに指定されている場合には入国及び出国の地点
8　廃棄物の概要（性状、危険物の運搬に関する国際連合勧告に規定する正規の品名、国際連合分類区分及び国際連合番号並びに該当するY番号及びH番号）
9　事故の場合の緊急の措置を含む取扱いのための特別の要件に関する情報

10　こん包の形態及び数
11　重量及び体積
12　情報が正確である旨の発生者又は輸出者による申告
13　締約国であるいずれの関係国の権限のある当局からも異議がないことを示す発生者又は輸出者による申告
14　指定された処分施設において受領した旨の処分者による証明並びに処分の方法及び処分の予定日の指定

注釈

移動書類に必要な情報は、可能な場合には、運搬規則に基づく必要な情報とともに一の書類に統合する。これが可能でない場合には、移動書類に必要な情報は、運搬規則に基づく必要な情報と重複するよりはこれを補完するものとなるようにする。移動書類には、いずれの者が情報を提供し及び書式に記入するかについての指示を明記する。

注1　正式の名称及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号並びに緊急の場合の連絡責任者の氏名及び住所並びに電話、テレックス又はファクシミリの番号

附属書VI　仲裁

第一条

仲裁手続は、この条約第二十条に規定する合意に別段の定めがない限り、この附属書の次条から第十条までの規定に従って行われる。

第二条

申立国である締約国は、紛争当事国が、この条約第二十条の2又は3の規定に従って紛争を仲裁に付することに合意した旨を事務局に通告する。通告には、特に、その解釈又は適用が問題となっているこの条約の条文を含む。事務局は、受領した情報をこの条約のすべての締約国に対し送付する。

第三条

仲裁裁判所は、三人の仲裁人で構成する。各紛争当事国は、各一人の仲裁人を任命し、このようにして任命された二人の仲裁人は、合意により第三の仲裁人を指名し、第三の仲裁人は、当該仲裁裁判所において議長となる。議長は、いずれかの紛争当事国の国民であってはならず、いずれかの紛争当事国の領域に日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事国によっても雇用されてはならず、及び仲裁に付された紛争を仲裁人以外のいかなる資格においても取り扱ったことがあってはならない。

第四条

1　第二の仲裁人が任命された日から二箇月以内に仲裁裁判所の議長が指名されなかった場合には、国際連合事務総長は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、更に二箇月の期間内に議長を指名する。

2　いずれかの紛争当事国が要請を受けた後二箇月以内に仲裁人を任命しない場合には、他方の紛争当事国は、国際連合事務総長にその旨を通報し、同事務総長は、更に二箇月の期間内に仲裁裁判所の議長を指名する。指名の際に、仲裁裁判所の議長は、仲裁人を任命していない紛争当事国に対し、二箇月以内に仲裁人を任命するよう要請する。当該任命が行われることなく当該期間が経過した後は、議長は、その旨を同事務総長に通報し、同事務総長は、更に二箇月の期間内に当該任命を行う。

第五条

1　仲裁裁判所は、国際法及びこの条約の規定に従い、その決定を行う。

2　この附属書の規定に基づき構成される仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

第六条

1　手続及び実体に関する仲裁裁判所の決定は、いずれもその仲裁人の過半数による議決で行う。

2　仲裁裁判所は、事実を確定するため、すべての適当な措置をとることができる。仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠な保全のための暫定措置を勧告することができる。

3　紛争当事国は、仲裁手続の効果的な実施に必要なすべての便益を提供する。

4　一の紛争当事国の欠席は、仲裁手続を妨げるものではない。

第七条

仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し及び決定することができる。

第八条

仲裁裁判所が仲裁に付された紛争の特別の事情により別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用（仲裁人の報酬を含む。）は、紛争当事国が均等に負担する。仲裁裁判所は、すべての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。

第九条

いずれの締約国も、紛争の対象である事項につき当該仲裁の決定により影響を受けるおそれのある法律上の利害関係を有する場合には、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。

第十条

1　仲裁裁判所は、設置の日より五箇月以内にその仲裁判断を行う。ただし、必要と認める場合には、五箇月を超えない期間その期限を延長することができる。

2　仲裁裁判所の仲裁判断には、理由が付されなければならない。仲裁判断は、最終的なものであり、かつ、紛争当事国を拘束する。

3　仲裁判断の解釈又は履行に関し紛争当事国間で生ずるいかなる紛争も、いずれかの紛争当事国が、当該仲裁判断を行った仲裁裁判所に付託することができるものとし、また、当該仲裁裁判所に付託することができない場合には、最初のものと同様の方法によりこのために構成する別の仲裁裁判所に付託することができる。

附属書Ⅷ

A表

この附属書に掲げる廃棄物は、この条約第一条1(a)の規定に従い有害な特性を有する。この附属書に掲げる廃棄物への指定は、当該廃棄物が有害でないことを証明するために附属書Ⅲを利用することを排除しない。

A1　金属の廃棄物及び金属を含有する廃棄物

A一〇一〇　次のいずれかの金属の廃棄物及び当該金属の合金から成る廃棄物（B表に特に掲げるものを除く。）

アンチモン
砒素
ベリリウム
カドミウム
鉛
水銀
セレン
テルル
タリウム

A一〇二〇　次のいずれかを成分又は汚染物質として含む廃棄物（塊状の金属のものを除く。）

アンチモン、アンチモン化合物
ベリリウム、ベリリウム化合物
カドミウム、カドミウム化合物
鉛、鉛化合物
セレン、セレン化合物
テルル、テルル化合物

A一〇三〇　次のいずれかを成分又は汚染物質として含む廃棄物

砒素、砒素化合物
水銀、水銀化合物
タリウム、タリウム化合物

A一〇四〇　次のいずれかを成分として含む廃棄物

金属カルボニル
六価クロム化合物

A一〇五〇　めっき汚泥

A一〇六〇　金属の酸洗いから生ずる廃液

A一〇七〇　亜鉛精錬の過程から生ずる浸出残滓並びにジャロサイト、赤鉄鉱等の粉じん及び汚泥

A一〇八〇　B表に掲げられていない亜鉛の廃棄物の残滓で、附属書Ⅲの特性を示すのに十分な濃度で鉛及びカドミウムを含むもの

A一〇九〇　絶縁銅線の焼却から生ずる灰

A一一〇〇　銅精錬所のガス処理設備から生ずる粉じん及び残滓

A一一一〇　銅の電解精錬及び電解採取工程から生ずる使用済み電解液

A一一二〇　銅の電解精錬及び電解採取工程における電解液の浄化設備から生ずる汚泥（陽極スライムを除く。）

A一一三〇　溶解した銅を含む使用済みエッチング溶液

A一一四〇　塩化第二銅及びシアン化銅触媒の廃棄物

A一一五〇　B表に掲げられていない印刷回路基盤の焼却から生ずる貴金属の灰（注1）

A一一六〇　鉛蓄電池の廃棄物（破砕されているかいないかを問わない。）

A一一七〇　分別されていない電池の廃棄物（B表に掲げる電池のみの混合物を除く。）及びB表に掲げられていない電池の廃棄物で、有害なものとされる程度に附属書Ⅰの成分を含むもの

A一一八〇　電気部品及び電子部品の廃棄物又はそのくず（注2）で、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサーを構成物として含むもの又は附属書Ⅲに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Ⅰの成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染されているもの（B表の関連項目B一一一〇参照）（注3）

A一一九〇　附属書Ⅲの特性を示す程度に、コールタール、PCB、鉛、カドミウムその他の有機ハロゲン化合物又は附属書Ⅰのその他の成分を含み又はこれらにより汚染されたプラスチックで被覆され又は絶縁された金属ケーブル廃棄物

注1　B表の対象項目（B一一六〇）は、例外を明記していない。

注2　この項目には、発電所から生ずる部品のくずは含まない。

注3　PCBについては濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上のもの

A2　無機物を主成分とし、金属及び有機物を含む可能性を有する廃棄物

A二〇一〇　陰極線管その他の活性化ガラスから生ずるガラスのくず

A二〇二〇　液状又は泥状の無機ふっ素化合物の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A二〇三〇　触媒の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A二〇四〇　化学工業の工程から生ずる石膏こうの廃棄物（附属書Ⅲの有害な特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含む場合に限る。）（B表の関連項目B二〇八〇参照）

A二〇五〇　石綿の廃棄物（粉じん及び繊維状のもの）

A二〇六〇　石炭火力発電所の飛灰で附属書Ⅲの特性を示すのに十分な濃度で附属書Ⅰの物質を含むもの（B表の関連項目B二〇五〇参照）

A3　有機物を主成分とし、金属及び無機物を含む可能

性を有する廃棄物

A三〇一〇　石油コークス及びビチューメンの製造及び処理から生ずる廃棄物

A三〇二〇　当初に意図した使用に適しない廃鉱油

A三〇三〇　鉛アンチノック剤の汚泥を含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物

A三〇四〇　熱交換用媒体として使用された液体の廃棄物

A三〇五〇　樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）（B表の関連項目B四〇二〇参照）

A三〇六〇　ニトロセルロースの廃棄物

A三〇七〇　液状又は泥状のフェノールの廃棄物又はフェノール化合物の廃棄物（クロロフェノールを含む。）

A三〇八〇　エーテルの廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A三〇九〇　革の粉じん、灰、汚泥及び粉（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目B三一〇〇参照）

A三一〇〇　革又はコンポジションレザーの削りくずその他の廃棄物で、革製品の製造に適しないもの（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものに限る。）（B表の関連項目B三〇九〇参照）

A三一一〇　獣皮の廃棄物（六価クロム化合物、駆除剤又は病毒をうつしやすい物質を含むものに限る。）（B表の関連項目B三一一〇参照）

A三一二〇　寸断から生ずる軽量片（けば）

A三一三〇　有機りん化合物の廃棄物

A三一四〇　ハロゲン化されていない有機溶剤の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A三一五〇　ハロゲン化された有機溶剤の廃棄物

A三一六〇　有機溶剤の回収作業から生ずる非水溶性の蒸留残滓（ハロゲン化されているかいないかを問わない。）

A三一七〇　ハロゲン化された脂肪族の炭化水素の製造から生ずる廃棄物（例えば、クロロメタン、ジクロロエタン、塩化ビニル、塩化ビニリデン、塩化アリル及びエピクロルヒドリン）

A三一八〇　ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）、ポリ塩化ナフタレン（ＰＣＮ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）若しくはこれらの化合物に類似のポリ臭化化合物を含み、これらから成り又はこれらにより汚染された廃棄物質及び廃棄物品で、濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上のもの（注１）

A三一九〇　有機物の精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタール状の残滓（アスファルトセメントを除く。）

A三二〇〇　道路の建設及び維持から生ずるタールを含む瀝青物（アスファルト廃棄物）（B表の関連項目B二一三〇参照）

A三二一〇　附属書Ⅲの特性を示す程度に、附属書Ⅰに規定する成分を含み、又は当該成分により汚染されたプラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含む。）（附属書Ⅱの関連項目Y48及び附属書ⅨB表の関連項目B三〇一一参照）（注２）

注１　一キログラムにつき五十ミリグラムの濃度は、全ての廃棄物に対し国際的に実際的な濃度と考えられる。ただし、多くの国において、特定の廃棄物につき、より低い規制濃度（例えば、一キログラムにつき二十ミリグラム）が設けられている。

注２　A三二一〇の規定は、二千二十一年一月一日に効力を生ずる。

A４　無機物又は有機物のいずれかを成分として含む可能性を有する廃棄物

A四〇一〇　医薬品の製造、調剤及び使用から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A四〇二〇　医療及びその関連廃棄物（医療、看護、歯科治療、獣医科治療又は類似の行為から生ずる廃棄物及び病院その他の施設において患者の検査若しくは治療又は研究事業の間に発生した廃棄物をいう。）

A四〇三〇　駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物（規格外の、使用期限を過ぎた（注１）又は当初に意図した使用に適しない駆除剤及び除草剤のものを含む。）

A四〇四〇　木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物（注２）

A四〇五〇　次のいずれかを含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物

無機シアン化合物（貴金属を含有する固形状の残滓で無機シアン化合物を微量に含むものを除く。）

有機シアン化合物

A四〇六〇　油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物

A四〇七〇　インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）（B表の関連項目B四〇一〇参照）

A四〇八〇　爆発性の廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A四〇九〇　酸性又は塩基性の溶液の廃棄物（B表の対応項目に掲げるものを除く。）（B表の関連項目B二一二〇参照）

A四一〇〇　産業排ガス浄化のための公害防止装置から生ずる廃棄物（B表に掲げるものを除く。）

A四一一〇　次のいずれかを含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物
ポリ塩化ジベンゾフラン類
ポリ塩化ジベンゾジオキシン類

A四一二〇　過酸化物を含み、これから成り又はこれに汚染されている廃棄物

A四一三〇　包装材又は容器の廃棄物で、附属書Ⅲの有害な特性を示すのに十分な濃度で附属書Ⅰの物質を含むもの

A四一四〇　附属書Ⅰの分類に対応し及び附属書Ⅲの有害な特性を示す化学物質で、規格外の又は使用期限を過ぎた（注1）ものから成り又はこれを含む廃棄物

A四一五〇　研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学物質で、人の健康又は環境に及ぼす影響が未知のもの

A四一六〇　B表に掲げられていない使用済みの活性炭（B表の関連項目B二〇六〇参照）

注1　「使用期限を過ぎた」とは、製造業者が推奨する期間内に使用されなかったことをいう。

注2　この項目は、木材保存用薬剤で処理された木材を含まない。

附属書Ⅸ

B表

この附属書に掲げる廃棄物は、附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの物を含む場合を除くほか、この条約第一条1(a)に規定する廃棄物に該当しない。

B1　金属の廃棄物及び金属を含有する廃棄物

B一〇一〇　金属及び合金の廃棄物で、金属状の及び飛散性を有しない形状のもの
貴金属（金、銀及び白金族とし、水銀を除く。）
鉄鋼のくず
銅のくず
ニッケルのくず
アルミニウムのくず
亜鉛のくず
すずのくず
タングステンのくず
モリブデンのくず
タンタルのくず
マグネシウムのくず
コバルトのくず
ビスマスのくず
チタンのくず
ジルコニウムのくず
マンガンのくず
ゲルマニウムのくず
バナジウムのくず
ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びガリウムのくず
トリウムのくず
希土類金属のくず
クロムのくず

B一〇二〇　次の清浄な及び汚染されていない金属（合金を含む。）のくずで、最終形状が塊状のもの（薄板、板、梁材、棒等）
アンチモンのくず
ベリリウムのくず
カドミウムのくず
鉛のくず（鉛蓄電池を除く。）
セレンのくず
テルルのくず

B一〇三〇　残滓を含む耐火性の金属
モリブデン、タングステン、チタン、タンタル、ニオブ及びレニウムの金属及び合金の廃棄物で、金属飛散性を有する形状のもの（金属の粉末）。（A表項目A一〇五〇めっき汚泥に該当する廃棄物を除く。）

B一〇四〇　発電用の部品のくずで、有害なものとされる程度に潤滑油、ＰＣＢ又はＰＣＴで汚染されていないもの

B一〇五〇　非鉄金属混合物の重量片のくず（附属書Ⅲの特性を示すのに十分な濃度で附属書Ⅰの物を含むものを除く。）（注1）

B一〇六〇　金属状のセレンの廃棄物及びテルルの廃棄物（粉末を含む。）

B一〇七〇　飛散性を有する形状の銅又は銅合金（附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含むものを除く。）

B一〇八〇　亜鉛の灰及び残滓（飛散性を有する形状の亜鉛合金の残滓を含むものとし、附属書Ⅲの特性を示す濃度で附属書Ⅰの成分を含むもの又はH4・3の有害な特性を示すものを除く。）（注2）

B一〇九〇　規格に適合する電池（鉛、カドミウム又は水銀を用いて作られたものを除く。）の廃棄物

B一一〇〇　金属の溶解、精錬及び精製から生ずる金属を含有する廃棄物
ハードジンクスペルター
亜鉛を含むドロス
厚板の亜鉛めっきに伴い上部に生ずるドロス（含有率が九十パーセントを超えるもの）
厚板の亜鉛めっきに伴い下部に生ずるドロス（亜鉛の含有率が九十二パーセントを超えるもの）
亜鉛のダイカストドロス（亜鉛の含有率が八十五パーセントを超えるもの）

厚板の溶融亜鉛めっき（連続工程でないもの）に伴い生ずるドロス（亜鉛の含有率が九十二パーセントを超えるもの）

亜鉛のスキミング

アルミニウムのスキミング（又はスキム）（ソルトスラグを除く。）

銅の処理又は精錬を更に行うための処理工程から生ずるスラグ（附属書Ⅲの有害な特性を示す程度に砒素、鉛又はカドミウムを含むものを除く。）

銅の精錬に用いる耐火性の内張り（るつぼを含む。）の廃棄物

貴金属の精錬を更に行うための処理工程から生ずるスラグ

タンタルを含有するすずのスラグで、すずの含有率が〇・五パーセント未満のもの

B一一一〇　電気部品及び電子部品

金属又は合金のみから成る電子部品

電気部品及び電子部品（印刷回路基盤を含む。）の廃棄物又はそのくず（注3）で、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサー等を構成物として含まないもの、附属書Ⅲに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Ⅰの成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染されていないもの又は附属書Ⅲに掲げる特性のいずれも有しない程度にこれらを除去したもの（A表の関連項目A一一八〇参照）

直接再利用（注4）を目的として再生利用又は最終処分（注5）を目的としない電気部品及び電子部品（印刷回路基盤、電子機器の構成物及び電線を含む。）

B一一一五　プラスチックで被覆され又は絶縁された金属ケーブル廃棄物（A表A一一九〇に含まれるもの、附属書ⅣAの作業が予定されているもの及びいずれかの段階において野焼き等規制されていない熱処理を伴う処分作業を除く。）

B一一二〇　次のいずれかを含む使用済み触媒（触媒として利用される液体を除く。）

A表に掲げる触媒（使用済触媒、液体の使用済み触媒その他の触媒）の廃棄物を除く遷移金属

スカンジウム
チタン
バナジウム
クロム
マンガン
鉄
コバルト
ニッケル
銅
亜鉛
イットリウム
ジルコニウム
ニオブ
モリブデン
ハフニウム
タンタル
タングステン
レニウム
ランタノイド（希土類金属）
ランタン
セリウム

プラセオジム
ネオジム
サマリウム
ユーロピウム
ガドリニウム
テルビウム
ジスプロシウム
ホルミウム
エルビウム
ツリウム
イッテルビウム
ルテチウム

B一一三〇　貴金属を含有する浄化された使用済み触媒

B一一四〇　貴金属を含有する固形状の残滓で、無機シアン化合物を微量に含むもの

B一一五〇　飛散性を有する非液状の貴金属（金、銀及び白金族とし、水銀を除く。）及び当該貴金属の合金の廃棄物で、適切に梱包され及び表示されたもの

B一一六〇　印刷回路基盤の焼却から生ずる貴金属の灰（A表の関連項目A一一五〇参照）

B一一七〇　写真用フィルムの焼却から生ずる貴金属の灰

B一一八〇　ハロゲン化銀及び銀を含む写真用フィルムの廃棄物

B一一九〇　ハロゲン化銀及び銀を含む写真用の紙の廃棄物

B一二〇〇　鉄鋼の製造から生ずる粒状スラグ

B一二一〇　鉄鋼の製造から生ずるスラグ（二酸化チタン及びバナジウムの原料となるスラグを含む。）

B一二二〇　亜鉛の製造から生ずるスラグで、化学的に安定し、鉄の含有率が高く（二十パーセントを超えていること）、主として建設に関する工業規格（例えば、DIN四三〇一）に従って処理されたもの

B一二三〇　鉄鋼の製造から生ずるミルスケール
B一二四〇　酸化銅のミルスケール
B一二五〇　液状物又は他の有害な諸成分を含まない廃自動車
注1　当初附属書Ⅰの物による汚染の程度が低い場合であっても、再生工程を含むその後の工程により断片における当該附属書Ⅰの物の濃度を著しく高めることがある。
注2　亜鉛の灰の位置付けは、現在検討されており、亜鉛の灰は危険な物品ではないという国際連合貿易開発会議（ＵＮＣＴＡＤ）の勧告がある。
注3　この項目は、発電から生ずるくずを含まない。
注4　再利用には、修理、更新又は改良を含めることができるものとし、主要な再組立を含まない。
注5　一部の国においては、直接再利用を目的とする物は、廃棄物とみなされない。
B2　無機物を主成分とし、金属及び有機物を含む可能性を有する廃棄物
B二〇一〇　採掘作業から生ずる廃棄物で、飛散性を有しない形状のもの
天然黒鉛の廃棄物
スレートの廃棄物（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により単に切ってあるかないかを問わない。）
雲母の廃棄物
白榴石、ネフェリン及びネフェリンサイアナイトの廃棄物
長石の廃棄物
ほたる石の廃棄物
固形状のけい素の廃棄物（鋳造作業で使用されるものを除く。）
B二〇二〇　飛散性を有しない形状のガラスの廃棄物（陰極線管その他の活性化ガラスから生ずるものを除く。）
B二〇三〇　飛散性を有しない形状のセラミックスの廃棄物
サーメット（金属とセラミックスの複合材）の廃棄物及びくず
セラミックスファイバー（他に該当するものを除く。）
B二〇四〇　無機物を主成分とする他の廃棄物
排煙脱硫（ＦＧＤ）により生産される部分的に精製された硫酸カルシウム
建物の取り壊しから生ずる石膏こう板の廃棄物又はプラスター板の廃棄物
銅の製造から生ずるスラグで、化学的に安定し、鉄の含有率が高く（二十パーセントを超えていること）、主として建設又は研磨に関する工業規格（例えばＤＩＮ四三〇一及びＤＩＮ八二〇一）に従って処理されたもの
固形状の硫黄
カルシウムシアナミドの製造から生ずる石灰石（水素イオン濃度指数が九未満のもの）
塩化ナトリウム、塩化カリウム及び塩化カルシウム
カーボランダム（炭化けい素）
壊れたコンクリート
リチウム―タンタル及びリチウム―ニオブを含むガラスのくず
B二〇五〇　石炭火力発電所の飛灰（Ａ表に掲げるものを除く。）（Ａ表の関連項目Ａ二〇六〇参照）
B二〇六〇　使用済みの活性炭（飲料水の処理、食品工業の加工及びビタミンの製造から生ずる炭であって附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰのいずれの成分も含まないもの（Ａ表の関連項目Ａ四一六〇参照）
B二〇七〇　ふっ化カルシウムの汚泥
B二〇八〇　化学工業の工程から生ずる石膏の廃棄物（Ａ表に掲げるものを除く。）（Ａ表の関連項目Ａ二〇四〇参照）
B二〇九〇　石油コークス又はビチューメンから成る陽極端で、鉄鋼又はアルミニウムの製造に伴って使用され及び通常の工業規格に従って浄化されたもの（塩化アルカリ電解及び冶や金産業から生ずる陽極端を除く。）の廃棄物
B二一〇〇　アルミニウムの水和物の廃棄物、酸化アルミニウムの廃棄物又は酸化アルミニウムの生産から生ずる残滓（ガスの浄化、沈殿又は濾ろ過工程に使用された物を除く。）
B二一一〇　ボーキサイトの残滓（「赤泥」）（水素イオン濃度指数が十一・五未満に調整されたもの）
B二一二〇　酸性又は塩基性の溶液の廃棄物で、水素イオン濃度指数が二を超え十一・五未満のもののうち腐食性その他の有害性を有しないもの（Ａ表の関連項目Ａ四〇九〇参照）
B二一三〇　道路の建設及び維持から生ずるタールを含まない瀝青物（アスファルト廃棄物）（Ａ表の関連項目Ａ三二〇〇参照）
B3　有機物を主成分とし、金属及び無機物を含む可能性を有する廃棄物
B三〇一〇　固形状のプラスチックの廃棄物（注1）
次のプラスチック又はプラスチックの混合物で、他の廃棄物と混合されておらず、かつ、規格に従って調整されたもの
ハロゲン化されていない重合体及び共重合体のくずで、次のものを含むがこれらに限定されない。（注2）

エチレン
スチレン
ポリプロピレン
ポリエチレンテレフタレート
アクリロニトリル
ブタジエン
ポリアセタール
ポリアミド
ポリブチレンテレフタレート
ポリカーボネート
ポリエーテル
ポリフェニレン硫化物
アクリル重合体
アルカンC10―C13（可塑剤）
ポリウレタン（CFCsを含むものを除く。）
ポリシロキサン
ポリメタクリル酸メチル
ポリビニルアルコール
ポリビニルブチラール
ポリビニルアセテート
次のいずれかを含む硬化した樹脂又は縮合物の廃棄物
尿素ホルムアルデヒド樹脂
フェノールホルムアルデヒド樹脂
メラミンホルムアルデヒド樹脂
エポキシ樹脂
アルキド樹脂
ポリアミド
次のいずれかのふっ化重合体の廃棄物（注3）
パーフルオロエチレン―プロピレン（FEP）
パーフルオロアルコキシアルカン
テトラフルオロエチレン―パーフルオロビニルエーテル（PFA）
テトラフルオロエチレン―パーフルオロメチルビニルエーテル（MFA）
ふっ化ポリビニル（PVF）
ふっ化ポリビニリデン（PVDF）

B三〇一一　プラスチックの廃棄物（附属書Ⅱの関連項目Y48及び附属書Ⅷ A表の関連項目A三二一〇参照）（注4）
次に掲げるプラスチックの廃棄物であって、環境上適正な方法で再生利用すること（注5）を目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない（注6）もの
主として（注7）一のハロゲン化されていない重合体（次の重合体を含むが、これらに限定されない。）から成るプラスチックの廃棄物
ポリエチレン（PE）
ポリプロピレン（PP）
ポリスチレン（PS）
アクリロニトリルブタジエンスチレン（ABS）
ポリエチレンテレフタレート（PET）
ポリカーボネート（PC）
ポリエーテル
主として（注7）一の硬化した樹脂又は縮合物（次の樹脂を含むが、これらに限定されない。）から成るプラスチックの廃棄物
尿素ホルムアルデヒド樹脂
フェノールホルムアルデヒド樹脂
メラミンホルムアルデヒド樹脂
エポキシ樹脂
アルキド樹脂
主として（注7）次の一のふっ化重合体から成るプラスチックの廃棄物（消費者によって捨てられた廃棄物を除く。）
パーフルオロエチレン―プロピレン（FEP）
パーフルオロアルコキシアルカン
テトラフルオロエチレン―パーフルオロアルキルビニルエーテル（PFA）
テトラフルオロエチレン―パーフルオロメチルビニルエーテル（MFA）
ふっ化ポリビニル（PVF）
ふっ化ポリビニリデン（PVDF）
ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）又はポリエチレンテレフタレート（PET）から成るプラスチックの廃棄物の混合物であって、環境上適正な方法で各物質に分別し、再生利用すること（注8）を目的とし、かつ、ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない（注6）もの

B三〇二〇　紙、板紙及び紙製品の廃棄物
次の物で、有害廃棄物と混合されていないもの
紙又は板紙の廃棄物及びくずで、次のもの
さらしてない紙又は板紙のもの及びコルゲート加工をした紙又は板紙のもの
その他の紙又は板紙（主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。）のもの
主として機械パルプから製造した紙又は板紙（例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）のもの
その他のもの(1)積層した板紙(2)分別されていないくずを含むが、これらに限定されない。）

B三〇二六　液体のための混合包装の前処理から生ずる次の廃棄物であって、附属書III の特性を示すのに十分な濃度で附属書I の物を含有しないもの
　分離することができない若干量のプラスチック
　分離することができない若干量のプラスチックとアルミニウムが混合した物
B三〇二七　ラミネート加工された接着性ラベルの廃棄物であって、ラベルの生産に使用される原材料を含有するもの
B三〇三〇　繊維の廃棄物
　次の物で、他の廃棄物と混合されておらず、かつ、規格に従って調整されたもの
　絹の廃棄物（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）
　カード及びコームのいずれもしてないもの
　その他のもの
　羊毛、繊獣毛又は粗獣毛の廃棄物（糸くずを含むものとし、反毛した繊維を除く。）
　羊毛又は繊獣毛のノイル
　羊毛又は繊獣毛のその他のもの
　粗獣毛のもの
　綿の廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
　糸くず
　反毛した繊維
　その他のもの
　亜麻のトウ及び廃棄物
　大麻（カナビス・サティヴァ）のトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
　ジュートその他の紡織用靭じん皮繊維（亜麻、大麻及びラミーを除く。）のトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
　サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維のトウ及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
　ココやしのトウ、ノイル及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
　アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）のトウ、ノイル及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含む。）
　ラミーその他の植物性紡織用繊維のトウ、ノイル及び廃棄物（糸くず及び反毛した繊維を含むものとし、他に該当するものを除く。）
　人造繊維の廃棄物（ノイル、糸くず及び反毛した繊維を含む。）で、次のもの
　合成繊維のもの
　人造繊維のもの
　中古の衣類その他の繊維製品
　使用されたぼろ及びくず（ひも、綱若しくはケーブル又はこれらの製品のものに限る。）（紡織用繊維のものに限る。）
　分別したもの
　その他のもの
B三〇三五　床を覆う繊維の廃棄物、カーペット
B三〇四〇　ゴムの廃棄物
　他の廃棄物と混合されていないもので、次の物
　硬質ゴム（例えば、エボナイト）の廃棄物又はくず
　その他のゴムの廃棄物（他に該当するものを除く。）
B三〇五〇　処理されていないコルク又は木材の廃棄物
　木くず（丸太状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）
　コルクくず及び破砕し、粒にし又は粉砕したコルク
B三〇六〇　農業食品産業から生ずる廃棄物で、病毒をうつしやすいものでないもの
　ぶどう酒かす
　飼料用に供する種類の乾燥し又は殺菌した植物の廃棄物、残滓及び副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他に該当するものを除く。）
　デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理から生ずる残滓
　骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠こうしたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）のもの
　魚のもの
　カカオ豆の殻、皮その他のもの
　農業食品工業から生ずるその他のもの（人間又は動物による消費のための国内及び国際的要件及び基準に合致する副産物を除く。）
B三〇六五　動物性又は植物性の食用油脂及び油の廃棄物（揚げ油等）で、附属書Ⅲの特性を示さないもの
B三〇七〇　次の廃棄物
　人髪のもの
　わらのもの
　動物の飼料用に供するためのペニシリンの製造から生ずる不活性化した菌類の菌糸体
B三〇八〇　ゴムの切りくず及び廃棄物
B三〇九〇　革製品の製造に適しない革又はコンポジションレザーの切りくずその他の廃棄物（六価クロム化合物又は駆除剤を含むもの及び汚泥を除く。）（A表の関連項目A三一〇〇参照）

B三一〇〇　革の粉じん、灰、汚泥又は粉（六価クロム化合物又は駆除剤を含むものを除く。）
（A表の関連項目A三〇九〇参照）
B三一一〇　獣皮の廃棄物（六価クロム化合物、駆除剤又は病毒をうつしやすい物質を含むものを除く。）（A表の関連項目A三一一〇参照）
B三一二〇　食品着色料から成る廃棄物
B三一三〇　過酸化物を生成しない重合体エーテルの廃棄物及び有害でない単量体エーテルの廃棄物
B三一四〇　空気タイヤの廃棄物（附属書ⅣAの作業が予定されるものを除く。）
注1　B三〇一〇の規定は、二千二十年十二月三十一日まで効力を有する。
注2　このようなくずは、完全に重合化されていると理解される。
注3　消費者によって捨てられた廃棄物は、この項目から除く。
廃棄物は、混合してはならない。
野外で行う焼却の方法から生ずる問題を考慮する。
注4　B三〇一一の規定は、二千二十一年一月一日に効力を生ずる。
注5　溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用（附属書ⅣB表R3）又は必要なときは、一度限りの一時保管（ただし、一時保管後にR3に規定する作業を行い、契約に関する又は関連する正式な書類によって証明することを条件とする）。
注6　「ほとんど汚染されておらず、及び他の種類の廃棄物をほとんど含まない」の語に関しては、国際規格及び国内規格において、判断の基準を示すことができる。
注7　「主として」の語に関しては、国際規格及び国内規格において、判断の基準を示すことができる。
注8　溶剤として使用しない有機物の事前の分別を伴う再生利用若しくは回収利用（附属書ⅣB表R3）又は必要なときは、一度限りの一時保管（ただし、一時保管後にR3に規定する作業を行い、契約に関する又は関連する正式な書類によって証明することを条件とする。）
B4　無機物又は有機物のいずれかを成分として含む可能性を有する廃棄物
B四〇一〇　主として水をもととする塗料、ラテックスの塗料、インキ及び硬化ワニスから成る廃棄物（有害なものとされる程度に有機溶剤、重金属又は駆除剤を含むものを除く。）
（A表の関連項目A四〇七〇参照）
B四〇二〇　樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物で、A表に掲げられていないもの又は附属書Ⅲの特性を示す程度に溶剤その他の汚染物質を含まないもの（例えば、水をもとにするもの又はカゼインでん粉、デキストリン、セルロースエーテル若しくはポリビニルアルコールをもととする膠こう着剤（A表の関連項目A三〇五〇参照）
B四〇三〇　使用済みのレンズ付きフィルムで、A表に掲げる電池を含まないもの

○回収作業に向けられる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（仮訳）

2001 年 6 月 14 日 - C(2001)107/FINAL

改正：
2002 年 2 月 25 日 - C(2001)107/ADD1
2004 年 3 月 9 日 - C(2004)20
2005 年 11 月 25 日 - C(2005)141
2008 年 11 月 18 日 - C(2008)156 "

理事会は、
1960 年 12 月 14 日の経済協力開発機構（OECD）条約第 5 条 a ）を考慮し；
回収作業に向けられる廃棄物の国境を越える移動の機能的な規制システムを確立するべく改正された、回収作業に向けられる廃棄物の国家間移動の規制に関する 1992 年 3 月 30 日の理事会決定[C(92)39/FINAL]を考慮し、
1992 年 5 月 5 日に発効し、その第 1 条第 1 項(a)に従って有害であると分類される廃棄物及びその第 1 条第 1 項(a)に該当しない廃棄物のそれぞれをリスト化した附属書Ⅷ及びⅨを伴って 1998 年 11 月 6 日に改正された有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約を考慮し、
OECD 加盟国（以下「加盟国」という。）の大半及び欧州共同体がバーゼル条約の締約国となっていることに留意し、
1998 年 10 月にウィーンで開催された廃棄物管理政策ワーキンググループにおいて、OECD 決定[C(92)39/FINAL]における手続及び規則と、バーゼル条約におけるそれらとを更に調和させることを加盟国が合意したことに留意し、
廃棄物からの有価な原材料及びエネルギーの回収が国際経済システムの不可欠な部分となっており、そのような廃棄物の収集及び処理のために確立した国際市場が加盟国間に存在することに留意し、
更に、加盟国における多くの産業分野が、環境上適正かつ経済上効率的な方法で廃棄物を回収する技術を駆使することで資源効率を高め、持続可能な開発に貢献していること及び廃棄物からの回収の促進のための更なる努力が必要であり、及び奨励されるべきであることを確信していることに留意し、
環境上適正かつ経済上効率的な廃棄物の回収が加盟国間の廃棄物の国境を越える移動を正当化することができることを認識し、
決定[C(92)39/FINAL]により確立された機能的な規制システムが、加盟国にとって環境上適正かつ経済上効率的な方法での回収作業に向けられた廃棄物の国境を越える移動を規制するための貴重な枠組であることを認識し、それゆえに、バーゼル条約第 11 条 2 の下でこの協定を継続することを希望し、
加盟国が、人の健康及び環境の更なる保全のために、その管轄下にある地域内において、この決定に一致し、及び国際法の原則に基づいて要件を課すことができることを認識し、
規制システムの一部原理を進展させ、及びバーゼル条約との調和を拡大するために決定[C(92)39/FINAL]を改正する必要性を認識し、
環境政策委員会の提案に基づいて、
決定[C(92)39/FINAL]を次のとおり改正することを決定する。

第 I 章

1　この決定の第 2 章及びその附属書の規定に基づき、加盟国が OECD 地域内での回収作業に向けられた廃棄物

の国境を越える移動を規制することを決定する。

2 環境政策委員会に対し、関連する他の OECD の機関とりわけ貿易委員会と協力して、本規制システムが環境上適正かつ経済上効率的な方法で廃棄物を回収する加盟国のニーズと両立することを確保するよう指示する。

3 加盟国に対し、この決定の附属書８の様式を通告書類及び移動書類に使用するよう勧告する。

4 環境政策委員会に対し、必要に応じて通告書類及び移動書類の様式を改正するよう指示する。

5 環境政策委員会に対し、この決定の採択から遅くとも７年以内に、第Ⅱ章Ｂ（３）に基づく廃棄物リストを改正する手続をレビューすることを指示する。

6 加盟国に対し、この決定の実施のために必要な情報及び附属書７に掲げる情報を提供するよう要請する。

7 事務総長に対し、この決定を国際連合環境計画及びバーゼル条約事務局に送付することを要請する。

第Ⅱ章

Ａ． 定義

この決定の適用上：

1 「廃棄物」とは、他の国際的な協定の適用がある放射性物質以外の物質又は物体であって、次のいずれかに該当する物をいう。

(ⅰ)処分がされ、又は回収がされている物

(ⅱ)処分又は回収が意図されている物

(ⅲ)国内法の規定により、処分又は回収が義務付けられている物

2 「有害廃棄物」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(ⅰ)この決定の附属書１に掲げるいずれかの分類に属する廃棄物（この決定の附属書２に掲げるいずれの特性も有しない物を除く。）

(ⅱ)(ⅰ)の廃棄物には該当しないが、輸出国、輸入国又は通過国である OECD 加盟国の国内法令により有害であると定義され又は認められている廃棄物。加盟国は、自国の法以外の法を執行することを要しない。

3 「処分」とは、この決定の附属書５Ａに掲げる作業をいう。

4 「回収」とは、この決定の附属書５Ｂに掲げる作業をいう。

5 「国境を越える移動」とは、ある加盟国の管轄の下にある地域から他の加盟国の管轄の下にある地域へのあらゆる廃棄物の移動をいう。

6 「回収施設」とは、廃棄物を受領してその回収作業を実施するため、輸入国の国内法に基づいて、輸入国において操業し、又はその操業について認可若しくは許可を得ている施設をいう。

7 「輸出国」とは、その国から廃棄物の国境を越える移動が計画され、又は開始された加盟国をいう。

8 「輸入国」とは、その国への廃棄物の国境を越える移動が計画され、又は行われている加盟国をいう。

9 「通過国」とは、輸出国及び輸入国に該当しない国であって、その国を通過する廃棄物の国境を越える移動が計画され、又は行われている加盟国をいう。

10 「関係国」とは、上で定義されている輸出国、輸入国及び通過国をいう。

11 「OECD 地域」とは、加盟国の管轄の下にある全ての陸地及び海域をいう。

12 「権限ある当局」とは、この決定が適用される廃棄物の国境を越える移動に対して管轄権を有する関係国の規制当局をいう。

13 「者」とは、自然人又は法人をいう。

14 「輸出者」とは、輸出国の管轄の下にある者であって、廃棄物の国境を越える移動を開始するもの又は計画された国境を越える移動が開始された時点で廃棄物の占有その他の形態の法的管理を有するものをいう。

15 「輸入者」とは、輸入国の管轄の下にある者であって、廃棄物が輸入国において受領される時点で当該廃棄

物の占有その他の形態の法的管理が譲渡されるものをいう。

16 「承認された貿易業者」とは、加盟国の管轄の下にある者であって、関係国のしかるべき認可をもって、廃棄物を購入し、後にそれを売却することを主たる業務として行うものをいう。承認された貿易業者は、回収作業に向けられた廃棄物の国境を越える移動を取り決め、及び促進することができる。

17 「発生者」とは、その活動によって廃棄物を発生させる者をいう。

18 「混合廃棄物」とは、２種類以上の廃棄物を意図的又は非意図的に混合した結果生ずる廃棄物をいう。ただし、２種類以上の廃棄物から構成された廃棄物であって、それぞれの種類ごとに分離されているものを単一の積荷とした場合を除く。

Ｂ．一般規定

(1)条件

本決定が対象とする廃棄物の国境を越える移動に対し、以下の条件が適用される：

(a) 廃棄物は、その施設に適用される国内法令及び運用に基づいて、環境上適正な方法で廃棄物を回収しようとする回収施設内での回収作業に向けられるものとする。

(b) 回収作業に向けられた廃棄物の国境を越える移動に係る契約又は取決めに関わる者は、いずれも国内法令に基づいて適切な法的地位を有するものとする。

(c) 国境を越える移動は、適用される国際的な輸送に関する協定の条件の下で実施されるものとする。

(d) 非加盟国を経由する廃棄物の通過は、国際法及び適用される全ての国内法令に基づいて行うものとする。

(2)規制手続

このような廃棄物の国境を越える移動に適用される規制の線引きを行うため、２段階制度を設ける。

(a) グリーン規制手続

グリーン規制手続の対象となる廃棄物は、この決定の附属書３に掲げる廃棄物である。同附属書は、２部からなる。

・第Ｉ部には、バーゼル条約の附属書Ⅸに掲げる廃棄物が含められているが、その一部については、この決定の適用に当たっては注釈に従う。

・第Ⅱ部には、この決定の附属書６において引用されている基準に照らしてOECD加盟国がグリーン規制手続の対象とすることに合意した追加の廃棄物が含められている。

グリーン規制手続については、セクションＣにおいて詳述する。

(b)アンバー規制手続

アンバー規制手続の対象となる廃棄物は、この決定の附属書４に掲げる廃棄物である。同附属書は、２部に分けられている。

・第Ｉ部には、バーゼル条約の附属書Ⅱ及びⅧに掲げる廃棄物が含められているが、その一部については、この決定の適用に当たっては注釈に従う。

・第Ⅱ部には、この決定の附属書６において引用されている基準に照らしてOECD加盟国がアンバー規制制度の対象とすることに合意した追加の廃棄物が含められている。

アンバー規制手続については、セクションＤにおいて詳述する。

(3) 附属書３及び４の廃棄物リストを改正するための手続

通常は、他の公式な決定がないまま、バーゼル条約の附属書Ⅸになされた改正はこの決定の附属書３の第Ｉ部に、バーゼル条約の附属書Ⅷになされた改正はこの決定の附属書４の第Ｉ部に、バーゼル条約の改正（以下単に「改正」という。）が同条約の締約国において有効となる日をもって発効することで、それぞれ組み込まれるものとする。また、附属書３又は４の第Ⅱ部についても、同日をもって適切な変更が自動的に行われるものとする。

例外：

(a) 附属書６に掲げられた基準に照らし改正の対象となる廃棄物について異なった規制の水準とすることが正当であると判断した加盟国は、バーセル条約締約国会議によって改正が採択されてから 60 日以内に、OECD 事務局に対して書面で異議を申し立てることができる。この決定の関連する附属書に含めることに対する代替的な提案を行う旨の異議申立ては、OECD 事務局によって全ての加盟国に対して速やかに伝達されるものとする。

(b) OECD 事務局に異議申立ての通告があった場合には、この決定の関連する附属書への関係する廃棄物の組入れを留保する。当該廃棄物は、適当な OECD の機関によって異議申立てに係る審査が行われる間は、セクション６(b)及び６(c)の規定の対象となるものとする。

(c) 適当な OECD の機関は、異議申立て及び関連する代替的な提案を速やかに審査し、改正がバーゼル条約締約国に対して有効となる１か月前までに、結論に達するものとする。

(d) この期間内に適当な OECD の機関において合意に達した場合には、関連する附属書は、適切に修正されることとなる。この修正は、バーゼル条約の改正が条約締約国にとって有効となる時点をもって有効となる。

(e) この期間内に適当な OECD の機関において合意に達しなかった場合には、改正は、OECD の規制システムにおいては適用されない。該当する廃棄物に関しては、この決定の関連する附属書は、適切に修正されることとなる。各加盟国は、国内法令及び国際法に調和する形で当該廃棄物を規制する権利を有する。

(4) 特例的な国内規制に関する規定

a) この決定は、人の健康及び環境を保護するため、国内法令及び国際法の原則と適合する形で、例外的に特定の廃棄物に対して異なった規制を講ずることについて、加盟国の権利を害するものではない。

b) したがって、加盟国は、グリーン規制手続の対象となる廃棄物について、これをアンバー規制手続の対象廃棄物であるかのように規制することができる。

c) 加盟国は、アンバー規制手続の対象となる廃棄物について、国内手続を通じた判断によって、この決定の附属書２に掲げるいずれの有害特定も示さないことを理由として、その国内法令と適合する形で、これをグリーン規制手続の対象廃棄物であると法的に定義し、又は認めることができる。

d) 輸入国によってのみアンバー規制手続の対象となる廃棄物であると法的に定義され又は認められている廃棄物の国境を越える移動の場合において、輸出者及び輸出国に適用するセクションＤの要件は、必要な変更を加えて、それぞれ輸入者及び輸入国に適用する。

(5) 情報提供の要件

異なった規制水準を適用する権利を行使する加盟国は、特例的に扱われる廃棄物及び適用される法令上の要件を列挙した上で、OECD 事務局に対して速やかに通報するものとする。ある廃棄物がこの決定の附属書２に掲げられた有害特性を１以上有するか否かを判断するための何らかの試験及び試験手続を規定する加盟国は、どのような試験及び試験手続が用いられているのかについて、また、可能な場合は、どのような廃棄物がその国内手続の適用に基づいて有害廃棄物であると法的に定義され、又は認められるのかについて、OECD 事務局に対して通報するものとする。上述の全ての情報提供の要件については、この決定の附属書７において特定されている。

(6) この決定の附属書３又は４に掲げられていない廃棄物

回収作業に向けられた廃棄物であって、この決定の附属書３又は４にまだ割り当てられていないものは、次の条件に従うことで、この決定に従った国境を越える移動の対象として適格なものとする。

a) 加盟国は、そのような廃棄物を特定し、適当である場合は、バーゼル条約の関連する附属書を修正するために、バーゼル条約技術作業部会に申請を行うものとする。

b) いずれかのリストに割り当てられるまでの間は、いかなる国も自国の法以外の法を施行する義務を負わ

ないようにするため、そのような廃棄物は、関係国の国内法令によって廃棄物の国境を越える移動に際して求められる規制に従うものとする。

c) ただし、国内手続及び適用される国際協定を用いることで、そのような廃棄物がこの決定の附属書２に掲げるいずれかの有害特性を示すと判断された場合には、当該廃棄物は、アンバー規制手続の対象とする。

(7) 混合し、又は変質した廃棄物の発生者

２以上の廃棄物群が混合され、若しくは物理的若しくは化学的な変質をもたらす作業の対象となり、又はその両方が行われた場合には、当該作業を実施する者は、当該作業によって生じた新たな廃棄物の発生者とみなす。

(8) 混合廃棄物に係る手続

この決定の前文第 11 段落に関し、個別の記載が存在しない混合廃棄物は、次の規制手続の対象とする。

（ｉ）２以上のグリーン廃棄物から成る混合物は、その混合物の組成がその環境上適正な回収を阻害しない場合には、グリーン規制手続の対象とする。

（ii）グリーン廃棄物及び少なからぬ量のアンバー廃棄物から成る混合物又は２以上のアンバー廃棄物から成る混合物は、その混合物の組成が環境上適正な回収を阻害しない場合には、アンバー規制手続の対象とする。

Ｃ．グリーン規制手続

グリーン規制手続の対象となる廃棄物の国境を越える移動は、商取引において通常適用される現行の全ての規制の対象となる。

グリーン規制手続の対象となる廃棄物のリスト（附属書３）に掲げられているか否かにかかわらず、(a)この決定の附属書６の基準を考慮に入れた場合にアンバー規制手続に服することが適切であるとするのに十分な程度にまで当該廃棄物に関連した危険性が高まっており、又は(b)環境上適正な方法での当該廃棄物の回収を阻害する程度にまで他の物質によって汚染されているときは、当該廃棄物をグリーン規制手続の対象から外すことができる。

Ｄ．アンバー規制手続

(1) 条件

(a)契約

アンバー規制手続の対象となる廃棄物の国境を越える移動は、輸出者によって開始され、回収施設において終了するものとし、書面による有効な単独若しくは一連の契約又は同一の法的主体によって管理されている施設間での同等の取決めで定められた条件に従っている場合に限って許容される。当該契約又は取決めに関わる者は、すべて適切な法的地位を有するものとする。

契約書は、次のようなものとする。

ｉ）それぞれの種類の廃棄物の発生者並びに廃棄物及び回収施設に係る法的管理権を有する者を特定するものであること。

ii）この決定の関連要件が考慮され、かつ、契約の全ての当事者を拘束する旨が規定されていること。

iii) 契約のどの当事者が次のことを行うのかが特定されていること。

(i)適切な法令を遵守した廃棄物の代替的な管理（必要である場合はセクションＤの（３）の（ａ）に適合した廃棄物の返還を含む。）に係る責任を引き受けること。

(ii)状況によってはセクションＤの（３）の（ｂ）に適合した再輸出のための通告を行うこと。"

輸出者は、輸出国又は輸入国の権限ある当局からの要求に応じ、契約書又はその一部の写しを提供するものとする。

上記の規定に基づいて作成された契約書に含まれる情報は、国内法に適合し、及び国内法が定める範囲において、極秘とされるものとする。

(b)資力保証

適切な場合には、輸出者又は輸入者は、国内法又は国際法の要件に従い、国境を越える移動及び回収作業に関する取決めが予定どおりに実行することができなくなった場合に、廃棄物の代替的な再生利用、処分その他の環境上適正な管理の手法を図るための資力保証を供与するものとする。

(c)試験分析に向けられるアンバー廃棄物の国境を越える移動

加盟国は、廃棄物の物理的若しくは化学的な特性を評価するため又は回収作業の適性を判断するための研究分析に向けられていることが明らかな場合には、当該廃棄物の国境を越える移動について、アンバー規制手続を免除することができる。そのように免除される廃棄物の量は、それぞれの個別事例において分析を適切に実施するために必要とする妥当な最低量によって判断されるものとするが、25kg を超えないものとする。分析試料は、適切に梱包され、及び表示されていなければならず、この決定の第Ⅱ章セクションＢの（１）の（ｃ）及び（ｄ）において規定される条件に従う。輸入国又は輸出国の権限ある当局に通報しなければならないとその国内法令が求めている場合には、輸出者は、研究試料の国境を越える移動について、当該機関に対して通報するものとする。

(2) アンバー規制手続の機能

アンバー規制手続においては、次の２つのケースに係る手続が定められている。

ケース１：個別の国境を越える移動又は単一の回収施設への数次の積荷

ケース２：事前同意を得ている回収施設への国境を越える移動

ケース１：個別の国境を越える移動又は単一の回収施設への数次の積荷

(a) 輸出者は、廃棄物の国境を越える移動の開始に先立って、関係国の権限ある当局に対して書面での通告（「個別的通告」）を行うものとする。通告書類は、この決定の附属書８Ａに掲げられた全ての情報を含むものとする。輸出国の権限ある当局は、国内法に従って、輸出者に代わって自らこの通告を送付することができる。

(b) 国内法の条件に基づいて行動する権限ある当局が、セクションＤに規定されている契約書の確認を行うことが求められている場合、その確認を適切に実施されるようにするため、当該契約書又はその一部が通告書類とともに送付されなければならない。

(c) 関係国の権限ある当局は、通告が完全でないときは、追加的な情報を要求することができる。輸入国の権限ある当局及び適当な場合は輸出国の権限ある当局は、(a)で示された完全な通告書類を受領したときは、通告の受領から３就業日以内に、輸出者に対して受領通知を送付するとともに、他の全ての関係国の権限ある当局に対してその写しを送付するものとする。

(d) 関係国の権限ある当局は、その国内法に基づき、企図された廃棄物の国境を越える移動に対して、30 日以内に異議を申し立てることができる。反対が可能なこの 30 日という期間は、輸入国の権限ある当局の受領通知の発行の時点から起算する。

(e) 関係国の権限ある当局による異議申立ては、30 日の期間内に、輸出者及び他の全ての関係国の権限ある当局に書面で行われなければならない。

(f) 異議申立てがなかった場合（黙示の同意）には、30 日の期間が経過した後に廃棄物の国境を越える移動を開始することができる。黙示の同意は、その 30 日の期間の終了から起算して１暦年以内にその効力を失う。

(g) 関係国の権限ある当局が異議を申し立てず、書面による同意を行うと決定した場合は、輸入国の権限ある当局の受領通知の発行から起算して 30 日以内に当該同意を発行するものとする。廃棄物の国境を越え

る移動は、全ての同意が受領された後に開始することができる。書面の同意の写しは、全ての関係国の権限ある当局に送付されるものとする。書面による同意は、発行の日から起算して１暦年を上限として有効とする。

(h) 異議申立て又は書面による同意は、郵送、電子署名付きの電子メール、電子署名なしの電子メール及びそれに続けての郵送、又はファクシミリ及びそれに続けての郵送によって行うことができる。

(i) 廃棄物の国境を越える移動は、全ての権限ある当局の同意（黙示又は書面による同意）が有効な期間内に限り、実施することができる。

(j) 廃棄物の国境を越える移動は、この決定の附属書８Ｂ に掲げられた情報を含んだ移動書類とともに行われるものとする。

(k) 回収施設は、廃棄物の受領から３日以内に、輸出者並びに輸出国、通過国及び輸入国の権限ある当局に対してそれぞれ一通の署名付きの移動書類の写しを送付するものとする。署名付きの移動書類の写しの受領を希望しない通過国は、OECD 事務局に通報するものとする。当該回収施設は、移動書類の原本を３年間保管するものとする。

(l) 回収施設は、可能な限り早く、かつ、回収作業の完了から 30 日以内であって、廃棄物の受領から１暦年以内に、郵送、電子署名付きの電子メール、電子署名なしの電子メール及びそれに続けての郵送、又はファクシミリ及びそれに続けての郵送によって、輸出者並びに輸出国及び輸入国の権限ある当局に対して回収証明書を送付するものとする。

(m) 本質的に類似した廃棄物（例えば本質的に類似した物理的及び化学的な特性を有する廃棄物）が周期的に同一の輸出者によって同一の回収施設へと送られる場合には、関係国の権限ある当局は、１年を上限とする期間において、そのような数次の積荷に係る「包括的通告」を受理することを選択することができる。各積荷は、この決定の附属書８Ｂに掲げられた情報を含めた当該積荷に係る移動書類とともに行われるものとする。

(n) （m）の受理の撤回は、関係国の権限ある当局から輸出者に対する公的な通知をもって行うことができる。この規定に基づいて既に与えられた国境を越える移動の受理に対する撤回の通知は、当該受理を撤回する国の権限ある当局によって全ての関係国の権限ある当局に対してなされるものとする。

ケース２：事前同意を得ている回収施設への国境を越える移動

(a) 輸入国において特定の回収施設に対する管轄権を有する権限ある当局は、特定の回収施設（事前同意を得ている回収施設）への特定の種類の廃棄物の国境を越える移動について異議を申し立てないこととする旨を決定することができる。当該決定については、特定の期間内に限定することができ、また、いつでも撤回することができる。

(b) この仕組みを選択する権限ある当局は、回収施設の名称、住所、用いられる技術、事前同意が適用される廃棄物の種類及び適用期間について、OECD 事務局に対して通報するものとする。OECD 事務局には、あらゆる撤回についても通報されなければならない。

(c) そのような施設への全ての廃棄物の国境を越える移動に対しては、ケース１の(a)、(b)及び(c)を適用する。

(d) 輸出国及び通過国の権限ある当局は、その国内法に基づき、企図された廃棄物の国境を越える移動に対して、７就業日以内に異議を申し立てる。反対が可能なこの７就業日は、輸入国の権限ある当局の受領通知の発行の時点から起算する。ただし、例外として、輸出国の権限ある当局がその国内法の要件を満たすために必要なものとして輸出者から追加的な情報を受け取るために７就業日よりも長い時間が必要な場合には、追加的な時間が必要であるという旨を７就業日以内に輸出者に対して通報することができる。この追加的な時間は、輸入国の権限ある当局の受領通知の発行の日から起算して 30 日を上限とする。

(e) ケース１の(e)、(f)及び(g)は、30 日を７就業日と期間を読み替えて適用するが、(d)で規定されている例

外的な場合には、30 日の期間のまま適用する。

(f) ケース１の(h)、(i)、(j)、(k)及び(l)を適用する。

(g) 包括的な通告を受領した場合には、ケース１の(m)を適用するが、例外として、積荷を３年間までとすることができる。この受理の撤回に対しては、ケース１の(n)を適用する。

(3) アンバー規制手続の対象となる廃棄物の返還又は再輸出の義務

関係国が同意を与えたアンバー規制手続の対象となる廃棄物の国境を越える移動が、不法取引その他の理由により、契約の条件に従って完了することができない場合には、輸入国の権限ある当局は、輸出国の権限ある当局に対して速やかに通報するものとする。輸入国において環境上適正な方法で当該廃棄物を回収するために代替的な取決めを交わすことができなかった場合には、場合に応じて次の規定を適用する。

(a) 輸入国から輸出国への返還

輸入国の権限ある当局は、特に廃棄物を返還する理由を示した上で、輸出国及び通過国の権限ある当局に対して通報するものとする。輸出国の権限ある当局は、当該廃棄物の返還を認めるものとする。さらに、輸出国及び通過国の権限ある当局は、当該廃棄物の返還に反対し、又はこれを妨害しないものとする。返還は、輸入国が輸出国に対して通報した時点から 90 日以内に、又は関係する加盟国が合意する他の期間内に実施するものとする。新たな通過国が新たな通告を要求することがありえる。

(b) 輸入国から当初の輸出国以外の国への再輸出

アンバー規制手続の対象となる廃棄物の輸入国からの再輸出は、輸入国における輸出者から関係国及び当初の輸出国への通告に従った場合に限り、実施することができる。通告及び規制手続は、関係国の権限ある当局に関する規定を当初の輸出国の権限ある当局にも準用することとした上で、セクションDの（２）のケース１の規定に従うものとする。

(4) アンバー規制手続の対象となる廃棄物の通過国からの返還の義務

通過国の権限ある当局は、関係国が同意を与えたアンバー規制手続の対象となる廃棄物の国境を越える移動が通告及び移動書類の要件と適合しておらず、又は不法取引であると判断したときは、輸出国及び輸入国並びに他の通過国の権限ある当局に対して速やかに通報するものとする。環境上適正な方法で当該廃棄物を回収するために代替的な取決めを交わすことができなかった場合には、輸出国の権限ある当局は、当該廃棄物に係る積荷の返還を認めるものとする。

また、輸出国及び他の通過国の権限ある当局は、当該廃棄物の返還に反対し、又はこれを妨害しないものとする。返還は、通過国が輸出国に対して通報した時点から 90 日以内に、又は関係国が合意する他の期間内に実施するものとする。

(5) 承認された貿易業者に関する規定

(a) 承認された貿易業者は、輸出者又は輸入者であることに伴う全ての責任をもって廃棄物の輸出者又は輸入者として行動することができる。

(b) 第Ⅱ章のセクションDの(2)のケース１の a)において求められる通告書類は、第Ⅱ章のセクションDの(1)の(a)において示された適切な契約が機能し、かつ、全ての関係国において法的に執行可能である旨の輸入者の署名を添えた宣言を含めたものとする。

(6) 交換（R12）および集積（R13）の作業に関する規定

交換（R12）又は集積（R13）の作業に向けられた廃棄物の国境を越える移動に関しては、ケース１の(a)から(j)まで、(m)及び(n)を適用する。さらに、

(a) この決定の附属書５Ｂに掲げられたR12 又はR13 の回収作業が実施される施設に廃棄物が向けられる場合には、その後に附属書５Ｂに掲げられたＲ１からR11 までの回収作業が実施され、又は実施されうる回収施設についても、通告書類に記載するものとする。

(b) R12 又はR13 に係る回収施設は、廃棄物を受領してから３日以内に、輸出者並びに輸出国及び輸入国の

権限ある当局に対してそれぞれ一通の署名付きの移動書類の写しを送付するものとする。当該施設は、移動書類の原本を３年間保管するものとする。

(c) Ｒ12 又はＲ13 に係る施設は、可能な限り早く、かつ、 Ｒ12 又はＲ13 に係る回収作業の完了から 30 日以内であって、廃棄物の受領から１暦年以内に、郵送、電子署名付きの電子メール、電子署名なしの電子メール及びそれに続けての郵送、又はファクシミリ及びそれに続けての郵送によって、輸出者並びに輸出国及び輸入国の権限ある当局に対して回収証明書を送付するものとする。

(d) Ｒ12 又はＲ13 に係る回収施設は、回収用の廃棄物を輸入国に立地するＲ１からＲ11 までに係る回収施設に引き渡したときは、可能な限り早く、かつ、遅くとも当該廃棄物の引渡しから１暦年以内に、当該施設において廃棄物の回収が完了した旨の当該Ｒ１からＲ11 までに係る施設による証明書を受け取るものとする。当該Ｒ12 又はＲ13 に係る施設は、当該証明書に係る国境を越える移動を特定した上で、輸入国及び輸出国の権限ある当局に対して即座に適切な証明書を送付するものとする。

(e) Ｒ12 又はＲ13 に係る回収施設が、回収のための廃棄物を次のいずれかに立地するＲ１からＲ11 までに係る回収施設に引き渡したときは、それぞれ当該各号の通告が求められる。

ｉ）当初の輸出国に立地するときは、セクションＤの(2)に適合する新たな通告

ii）当初の輸出国以外の第三国に立地するときは、セクションＤの(3)の(b)に適合する新たな通告

附属書１：
規制する廃棄物の分類

廃棄の経路

Ｙ１　病院、医療センター及び診療所における医療行為から生ずる医療廃棄物
Ｙ２　医薬品の製造及び調剤から生ずる廃棄物
Ｙ３　廃医薬品
Ｙ４　駆除剤及び植物用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Ｙ５　木材保存用薬剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Ｙ６　有機溶剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Ｙ７　熱処理及び焼戻作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物
Ｙ８　当初に意図した使用に適用しない廃鉱油
Ｙ９　油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁物である廃棄物
Ｙ10　ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）若しくはポリ臭化ビフェニル（PBB）を含み又はこれらにより汚染された廃棄物質及び廃棄物品
Ｙ11　精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生ずるタール状の残滓
Ｙ12　インキ、染料、顔料、ラッカー及びワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Ｙ13　樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Ｙ14　研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学品であって、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの
Ｙ15　この条約以外の法的な規制の対象とされていない爆発性の廃棄物
Ｙ16　写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及び使用から生ずる廃棄物
Ｙ17　金属及びプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物
Ｙ18　産業廃棄物の処分作業から生ずる廃棄物

次に掲げる成分を含有する廃棄物

Ｙ19　金属カルボニル
Ｙ20　ベリリウム、ベリリウム化合物
Ｙ21　六価クロム化合物
Ｙ22　銅化合物
Ｙ23　亜鉛化合物
Ｙ24　砒素、砒素化合物
Ｙ25　セレン、セレン化合物
Ｙ26　カドミウム、カドミウム化合物
Ｙ27　アンチモン、アンチモン化合物
Ｙ28　テルル、テルル化合物
Ｙ29　水銀、水銀化合物
Ｙ30　タリウム、タリウム化合物
Ｙ31　鉛、鉛化合物
Ｙ32　ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物
Ｙ33　無機シアン化合物
Ｙ34　酸性溶液又は固体状の酸
Ｙ35　塩基性溶液又は固体状の塩素
Ｙ36　石綿（粉じん及び繊維状のもの）
Ｙ37　有機りん化合物
Ｙ38　有機シアン化合物
Ｙ39　フェノール、フェノール化合物（クロロフェノールを含む。）
Ｙ40　エーテル
Ｙ41　ハロゲン化された有機溶剤
Ｙ42　ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤
Ｙ43　ポリ塩化ジベンゾフラン類
Ｙ44　ポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン類
Ｙ45　この附属書（例えばＹ39 及びＹ41 からＹ44 まで）に掲げる物質以外の有機ハロゲン化合物

附属書２：
有害な特性のリスト

分類番号：特性
Ｈ１：爆発性
　爆発性の物質又は廃棄物とは、固体又は液体の物質又は廃棄物（又はこれらの混合物）であって、化学反応によりそれ自体が周囲に対して損害を引き起こすような温度、圧力及び速度でガスを発生することが可能なものをいう。
Ｈ３：引火性の液体
　引火性の液体とは、液体、液体の混合物、固体を溶解した液体又は懸濁液（例えば、塗料、ワニス、ラッカー

等が該当するが、危険な特性により他に分類される物質及び廃棄物は、除く。）であって、密閉容器試験において摂氏 60.5 度以下又は開放容器試験において摂氏 65.6 度以下の温度で引火性の蒸気を発生するものをいう（開放法規試験及び密閉容器試験の結果は、厳密に同じものではないこともあり、また、同一の試験による個々の結果さえも異なることが多いので、このような相違を考慮に入れるためこれらの数値とは異なる基準を設けることは、この定義の考え方の許容するところである。）

H4.1：可燃性の固体

固体又は固体廃棄物（爆発性に分類されるものを除く。）であって、運搬中に起こることのある条件の下で、燃焼しやすく又は摩擦により、燃焼を引き起こし若しくは燃焼を助けるもの。

H4.2：自然発火しやすい物質又は廃棄物

運搬中における通常の条件の下で自然に発熱することにより又は空気と作用して発熱することにより発火しやすい物質又は廃棄物

H4.3：水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物

水との相互作用により、自然発火しやすくなり又は危険な量の引火性ガスを発生しやすい物質又は廃棄物

H5.1：酸化性

それ自体には必ずしも燃焼性はないが、一般的に酸素を発生することにより他の物を燃焼させ又は他の物の燃焼を助ける物質又は廃棄物

H5.2：有機過酸化物

二価の－０－０－構造を含む有機物質又は廃棄物は、発熱を伴う自己加速的な分解を行うことのある熱に対して不安定な物質である。

H6.1：毒性（急性）

えん下し、吸入し又は皮膚接触した場合に、死若しくは重大な傷害を引き起こし又は人の健康を害しやすい物質又は廃棄物

H6.2：病毒をうつしやすい物質

動物若しくは人に疾病を引き起こすことが知られ若しくは疑われている生きた微生物又はその毒素を含有する物質又は廃棄物

H８：腐食性

化学作用により、生体組織に接触した場合に重大な傷害を生じ又は漏出した場合に他　の物品若しくは運搬手段に著しい損害を与え若しくはこれらを破壊する物質又は廃棄物（これらの物質又は廃棄物は、他の有害な作用も引き起こすことがある。）

H10：空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生

空気又は水との相互作用により、危険な量の毒性ガスを発生しやすい物質又は廃棄物

H11：毒性（遅発性又は慢性）

吸入し若しくは摂取し又は皮膚に浸透した場合に、発がん性を含む遅発性又は慢性の影響を及ぼすことのある物質又は廃棄物

H12：生態毒性

放出された場合に、生物濃縮により又は生物系に対する毒性作用により、環境に対し即時又は遅発性の悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある物質又は廃棄物

H13：

処分の後、何らかの方法により、この表に掲げる特性を有する他の物（例えば浸出液）を生成することが可能な物

試験

ある種の廃棄物がもたらす潜在的な危害は、まだ完全に立証されておらず、このような危害を定量的に明らかにする試験は、存在しない。当該廃棄物がもたらす人又は環境への潜在的な危害の特性を表す方法を開発するため、更に、研究が必要である。標準的な試験は、不純物を含まない物質及び物に関して開発されてきたものである。附属書５Ａ又は５Ｂに掲げる処分又は回収が行われる物質が、この附属書に掲げるいずれの特性を示すかを決定するため、多数の加盟国がこれらの物質について適用することのできる試験を開発してきた。

附属書３：
グリーン規制手続が適用される廃棄物のリスト

廃棄物がこのリストに記載されているか否かにかかわらず、(a)この決定附属書６の基準を考慮にいれれば、黄級廃棄物リストへの記載を適当とするに十分なほど当該廃棄物の危険性を増大させる程度にまで他の物質によって汚染されているもの、あるいは、(b)当該廃棄物の環境保全上適正な回収作業を阻害する程度にまで他の物質によって汚染されているものに対しては、緑級規制手続は適用されない。

第Ｉ部：
バーゼル条約附属書Ⅸに掲げる廃棄物

この決定の目的のために、

a) バーゼル条約附属書Ⅸにあるリスト A に関する注釈は、この決定附属書４に関する注釈として理解されるものとする。
b) バーゼル条約附属書Ⅰ又はⅢにある注釈は、それぞれこの決定附属書１又は２に関する注釈として理解されるものとする。
c) バーゼル条約の B1020 中の用語「塊状のもの」には、全ての飛散性を有しない形状の金属スクラップが含まれるものとする。
d) バーゼル条約の B1030 は､バーゼル条約の改正の承認を待っているとおり､「耐火性の金属を含む残滓」と読むものとする。
e) 「銅の処理から生ずるスラグ」等に関するバーゼル条約の B1100 は適用せず、代わりに第２部にある OECD の GB040 を適用するものとする。
f) バーゼル条約の B1110 は適用せず、代わりに第２部にある OECD の GC010 及び GC020 を適用するものとする。
g) バーゼル条約の B2050 は適用せず、代わりに第２部にある OECD の GG040 を適用するものとする。
h) バーゼル条約の B3011 は、OECD 加盟国間でこれをこの決定に組み込むことについて合意に達しなかったため、適用しないものとする。また、以前のバーゼル条約の B3010 この決定に引き続き適用するか否かについて OECD 加盟国間で合意に達しなかった。この状況の結果として、それぞれの加盟国は、国内法令及び国際法に調和する形で、バーゼル条約の B3011 の対象となるプラスチックの廃棄物を規制する権利を有する。加盟国は、B3011 の対象となるプラスチックの廃棄物の規制について 2021 年１月 15 日までに、また、当該規制の将来的な変更について適宜 OECD 事務局に対して通報しなければならない。OECD 事務局は得た情報を OECD のウェブサイトで公表しなければならない。

第Ⅱ部：
次に掲げる廃棄物にもグリーン規制手続が適用される。

金属の溶解、精錬又は精製に伴い生ずる金属を含む廃棄物

GB040　7112　貴金属又は銅の高度精錬に伴い生ずるスラグ
262030
262090

金属を含むその他の廃棄物

GC010　金属又は合金のみから成る電気部品

GC020　電子スクラップ（例えば、プリント配線板、電子部品、電線等）及び卑金属又は貴金属の回収に適した規格外の電子部品

GC030　例　890800　解体される船舶及び海上浮体構造物（貨物及び船舶の運航に伴い生ずる物であって危険な物質又は廃棄物とされるものを除去したものに限る。）

GC050　使用済みの液体接触分解（FCC）触媒（例えば、酸化アルミニウム、ゼオライト）

非飛散性形態のガラスの廃棄物

GE020　例　7001　グラスファイバーの廃棄物
例　701939

非飛散性形態の陶磁器の廃棄物

GF010　成形後焼成されている陶磁器の廃棄物（セラミック製の容器を含み、使用前であるか否かを問わない。）

無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのあるその他の廃棄物

GG030　例　2621　燃え殻及び石炭火力発電所から生ずるスラグタップ

GG040　例　2621　石炭火力発電所から生ずる飛灰

固形状の廃プラスチック類

GH013　391530　塩化ビニルの重合体
例　390410－40

なめし処理、皮革加工又は皮革利用から生ずる廃棄物

GN010　例　050200　豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛の廃棄物

GN020　例　050300　馬毛の廃棄物（支持物を使用することなく、又は支持物を使用して層状にしてあるか否かを問わない。）

GN030　例　050590　羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（縁を整えてあるか否かを問わない。）並びに鳥の綿毛の廃棄物（単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）

附属書４：
アンバー規制手続が適用される廃棄物のリスト

第Ⅰ部：
バーゼル条約附属書Ⅱ及びⅧに掲げる廃棄物

この決定の目的のために、

a）バーゼル条約附属書Ⅷにあるリスト B に関する注釈は、この決定附属書３に関する注釈として理解されるものとする。

b）バーゼル条約附属書Ⅰ又はⅢにある注釈は、それぞれこの決定附属書１又は２に関する注釈として理解されるものとする。

c）バーゼル条約の A1010 中の用語「B 表（附属書Ⅸ）に特に掲げるものを除く」は、附属書３の第１部(b)にあるバーゼル条約の B1020 及びその注釈の両方を言及したものとする。

d）バーゼル条約 A1180 及び A2060 は適用せず、代わりに附属書３にある OECD の GC010、GC020 及び GC040 を適切な場合には適用する。加盟国はこれらの廃棄物を、附属書３又は４に掲げられていない廃棄物に関するこの決定第２章 B 条６の規定、及び、附属書３の前書きに基づき、規制することができる。

e）バーゼル条約の A4050 には、Y33 の無機シアン化合物を含有することから、使用済みのアルミニウムの精錬に用いる電解槽の内張りを含むものとする。シアンが破壊されている場合には、Y32 のふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物を含有することから、使用済みの電解槽の内張りは第２部の AB120 に該当する。

f）バーゼル条約の A3210 は適用せず、代わりに第２部にある OECD の AC300 を適用するものとする。

g） バーゼル条約の Y48 は、OECD 加盟国間でこれをこの決定に組み込むことについて合意に達しなかったため、適用しないものとする。この状況の結果として、それぞれの加盟国は、国内法令及び国際法に調和する形で、バーゼル条約の Y48 の対象となるプラスチックの廃棄物を規制する権利を有する。加盟国は、Y48 の対象となるプラスチックの廃棄物の規制について 2021 年１月 15 日までに、また、当該規制の将来的な変更について適宜 OECD 事務局に対して通報しなければならない。OECD 事務局は得た情報を OECD のウェブサイトで公表しなければならない。

第Ⅱ部：

次に掲げる廃棄物にも黄級規制手続が適用される：

<u>金属を含む廃棄物</u>

AA010	261900	鉄鋼業から生ずるドロス、スケールその他の廃棄物
AA060	262050	バナジウムを含む灰及び残滓
AA190	810420	可燃性若しくは自然発火性を有するもの又は水と作用して、危
	例　810430	険な量の可燃性ガスを発生するマグネシウムの廃棄物及びスクラップ

<u>無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある廃棄物</u>

AB030		シアン化合物を使用しない金属の表面処理に伴い生ずる廃棄物
AB070		鋳物砂
AB120	例　281290	無機ハロゲン化合物（他に掲げるものを除く。）
	例　3824	
AB130		使用済みのブラスト砂

AB150　例　382490　　精製されていない脱硫石膏及び排煙脱硫石膏

有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある廃棄物

AC060　例　381900　　水圧液体
AC070　例　381900　　ブレーキ用液体
AC080　例　381900　　不凍液
AC150　　クロロフルオロカーボン類
AC160　　ハロン類
AC170　例　440310　　化学処理されたコルク及び木材の廃棄物
AC250　　界面活性剤
AC260　例　3101　　豚のふん尿
AC270　　下水汚泥
AC300　　附属書２の特性を示す程度に、附属書１に規定する成分を含み、又は当該成分により汚染されたプラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含む。）

無機物又は有機物を含むおそれのある廃棄物

AD090　例　382490　　複写用又は写真用の化学品又は材料の製造、調合又は使用に伴い生ずる廃棄物（他に掲げるものを除く。）
AD100　　シアン化合物を使用しないプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物
AD120　例　391400　　イオン交換樹脂
　　例　3915
AD150　　ろ材として使用された自然由来の有機物（バイオフィルター等）

有機物を主成分とし、金属は無機物を含むおそれのある廃棄物

RB020　　物理化学的に石綿と性状が類似しているセラミックファイバー

附属書５．Ａ：
処分作業

附属書５Ａは、環境保全の観点から適切であるか否かにかかわらず、実際に行われる処分作業の全てのものを含む。

Ｄ１　地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
Ｄ２　土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
Ｄ３　地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）
Ｄ４　表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること。）
Ｄ５　特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること。）
Ｄ６　海洋を除く水域への放出
Ｄ７　海洋への放出（海底下への挿入を含む。）

Ｄ８　この附属書において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物が附属書５Ａに掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの。
Ｄ９　この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物が附属書５Ａに掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの。（例えば、蒸留、乾燥、**煆焼**）
Ｄ10　陸上における焼却
Ｄ11　海洋における焼却
Ｄ12　永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること。）
Ｄ13　附属書５．Ａに掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合
Ｄ14　附属書５．Ａに掲げるいずれかの作業に先立つ梱包
Ｄ15　附属書５．Ａに掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

附属書５．Ｂ：
回収作業

附属書５．Ｂは、有害廃棄物であると見なされ又は法的に定義されている物であって、この附属書に掲げる作業が行われなかった場合には、附属書５．Ａに掲げる作業が行われていたはずのものに関する全ての作業を含む。

Ｒ１　燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用
Ｒ２　溶剤の回収又は再生
Ｒ３　溶剤として利用しない有機物の再生利用又は回収利用
Ｒ４　金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
Ｒ５　その他の無機物の再生利用又は回収利用
Ｒ６　酸又は塩基の再生
Ｒ７　汚染の除去のために使用した成分の回収
Ｒ８　触媒からの成分の回収
Ｒ９　使用済みの油の精製又はその他の再利用
Ｒ10　農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
Ｒ11　Ｒ１からＲ10までに掲げる作業から得られた残滓の利用
Ｒ12　Ｒ１からＲ11までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
Ｒ13　附属書５．Ｂに掲げるいずれかの作業のための物の集積

附属書６：
OECD の危険性に基づくアプローチの基準
Ａ）特性
１）通常、その廃棄物はこの決定附属書２の有害特性を有しているか。さらに、一以上の加盟国において有害廃棄物であると法的に定義され又はみなされているかを知ることは有益である。
２）その廃棄物は典型的に汚染されているか。
３）その廃棄物の物理的状態はどのようなものか。
４）事故的漏洩あるいは管理の不備の際、浄化の困難度はどれぐらいか。

5）歴史的価格変動を考慮した際、その廃棄物の経済的価値はどの程度か。

B）管理

6）その廃棄物を回収する技術力は存在しているか。

7）その廃棄物の越境移動、あるいはそれに伴う回収作業により環境への有害な事故が生じたことがあるか。

8）その廃棄物は、定期的に確立された経路によって取引されているか。また、商業分類による証明があるか。

9）その廃棄物は有効な一つの、あるいは一連の契約の条件の下で、通常国際間を移動するか。

10）その廃棄物の再生利用及び回収利用の程度はどれぐらいか。また、その廃棄物の中で回収管理されない部分の割合はどれぐらいか。

11）回収作業から生じる総合的な環境上の利益はどれぐらいか。

附属書７：

加盟国より提供される実用的情報

（1）権限ある当局：回収作業が行われる廃棄物の越境移動に対して管轄権を有する規当局の住所、電話番号、電子メールのアドレス及びファックス番号を記載する。異なる移動の形態により別の権限ある当局があることが知られている場合（例：通過の場合には、輸出入の場合とは異なる権限ある当局となる場合）にはこれも記載する。適用される場合は、国の権限ある当局のコードナンバーも記載する。

（2）中央連絡先：個人が望む場合には、そこを通じて追加的あるいは補完的情報を得ることができるような通信窓口の住所、電話番号、電子メールのアドレス、ファックス番号等を提供する。

（3）受け入れ可能な言語：通告書類を受け取る権限ある当局が理解可能な、輸出者が使用することができる言語を記載する。

（4）要求される輸出入地：回収作業が行われる廃棄物の輸送を行う場合、特定の税関を通関してその管轄下にある地域から輸出入をしなければならないことが国内法で規定されている場合は、記載する。

（5）事前の同意が与えられている回収施設：第Ⅱ章Ｄ条（２）のケース２に従って、加盟国がその管理下にある地域内に、特定の廃棄物を受け入れられる一あるいはそれ以上の事前の同意が与えられている回収施設を有する場合には、それを記載する。施設の所在地、事前の同意の有効期限、受け入れ可能な廃棄物の種類及び量に関する詳細な情報が判明した時点で記載する。

（6）分類の相違：この決定Ｂ条(4)の規定に基づき、国のリストに OECD 附属書３及び４と異なる分類がある場合には、それを記載することをこの条項は意味する。

（7）禁止事項：加盟国の適切な国内法規の下で、輸出入が特に禁止されている廃棄物に関する情報を提供する。

（8）契約要件：権限ある当局がその契約について審査するか否かについても含む、輸出者と輸入者の間の契約に関する要件を記載する。

（9）書面による同意：加盟国が輸出あるいは輸入の際に書面による同意を必要とする場合には記載する。

(10) 環境上適正な管理に関する情報：廃棄物の環境上適正な管理に関する国内法令の条項に基づく追加的情報を記載する。

(11) 輸出通告：輸出者の代わりに権限ある当局が輸出通告を行うかを記載する。

(12) 移動書類：輸入国において回収施設により廃棄物が受領された旨記載した、署名入りの移動書類の写しを受け取ることを通過国が望まない場合は記載する。

(13) 金銭的要件：加盟国が回収される廃棄物の越境移動の際に金銭的保証を要求する場合には、その要件はこの項に特定されることになる。提供される情報には、とりわけ、保証の形態（例：保険条項、銀行の書簡、証書等）、補償額（もしあれば最低額及び最高額）、廃棄物の量あるいは有害性により補償が異なるのか、補償される損害を含むものとする。

(14) 関係する国内法規：この決定の条件に関する条項を含む関連する国内法規の引用を記載する。

(15) その他は以下について記載するために使用される：
- この決定と国の条項との相違に関する追加情報
- 関連する国内法規の保留修正
- 加盟国により適当であると見なされたその他要件及び事項

附属書８：
通告書及び移動書類

Ａ．通告書類に含まれる情報
1）移動書類の連番もしくは他の識別番号
2）輸出者の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールのアドレス及び連絡責任者
3）回収施設の名称、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールのアドレス及び適用される技術
4）輸入者の氏名、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールのアドレス
5）予定される運搬者あるいはその代理人の住所、電話番号、ファックス番号、電子メールのアドレス
6）輸出国及び所管の権限ある当局
7）通過国及び所管の権限ある当局
8）輸入国及び所管の権限ある当局
9）個別的通告か包括的通告か。包括的通告である場合、要請された有効期間。
10）越境移動開始の予定日
11）予定される輸送手段
12）適用可能な保険もしくはその他の金銭的保証が、現に有効である、もしくは将来発効することの証明
13）しかるべきリスト（附属書３又は４の第Ⅰ部又は第Ⅱ部）への廃棄物の種類の指定及びその記述、各推定総量、有害特性
14）この決定附属書５．Ｂに基づく回収作業の特定

15)この決定により要求されている書面による単一あるいは一連の契約、もしくは契約相当の取り決めが存在することの証明
16)輸出者の知る限りにおいて、情報が完全かつ正確であることについての輸出者自身による証明

Ｂ．移動書類に含まれる情報
上記Ａに含まれる全ての情報に以下の情報を加える。

a)輸送が開始された日
b)運搬者の名称、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールのアドレス
c)梱包の形式
d)運搬者によって講じられるべき、あらゆる特別な予防措置
e)全関係国の権限ある当局から何ら反対が申し立てられていないとの輸出者による宣言。この宣言には輸出者の署名を必要とする。
f)個々の保管の移転に際する適切な署名

Ｃ．OECD 域内の回収作業に向けられる廃棄物の国境を越える移動において推奨される通告及び移動書類の様式（第Ｉ章パラグラフ３参照）とこれらの様式の記載指示

（略）

有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する
財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め

財団法人交流協会（以下「交流協会」という。）及び亜東関係協会は、1972 年 12 月 26 日に締結した「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所設置に関する取決め」の第３項(5)、(7)及び(12)に関連し、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下「バーゼル条約」という。）の趣旨に従い、有害廃棄物の日台間の移動及びその処分が適切に行われることを確保するため、次に掲げる事項が確保されるために必要な関係当局の協力が得られるよう相互に協力することに合意した。

１．この取決めの適用範囲は、バーゼル条約第１条に規定する同条約の適用範囲と同一とする。
２．この取決めの適用上、「有害廃棄物」及び「他の廃棄物」とは、バーゼル条約第１条１及び２が定めるそれぞれの用語と同一の意義を有する。その他の用語の意義は、バーゼル条約において当該各用語が規定されている場合には、その用語と同一とする。
３．有害廃棄物又は他の廃棄物の日台間の移動は、次の原則に従って行われる。
（１）有害廃棄物又は他の廃棄物を輸出する場合には、バーゼル条約第６条１が規定する内容に従い、輸出側の協会から輸入側の協会への書面による事前通告及び輸入側の協会から輸出側の協会への書面による同意を必要とする。バーゼル条約第６条３が規定する内容に従い、輸出側の協会が同項に規定される事項を書面により確認するまでは、発生者又は輸出者は、日台間の移動を開始してはならない。両協会は、右書面による同意の発出を可能な限り迅速に行うよう努める。
（２）同一の物理的及び化学的特性を有する有害廃棄物又は他の廃棄物が同一の税関を経由して同一の処分者に定期的に運搬される場合には、（１）に規定する通告はバーゼル条約第６条６から同条８までが規定する内容に従い、行うことができる。
（３）有害廃棄物及び他の廃棄物は、バーゼル条約第４条７が規定する内容に従い、梱包され、表示され、運搬され及び処分される。
（４）輸出許可を得て行われる有害廃棄物又は他の廃棄物の日台間の移動が、その有害廃棄物及び他の廃棄物について環境上適正な処理がされることを明言する輸出者と処分者との間の契約の条件に従って完了することができない場合には、バーゼル条約第８条が規定する内容に従う。
４．両協会は、日台双方の関連法令及び輸出入実績について、それらの法令及び実績にかかる資料を送付することを含め、定期的に情報交換する。
５．この取決めに明文の定めのない事項については、バーゼル条約の趣旨が尊重される。
６．両協会は、この取決めの円滑な実施のために双方が特に必要と認める場合には、所要の調整を図るために協議し、必要に応じこの取決めを改正する。
７．この取決めは、２００６年１月１日に効力を生ずるものとし、いずれか一方の協会がこの取決めを終了させる意思を他方の協会に通告する場合には、当該他方の協会がその通告を受領した日の後９０日で終了するものとする。終了前に、この取決めにより実施された行為に如何なる影響をも及ぼすものではない。

本取決めは日本語及び中国語により作成し、双方の代表は、以上の証拠として、２００５年１２月１日、東京において、これに署名した。

財団法人交流協会代表　　服部禮次郎　　亜東関係協会代表　　羅福全

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律概要

＜バーゼル条約＞

・有害廃棄物等の国内処理の原則
・有害廃棄物等を輸出する際の輸入国・通過国への事前通告、同意取得の義務付け
・非締約国との有害廃棄物等の輸出入の禁止
・不法取引が行われた場合等の輸出者による再輸入義務等
・移動書類の携帯等

［国内法の整備］

↓

＜特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律＞

定　　義 **「特定有害廃棄物等」**	条約附属書に掲げる有害特性を有する廃棄物等若しくは家庭系の廃棄物又はこれらに類する有害廃棄物等（廃棄物だけでなく再生資源として利用される各種金属スクラップ等有価物を含むもの。）として条約の規定に基づき締約国が指定したもの。
基本的事項の公表	経済産業大臣及び環境大臣は、必要な基本的事項を定め、公表するものとする。

（輸出の承認）

① 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外為法に基づく輸出の承認を受ける。
② 環境大臣は、経済産業大臣から環境汚染を防止するため特に必要があるものについて、その申請の写しの送付を受け、環境保全上支障がない旨の確認を行い、経済産業大臣に通知する。
③ 経済産業大臣は、環境大臣の通知を受けた後でなければ①の承認をしてはならないものとする。

（輸入の承認）

① 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外為法に基づく輸入の承認を受ける。
② 環境大臣は、必要がある場合には、経済産業大臣に対し意見を述べることができる。
※ 再生利用等目的輸入事業者が再生利用等事業者が再生利用等を行うために使用する目的で特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合は、輸入の承認を不要とする。

（移動書類）

特定有害廃棄物等を輸出入する場合において、移動書類を携帯して運搬することを義務付けるとともに、輸入された特定有害廃棄物等の処分が完了した場合等において、その旨を輸入の相手方、輸出国に通知するものとする。

（措置命令）

① 経済産業大臣及び環境大臣は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等を輸出した者等に対し、当該特定有害廃棄物等の回収、処分他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
② 経済産業大臣及び環境大臣は、必要があると認めるときは、特定有害廃棄物等を輸入した者等に対し、当該特定有害廃棄物等を適正に処分することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号）」の概要

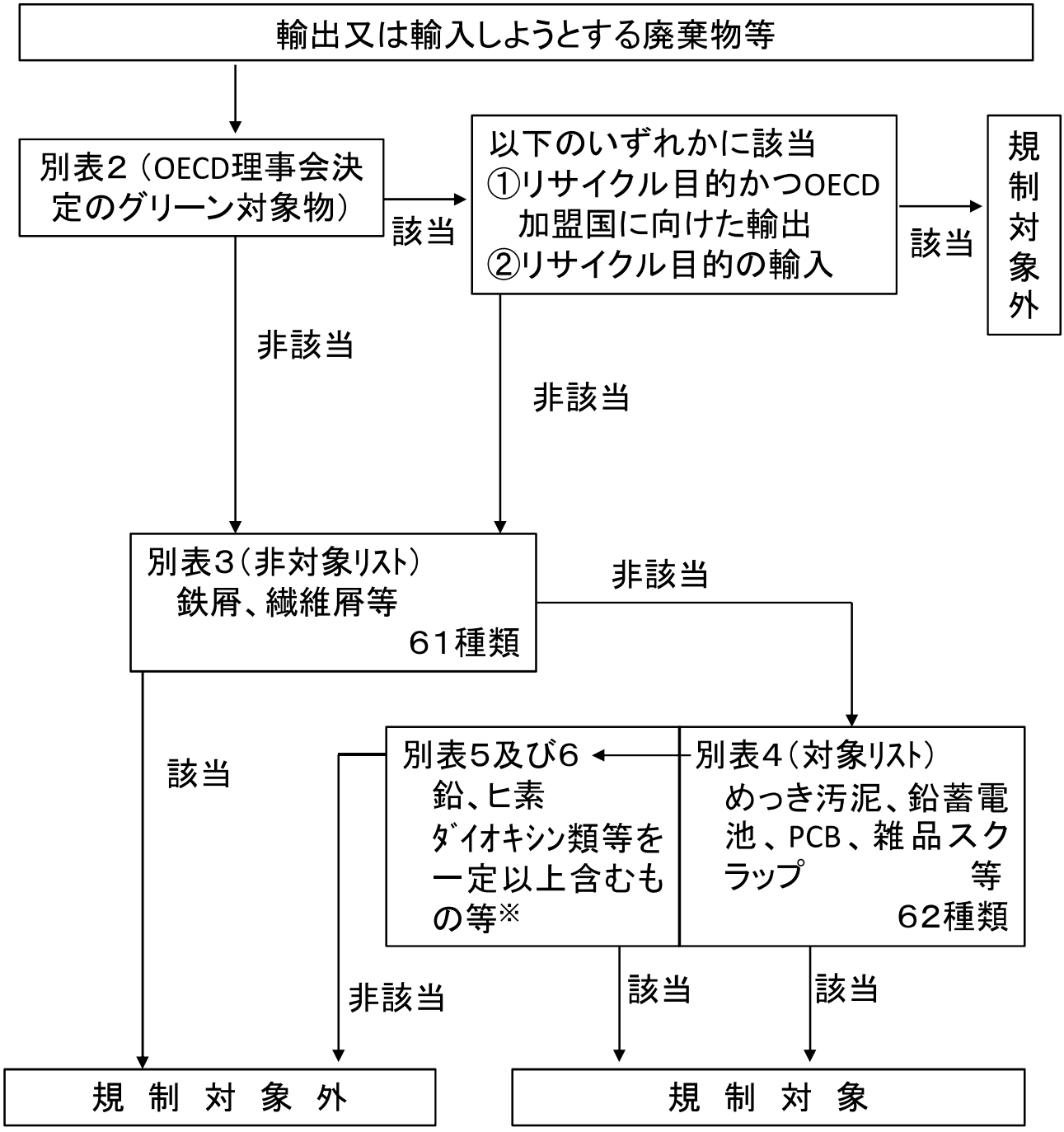

※　別表５及び6に掲げるもののうち、物質名が特定されていない等の一部のものについては、別表第７中欄に掲げる試験により、同表下欄に掲げる性状を示さない場合には非該当となる。

プラスチックのくずの該非判断について

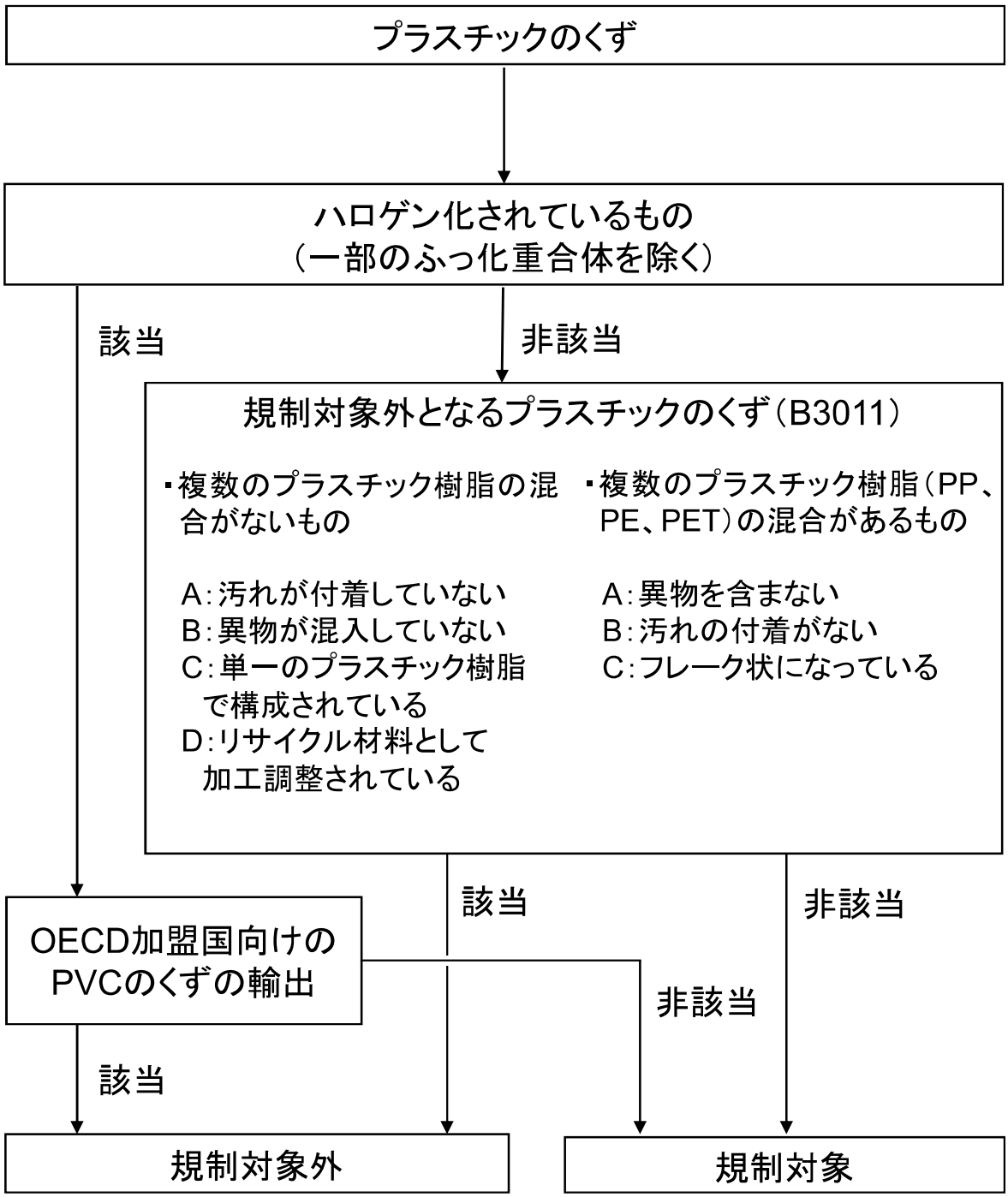

※　OECD加盟国向けの輸出の場合、PVCのくずはバーゼル法の規制対象外ではありますが、輸出相手国の法令における扱いについては、輸出者において確認することが必要です。

バーゼル条約の規制対象廃棄物の考え方

附属書Ⅰ（廃棄の経路・含有成分）

経路（18 経路）
- 医療行為から生ずる廃棄物
- 有機溶剤の製造に伴う廃棄物等

含有成分（27 種類）
- ヒ素　・鉛等

附属書Ⅲ（有害特性）
- 爆発性
- 腐食性
- 急性毒性
- 慢性毒性　等

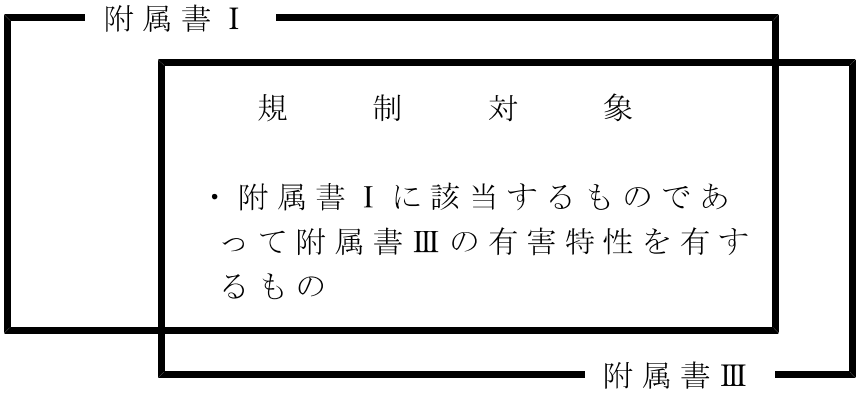

↓

規制対象の明確化（ﾘｽﾄ化）

附属書Ⅷ（原則規制対象）
- 鉛蓄電池
- 廃駆除剤
- めっき汚泥
- 廃石綿
- シュレッダーダスト　等

附属書Ⅸ（原則規制対象外）
- 鉄屑、貴金属の屑
- 紙屑、繊維くず
- ゴムくず　等

＊　附属書Ⅷに該当する品目であっても附属書Ⅲの有害特性を有しないものは規制対象外

＊　附属書Ⅸに該当する品目であっても有害物質に汚染されている等により附属書Ⅲの有害特性を有するものは規制対象

＊　なお、附属書Ⅷ又はⅨに掲載されていない物については、従来どおり、附属書Ⅰ及びⅢを参照して判断する。

輸出するときの手続きの流れ

■特定有害廃棄物等を輸出することとなった段階

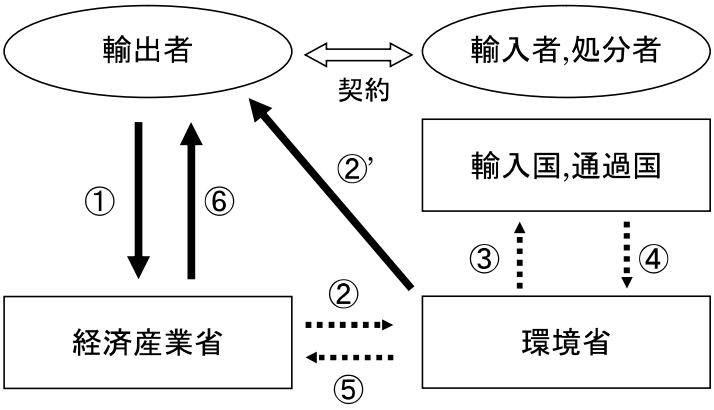

■特定有害廃棄物等の輸出の準備が完了し、実際に貨物を運搬しようとする段階

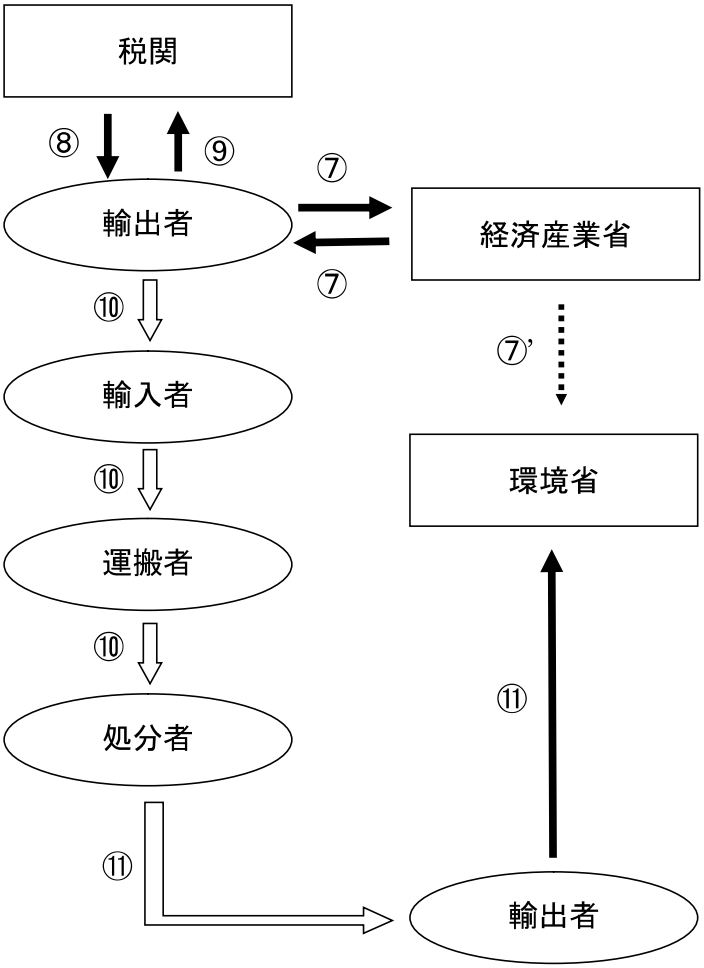

【輸出手続の流れ】

① 外為法に基づく輸出申請
② 申請書類写し送付
②'環境汚染に係る確認
③ 相手国へ通告
④ 回答の受領
⑤ 回答の送付
⑥ 外為法に基づく輸出承認
⑦ 輸出移動書類の交付申請及び交付
⑦'輸出移動書類写しの送付
⑧ 関税法に基づく輸出申告
⑨ 関税法に基づく輸出許可
⑩ 引渡し及び移動書類携帯の義務
⑪ 処分完了の通知等

⇦ 企業間のやり取り
◀ 企業と政府のやり取り
◀┈┈ 政府間のやり取り

※　税関で有害廃棄物でないと主張する場合、有害性がないことを立証する必要があります。

輸入するときの手続きの流れ

■特定有害廃棄物等を輸入することとなった段階

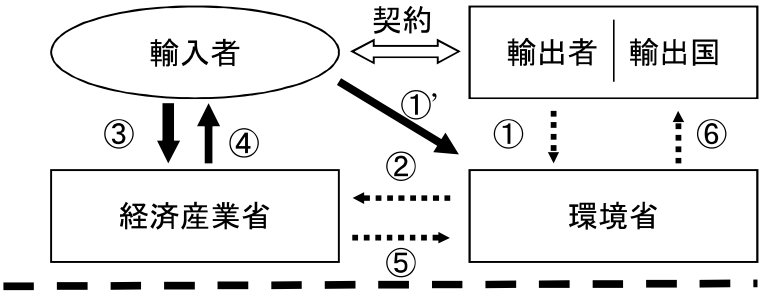

■特定有害廃棄物等の輸出が開始された後、輸入申告するまでの

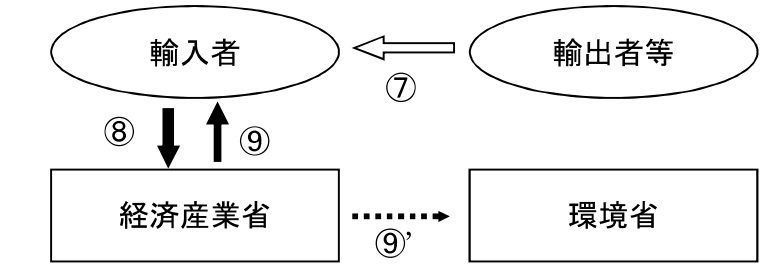

■特定有害廃棄物等が到着し、輸入、運搬及び処分する段階

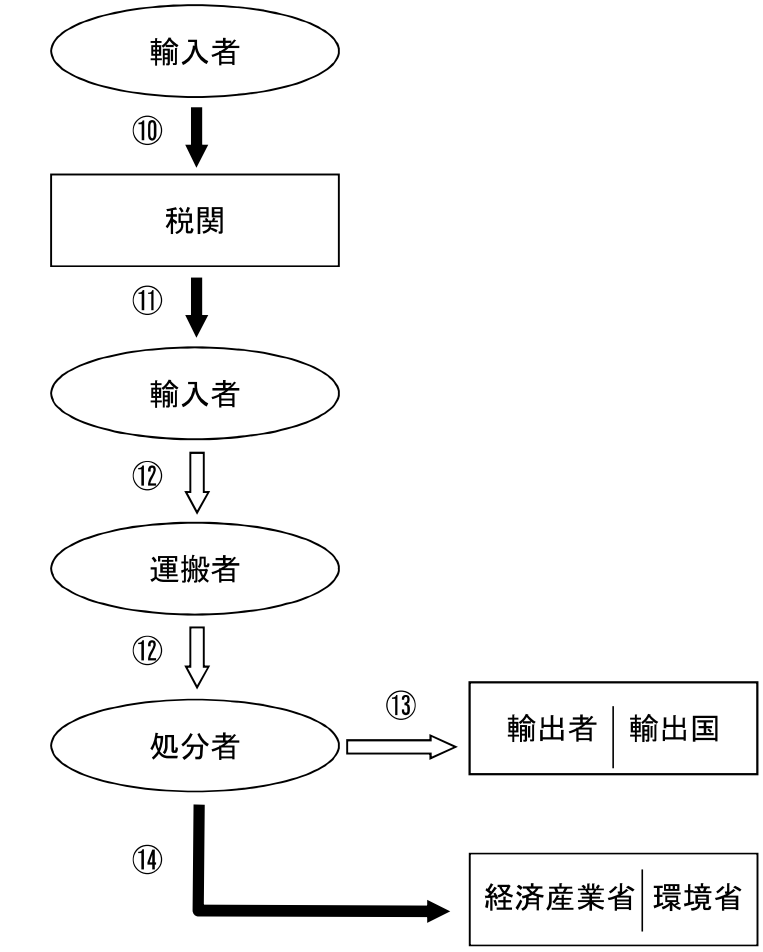

【輸入手続の流れ】

① 移動計画の通告
①'通告関係書類の提出
② 通告の写しの送付
③ 外為法に基づく輸入承認申請
④ 外為法に基づく輸入承認
⑤ 輸入承認の通知
⑥ 同意の回答
⑦ 輸入移動書類
⑧ 輸入移動書類の交付申請
⑨ 輸入移動書類の交付
⑨'輸入移動書類写しの送付
⑩ 関税法に基づく輸入申告
⑪ 関税法に基づく輸入許可
⑫ 引渡し及び両移動書類携帯の義務
⑬ 処分完了の通知等の送付
⑭ 処分完了の届出
（⑬で送付した通知の写しを送付）

⇦ 企業間のやり取り
◀ 企業と政府のやり取り
◀…… 政府間のやり取り

※　税関で有害廃棄物でないと主張する場合、有害性がないことを立証する必要があります。

認定制度を利用した輸入手続きの流れ

■特定有害廃棄物等を輸入することとなった段階

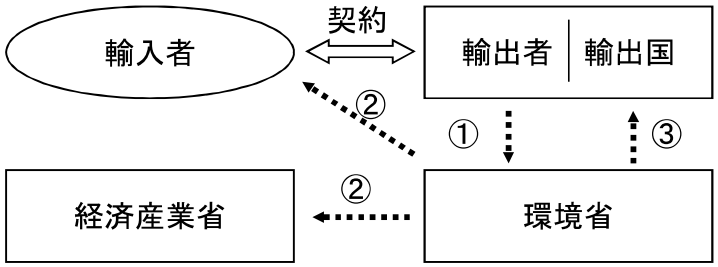

■特定有害廃棄物等の輸出が開始された後、輸入申告するまでの間

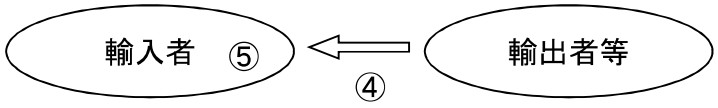

■特定有害廃棄物等が到着し、輸入、運搬及び処分する段階

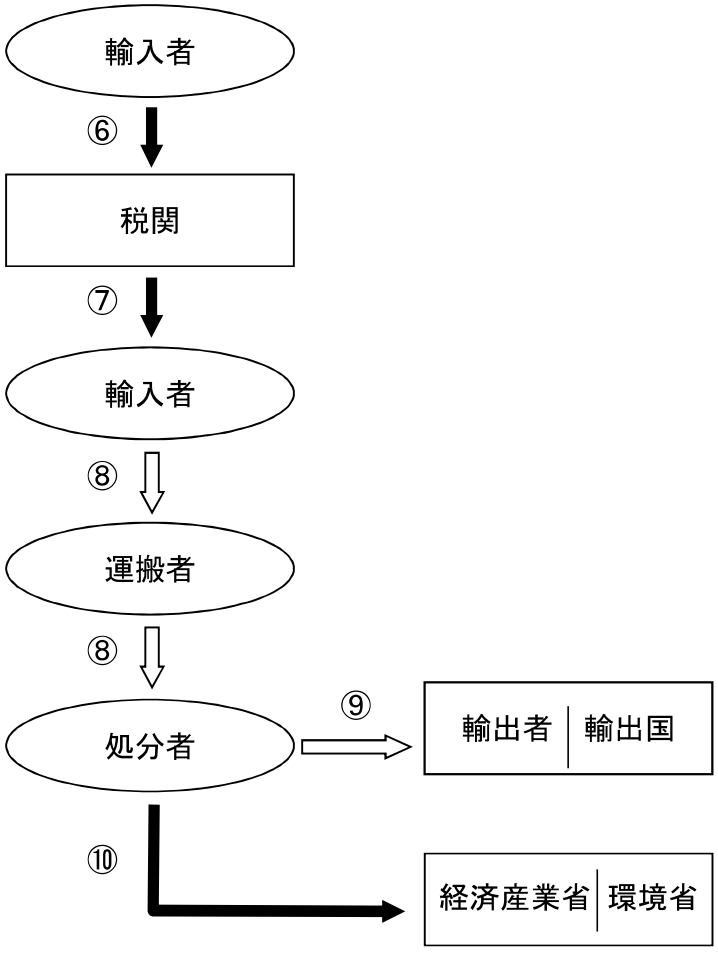

【輸入手続の流れ】

① 移動計画の通告
② 回答の写しの送付
③ 同意の回答
④ 移動書類
⑤ 移動書類の作成（事業者自ら行うこと）
⑥ 関税法に基づく輸入申告
⑦ 関税法に基づく輸入許可
⑧ 引渡し・移動書類携帯の義務
⑨ 処分完了の通知等の送付
⑩ 年に１回処分完了等の届出
（⑤で作成した移動書類と⑨で送付した通知の写しを添付）

⇐ 企業間のやり取り
⇐ 企業と政府のやり取り
⇐ 政府間のやり取り

※認定を受けている事業者が、その認定に係る特定有害廃棄物等を輸入する場合は、バーゼル法に係る輸入承認だけでなく、廃棄物処理法に係る廃棄物の輸入の許可も不要になります。

※税関で有害廃棄物でないと主張する場合、有害性がないことを立証する必要があります。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律

（平成四年法律第百八号）

（目的）

第一条　この法律は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義等）

第二条　この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であって政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

一　条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であって、次のいずれかに該当するもの（条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行う必要がない物であって政令で定めるものを除く。）

イ　条約附属書Ⅰに掲げる物のうち、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するものであって、その処分の目的ごとに、かつ、輸出及び輸入の別に応じて環境省令で定めるもの

ロ　条約附属書Ⅱに掲げる物

ハ　政令で定めるところにより、条約第三条1又は2の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物

ニ　条約第三条3の規定により条約の事務局から通報された物であって、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は当該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るもの

として環境省令で定めるもの

ホ　条約の締約国である外国（以下このホにおいて「条約締約国」という。）において条約第一条1に規定する有害廃棄物とされている物であって、当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係るものとして環境省令で定めるもの

二　条約以外の協定等に基づきその輸出、輸入、運搬及び処分について規制を行うことが必要な物であって政令で定めるもの

2　この法律において「移動書類」とは、条約附属書ＶＢに掲げる事項を記載した条約第四条7(c)の移動書類及びこれに類する書類であって条約以外の協定等に規定するものをいう。

3　環境大臣は、第一項第一号イ、ニ及びホの環境省令を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない

（基本的事項の公表）

第三条　経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び条約以外の協定等（以下「条約等」という。）の的確かつ円滑な実施を図るため、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一　特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴って生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的な事項

二　特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬又は処分の事業を行う者がその事業を適正に行うために配慮しなければならない基本的な事項

三　特定有害廃棄物等の発生の抑制及び適正な処分が行われることを確保するために国民が配慮しなければならない基本的な事項

四　前三号に掲げるもののほか、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が適正に行われることを確保するための重要な事項

（輸出の承認）

第四条　特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定により、

輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2　経済産業大臣は、その輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずるおそれのある大気の汚染、水質の汚濁その他の環境の汚染（以下単に「環境の汚染」という。）を防止するため特に必要があるものとして経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とする経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等の輸出について前項の承認の申請があったときは、その申請書の写しを環境大臣に送付するものとする。

3　環境大臣は、前項の規定により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境省令で定める環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

4　経済産業大臣は、前項の規定により環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている旨の環境大臣の通知を受けた後でなければ、第一項の輸出の承認をしてはならない。

（**輸出移動書類の交付等**）

第五条　経済産業大臣は、前条第一項の輸出の承認をしたときは、速やかに、その承認を受けた者に対し、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類（以下「輸出移動書類」という。）を交付しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定により輸出移動書類を交付したときは、当該輸出移動書類の写しを環境大臣に送付するものとする。

3　第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、当該輸出移動書類が汚損され、又は失われたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、当該輸出移動書類の交付を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

4　第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、前項後段の規定により輸出移動書類の再交付を受けた場合において、その失われた輸出移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5　輸出移動書類の様式は、経済産業省令で定める。

（**輸出特定有害廃棄物等の運搬**）

第六条　前条第一項の規定により輸出移動書類が交付された特定有害廃棄物等（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸出の許可を受けたものに限る。以下「輸出特定有害廃棄物等」という。）の運搬を行う場合は、当該輸出移動書類を携帯してしなければならない。

2　前項の規定により輸出移動書類を携帯して運搬を行う者は、当該輸出移動書類にその輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

3　輸出特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、当該輸出特定有害廃棄物等に係る輸出移動書類に記載された内容に従ってしなければならない。ただし、当該輸出特定有害廃棄物等の運搬について第十七条第一項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされた場合は、この限りでない。

（**輸出移動書類に係る届出**）

第七条　第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

一　輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき。

二　輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等を失ったとき。

（**輸入の承認**）

第八条　特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿

易法第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。ただし、第十四条第一項の認定を受けた者が、第十五条第一項の認定を受けた者が同項の認定に係る条約附属書ⅣＢに掲げる処分作業（以下「再生利用等」という。）を行うために使用する目的で、特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合は、この限りでない。

2　環境大臣は、環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、経済産業大臣が前項の承認を行うに際し、事前に、経済産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

（輸入移動書類の交付等）

第九条　経済産業大臣は、前条第一項の輸入の承認をした場合において、その承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出を受けたときは、当該移動書類が当該特定有害廃棄物等に関し条約第六条1の規定により通告された内容（同条2又は4の規定により条件を付して同意した場合にあっては、その条件を付したもの）と一致することを確認の上、速やかに、その承認を受けた者に対し、その旨を証明する文書（以下「輸入移動書類」という。）を交付しなければならない。

2　前項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者又は第十一条の規定により輸入移動書類とともに当該輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等を譲り受け、若しくはその引渡しを受けた者（以下「輸入移動書類の交付を受けた者等」という。）が当該輸入移動書類を汚損し、又は失ったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、当該輸入移動書類の交付を受けた者等は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

3　輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、その失った輸入移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4　第五条第二項及び第五項の規定は、輸入移動書類について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第九条第一項」と読み替えるものとする。

（輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分）

第十条　前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された特定有害廃棄物等（以下「輸入特定有害廃棄物等」という。）の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入移動書類を携帯してしなければならない。

2　前項の規定により輸入移動書類を携帯して運搬又は処分を行う者は、当該輸入移動書類にその輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

3　輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類に記載された内容に従ってしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受けるとき。

二　当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について第十七条第二項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされたとき。

4　輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項第一号に規定する規定により、又は同項第二号に規定する命令に従って、運搬を行う場合において、当該輸入移動書類に記載された内容と異なる運搬を行ったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出て、その書換えを受けなければならない。

5　経済産業大臣は、前項の規定により輸入移動書類の書換えをしたときは、その旨を環境大臣に通知するものとする。

（輸入特定有害廃棄物等の譲渡等）

第十一条　輸入特定有害廃棄物等を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受ける場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類とともにしなければならない。

（輸入移動書類に係る届出）

第十二条　輸入移動書類の交付を受けた者等は、次に掲げる場合は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

一　輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったとき。

二　輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行わないこととなったとき。

三　輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失ったとき。

2　輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物（第十七条第二項において単に「廃棄物」という。）に該当する場合における前項の規定の適用については、同項中「経済産業省令、環境省令」とあるのは「環境省令」と、「経済産業大臣及び環境大臣」とあるのは「環境大臣」とする。

（通知）

第十三条　輸入移動書類に係る処分を行う者は、当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けたとき、及び当該輸入移動書類に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を次に掲げる者に通知しなければならない。

一　当該輸入特定有害廃棄物等の輸入の相手方

二　当該輸入特定有害廃棄物等の原産地、船積地域又は経由地の権限のある当局

（再生利用等目的輸入事業者の認定）

第十四条　特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。

一　当該輸入の目的が、次条第一項の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること。

二　当該輸入を行おうとする者が、当該輸入を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。

三　当該輸入及び次条第一項の認定に係る施設への運搬が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。

2　前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他経済産業省令、環境省令で定める書類を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

二　前項第三号に係る次条第一項の認定を受けた者に関する事項

三　輸入しようとする特定有害廃棄物等の種類及び輸入の方法

3　経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けようとする者が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4　第一項の認定は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5　第一項の認定を受けた者は、第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けなければならない。ただし、その変更が経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

6　第三項の規定は、第四項の認定の更新及び前項の認定について準用する。この場合において、第三項中「同項各号」とあるのは、「第一項各号」と読み替えるものとする。

7　第一項の認定を受けた者は、第五項ただし書の経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

8　経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けた者が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は第五項若しくは前項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。

9　前各項に規定するもののほか、第一項及び第五項の認定並びに第四項の認定の更新に関し必要な事項は、政令で定める。

（**再生利用等事業者の認定**）

第十五条　特定有害廃棄物等の再生利用等を行おうとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、経済産業大臣及び環境大臣の認定を受けることができる。

一　当該再生利用等を行おうとする者が、当該再生利用等を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。

二　当該再生利用等を行おうとする者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用等を行おうとする施設及び当該施設における当該再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。

2　前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他経済産業省令、環境省令で定める書類を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

二　再生利用等を行おうとする施設

三　再生利用等を行おうとする特定有害廃棄物等の種類及び処理の方法

3　経済産業大臣及び環境大臣は、第一項の認定を受けようとする者が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4　第一項の認定は、五年を超えない範囲内で政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5　前条第五項から第八項までの規定は、第一項の認定について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項各号」とあるのは「次条第二項各号」と、同条第六項中「第三項の」とあるのは「次条第三項の」と、「第四項」とあるのは「同条第四項」と、「第三項中」とあるのは「同条第三項中」と読み替えるものとする。

6　前各項に規定するもののほか、第一項及び前項の規定により準用する前条第五項の認定並びに第四項の認定の更新に関し必要な事項は、政令で定める。

（**輸入移動書類に関する規定の準用**）

第十六条　前条第一項の認定を受けた者による同項の認定に係る再生利用等に使用する目的で、第十四条第一項の認定を受けた者が特定有害廃棄物等を輸入する場合については、第九条第二項前段及び第三項並びに第十条から第十三条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九条第二項前段	前項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者	特定有害廃棄物等を輸入した第十四条第一項の認定を受けた者	
	輸入移動書類とともに	当該特定有害廃棄物等に係る移動書類とともに	
	当該輸入移動書類	当該移動書類	
	輸入移動書類の交付を受けた者等	再生利用等目的輸入事業者等	
第九条第三項	輸入移動書類の交付を受けた者等	再生利用等目的輸入事業者等	
	前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、	前項前段の場合において汚損し、若しくは失った移動書類と同一の内容の移動書類を入手したとき、又は	
	失った輸入移動書類	失った移動書類	
	当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく	遅滞なく	
第十条第一項	前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された	第十四条第一項の認定を受けた者により輸入された	
	当該輸入移動書類	当該輸入特定有害廃棄物等に係る移動書類	

第十条第二項及び第三項	輸入移動書類	移動書類	
第十条第四項	輸入移動書類の交付を受けた者等	再生利用等目的輸入事業者等	
	当該輸入移動書類	当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類	
第十条第五項、第十一条及び第十二条の見出し	輸入移動書類	移動書類	
第十二条第一項	輸入移動書類の交付を受けた者等	再生利用等目的輸入事業者等	
	当該輸入移動書類	当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類	
第十二条第二項、第十三条、第二十五条第三号及び第二十六条第一号	輸入移動書類	移動書類に係る	
	輸入移動書類	移動書類	

（措置命令）

第十七条　経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等の輸出又はこれに伴う運搬若しくは処分（以下この項において「特定有害廃棄物等の輸

出等」という。）がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易法第四十八条第三項の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われない場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸出した者又は輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者若しくはその排出者等（当該特定有害廃棄物等を排出した者をいい、その者が明らかでない場合にあっては、当該特定有害廃棄物等を所有し、又は管理していた者をいう。以下同じ。）であって当該特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われないことについてその責めに帰する事由があるものに対し、当該特定有害廃棄物等の回収又は適正な処分のための措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有害廃棄物等の輸出等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

2　経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等（廃棄物に該当するものを除く。以下この項、次条第二項及び第十九条第二項において同じ。）の輸入、運搬又は処分（以下この項において「特定有害廃棄物等の輸入等」という。）がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸入等が適正に行われない場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者に対し、当該特定有害廃棄物等の適正な処分その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有害廃棄物等の輸入等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

（報告徴収）

第十八条　経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2　経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定有害廃棄物等を輸入した者、輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者又は第十四条第一項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第十九条　経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

2　経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸入した者、輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者又は第十四条第一項若しくは第十五条第一項の認定を受けた者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

3　前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

第二十条　次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一　輸出移動書類の交付を受けようとする者

二　輸出移動書類の再交付を受けようとする者
三　輸入移動書類の交付を受けようとする者
四　輸入移動書類の再交付を受けようとする者
五　輸入移動書類の書換えを受けようとする者
六　第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者
七　第十四条第五項の認定を受けようとする者
八　第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者
九　第十五条第五項において準用する第十四条第五項の認定を受けようとする者
十　第十六条において準用する第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者

（審査請求の手続における意見の聴取）

第二十一条　第十七条の規定による命令についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取を行った後にしなければならない。

2　前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3　第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

（経過措置）

第二十二条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

2　前項に規定するもののほか、条約附属書Ⅰ若しくは条約附属書Ⅱに掲げる物、条約附属書Ⅲに掲げる特性又は処分が条約の定める手続により変更された場合の経過措置その他の条約等の実施に伴い必要とされる事項については、政令で必要な規定（罰則に関する経過措置を含む。）を設けることができる。

（権限の委任）

第二十三条　この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

2　この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

（罰則）

第二十四条　第十七条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十五条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第五条第三項前段又は第九条第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二　第六条第一項若しくは第三項、第十条第一項若しくは第三項又は第十一条の規定に違反した者
三　第六条第二項又は第十条第二項の規定に違反して、輸出移動書類又は輸入移動書類に、それぞれ第六条第二項に規定する事項若しくは第十条第二項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は署名をせず、若しくは虚偽の署名をした者
四　第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
五　第十九条第一項又は第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十六条　次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第五条第四項、第七条、第九条第三項又は第十二条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は輸出移動書類若しくは輸入移動書類を添付せず、若しくは虚偽の輸出移動書類若しくは虚偽の輸入移動書類を添付した者

二　第十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第十三条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則　（平成四年十二月十六日法律第百八号）（抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日（平成五年一二月一六日）から施行する。

附　則　（平成二十九年六月十六日法律第六二号）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（特定有害廃棄物等の輸出の承認の申請に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にされているこの法律による改正前の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（次条において「旧法」という。）第四条第一項の規定による承認の申請は、この法律による改正後の特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「新法」という。）第四条第一項の規定による承認の申請とみなす。

（特定有害廃棄物等の輸入に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前に輸入された旧法第二条第一項各号に掲げる特定有害廃棄物等（以下この条及び次条において「旧特定有害廃棄物等」という。）又はこの法律の施行前に旧法第八条第一項の承認を受けた者が輸入しようとする当該承認に係る旧特定有害廃棄物等のうち、新法第二条第一項各号に掲げる特定有害廃棄物等（以下この条及び次条において「新特定有害廃棄物等」という。）に該当しないものについては、新特定有害廃棄物等とみなす。

（特定有害廃棄物等の輸出に関する経過措置）

第四条　新法第十七条第一項、第十八条第一項及び第十九条第一項の規定は、新特定有害廃棄物等のうち、旧特定有害廃棄物等に該当しないものであって、この法律の施行前に輸出されたものについては、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令

（平成五年政令第二百八十二号）

内閣は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項、第十条第三項第一号、第十四条及び第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物）

第一条　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める船舶の航行に伴い生ずる廃棄物は、次に掲げる物とする。

一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第二号に規定する油又は同条第五号に規定する有害液体物質等であって、輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる不要なもの

二　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第六号に規定する廃棄物であって、船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるもの又は輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずるもの

（条約以外の協定等に基づき規制を行う必要がない物）

第二条　法第二条第一項第一号の政令で定める物は、経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（次条第一項において「理事会決定」という。）に基づき我が国が規制を行う必要がない物として環境省令で定める物とする。

2　環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

（条約以外の協定等に基づき規制を行うことが必要な物）

第三条　法第二条第一項第二号の政令で定める物は、理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物として環境省令で定める物とする。

2　環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

（輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施の確保に係る法律の規定）

第四条　法第十条第三項第一号（法第十六条において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、別表第一の二の項から四の項までの中欄に掲げる法律とし、同号の政令で定める規定は、同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。

（再生利用等目的輸入事業者の認定証の有効期間）

第五条　法第十四条第四項の政令で定める期間（第八条第三号において「輸入事業者の認定の有効期間」という。）は、五年とする。

（再生利用等目的輸入事業者の認定証の交付）

第六条　経済産業大臣及び環境大臣は、法第十四条第一項の認定、同条第四項の認定の更新又は同条第五項の変更の認定をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。

（再生利用等目的輸入事業者の認定証の再交付）

第七条　前条の規定により認定証の交付を受けた者は、当該認定証を汚損し、又は失ったときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、経済産業大臣及び環境大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

（再生利用等目的輸入事業者の認定証の返納）

第八条　第六条の規定により認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、当該認定証（第四号の場合にあっては、回復した認定証）を経済産業大臣及び環境大臣に返納しなければならない。

一　法第十四条第八項の規定により同条第一項の認定が取り消されたとき。

二　法第十四条第一項の認定（同条第四項の認定の更新又は同条第五項の変更の認定を含む。）に係る事業を廃止したとき。

三　輸入事業者の認定の有効期間が満了したとき。

四　前条の規定により認定証の再交付を受けた場合において、その失った認定証を回復するに至ったとき。

（再生利用等事業者の認定の有効期間）

第九条　法第十五条第四項の政令で定める期間（第十二条第三号において「再生利用等事業者の認定の有効期間」という。）は、五年とする。

（再生利用等事業者の認定証の交付）

第十条　経済産業大臣及び環境大臣は、法第十五条第一項の認定、同条第四項の認定の更新又は同条第五項において読み替えて準用する法第十四条第五項の変更の認定をしたときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、認定証を交付しなければならない。

（再生利用等事業者の認定証の再交付）

第十一条　前条の規定により認定証の交付を受けた者は、当該認定証を汚損し、又は失ったときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、経済産業大臣及び環境大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

（再生利用等事業者の認定証の返納）

第十二条　第十条の規定により認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、当該認定証（第四号の場合にあっては、回復した認定証）を経済産業大臣及び環境大臣に返納しなければならない。

一　法第十五条第五項において準用する法第十四条第八項の規定により法第十五条第一項の認定が取り消されたとき。

二　法第十五条第一項の認定（同条第四項の認定の更新又は同条第五項において読み替えて準用する法第十四条第五項の変更の認定を含む。）に係る事業を廃止したとき。

三　再生利用等事業者の認定の有効期間が満了したとき。

四　前条の規定により認定証の再交付を受けた場合において、その失った認定証を回復するに至ったとき。

（特定有害廃棄物等の輸出等の適正な実施の確保に係る法律の規定）

第十三条　法第十七条第一項の政令で定める法律は、別表第二の中欄に掲げる法律とし、同項の政令で定める規定は、同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。

（特定有害廃棄物等の輸入等の適正な実施の確保に係る法律の規定）

第十四条　法第十七条第二項の政令で定める法律は、別表第三の中欄に掲げる法律とし、同項の政令で定める規定は、同表の中欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に定める規定とする。

（手数料）

第十五条　法第二十条の規定により別表第四の第二欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の第三欄に定める金額（電子申請（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあっては、同表の第四欄に定める金額）とする。

附則（略）

別表第一（第四条関係）

	法律	規定
一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）	第十二条第一項若しくは第二項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十四条第十二項、第十四条の四第十二項又は第十九条の三から第十九条の六まで
二	火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）	第十一条第二項、第二十条第二項又は第二十七条の二
三	毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）	第十一条第二項若しくは第三項、第十五条の二又は第十六条
四	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）	第十一条第二項（高圧ガスの製造に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第十五条第一項、第二十条の六第一項（高圧ガスの販売に係る貯蔵及び導管による輸送に係る部分に限る。）、第二十三条又は第二十五条

別表第二（第十三条関係）

	法律	規定
一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第十九条の三から第十九条の六まで
二	火薬類取締法	第四十五条又は第四十五条の二第一項（災害の発生を防止するための必要な応急の措置に係る部分に限る。）
三	毒物及び劇物取締法	第十五条の三
四	高圧ガス保安法	第三十九条
五	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条

別表第三（第十四条関係）

	法律	規定
一	火薬類取締法	第四十五条又は第四十五条の二第一項（災害の発生を防止するための必要な応急の措置に係る部分に限る。）
二	毒物及び劇物取締法	第十五条の三
三	高圧ガス保安法	第三十九条
四	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条

別表第四（第十五条関係）

	納付しなければならない者	金額	電子申請による場合における金額
一	輸出移動書類の交付を受けようとする者	一万二千円	一万六百円
二	輸出移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百円	八千三百円
三	輸入移動書類の交付を受けようとする者	一万六千七百円	一万五千三百円
四	輸入移動書類の再交付を受けようとする者	九千七百円	八千三百円
五	輸入移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百円
六	法第十四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	三万八千百円	三万千九百円
七	法第十四条第五項の認定を受けようとする者	二万七千九百円	二万千七百円
八	法第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	二十万三千八百円	十九万七千三百円
九	法第十五条第五項において準用する法第十四条第五項の認定を受けようとする者	四万三千五百円	三万七千百円
十	法第十六条において準用する法第十条第四項の規定により移動書類の書換えを受けようとする者	一万七千五百円	一万五千七百円

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則

（平成五年総理府・厚生省・通商産業省令第一号）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第六条第二項、第七条、第十条第二項、第十二条及び第十三条の規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則を次のように定める。

（経済産業省令、環境省令で定める地域）

第一条　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項の経済産業省令、環境省令で定める地域は、別表第一の中欄に掲げる地域とする。

（経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等）

第二条　法第四条第二項の経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等は、別表第一の中欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる特定有害廃棄物等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十条（同法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の環境大臣の確認を受けた者が輸出をしようとする当該確認に係るもの及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号）第五条に規定するものを除く。）とする。

（輸出移動書類に記載すべき事項）

第三条　法第六条第二項の経済産業省令、環境省令で定める事項は、当該輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。

（輸出移動書類に係る届出）

第四条　法第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、法第七条第一号又は第二号に該当する場合には、様式第一による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

（輸入移動書類及び移動書類に記載すべき事項）

第五条　法第十条第二項（法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の運搬を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付、運搬を開始した日付及び運搬手段とする。

2　法第十条第二項（法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の経済産業省令、環境省令で定める事項は、輸入特定有害廃棄物等の処分を行う者については、当該輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付及び量並びに処分を予定している日付又は行った日付及び処分の方法とする。

（輸入移動書類に係る届出）

第六条　輸入移動書類（当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物処理法第二条第一項の廃棄物に該当する場合を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）の交付を受けた者等は、法第十二条第一項第一号に該当する場合には、様式第二による届出書により、第八条第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

第七条　輸入移動書類の交付を受けた者等が法第十二条第一項第二号若しくは第三号に該当する場合、又は再生利用等目的輸入事業者等が移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行わないこととなったとき若しくは移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失ったときは、

様式第三による届出書により、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

（通知）

第八条　輸入移動書類又は移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類又は当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類（この条において「輸入移動書類等」という。）に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日から三営業日以内に、様式第四による通知書により、第五条第二項に定める事項を記載し、かつ、引渡しを受けたことを確認する署名を行った当該輸入移動書類等の写しを添付して、法第十三条第一号及び第二号に定める者に通知しなければならない。

2　輸入移動書類又は移動書類に係る処分を行う者は、正当な事由のない限り、当該輸入移動書類等に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行った日以後速やかに、遅くとも当該日から三十日以内に、様式第五による通知書により、第五条第二項に定める事項を記載し、かつ、処分したことを確認する署名を行った当該輸入移動書類等の写しを添付して、法第十三条第一号及び第二号に定める者に通知しなければならない。

3　前二項の規定による通知をした者は、その通知書の写し（輸入移動書類又は移動書類の写しを含む。）を、五年間保存しなければならない。

（輸入を行おうとする者の基準）

第九条　法第十四条第一項第二号の経済産業省令、環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　当該申請に係る特定有害廃棄物等の輸入を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められる者であること。

二　当該申請に係る特定有害廃棄物等の輸入を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

三　当該輸入を行おうとする者が次のいずれにも該当しないものであること。

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ　法、廃棄物処理法その他生活環境の保全を目的とする法令で別表第二に掲げるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。以下同じ。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　法第十四条第八項（法第十五条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により認定を取り消され、又は廃棄物処理法第七条の四第一項（同項第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは同法第十四条の三の二第一項（同項第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を同法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ニ　当該申請に係る特定有害廃棄物等の輸入に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

（輸入及び法第十五条第一項の認定に係る施設への運搬の基準）

第十条　法第十四条第一項第三号の経済産業省令、環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　特定有害廃棄物等の運搬は、次のように行うこと。

イ　特定有害廃棄物等が飛散し、及び流出しないようにすること。

ロ　運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ハ　運搬車、運搬船及び運搬容器は、特定有害廃棄物等が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

二　特定有害廃棄物等の運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

三　特定有害廃棄物等の保管を行う場合には、次によること。

イ　特定有害廃棄物等の周囲に囲い（保管する特定有害廃棄物等の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

ロ　保管の場所から特定有害廃棄物等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないようにすること。

ハ　騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

四　前三号に掲げるもののほか、特定有害廃棄物等の性状、数量又は運搬の方法その他の事情に応じ、人の健康の保護及び環境保全上の支障が無いように必要な措置を講ずること。

五　当該申請に係る再生利用等目的の輸入に際して他の法令に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許可等」という。）を必要とする場合にあっては、当該許可等を得ていること。

（再生利用等目的輸入事業者の認定の申請に係る書類）

第十一条　法第十四条第二項の申請書は、様式第六によるものとする。

2　法第十四条第二項の経済産業省令、環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　輸入する特定有害廃棄物等に係る再生利用等を行おうとする再生利用等事業者の認定証の写し及び当該認定を受けた再生利用等事業者との輸入する特定有害廃棄物等に係る再生利用等に関する契約書又はそれに相当する書類

二　申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書

三　申請者が個人である場合には、住民票の写し

四　申請者が第九条第一項第三号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書面

五　過去に法第八条の経済産業大臣の輸入承認を受けたことを証する書類及び当該承認に係る特定有害廃棄物等の直前三年間の輸入実績又はこれらに相当する行為の業務経歴を記載した書類

六　当該申請に係る輸入の事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

七　申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（当該法人設立の日以後に開始した事業年度におけるものに限る。）

八　申請者が個人である場合には、資産に関する調書

九　当該申請に係る輸入事業計画書（輸入予定数量を含む。）

十　当該申請に係る運搬を自ら行う場合においては、前条の基準に適合することを確認するために必要な書類

十一　当該申請に係る運搬を他の事業者に行わせる場合においては、運搬を行う者の名簿及び当該運搬を行う者が前条の基準に適合することを確認するために必要な書類

十二　認定に係る再生利用等目的輸入を行うに当たって、他の法令に基づく行政庁の許可等を得ている場合にあっては、当該許可等を得ていることを証する書類

十三　その他法第十四条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となる書類及び図面

（再生利用等目的輸入事業者の認定の更新の申請）

第十二条　法第十四条第四項の認定の更新を受けようとする者は、当該認定の有効期間満了の日六十日前までに、前条第一項の申請書に同条第二項各号に掲げる書類、認定証及び認定に係る実績を記載した書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

（再生利用等目的輸入事業者の変更の認定の申請）

第十三条　法第十四条第五項の変更の認定を受けようとする者は、様式第七による申請書に特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号。以下「令」という。）第六条に規定する認定証及び当該変更に係る第十一条第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第十四条　法第十四条第五項ただし書の経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名の変更

二　輸入する特定有害廃棄物等の輸入の方法の変更

（再生利用等目的輸入事業者の廃止の届出）

第十五条　再生利用等目的輸入事業者は、その認定に係る事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の十日前までに、様式第八による届出書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行わなければならない。

（軽微な変更の届出）

第十六条　法第十四条第七項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日（登記事項証明書を添付する場合にあっては、三十日）以内に、様式第九による届出書に当該変更に係る第十一条第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

（再生利用等目的輸入事業者の認定証）

第十七条　令第六条に規定する認定証の様式は、様式第十のとおりとする。

2　前項の認定証の交付を受けた者は、第十四条第一項第一号に掲げる事項を変更したときは、様式第十一による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出し、認定証の書替えを受けなければならない。

（再生利用等目的輸入事業者の認定証の再交付の申請）

第十八条　令第七条の規定による再交付の申請は、様式第十二による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。この場合において認定証が汚損されたために再交付の申請を行うときは、当該認定証を当該申請書に添付しなければならない。

（報告）

第十九条　再生利用等目的輸入事業者は、毎年二月二十八日までに、その前年におけるその認定に係る特定有害廃棄物等の輸入及び運搬に関し、当該特定有害廃棄物等に係る再生利用等事業者ごとに様式第十三による報告書を経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2　前項の報告書には、輸入した特定有害廃棄物等に係る有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）第六条1の規定による通告の書面の写し及び当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の写しを添付しなければならない。

（再生利用等を行おうとする者の基準）

第二十条　法第十五条第一項第一号の経済産業省令、環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　当該申請に係る再生利用等を的確に行うに足りる知識及び技能を有すると認められること。

二　当該申請に係る再生利用等を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

三　当該申請に係る再生利用等を自ら行う者であること。

四　当該申請に係る再生利用等を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ　法、廃棄物処理法その他生活環境の保全を目的とする法令で別表第二に掲げるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ　法第十四条第八項（法第十五条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により認定を取り消され、廃棄物処理法第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは同法第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を同法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ニ　当該申請に係る再生利用等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

（再生利用等を行おうとする施設及び当該施設における当該再生利用等の基準）

第二十一条　法第十五条第一項第二号の経済産業省令、環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該申請に係る再生利用等を行おうとする施設及び再生利用等が次に掲げる基準に適合すること。

イ　自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

ロ　特定有害廃棄物等の処理に伴い生ずる排ガス、排水及び残さ（以下この条において「排ガス等」という。）並びに施設において使用する薬剤等による特定有害廃棄物等及び施設等の腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

ハ　特定有害廃棄物等の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

ニ　著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

ホ　施設から排ガス等を排出する場合は、人の健康の保護及び生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置が講じられていること。

ヘ　特定有害廃棄物等の受入設備及び処理された特定有害廃棄物等の貯留設備が、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

ト　特定有害廃棄物等の保管は、周囲に囲い（保管する特定有害廃棄物等の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられている場所で行うこと。

チ　イからトまでに掲げるもののほか、特定有害廃棄物等の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情に応じ、人の健康の保護及び生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置が講じられていること。

二　当該申請に係る再生利用等に際して、他の法令に基づく行政庁の許可等を必要とする場合にあっては、当該許可等を得ていること。

（再生利用等事業者の認定の申請に係る書類）

第二十二条　法第十五条第二項の申請書は、様式第十四によるものとする。

2　法第十五条第二項の経済産業省令、環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　次に掲げる事項を記載した事業計画

イ　事業計画の概要

ロ　当該申請に係る再生利用等の内容に関する次に掲げる事項

(1)　再生利用等を行う特定有害廃棄物等の種類、性状及び予定輸入数量

(2)　再生利用等の方法

(3)　再生利用等によって得られるもの（以下「再生品」という。）の種類及び性状

ハ　当該申請に係る再生利用等に係る事務所及び事業場の所在地

ニ　当該申請に係る再生利用等を行うに当たって、他の法令に基づく行政庁の許可等を得ている場合にあっては、当該許可等に係る事業の範囲又は施設の種類

ホ　当該申請に係る再生利用等の用に供する全ての施設に関する次に掲げる事項

(1)　施設の設置の場所

(2)　施設の種類

(3)　施設の処理能力

(4)　施設の位置及び構造

(5)　施設の維持管理の方法

二　当該申請に係る再生利用等を行う特定有害廃棄物等及び再生品の性状を明らかにする書類

三　当該申請に係る再生利用等に伴い生ずるもの（再生品を除く。）の種類、性状、数量及び処理方法を記載した書類

四　申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

五　申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

六　申請者が個人である場合には、住民票の写し

七　申請者が第二十条第四号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書面

八　申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（当該法人設立の日以後に開始した事業年度におけるものに限る。）

九　申請者が個人である場合には、資産に関する調書

十　法第八条に基づき輸入された特定有害廃棄物等の再生利用等の直前三年間の実績又はこれに相当する処理の実績を示す書類

十一　当該申請に係る特定有害廃棄物等の当該申請に係る再生利用等の直前三年間の実績又はこれに相当する処理の実績を示す書類

十二　当該申請に係る再生利用等を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処理工程図、設計計算書及び当該施設の付近の見取図

十三　施設を設置している場合には、排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びに排水の汚染状態（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項に規定する汚染状態をいう。）を記載した書類

十四　認定に係る再生利用等に関する他の法令に基づく行政庁の許可等を得ている場合にあっては、当該許可等を得ていることを証する書類

十五　その他法第十五条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となる書類及び図面

（再生利用等事業者の認定の更新の申請）

第二十三条　法第十五条第四項の認定の更新を受けようとする者は、当該認定の有効期間満了の日前六十日までに前条第一項の申請書に同条第二項に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

（再生利用等事業者の変更の認定の申請）

第二十四条　法第十五条第五項において読み替えて準用する法第十四条第五項の変更の認定を受けようとする者は、様式第十五による申請書に令第十条に規定する認定証及び当該変更に係る第二十二条第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

（変更の認定を要しない軽微な変更）

第二十五条　法第十五条第五項において読み替えて準用する法第十四条第五項ただし書の経済産業省令、環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名の変更

二　再生利用等を行おうとする施設の構造並びに再生利用等を行おうとする特定有害廃棄物等の種類及び処理の方法であって、人の健康の保護及び生活環境の保全上の支障がないものの変更

（再生利用等事業者の廃止の届出）

第二十六条　再生利用等事業者は、その認定に係る事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の十日前までに、様式第十六による届出書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

（軽微な変更の届出）

第二十七条　法第十五条第五項において読み替えて準用する法第十四条第七項の規定による変更の届出は、当該変更の日から十日（登記事項証明書を添付する場合にあっては、三十日）以内に、様式第十七による届出書に当該変更に係る第二十二条第二項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

（再生利用等事業者の認定証）

第二十八条　令第十条に規定する認定証は、様式第十八のとおりとする。

2　前項の認定証の交付を受けた者は、法第十五条第五項において読み替えて準用する法第十四条第七項の規定による変更の届出を行ったときは、様式第十九による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出し、当該変更に係る認定証の書替えを受けなければならない。

（再生利用等事業者の認定証の再交付の申請）

第二十九条　令第十一条の規定による認定証の再交付の申請は、様式第二十による申請書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

また、認定証が汚損されたために再交付の申請を行うときには、当該認定証を当該申請書に添付しなければならない。

（移動書類に係る届出）

第三十条　法第十六条の規定による読み替え後の法第十二条第一項第一号に掲げる場合における同項本文の規定による届出は、毎年二月二十八日までに、その前年におけるその認定に係る特定有害廃棄物等の再生利用等に関し、当該特定有害廃棄物等に係る再生利用等目的輸入事業者（再生利用等を行った当該特定有害廃棄物等を他の再生利用等事業者に搬出した場合には、当該他の再生利用等事業者を含む。）ごとに様式第二十一による報告書を経済産業大臣及び環境大臣に提出して行うものとする。

2　前項の報告書には、再生利用等を行った特定有害廃棄物等の第八条第一項に規定する様式第四による通知書、同条第二項に規定する様式第五による通知書及び移動書類の写しを添付しなければならない。

（身分を示す証明書）

第三十一条　法第十九条第三項の証明書の様式は、様式第二十二のとおりとする。

別表第一（第一条、第二条関係）

	地域	特定有害廃棄物等
一	経済協力開発機構の我が国以外の加盟国	条約附属書ⅣＡに掲げる処分作業を行うために輸出される特定有害廃棄物等
		条約附属書ⅣＢに掲げる処分作業を行うために輸出される鉛蓄電池（破砕されているか否かを問わない。）
二	前項の中欄に掲げる地域以外の地域	全ての特定有害廃棄物等

別表第二（第九条、第二十条関係）

一	大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）
二	騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）
三	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）
四	水質汚濁防止法
五	悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）
六	振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）
七	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）
八	ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）
九	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）

附　則　（略）

様式第一～様式第二十二　（略）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令

（平成三十年六月十八日　環境省令第十二号）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十二号）及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令及び行政不服審査法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第七号）の施行に伴い、並びに特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令を次のように定める。

（用語の定義）

第一条　この省令において使用する用語は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（理事会決定に基づき我が国が規制を行う必要がない物）

第二条　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二条第一項の環境省令で定める物は、我が国から経済協力開発機構の我が国以外の加盟国に輸出され、又は我が国に経済協力開発機構の我が国以外の加盟国から輸入されるものであって、次のいずれかに該当するものとする。

一　有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）附属書ⅣＢに掲げる処分作業として別表第一の二の項中欄に掲げる処分作業を行うためのものであって、別表第二中欄に掲げるもの

二　経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定第Ⅱ章Ｄ(1)（ｃ）に基づく分析試験（第四条第二項において単に「分析試験」という。）を行うためのものであって、その重量が二十五キログラム以下のもの（ポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）を五十ｐｐｍ（百万分率）以上含むものを除く。）

（特定有害廃棄物等の範囲）

第三条　法第二条第一項第一号イの環境省令で定める物のうち輸出に係るものは、別表第三中欄に掲げる物のいずれにも該当しないものであって、かつ、別表第四中欄、別表第五上欄若しくは別表第六上欄に掲げる物のいずれかに該当するもの又はそのいずれかを含むもの（法第二条第一項第一号本文の政令に定めるものを除く。）とする。

第四条　法第二条第一項第一号イの環境省令で定める物のうち輸入に係るものは、別表第三中欄に掲げる物のいずれにも該当しないものであって、かつ、別表第四中欄、別表第五上欄若しくは別表第六上欄に掲げる物のいずれかに該当するもの又はそのいずれかを含むもの（法第二条第一項第一号本文の政令に定めるもの及び経済協力開発機構の我が国以外の加盟国以外の国から我が国に輸入されるものであって、第二条第一号又は第二号のいずれかに該当するものを除く。）とする。

２　法第二条第一項第一号ロの条約附属書Ⅱに掲げる物のうち、輸入に係るものであって、分析試験を行うためのものであり、その重量が二十五キログラム以下のものについては、特定有害廃棄物等に該当しないものとみなす。

（条約の締約国である外国において有害廃棄物とされている物）

第五条　法第二条第一項第一号ホの環境省令で定める物は、中華人民共和国香港特別行政区（以下この条において「香港」という。）において条約

第一条１に規定する有害廃棄物とされているモニター（第三条に掲げる物を除く。）であって、香港を輸出の仕向地又は経由地とするものとする。

（環境の汚染を防止するために必要な措置）

第六条　法第四条第三項の環境省令で定める措置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置とする。

一　輸出に係る特定有害廃棄物等（分析試験を行うためのものを除く。）の処分（処分のための運搬及びこれに伴う保管を含む。以下同じ。）を行う場合　次に掲げる要件に適合する措置

イ　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が、次に掲げる基準に適合すること。

(1)　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を的確に行うに足りる経理的基礎を有すること。

(2)　輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

(3)　輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないこと。

(4)　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行うに当たり、輸出の相手国において必要な許可等を受けていること。

(5)　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。

ロ　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分が、次に掲げる基準に適合すること。

(1)　輸出に係る特定有害廃棄物等が飛散し、及び流出しないように必要な措置が講じられていること。

(2)　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられていること。

(3)　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行う施設が、当該特定有害廃棄物等の量に対して十分な処分能力を有すること。

(4)　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生じる排ガス、排水及び残さが、我が国において人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から求められる水準を下回らない方法により処分されることが確実であると認められること。

(5)　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行う施設において、人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から我が国において必要となる設備が設けられていること。

(6)　(1)から(5)までに掲げるもののほか、輸出に係る特定有害廃棄物等が、我が国において人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から求められる水準並びに条約第四条二(e)に基づき決定された基準を下回らない方法により処分されることが確実であると認められること。

(7)　その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。

二　輸出に係る特定有害廃棄物等（分析試験を行うためのものに限る。）の処分を行う場合　次に掲げる要件に適合する措置

イ　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が、次に掲げる基準に適合すること。

(1)　輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令に関する罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

(2)　輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないこと。

ロ　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分が、次に掲げる基準に適合すること。

(1)　当該輸出の目的が、条約附属書Ⅳに掲げる処分作業として別表第一に掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであること。

(2)　輸出に係る特定有害廃棄物等の分析試験が、特定有害廃棄物等及びその他の廃棄物の発生を最小限度にするため、環境上適正な廃棄物低減技術、再生利用の方法並びに良好な管理及び処分の体制の開発に資するものであると認められること。

(3)　輸出に係る特定有害廃棄物等の量が、分析試験に必要な最小限度のものであること。

(4)　輸出に係る特定有害廃棄物等の分析試験に伴い生じる残さが、輸出の相手国において人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から求められる水準を下回らない方法により処分されることが確実であると認められること。

(5)　その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていること。

（環境大臣の確認書類）

第七条　法第四条第三項の規定により環境大臣が確認を行うための書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

一　特定有害廃棄物等（分析試験を行うためのものを除く。）の輸出を行う場合　次に掲げる書類

イ　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が前条第一号イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合することを誓約する書面

ロ　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ハ　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書

ニ　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前三年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類

ホ　輸出に係る特定有害廃棄物等の性状を明らかにする書類

ヘ　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の概要に関する書類

ト　輸出に係る特定有害廃棄物等を生じた施設の排出工程図

チ　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

リ　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類

ヌ　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類

ル　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において必要な許可等を受けていることを証する書類

ヲ　特定有害廃棄物等の処分に関して遵守すべき輸出の相手国の法令を記載した書面

ワ　その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類

カ　その他必要な書類

二　特定有害廃棄物等（分析試験を行うためのものに限る。）の輸出を行う場合　次に掲げる書類

イ　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が前条第二号イ(1)及び(2)に掲げる基準に適合することを誓約する書面

ロ　輸出に係る特定有害廃棄物等の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類

ハ　輸出に係る特定有害廃棄物等の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類

ニ　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類
ホ　その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
ヘ　その他必要な書類

（輸入移動書類の交付を受けた者に係る届出）

第八条　輸入移動書類（当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項の廃棄物に該当する場合に限る。次条において同じ。）の交付を受けた者等は、法第十二条第一項第一号に該当する場合には、様式第一による届出書により、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（平成五年総理府、厚生省、通商産業省令第一号。以下「施行規則」という。）第八条第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して、環境大臣に届け出なければならない。

第九条　輸入移動書類の交付を受けた者等は、法第十二条第一項第二号又は第三号に該当する場合には、様式第二による届出書により、環境大臣に届け出なければならない。

（再生利用等目的輸入事業者等に係る届出）

第十条　再生利用等目的輸入事業者等（当該再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類に係る特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物に該当する場合に限る。次条において同じ。）は、法第十六条において読み替えて準用する法第十二条第一項第一号に該当する場合には、毎年二月二十八日までに、その前年における当該認定に係る特定有害廃棄物等の再生利用等に関し、当該特定有害廃棄物等に係る再生利用等事業者ごとに施行規則第三十条第一項に定める様式第二十一による届出書により、施行規則第八条第一項に定める様式第四及び同条第二項に定める様式第五による通知書の写しを添付して、環境大臣に届け出なければならない。

第十一条　再生利用等目的輸入事業者等は、法第十六条において読み替えて準用する法第十二条第一項第二号又は第三号に該当する場合には、様式第二による届出書により、環境大臣に届け出なければならない。

（権限の委任）

第十二条　法第二十三条第二項の規定により、次に掲げる環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、第三号から第八号までに掲げる権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第七条に規定する権限
二　法第十二条（第十六条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する権限
三　法第十五条に規定する権限
四　法第十八条に規定する権限
五　法第十九条第一項及び第二項に規定する権限
六　令第十条から第十二条までに規定する権限
七　施行規則第二十六条に規定する権限
八　施行規則第二十八条第二項に規定する権限

附　則　（略）

様式第一・第二（略）

別表第一

一	
条約附属書ⅣAに掲げる処分作業に該当するもの	
一　地中又は地上への投棄	D一
二　土壌処理	D二
三　地中の深部への注入	D三
四　表面貯留	D四
五　特別に設計された処分場における埋立て	D五
六　海洋を除く水域への放出	D六
七　海洋への放出（海底下への挿入を含む。）	D七
八　生物学的処理（この表において他に規定されているものを除く。）であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの項に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの	D八
九　物理化学的処理（この表において他に規定されているものを除く。）であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの項に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの	D九
十　陸上における焼却	D一〇
十一　海洋における焼却	D一一
十二　永久保管	D一二
十三　第一号から第十二号まで、第十四号又は第十五号に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合	D一三
十四　第一号から第十三号まで又は第十五号に掲げるいずれかの作業に先立つこん包	D一四
十五　第一号から第十四号までに掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管	D一五

二	
条約附属書ⅣBに掲げる再生利用に該当するもの	
一　燃料としての利用（直接焼却を除く。）その他のエネルギーを発生させるための手段としての利用	R一
二　溶剤の回収利用又は再生	R二
三　溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用	R三
四　金属又は金属化合物の再生利用又は回収利用	R四
五　無機物（前号に掲げる物を除く。）の再生利用又は回収利用	R五
六　酸又は塩基の再生	R六
七　汚染の除去のために使用した成分の回収	R七
八　触媒からの成分の回収	R八
九　使用済みの油の精製又はその他の再利用	R九
十　農業又は生態系の改良のための土壌処理	R一〇
十一　第一号から第十号までに掲げるいずれかの作業から得られた残渣の利用	R一一
十二　第一号から第十一号までに掲げるいずれかの作業に提供するための廃棄物の交換	R一二
十三　第一号から第十二号までに掲げるいずれかの作業のための物の集積	R一三

備考

下欄に掲げる符号は、条約附属書Ⅳの番号である。

別表第二

一	
貴金属又は銅の高度製錬に伴い生ずるスラグであって金属を含むもの	GB〇四〇
二	
金属を含む物であって次に掲げる物	
一　金属のみから成る電気部品	GC〇一〇
二　プリント配線基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ又は規格外の電子部品であって卑金属又は貴金属の回収に適したもの	GC〇二〇
三　解体される船舶又は海上浮体構造物（貨物及び船舶の運行に伴い生ずる物を除去したものに限る。）	GC〇三〇
四　使用済みの流動触媒（液体であるものを除く。）	GC〇五〇
三	
グラスファイバー	GE〇二〇
四	
成形後焼成されている陶磁器のくず（セラミック製の容器を含む。）	GF〇一〇
五	
無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
一　燃え殻又はスラグタップから排出されるスラグ（石炭火力発電所から生ずるものに限る。）	GG〇三〇
二　石炭火力発電所から生ずる飛灰	GG〇四〇
六	
塩化ビニルの重合体のくず	GH〇一三
七	
なめし処理、皮革加工又は皮革利用から生ずる物であって次に掲げる物	
一　豚毛、いのしし毛、あなぐまの毛その他のブラシ製造用の獣毛のくず	GN〇一〇
二　馬毛のくず	GN〇二〇
三　羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛若しくはその部分（加工していないもの又は単に清浄にし、消毒し若しくは保存のために処理したものに限る。）又は鳥の綿毛（加工していないもの又は単に清浄にし、消毒し若しくは保存のために処理したものに限る。）	GN〇三〇

備考

1　三の項又は四の項に掲げる物については飛散性を有するものを除く。

2　各項の下欄に掲げる符号は、理事会決定附属書3の番号である。

3　この表に掲げる物には、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、条約附属書Ⅲに掲げる特性を有することとなった物を含まないものとする。

別表第三

一　金属（金属化合物を含む。第十二号イ又は別表第四の一の項第六号を除き、以下同じ。）又は金属を含む物であって次に掲げる物 一　次に掲げる金属のくず（金属状であって飛散性を有しないものに限る。） イ　貴金属（金、銀又は白金族（いずれかの合金であるものを含む。）に限り、水銀（合金であるものを含む。）を除く。）のくず ロ　鉄（合金であるものを含む。）のくず ハ　銅（合金であるものを含む。）のくず ニ　ニッケル（合金であるものを含む。）のくず ホ　アルミニウム（合金であるものを含む。）のくず ヘ　亜鉛（合金であるものを含む。）のくず ト　すず（合金であるものを含む。）のくず チ　タングステン（合金であるものを含む。）のくず リ　モリブデン（合金であるものを含む。）のくず ヌ　タンタル（合金であるものを含む。）のくず ル　マグネシウム（合金であるものを含む。）のくず ヲ　コバルト（合金であるものを含む。）のくず ワ　ビスマス（合金であるものを含む。）のくず カ　チタン（合金であるものを含む。）のくず ヨ　ジルコニウム（合金であるものを含む。）のくず タ　マンガン（合金であるものを含む。）のくず レ　ゲルマニウム（合金であるものを含む。）のくず ソ　バナジウム（合金であるものを含む。）のくず ツ　ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム又はガリウム（いずれかの合金であるものを含む。）のくず ネ　トリウム（合金であるものを含む。）のくず ナ　希土類金属（合金であるものを含む。）のくず ラ　クロム（合金であるものを含む。）のくず	B一〇一〇
二　次に掲げる金属のくずであって清浄なもの（薄板、板、角材、棒その他塊状のものであって、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。） イ　アンチモン（合金であるものを含む。）のくず ロ　ベリリウム（合金であるものを含む。）のくず ハ　カドミウム（合金であるものを含む。）のくず ニ　鉛（合金であるものを含む。）のくず（別表第四の一の項第十六号に掲げる物を除く。） ホ　セレン（合金であるものを含む。）のくず ヘ　テルル（合金であるものを含む。）のくず	B一〇二〇
三　耐火性金属（残滓であるものを含む。）のくず	B一〇三〇
四　モリブデン、タングステン、チタン、タンタル、ニオブ若しくはレニウム又はこれらの合金で、飛散性を有するもの（別表第四の一の項第五号に掲げる物を除く。）	B一〇三一
五　発電に用いられる部品のくず（別表第六第二十五号ハに掲げる物（ＰＣＢ又はポリ塩化テルフェニル（以下「ＰＣＴ」という。）に係るものに限る。）に該当せず、かつ、潤滑油（別表第五第八号又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）を含まないものに限る。）	B一〇五〇
六　非鉄金属の混合物から成る重量片のくず（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	B一〇六〇
七　金属セレン又は金属テルルのくず（粉末状のものを含む。）	B一〇七〇
八　銅又は銅合金であって飛散性を有するもの（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	B一〇八〇
九　亜鉛を含む灰又は残滓（亜鉛合金の残滓を含む。）であって飛散性を有するもの（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの又は別表第七の五の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を示すことのないものに限る。）	B一〇九〇
十　分別された電池（不良品であるものを除く。）のくず（別表第六第八号、第十一号又は第十三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	B一一〇〇
十一　金属の溶解、製錬又は精製に伴い生ずる金属を含む物であって次に掲げる物 イ　ハードジンクスペルター ロ　亜鉛を含むドロスであって次に掲げる物 (1)　厚板の亜鉛めっきに伴いめっき槽の上部に生ずるドロス（亜鉛を九十重量パーセント以上含むものに限る。） (2)　厚板の亜鉛めっきに伴いめっき槽の下部に生ずるドロス（亜鉛を九十二重量パーセント以上含むものに限る。）	B一一〇四〇

(3)　亜鉛を用いたダイカスト操作に伴い生ずるドロス（亜鉛を八十五重量パーセント以上含むものに限る。）	
(4)　厚板の溶融亜鉛めっきに伴い生ずるドロス（バッチ操作に伴い生ずるものであって、亜鉛を九十二重量パーセント以上含むものに限る。）	
(5)　亜鉛のスキミング	
ハ　アルミニウムのスキミング（ソルトスラグを除く。）	
ニ　銅の精錬に伴い生ずるスラグであって更に精錬するためのもの（別表第六第六号、第八号又は第十三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	
ホ　銅の精錬に用いられる耐火性のライニング（るつぼを含む。）	
ヘ　貴金属の精錬に伴い生ずるスラグであって更に精錬するためのもの	
ト　タンタル又はその化合物を含むすずスラグ（すずの含有量が〇・五重量パーセント未満のものに限る。）	
十二　電気部品又は電子部品であって次に掲げる物	B一一一〇
イ　金属のみから成る電子部品	
ロ　プリント配線基板その他の電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げる物（第五号に掲げる物を除く。）	
(1)　別表第四の一の項第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ（ＰＣＢを含むものに限る。）を構成部品として含まない物	
(2)　別表第六に掲げる物のいずれにも該当しない物	
ハ　プリント配線板、電子機器の構成部品、電線その他の電気部品又は電子部品のくずであって、直接再使用すること（修理又は改良を行うことにより再使用することを含み、大規模な再組立てを行うことにより再使用することを除く。）が予定されたもの	
十三　プラスチックで被覆され又は絶縁された金属ケーブル廃棄物（別表第四の一の項第十九号に含まれるもの又は別表第一の一の項の作業若しくは処分作業のいずれかの段階において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十六条の二第一号若しくは第二号に規定する方法以外の熱処理を伴う処分作業が予定されているものを除く。）	B一一一五
十四　使用済みの触媒であって次に掲げる物（液状のものを除く。）	B一一二〇
イ　遷移金属の触媒であって次のいずれかを含むもの（別表第四の一の項第十四号に掲げる物を除く。）	
(1)　スカンジウム	
(2)　チタン	
(3)　バナジウム	
(4)　クロム	
(5)　マンガン	
(6)　鉄	
(7)　コバルト	
(8)　ニッケル	
(9)　銅	
(10)　亜鉛	
(11)　イットリウム	
(12)　ジルコニウム	
(13)　ニオブ	
(14)　モリブデン	
(15)　ハフニウム	
(16)　タンタル	
(17)　タングステン	
(18)　レニウム	
ロ　希土類金属の触媒であって次のいずれかを含むもの	
(1)　ランタン	
(2)　セリウム	
(3)　プラセオジム	
(4)　ネオジム	
(5)　サマリウム	
(6)　ユーロピウム	
(7)　ガドリニウム	
(8)　テルビウム	
(9)　ジスプロシウム	
(10)　ホルミウム	
(11)　エルビウム	
(12)　ツリウム	
(13)　イッテルビウム	
(14)　ルテチウム	
十五　貴金属を含む使用済みの触媒であって清浄なもの	B一一三〇
十六　貴金属を含む固形状の残滓（別表第六第十五号に掲げる物に該当しないものに限る。）	B一一四〇
十七　飛散性を有し、かつ、液状でない貴金属（金、銀又は白金族（いずれかの合金であるものを含む。）に限り、水銀（合金であるものを含む。）を除く。）であって、適切にこん包され、かつ、内容物を表示したもの	B一一五〇
十八　プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰（別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）	B一一六〇
十九　写真用フィルムの焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰	B一一七〇
二十　ハロゲン化銀又は銀を含む写真用フィルム	B一一八〇
二十一　ハロゲン化銀又は銀を含む写真用印画紙	B一一九〇
二十二　鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずる粒状スラグ	B一二〇〇
二十三　鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずるスラグ（二酸化チタン又はバナジウムの原料となるスラグを含む。）	B一二一〇

二十四　亜鉛の製造に伴い生ずるスラグ（化学的に安定し、かつ、鉄を二十重量パーセント以上含むものであって、主として建設用に加工されたものに限る。）		B一二二〇
二十五　鉄又は鉄鋼の製造に伴い生ずるミルスケール		B一二三〇
二十六　酸化銅のミルスケール		B一二四〇
二十七　廃自動車（液状の物を除去したものに限る。）		B一二五〇
二	無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
一　採掘作業に伴い生ずる物であって次に掲げる物（飛散性を有しないものに限る。）		B二〇一〇
イ　天然黒鉛		
ロ　粘板岩（粗削りしてあるか否か又はのこぎりでひくことその他の方法により切断しているか否かを問わない。）		
ハ　雲母		
ニ　白榴石、ネフェリン又はネフェリンサイアナイト		
ホ　長石		
ヘ　ほたる石		
ト　固形状の珪素（鋳造操作で用いられるものを除く。）		B二〇二〇
二　カレットその他のガラスのくず（ブラウン管その他これに類するガラスのくずを除き、飛散性を有しないものに限る。）		B二〇二〇
三　セラミックのくずであって次に掲げる物（飛散性を有しないものに限る。）		B二〇三〇
イ　サーメットのくず		
ロ　セラミックファイバー（この表又は別表第四に掲げる物を除く。）		
四　前三号に掲げる物以外の無機物を主成分とする物であって次に掲げる物		B二〇四〇
イ　排煙脱硫石膏（精製されたものに限る。）		
ロ　石膏ボード（工作物の除去に伴い生ずるものに限る。）		
ハ　銅の製造に伴い生ずるスラグ（化学的に安定し、かつ、鉄を二十重量パーセント以上含むものであって、主として建設用又は研磨用に加工されたものに限る。）		
ニ　固形状の硫黄		
ホ　カルシウムシアナミドの製造に伴い生ずる石灰（水素イオン濃度指数が九・〇未満のものに限る。）		
ヘ　塩化ナトリウム、塩化カリウム又は塩化カルシウム		
ト　炭化珪素		
チ　コンクリート		
リ　リチウム及びタンタル又はリチウム及びニオブを含むガラスのくず		B二〇五〇
五　石炭火力発電所から生ずる飛灰であって、別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの		B二〇六〇
六　飲料水の処理又は食品工業若しくはビタミン類の製造の工程において使用された活性炭		B二〇七〇
七　泥状のふっ化カルシウム		B二〇八〇
八　化学工業の反応の過程から生ずる石膏（別表第四に掲げる物を除く。）		B二〇九〇
九　石油コークス又はビチューメンから成る陽極端であって、鉄鋼又はアルミニウムの製造の過程において使用され、かつ、再生利用するために清浄にされたもの（塩化アルカリ電解又は冶金工業において使用されたものを除く。）		B二一〇〇
十　アルミニウム水和物若しくは酸化アルミニウム又は酸化アルミニウムの製造に伴い生ずる残滓（ガスの浄化、凝集又はろ過の過程において使用されたものを除く。）		B二一一〇
十一　赤泥（ボーキサイトの残滓であって、水素イオン濃度指数が十一・五未満に調整されたものに限る。）		B二一二〇
十二　水素イオン濃度指数が二・〇を超え十一・五未満の液体（別表第五若しくは別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの又は別表第七の八の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を示すことのないものに限る。）		B二一三〇
十三　道路の建設又は維持から生ずるタールを含まない歴青物		B三〇一一
三	有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
一　次に掲げるプラスチックのくず		
イ　次に掲げるプラスチックのくずであって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（再生利用するために調製されたものに限る。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの(1)　主として次に掲げる重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のみから成るプラスチックのくず		
（i）　ポリエチレン（別名ＰＥ）のくず		
（ii）　ポリプロピレン（別名ＰＰ）のくず		
（iii）　ポリスチレン（別名ＰＳ）のくず		
（iv）　アクリロニトリルブタジエンスチレン（別名ＡＢＳ）のくず		
（v）　ポリエチレンテレフタレート（別名ＰＥＴ）のくず		
（vi）　ポリカーボネート（別名ＰＣ）のくず		
（vii）　ポリエーテルのくず		
（viii）　（i）から（vii）までに掲げる物以外の重合体（ハロゲン化されていないものに限る。）のくず		
(2)　主として次に掲げる樹脂又は縮合物（硬化されたものに限る。）の		

みから成るプラスチックのくず
（ⅰ）尿素ホルムアルデヒド樹脂（別名ユリア樹脂）のくず
（ⅱ）フェノールホルムアルデヒド樹脂（フェノール樹脂）のくず
（ⅲ）メラミンホルムアルデヒド樹脂（別名メラミン樹脂）のくず
（ⅳ）エポキシ樹脂のくず
（ⅴ）アルキド樹脂のくず
（ⅵ）（ⅰ）から（ⅴ）までに掲げる物以外の樹脂又は縮合物（硬化されたものに限る。）のくず
(3)　主として次に掲げるふっ素化重合体のみから成るプラスチックのくず（製造されてから輸出又は輸入されるまでの間、使用されたことがないものに限る。）
（ⅰ）パーフルオロエチレン―プロピレン（別名ＦＥＰ）のくず
（ⅱ）パーフルオロアルコキシアルカンのくず（テトラフルオロエチレン―パーフルオロアルキルビニルエーテル（別名ＰＦＡ）及びテトラフルオロエチレン―パーフルオロメチルビニルエーテル（別名ＭＦＡ）を含む。）
（ⅲ）ふっ化ポリビニル（別名ＰＶＦ）のくず
（ⅳ）ふっ化ポリビニリデン（別名ＰＶＤＦ）のくず
ロ　ポリエチレン（別名ＰＥ）、ポリプロピレン（別名ＰＰ）又はポリエチレンテレフタレート（別名ＰＥＴ）のみから成るプラスチックのくずの混合物であって、別表第一の二の項第三号に掲げる処分作業（再生利用するために調製されたものに限る。）が予定され、かつ、ほとんど汚染されていないもの
二　紙、板紙又は紙製品であって次に掲げる物（別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）
イ　さらしていない紙若しくは板紙又はコルゲート加工をした紙若しくは板紙
ロ　紙又は板紙（主としてさらした化学パルプから製造したものに限り、全体を着色したものを除く。）
ハ　主として機械パルプから製造した紙又は板紙
ニ　イからハまでに掲げる物以外の物（ラミネート板紙又は分別されていないものを含む。）　B三〇二〇
三　液体のための混合包装の前処理から生ずる次に掲げる物であって、条約附属書Ⅲの特性を示すのに十分な濃度で別表第五又は別表第六に掲げる物を含有しないもの　B三〇二六
イ　分離することができない少量のプラスチック
ロ　分離することができない少量のプラスチック及びアルミニウムが混合した物
四　ラミネート加工された接着性ラベルの製造に伴い生ずる物であって、ラベルの製造に使用される原材料を含有するもの　B三〇二七
五　次に掲げる繊維のくずであって、再生利用するために調整されたもの（次に掲げる物以外の物が付着し、又は混入しているものを除く。）　B三〇三〇
イ　絹のくず（操糸に適しない繭、糸くず又は反毛した繊維を含む。）であって次に掲げる物
(1)　カード又はコームしていない物
(2)　(1)に掲げる物以外の物
ロ　羊毛、繊獣毛又は粗獣毛のくず（糸くずを含み、反毛した繊維を除く。）であって次に掲げる物
(1)　羊毛又は繊獣毛のノイル
(2)　羊毛又は繊獣毛のくず
(3)　粗獣毛のくず
ハ　綿のくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）であって次に掲げる物
(1)　糸くず
(2)　反毛した繊維
(3)　(1)又は(2)に掲げる物以外の物
ニ　亜麻のトウ又はくず
ホ　大麻（カナビス・サティヴァ）のトウ又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）
ヘ　ジュートその他の紡織用靱（じん）皮繊維（亜麻、大麻又はラミーを除く。）のトウ又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）
ト　サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維のトウ又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）
チ　ココやしのトウ、ノイル又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）
リ　アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）のトウ、ノイル又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含む。）
ヌ　ラミーその他の植物性紡織用繊維のトウ、ノイル又はくず（糸くず又は反毛した繊維を含み、他の号、他の項又は別表第四に掲げる物を除く。）
ル　人造繊維のくず（ノイル、糸くず又は反毛した繊維を含む。）であって次に掲げる物
(1)　合成繊維製の物
(2)　再生繊維又は半合成繊維製の物
ヲ　中古の衣類その他の中古の繊維製品
ワ　ねん糸、ひも、網若しくはケーブルのぼろ又はくず（紡織用繊維のものに

限る。）であって次に掲げる物		
(1)　分別された物		
(2)　(1)に掲げる物以外の物		
六　カーペット		B三〇三五
七　ゴムのくずであって次に掲げる物（ゴムのくず以外のものが付着し、又は混入しているものを除く。）		B三〇四〇
イ　硬質ゴムのくず		
ロ　イに掲げる物以外の物（他の号、他の項又は別表第四に掲げる物を除く。）		
八　天然のコルク又は木材のくずであって次に掲げる物		B三〇五〇
イ　木材のくず（丸太状、ブリケット状、ペレット状その他これに類する形状に凝結されてあるか否かを問わない。）		
ロ　破砕し、粒にし、又は粉砕したコルクのくず		
九　食品工業において生ずる物であって次に掲げる物（病毒を移しやすい物質を含むものを除く。）		B三〇六〇
イ　ぶどう酒かす		
ロ　飼料の用に供する種類の植物のくず又は植物性副産物であって乾燥又は殺菌されたもの（ペレット状であるか否かを問わないものとし、他の号、他の項又は別表第四に掲げる物を除く。）		
ハ　デグラス（脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理に伴い生ずる残滓をいう。）		
ニ　骨又はホーンコアのくず（加工していないもの又は脱脂し、単に整え、酸処理し、若しくは脱膠したものに限り、特定の形状に切ったものを除く。）		
ホ　魚のくず		
ヘ　カカオ豆の殻、皮その他のくず		
ト　イからヘまでに掲げる物以外の物		
十　動物性又は植物性の食用油脂であって、条約附属書Ⅲの特性を有しないもの		B三〇六五
十一　次に掲げる物		B三〇七〇
イ　人髪のくず		
ロ　わらくず		
ハ　ペニシリンの製造に伴い生ずる真菌類の菌糸体であって、飼料の用に供するもの（滅菌されたものに限る。）		
十二　ゴムの切片又はくず		B三〇八〇
十三　革製品の製造に適しない革又は合成皮革のくず（泥状のものを除き、動植物若しくはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、殺鼠剤、除草剤その他の薬剤（以下「駆除剤」という。）を含まないもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）		B三〇九〇
十四　革のダスト、灰、汚泥又は粉（駆除剤を含まないもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）		B三一〇〇
十五　獣皮のくず（病毒を移しやすい物質若しくは駆除剤を含まないもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）		B三一一〇
十六　食品着色料から成る物		B三一二〇
十七　過酸化物を生成しない重合体エーテル又は単量体エーテル（別表第六第二十一号に掲げる物のいずれにも該当しないものに限る。）		B三一三〇
十八　空気タイヤ（別表第一の一の項に掲げる処分作業が予定されたものを除く。）		B三一四〇
四　無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物		B四〇一〇
一　主として水性塗料、ラテックス塗料、インキ若しくは硬化ワニスから成る物であって、駆除剤を含まないもの又は別表第六第一号から第十三号まで、第二十二号若しくは第二十三号に掲げる物のいずれにも該当しないもの		B四〇二〇
二　樹脂、ラテックス、可塑剤、糊又は接着剤（以下「樹脂等」という。）の製造、調合又は使用に伴い生ずる物であって、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しないもの		B四〇三〇
三　使用済みのレンズ付きフィルム（別表第四の一の項第十六号又は第十七号に掲げる物を含まないものに限る。）		

備考

1　この表に掲げる物には、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当することとなった物を含まないものとする。

2　下欄に掲げる符号は、条約附属書Ⅸの番号である。

別表第四

一　金属又は金属を含む物であって次に掲げる物	
一　次のいずれかの金属から成る物	A一〇一〇
イ　アンチモン（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号イに掲げる物を除く。）	
ロ　砒素（合金であるものを含む。）	
ハ　ベリリウム（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ロに掲げる物を除く。）	
ニ　カドミウム（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ハに掲げる物を除く。）	
ホ　鉛（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ニに掲げる物を除く。）	
ヘ　水銀（合金であるものを含む。）	
ト　セレン（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ホ又は同項第七号に掲げる物を除く。）	
チ　テルル（合金であるものを含み、別表第三の一の項第二号ヘ又は同項第七号に掲げる物を除く。）	
リ　タリウム（合金であるものを含む。）	
二　次のいずれかを含む物（塊状の金属であるものを除く。）	A一〇二〇
イ　アンチモン又はアンチモン化合物	
ロ　ベリリウム又はベリリウム化合物	
ハ　カドミウム又はカドミウム化合物	
ニ　鉛又は鉛化合物	
ホ　セレン又はセレン化合物（別表第三の一の項第七号に掲げる物を除く。）	
ヘ　テルル又はテルル化合物（別表第三の一の項第七号に掲げる物を除く。）	
三　次のいずれかを含む物	A一〇三〇
イ　砒素又は砒素化合物	
ロ　水銀又は水銀化合物	
ハ　タリウム又はタリウム化合物	
四　次のいずれかを含む物	A一〇四〇
イ　金属カルボニル	
ロ　六価クロム化合物	
五　めっき汚泥	A一〇五〇
六　金属の酸洗いに伴い生ずる液体	A一〇六〇
七　亜鉛精錬の過程から生ずる浸出残滓又はジャロサイト、赤鉄鉱等のダスト若しくは汚泥	A一〇七〇
八　別表第三に掲げる物のいずれにも該当しない亜鉛の残滓であって、別表第六第八号又は第十三号に掲げる物のいずれかに該当するもの	A一〇八〇
九　絶縁した銅線の焼却に伴い生ずる灰	A一〇九〇
十　銅の製錬所の排ガス処理設備から生ずるダスト又は残滓	A一一〇〇
十一　銅の電解精錬又は電解採取工程に伴い生ずる使用済みの電解液	A一一一〇
十二　銅の電解精錬又は電解採取工程における電解液の浄化に伴い生ずる汚泥（陽極スライムを除く。）	A一一二〇
十三　溶解した銅を含む使用済みのエッチング溶液	A一一三〇
十四　塩化第二銅又はシアン化銅触媒	A一一四〇
十五　プリント配線板の焼却に伴い生ずる貴金属を含む灰（別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）	A一一五〇
十六　鉛蓄電池又は無停電電源装置（破砕されているか否かを問わない。）	A一一六〇
十七　分別されていない電池（別表第三の一の項第十号に掲げる電池のみの混合物を除く。）又は、同号に掲げる物のいずれにも該当しない電池であって別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの	A一一七〇
十八　電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）	A一一八〇
イ　第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ（ＰＣＢを含むものに限る。）を構成部品として含む物	
ロ　別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの	
ハ　ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）	
ニ　電気冷蔵庫又は電気冷凍庫	
ホ　電気洗濯機又は衣類乾燥機	
ヘ　テレビジョン受信機のうち、次に掲げる物	
(1)　プラズマ式のもの又は液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）	
(2)　ブラウン管式のもの	
ト　電動ミシン	
チ　電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	
リ　電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	
ヌ　ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	
ル　電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	
ヲ　フィルムカメラ	
ワ　磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具	
カ　ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（ニに掲げる物を除く。）	
ヨ　扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（ハに掲げる物を除く。）	
タ　電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（ホに掲げる物を除く。）	
レ　電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	
ソ　ヘアドライヤー、電気かみそりその他	

の理容用電気機械器具	
ツ　電気マッサージ器	
ネ　ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	
ナ　電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具	
ラ　蛍光灯器具その他の電気照明器具	
ム　電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	
ウ　携帯電話端末、ＰＨＳ端末その他の無線通信機械器具	
キ　ラジオ受信機又はテレビジョン受信機（ヘに掲げる物を除く。）	
ノ　デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具	
オ　デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	
ク　パーソナルコンピュータ	
ヤ　プリンターその他の印刷用電気機械器具	
マ　ディスプレイその他の表示用電気機械器具	
ケ　電子書籍端末	
フ　電子時計又は電気時計	
コ　電子楽器又は電気楽器	
エ　ゲーム機その他の電子玩具又は電動式玩具	
テ　給湯器	
ア　配電盤	
十九　附属書Ⅲの特性を有する程度に、コールタール、五十ｐｐｍ以上のＰＣＢ、鉛、カドミウムその他有機ハロゲン化合物その他別表第五若しくは別表第六に掲げる物を含み、又はこれらにより汚染されたプラスチックで被覆され、又は絶縁された金属ケーブル	Ａ一一九〇
二　無機物を主成分とし、かつ金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
一　ブラウン管その他これに類するガラスのくず	Ａ二〇一〇
二　液状又は泥状の無機ふっ素化合物（別表第三の二の項第七号に掲げる物を除く。）	Ａ二〇二〇
三　触媒（一の項第十四号並びに別表第三の一の項第十四号又は第十五号に掲げる物を除く。）	Ａ二〇三〇
四　化学工業の反応の過程から生ずる石膏であって、別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの	Ａ二〇四〇
五　石綿（粉じん又は繊維状のものに限る。）	Ａ二〇五〇
六　石炭火力発電所から生ずる飛灰であって、別表第六に掲げる物のいずれかに該当するもの	Ａ二〇六〇
三　有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物	
一　石油コークス又はピチューメンの製造又は処理に伴い生ずる物	Ａ三〇一〇
二　当初に意図した使用に適しない鉱油又はこれを含む空気圧縮機（冷却装置を有するものに限る。）	Ａ三〇二〇
三　鉛アンチノック剤を含む物	Ａ三〇三〇
四　熱交換用媒体として使用された液体	Ａ三〇四〇
五　樹脂等の製造、調合又は使用に伴い生ずる物（別表第三の四の項第二号に掲げる物を除く。）	Ａ三〇五〇
六　ニトロセルロース	Ａ三〇六〇
七　液状又は泥状のフェノール又はフェノール化合物（クロロフェノールを含む。）	Ａ三〇七〇
八　エーテル類（別表第三の三の項第十七号に掲げる物を除く。）	Ａ三〇八〇
九　革のダスト、灰、汚泥又は粉（駆除剤を含むもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）	Ａ三〇九〇
十　革製品の製造に適しない革又は合成皮革のくず（駆除剤を含むもの又は別表第六第三号に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）	Ａ三一〇〇
十一　獣皮のくず（病毒を移しやすい物質若しくは駆除剤を含むもの又は別表第六第三号に掲げる物に該当するものに限る。）	Ａ三一一〇
四	
十二　シュレッダーダスト	Ａ三一二〇
十三　有機燐化合物	Ａ三一三〇
十四　有機溶剤（ハロゲン化されたものを除く。）	Ａ三一四〇
十五　ハロゲン化された有機溶剤	Ａ三一五〇
十六　有機溶剤の回収作業に伴い生ずる非水溶性の蒸留残滓	Ａ三一六〇
十七　ハロゲン化された脂肪族炭化水素の製造に伴い生ずる物	Ａ三一七〇
十八　ＰＣＢ、ＰＣＴ、ポリ塩化ナフタレン（別名ＰＣＮ）又はポリ臭化ビフェニル（以下「ＰＢＢ」という。）若しくはこれらに類するポリ臭化化合物を五十ｐｐｍ以上含む物	Ａ三一八〇
十九　有機物の精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタール状の残滓（アスファルトセメントを除く。）	Ａ三一九〇
二十　道路の建設又は維持から生ずるタールを含む歴青物	Ａ三二〇〇
二十一　別表第六に掲げる物を含み、若しくはこれらにより汚染されたプラスチックのくず又はこれらの混合物	Ａ三二一〇
無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げる物	
一　医薬品の製造、調剤又は使用に伴い生ずる物（別表第三の三の項第十一号ハに掲げる物を除く。）	Ａ四〇一〇
二　医療又はこれに関連する行為に伴い生ずる物（医療、看護、歯科治療、獣医科治療若しくはこれらに類する行為に伴い生ずるもの又は患者の検査若しくは治療若しくは研究に伴い病院その他の施設から生ずるものに限る。）	Ａ四〇二〇
三　駆除剤若しくは植物の生理機能の増進若しくは抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（以下「植物用薬剤」という。）の製造、調合若しくは使用に伴い生ずる物又は殺虫剤若しくは除草剤であって、不良品であるもの、製造者が定める使用期間内に使用されなかったもの若	Ａ四〇三〇

しくは当初に意図した使用に適しないもの	
四　木材保存のために用いられる防腐剤、防虫剤その他の薬剤（以下「木材保存用薬剤」という。）の製造、調合又は使用に伴い生ずる物	A四〇四〇
五　次に掲げる物	
イ　無機シアン化合物を含む物（別表第三の一の項第十六号に掲げる物を除く。）	A四〇五〇
ロ　有機シアン化合物を含む物	A四〇六〇
六　油と水若しくは炭化水素と水との混合物又は乳濁液	A四〇七〇
七　インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー又はワニス（以下「インキ等」という。）の製造、調合又は使用に伴い生ずる物（別表第三の四の項第一号に掲げる物を除く。）	A四〇八〇
八　爆発性を有する物（別表第三に掲げる物又は火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条に該当するものを除く。）	A四〇九〇
九　酸性又は塩基性の液体（別表第三の二の項第十二号に掲げる物を除く。）	A四一〇〇
十　ばい煙処理施設から生ずる物（別表第三の二の項第四号イに掲げる物を除く。）	A四一一〇
十一　次のいずれかを含む物	
イ　ポリ塩化ジベンゾフラン類	A四一二〇
ロ　ポリ塩化ジベンゾジオキシン類	A四一三〇
十二　過酸化物を含む物	A四一四〇
十三　包装又は容器（別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）	A四一五〇
十四　化学薬品（不良品であるもの又は製造者が定める使用期間内に使用されていないものに限る。）を含む物（別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれかに該当するものに限る。）	A四一六〇
十五　研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない、又は新規の化学物質であって、人の健康又は生活環境に及ぼす影響が未知のもの	A四一七〇
十六　使用済みの活性炭（別表第三の二の項第六号に掲げる物を除く。）	A四一八〇

備考

1　この表に掲げる物には、別表第五又は別表第六に掲げる物のいずれにも該当しない物を含まないものとする。

2　下欄に掲げる符号は、条約附属書Ⅷの番号である。

別表第五

一　病院、診療所、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院、助産所若しくは獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設における医療行為若しくは検査又は衛生検査所における検査から生ずる物	Y一
二　次に掲げる物	
イ　医薬品の製造又は輸入に伴い生ずる物	Y二
ロ　販売又は授与の目的で行う医薬品の調剤に伴い生ずる物	
三　廃医薬品	Y三
四　次に掲げる物	Y四
イ　駆除剤若しくは植物用薬剤の製造又はこれらの輸入に伴い生ずる物	
ロ　販売又は授与の目的で行う駆除剤又は植物用薬剤の調合に伴い生ずる物	
ハ　駆除剤若しくは植物用薬剤の販売又はこれらの使用に伴い生ずる物	
五　次に掲げる物	Y五
イ　木材保存用薬剤の製造又は輸入に伴い生ずる物	
ロ　販売又は授与の目的で行う木材保存用薬剤の調合に伴い生ずる物	
ハ　木材保存用薬剤の販売又は使用に伴い生ずる物	
六　次に掲げる物	Y六
イ　有機溶剤の製造又は輸入に伴い生ずる物	
ロ　販売又は授与の目的で行う有機溶剤の調合に伴い生ずる物	
ハ　有機溶剤の販売又は使用に伴い生ずる物	
七　当初に意図した使用に適しない鉱油	Y八
八　油と水若しくは炭化水素と水との混合物又は乳濁物	Y九
九　精製、蒸留又は熱分解処理に伴い生ずるタール状の残滓	Y一一
十　次に掲げる物	Y一二
イ　インキ等の製造又は輸入に伴い生ずる物	
ロ　販売又は授与の目的で行うインキ等の調合に伴い生ずる物	
ハ　インキ等の販売又は使用に伴い生ずる物	Y一三
十一　次に掲げる物	
イ　樹脂等の製造又は輸入に伴い生ずる物	
ロ　販売又は授与の目的で行う樹脂等の調合に伴い生ずる物	
ハ　樹脂等の販売又は使用に伴い生ずる物	Y一四
十二　次に掲げる施設における研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない、又は新規の化学物質であって、人の健康及び生活環境に及ぼす影響が未知のもの	
イ　国又は地方公共団体の試験研究機関	Y一五
ロ　大学、短期大学若しくは高等専門学校又はその附属試験研究機関	
ハ　学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う試験研究所	
十三　爆発性を有する物（火薬類取締法第二条に該当するものを除く。）	Y一六
十四　次に掲げる物	
イ　感光乳剤、現像薬、定着薬、補力剤、減力剤、調色剤、洗浄剤その他の写真用化学薬品若しくは写真用の物品（以下「写真用化学薬品等」という。）の製造又はこれらの輸入に伴い生ずる物	Y一七
ロ　販売又は授与の目的で行う写真用化学薬品等の調合に伴い生ずる物	
ハ　写真用化学薬品等の販売又は使用に伴い生ずる物	
十五　金属又はプラスチックの表面処理に伴い生ずる物	Y一八
十六　事業活動に伴い生ずる物を用いた別表第一に掲げる処分作業に伴い生ずる物	

備考

1　この表に掲げる物には、第六号から第十一号まで、第十四号、第十五号又は第十六号に掲げる物であって、別表第七の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないものとする。

2　下欄に掲げる符号は、条約附属書Ⅰの分類記号である。

別表第六

一　金属カルボニルを含む物であって次に掲げる物	
イ　鉄カルボニル、ニッケルカルボニル又はメチルシクロペンタジエニルマンガントリカルボニルを〇・一重量パーセント以上含む物	Y一九
ロ　イに掲げる金属カルボニル以外の金属カルボニルを含む物	Y二〇
二　ベリリウム元素を〇・一重量パーセント以上含む物	Y二一
三　六価クロム化合物を含む物であって次に掲げる物	
イ　塩化クロミル、クロム酸、クロム酸亜鉛、クロム酸亜鉛カリウム、クロム酸カリウム、クロム酸カルシウム、クロム酸銀、クロム酸ストロンチウム、クロム酸ナトリウム、クロム酸鉛、クロム酸バリウム、クロム酸ビスマス、クロム硫酸、三酸化クロム、四塩基性クロム酸亜鉛、重クロム酸アンモニウム、重クロム酸カリウム、重クロム酸ナトリウム又は硫酸モリブデン酸クロム酸鉛を〇・一重量パーセント以上含む物	Y二二
ロ　イに掲げる六価クロム化合物以外の六価クロム化合物を含む物	Y二三
ハ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1)　固形状であって、平成三年環境庁告示第四十六号（以下「土壌環境基準告示」という。）別表の環境上の条件（六価クロムに係るものに限る。）に適合しない物	
(2)　液状であって、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令、通商産業省令第二号）第六条の二に規定する要件（六価クロムに係るものに限る。）に該当する物	
ニ　ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1)　固形状であって、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令（昭和四十八年総理府令第五号。以下「産業廃棄物判定基準令」という。）別表第二に掲げる基準（六価クロム化合物に係るものに限る。）に適合しない物	
(2)　液状であって、排水基準を定める総理府令（昭和四十六年総理府令第三十五号。以下「排水基準令」という。）別表第一に掲げる基準（六価クロム化合物に係るものに限る。）に適合しない物	
四　銅化合物を含む物であって次に掲げる物	
イ　アセト亜砒酸銅、N・N'―エチレンビス（サリチリデンアミナト）銅（Ⅱ）、塩化第二銅、塩化第二銅、シアン化銅、シアン化銅ナトリウム、銅エチレンジアミン、砒酸銅又は硫酸銅を〇・一重量パーセント以上含む物	Y二四
ロ　塩化第二銅二アンモニウム、塩化第二銅カリウム、酢酸第二銅、シアン化銅カリウム、硝酸銅、炭酸銅、チオシアン酸第一銅、ピロリン酸第二銅、ふっ化第二銅又はよう化第一銅を一重量パーセント以上含む物	
ハ　イ又はロに掲げる銅化合物以外の銅化合物を含む物	
二　別表第一の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物（固形状のものに限る。）であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（銅に係るものに限る。）に適合しないもの	
五　亜鉛化合物を含む物であって次に掲げる物	
イ　亜ジチオン酸亜鉛、亜砒酸亜鉛、塩化亜鉛、シアン化亜鉛又は砒酸亜鉛を〇・一重量パーセント以上含む物	Y二五
ロ　塩素酸亜鉛、過酸化亜鉛、過マンガン酸亜鉛、クロム酸亜鉛、珪ふっ化亜鉛、酢酸亜鉛、ジエチル亜鉛、ジメチル亜鉛、シュウ酸亜鉛、臭素酸亜鉛、硝酸亜鉛、チオシアン酸亜鉛、ピロリン酸亜鉛、ふっ化亜鉛、メチルジオカルバミン酸亜鉛、硫酸亜鉛、燐化亜鉛又は燐酸亜鉛を一重量パーセント以上含む物	
ハ　イ又はロに掲げる亜鉛化合物以外の亜鉛化合物を含む物	
六　砒素又は砒素化合物を含む物であって次に掲げる物	
イ　砒素元素を〇・一重量パーセント以上含む物	
ロ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1)　固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（砒素に係るものに限る。）に適合しない物	
(2)　液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（砒素又はその化合物に係るものに限る。）に該当する物	
ハ　ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1)　固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（砒素又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物	
(2)　液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（砒素又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物	
七　セレン又はセレン化合物を含む物であって次に掲げる物	
イ　セレン元素を〇・一重量パーセント以上含む物	
ロ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物	
(1)　固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（セレンに係るものに限る。）に	

適合しない物

(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（セレン又はその化合物に係るものに限る。）に該当する物

ハ　ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（セレン又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（セレン又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

八　カドミウム又はカドミウム化合物を含む物であって次に掲げる物　Y二六

イ　カドミウム元素を〇・一重量パーセント以上含む物

ロ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1) 固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（カドミウムに係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（カドミウム又はその化合物に係るものに限る。）に該当する物

ハ　ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（カドミウム又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（カドミウム又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

九　アンチモン元素を〇・一重量パーセント以上含む物　Y二七

十　テルル元素を〇・一重量パーセント以上含む物　Y二八

十一　水銀又は水銀化合物を含む物であって次に掲げる物　Y二九

イ　水銀元素を〇・一重量パーセント以上含む物

ロ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1) 固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（総水銀又はアルキル水銀に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物又はアルキル水銀化合物に係るものに限る。）に該当する物

ハ　ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（アルキル水銀化合物又は水銀若しくはその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物又はアルキル水銀化合物に係るものに限る。）に適合しない物

十二　タリウム元素を〇・一重量パーセント以上含む物　Y三〇

十三　鉛又は鉛化合物を含む物であって次に掲げる物　Y三一

イ　鉛元素を〇・一重量パーセント以上含む物

ロ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1) 固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（鉛に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（鉛又はその化合物に係るものに限る。）に該当する物

ハ　ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（鉛又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（鉛又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物　Y三一

十四　ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物を含む物であって次に掲げる物

イ　珪ふっ化水素酸、五ふっ化臭素、三ふっ化臭素、三ふっ化ほう素二水和物、二ふっ化カリウム、二ふっ化燐酸、ふっ化アンモニウム、ふっ化カリウム、ふっ化クロム、ふっ化水素、ふっ化水素アンモニウム、ふっ化水素酸、ふっ化ナトリウム、フルオロスルホン酸、フルオロ燐酸、ヘキサフルオロ燐酸又はほうふっ化水素酸を〇・一重量パーセント以上含む物

ロ　珪ふっ化亜鉛、珪ふっ化アンモニウム、珪ふっ化カリウム、珪ふっ化ナトリウム、珪ふっ化バリウム、珪ふっ化マグネシウム、珪ふっ化マンガン、五ふっ化よう素、ふっ化水素カリウム、ふっ化水素ナトリウム、ふっ化第一すず、ふっ化バリウム、ほうふっ化アンモニウム、ほうふっ化カリウム、ほうふっ化ナトリウム、ほうふっ化マグネシウム又はほうふっ化リチウムを一重量パーセント以上含む物

ハ　イ又はロに掲げる無機ふっ素化合物以外の無機ふっ素化合物を含む物　Y三二

十五　無機シアン化合物を含む物であって次に掲げる物

イ　シアン化亜鉛、シアン化カリウム、シアン化銀、シアン化臭素、シアン化水素、シアン化水素酸、シアン化第二水銀、シアン化第二水銀カリウム、シアン化銅ナトリウム、シアン化ナトリウム、シアン化銅カリウム、シアン化ニッケルを〇・一重量パーセント以上含む物

ロ　シアン化カルシウム、シアン化コバルトカリウム、シアン化第一金カリウム、シアン化銅、シアン化銅カリウム、シアン化ニッケルカリウム、

シアン化白金バリウム又はシアン化バリウムを一重量パーセント以上含む物

ハ　イ又はロに掲げる無機シアン化合物以外の無機シアン化合物を含む物

ニ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1)　固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（シアンに係るものに限る。）に適合しない物

(2)　液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（シアン化合物に係るものに限る。）に該当する物

ホ　ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1)　固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（シアン化合物に係るものに限る。）に適合しない物

(2)　液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（シアン化合物に係るものに限る。）に適合しない物

十六　水素イオン濃度指数が二・〇未満又は十一・五を超える物（固形状のものにあっては、当該固形状のものと蒸留水とが重量比一対三になるように混合し、その混合液の水素イオン濃度指数が二・〇未満又は十一・五を超えるものに限る。）

十七　石綿（粉じん又は繊維状のものに限る。）を含む物

十八　有機燐化合物を含む物であって次に掲げる物

イ　アジンホス―エチル、アジンホス―メチル、アルキルアリールジチオ燐酸亜鉛（炭素数が七から十六までのものに限る。）、アルキルジチオ燐酸亜鉛（炭素数が三から十四までのものに限る。）、イソキサチオン、イソチオエート、イソデシルジフェニルホスフェート、イソフェンホス、エジフェンホス、エチオン、エチルチオメトン、エトエートメチル、エトプロホス、塩化ジメチルチオホスホリル、エンドチオン、オキシジスルホトン、オキシジメトンメチル、オメトエート、カルボフェノチオン、キナルホス、クマホス、グリホサート、クルホメート、クレジルジフェニルホスフェート、クロトキシホス、クロルチオホス、クロルピリホス、クロルフェンビンホス、クロルメホス、サリチオン、ジアリホス、ジエチル＝四―ニトロベンジルホスホナート、ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジオキサチオン、ジクロトホス、ジクロフェンチオン、ジクロルボス、ジクロロメチルホスフィン、ジチオピロリン酸テトラエチル、ジフェニル―二・四・六―トリメチルベンゾイルホスフィン―オキシド、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）、エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名ＥＰＮ）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルヒドロホスファイト、ジメトエート、ジメトン―Ｏ―メチル、ジメトン―Ｓ―メチル、ジメホックス、シュラーダン、スルプロホス、ダイアジノン、チオナジン、チオメトン、デメフィオン、テメホス、テルブホス、トリ（一―アジリジニル）ホスフィンオキサイド、トリアゾホス、トリアミホス、トリエチルホスフェート、トリキシリルホスフェート、トリクロルホン、トリクロロナート、トリス（一―アジリジニル）ホスフィンサルファイド、トリス（四―メトキシ―三・五―ジメチルフェニル）ホスフィン、トリチオ燐酸Ｓ・Ｓ・Ｓ―トリブチルエステル、トリブチルホスフェート、ナレッド、バミドチオン、パラオキソン、パラチオン、ピラゾキソン、ピラゾホス、ピリミホスエチル、フェナミホス、フェニトロチオン、フェンカプトン、フェンスルホチオン、フェンチオン、フェントエート、プロトエート、プロパホス、ヘキサメチルホスホルトリアミド、ヘプテノホス、ホサロン、ホスファミドン、ホスホラン、ホスホン酸水素ジブチル、ホスホン酸水素ジメチル、ホスホン酸トリエチル、ホスホン酸トリメチル、ホスメット、ホノホス、ポリオレフィンチオホスホン酸バリウム塩、ホルモチオン、ホレート、マラチオン、メカルバム、メタミドホス、メチダチオン、メチルトリチオン、メチルパラチオン、メナゾン、メビンホス、メホスホラン、モノクロトホス、四燐酸ヘキサエチル、燐酸一水素ジイソオクチル、燐酸トリアリル、燐酸トリエチル、燐酸トリス（イソプロピルフェニル）、燐酸トリス（二・三―ジブロモプロピル）又は燐（りん）酸トリトリルを〇・一重量パーセント以上含む物

ロ　ＩＢＰ、ＩＰＳＰ、アミドチオエート、亜燐酸トリエチル、亜燐酸トリメチル、ＥＳＰ、エチル―二・四―ジクロルフェニルチオノベンゼンホスホナート、エトリムホス、塩化ジエチルチオホスホリル、オクチルジフェニルホスフェート、クロルピリホスメチル、シアノホス、ジアルキルジチオ燐酸、ジエチル（一・三―ジチオシクロペンチリデン）―チオホスホルアミド、ジエチルパラジメチルアミノスルホニルチオホスフェート、ジエチル―Ｓ―ベンジルチオホスフェート、ジエチル―四―メチルスルフィニルフェニル―チオホスフェート、二・三―ジ―（ジエチルジチオホスホロ）―パラジオキサン、ジメチルビンホス、ジメチル―［二―（一―メチルベンジルオキシカルボニル）―一―メチルエチレン］ホスフェート、ジメトン、ジメトン―Ｏ、ＤＭＣＰ、テトラエチルピロホスフェート、テミビンホス、トリオクチルホスフェート、トリス（クロロエチル）ホスフェート、トリス（β―クロロプロピル）ホスフェート、トリスジクロロプロピルホスフェート、トリブチルホスフィン、トリブトキシエチルホスフェート、トリメチルホスフェート、ビアラホス、ＢＥＢＰ、ピペロホス、ピラクロホス、ピリダフェンチオン、フェニルホスホラスチオジクロライド、フェニルホスホン酸ジクロライド、ブタミホス、プロチオホス、プロフェノホス、ブロペタンホス、ブロモホスエチル、ホスチアゼート、メスルフェンホス、メチルシクロヘキシル―四―クロルフェニルチオホスフェート又はレプトホスを一重量パーセント以上含む物

ハ　イ又はロに掲げる有機燐化合物以外の有機燐

化合物を含む物
ニ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物
(1)　固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（有機燐に係るものに限る。）に適合しない物
(2)　液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（有機燐化合物に係るものに限る。）に該当する物
ホ　ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物
(1)　固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（有機燐化合物に係るものに限る。）に適合しない物
(2)　液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（有機燐化合物に係るものに限る。）に適合しない物

十九　有機シアン化合物を含む物であって次に掲げる物

Y三八

イ　アイオキシニル、アクリロニトリル、アジポニトリル、アセトンシアノヒドリン、二・'二―アゾビス［二―（ヒドロキシメチル）プロピオニトリル］、二・'二―アゾビス（二―メチルブチロニトリル）、二―アミノ―五―（二―クロロ―四―ニトロフェニルアゾ）―四―メチル―三―チオフェンカルボニトリル、二―イソシアナト―二―メチルプロパン―一・三―ジイル＝ビス（三―クロロプロパノアート）、イソシアン酸シクロヘキシル、イソシアン酸メチル、イソホロンジイソシアナート、エチレンシアノヒドリン、三―クロロ―四―メチルフェニルイソシアナート、シアナジン、シアナミド、二―シアノアクリル酸＝二―メトキシエチル、α―シアノ―三―フェノキシベンジル＝ビス（トリフルオロメチル）メチル＝一―（三・四―イソプロピリデン）ブテン―一・四―ジカルボキシラート、シアン化ブロモベンジル、シアン化ベンジル、ジイソシアネート（別名トリレンジイソシアネート）、ジクロロフェニルイソシアナート、二・六―ジクロロベンゾニトリル、四―（二・六―ジシアノ―四―ニトロフェニルアゾ）―三―メチル―N・N―ジエチルアニリン、ジフェニルメタン―四・'四―ジイソシアナート、シペルメトリン、三・'三―ジメチル―四・'四―ビフェニレンジイソシアナート、三・'三―ジメチルビフェニル―四・'四―ジイル＝ジイソシアネート、トリメチルヘキサメチレンジイソシアナート、トリレンジイソシアナート、一・五―ナフタレンジイル＝ジイソシアネート、四―ニトロ安息香酸＝［四―（二・二―ジシアノビニル）フェニル］、四―（四―ニトロフェニルアゾ）―N―（二―シアノエチル）―N―（二―アセトキシエチル）アニリン、三―ニトロベンゾニトリル、フェニルイソシアナート、フェンプロパトリン、o―フタロジニトリル、プロピオニトリル、ブロモキシニル、三―［N―ベンジル―四―［（二―シアノ―四―ニトロフェニル）ジアゼニル］アニリノ］プロパン酸＝二―オキソプロピル、ベンゾニトリル、ポリメチレンポリフェニルイソシアナート、マロノニトリル、メタクリロニトリル又はラクトニトリルを〇・一重量パーセント以上含む物
ロ　四―［六―（アクリロイルオキシ）ヘキシルオキシ］―四―シアノビフェニル、アセトニトリル、アゾジイソブチロニトリル、二・'二―アゾジ（二・四―ジメチルバレロニトリル）、二・'二―アゾジ（二・四―ジメチル―四―メトキシバレロニトリル）、一・'一―アゾジ―（ヘキサヒドロベンゾニトリル）、四・四―アゾビス（四―シアノ吉草酸）、イソシアン酸イソブチル、イソシアン酸イソプロピル、イソシアン酸エチル、イソシアン酸ブチル、イソシアン酸―ｔｅｒｔ―ブチル、イソシアン酸プロピル、イソチオシアン酸メチル、イソブチロニトリル、N―［（ＲＳ）―シアノ（チオフェン―二―イル）メチル］―四―エチル―二―（エチルアミノ）―一・三―チアゾール―五―カルボキサミド、二―シアノ―N―メチル―二―［三―（二・四・六―トリオキソトラヒドロピリミジン―五（二Ｈ）―イリデン）―二・三―ジヒドロ―一Ｈ―イソインドール―一―イリデン］アセトアミド、N―（四―シアノメチルフェニル）―二―イソプロピル―五―メチルシクロヘキサンカルボキサミド、シアノ酢酸エチル、ＣＹＰ、三・四―ジクロロ―'二―シアノ―一・二―チアゾール―五―カルボキサニリド、シハロトリン、シフェノトリン、シフルトリン、二・二―ジブロムプロピオニトリル、二―ジメチルアミノアセトニトリル、ＴＣＨ、テレフタロニトリル、トラロメトリン、二・二・二―トリフルオロエチル＝［（一Ｓ）―シアノ―二―メチルプロピル］カルバマート、トリフルオロメチルフェニルイソシアナート、三―（N―ニトロソメチルアミノ）プロピオニトリル、フェンバレレート、ブチロニトリル、フルバリネート、三―ブロモ―一―（三―クロロピリジン―二―イル）―N―［四―シアノ―二―メチル―六―（メチルカルバモイル）フェニル］―一Ｈ―ピラゾール―五―カルボキサミド、ヘキサメチレンジイソシアナート、'四―メチル―二―シアノビフェニル、メトキシメチルイソシアナート又はモノクロロ酢酸―二―シアノエチルアミドを一重量パーセント以上含む物
ハ　イ又はロに掲げる有機シアン化合物以外の有機シアン化合物を含む物

二十　フェノール又はフェノール化合物を含む物であって次に掲げる物
イ　二―アミノアントラキノン、四―（四―アミノ―三―クロロフェノキシ）―七―メトキシキノリン―六―カルボキサミド、七―アミノ―四―ヒドロキシ―二―ナフタレンスルホン酸、六―（四―アミノフェノキシ）ビフェニル―三―アミン、アルキルサリチル酸カルシウム（炭素数が十三以上のものに限る。）、アルキルサリチル酸マグネシウム（炭素数が十一以上のものに限る。）、安息香酸ナトリウム、o―エチルフェノール、（±）―一・'一―（エチレン）ビス（一・二・三・三ａ・七ａ―η―一Ｈ―インデニル）ジフェノキシルコニウム（Ⅳ）、

Y三九

（±）―一・一′―（エチレン）ビス（一・二・三・三a・七a―η―一Ｈ―インデニル）ジフェノキシジルコニウム（Ⅳ）、オクチル＝三―［五―ｔｅｒｔ―ブチル―三―（二・Ｈ―ベンゾトリアゾール―′二―イル）―四―ヒドロキシフェニル］プロピオナート、カルボリックオイル、キシレノール、八―キノリノール、クレゾール、クロロフェノール、コールタール、サリチル酸イソアミル、サリチル酸メチル、三―（Ｎ―シクロヘキシルアミノ）フェノール、ジクロロフェノール、二・四―ジクロロ―三―メチルフェノール、二・四―ジクロロフェノキシ酢酸ジエチルアミン塩、二・四―ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩、二・四―ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩、ジニトロ―ｏ―クレゾール、ジニトロフェノール、ジノセブ、ジノセブアセート、ジノテルブ、ジノテルブアセタート、一・四―ジヒドロ―九・十―ジヒドロキシアントラセン、二―（チオシアナトメチルチオ）ベンゾチアゾール、一―ターシャリーブチル―三―（二・六―ジイソプロピル―四―フェノキシフェニル）チオ尿素（別名ジアフェンチウロン）、ドデシルフェノール、ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩、トリクロロフェノール、ニトロクレゾール、ニトロフェノール、六―（二―ニトロフェノキシ）―一Ｈ・三Ｈ―ベンゾ［ｄｅ］イソクロメン―一・三―ジオン、ノニルフェノール、ノニルフェノールポリエトキシラート（エトキシル基の数が四から十二までのものに限る。）、ピクリン酸、ビナパクリル、フェノール、二―［（四―フェノキシフェニル）アミノ］マロン酸ジエチル、四―フェノキシフェノール、ブチルヒドロキシアニソール（別名ＢＨＡ）、ｐ―ｔｅｒｔ―ブチルフェノール、二―フランカルボニル＝クロリド、ヘプタブロモジフェニルエーテル、ヘプチル―一―［二・五―ジメチル―四―（二―メチルフェニルアゾ）―二―ナフトール、ペンタクロロフェノール、ペンタクロロフェノールナトリウム塩、ポリオレフィンフェノールアミン（炭素数が二十八から二百五十までのものに限る。）、メジノテルブ、二―［（二―メトキシフェノキシ）メチル］オキシラン又は硫化アルキルフェノールカルシウム塩（炭素数が八から四十までのものに限る。）を〇・一重量パーセント以上含む物

ロ　アゾイック染料、二―アミノ―四―クロロフェノール、アミノフェノール、二―エチル―二・七―ジメチル―六―［四―（トリフルオロメトキシ）フェノキシ］―四―キノリル＝メチル＝カルボナート、クロロクレゾール、ジアゾジニトロフェノール、ＣＰＭＣ、ジニトロ―ｏ―クレゾールアンモニウム塩、ジニトロ―ｏ―クレゾールナトリウム塩、二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノール、ジニトロフェノールのアルカリ金属塩類、二・四―ジニトロ―六―（一―メチルプロピル）―フェノール、ジニトロレゾルシノール、ＤＮＣＰ、二・四・六―トリ（ジメチルアミノメチル）フェノール、トリニトロ―ｍ―クレゾール、トリニトロレソルシノール、β―ナフトール、ピクリン酸アンモニウム、ヒドロキノン、ｐ―フェノールスルホン酸又はレゾルシノールを一重量パーセント以上含む物

ハ　イ又はロに掲げるフェノール化合物以外のフェノール化合物を含む物

二十一　エーテルを含む物であって次に掲げる物

イ　アジピン酸ジノルマルヘキシル、Ｎ―（五―アセチルアミノ―四―［（二―クロロ―四・六―ジニトロフェニル）ジアゼニル］―二―メトキシフェニル）―Ｎ―（二―エトキシ―二―オキソエチル）グリシンメチル、アセトクロール、ｏ―アニシジン、ｔｅｒｔ―アミルエチルエーテル、二―（二―アミノエトキシ）エタノール、二―［六―［四―［四―［六―アミノ―五―（二―カルボキシ―ニトロフェニルアゾ）―一―ヒドロキシ―三―スルホ―二―ナフチルアゾ］―三―メトキシフェニル］―二―メトキシフェニルアゾ］―二―アニリノ―五―ヒドロキシ―七―スルホ―一―ナフチルアゾ］―一・四―ベンゼンジスルホン酸＝四ナトリウム塩、三―［六―［四―［四―［六―アミノ―五―（二―カルボキシ―ニトロフェニルアゾ）―一―ヒドロキシ―三―スルホ―二―ナフチルアゾ］―三―メトキシフェニル］―一―アミノ―四―ヒドロキシ―九・十―ジオキソ―九・十―ジヒドロアントラセン―二・三―ジカルボン酸無水物、五―アミノ―三―（二―フェノキシエトキシ）―一Ｈ―ピラゾール、五―アミノ―二―メトキシ―四・四―ジメチル―三―オキソペンタンアニリド＝硫酸塩、α―［一―［（アリルオキシ）メチル］―二―（ノニルフェノキシ）エチル］―ω―ヒドロキシポリ（オキシエチレン）（重合度が一から百までのものに限る。）、アリルグリシジルエーテル、アルカリルポリエーテル（炭素数が九から二十までのものに限る。）、アルキルアリールポリエーテル（炭素数が九から二十までのものに限る。）、長鎖アルキルアリールポリエーテル（炭素数が十一から二十までのものに限る。）、一―エチル―六―ヒドロキシ―五―［（四―メトキシ―二―ニトロフェニル）ジアゼニル］―四―メチル―二―オキソ―一・二―ジヒドロピリジン―三―カルボニトリル、エチレンオキシド、エチレングリコールイソプロピルエーテル、エチレングリコールフェニルエーテル、エチレングリコールメチルブチルエーテル、エチレングリコールモノアクリレート、エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセタート、エチレングリコールモノブチルエーテル、エチレングリコールモノブチ

ルエーテルアセタート、エチレングリコールモノプロピルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテルアセタート、四・四′―（エチレンジオキシ）ジアニリン、四―（二―エトキシエチル）―二・二′―キシリル＝二・二′―ジメトキシエチル＝エーテル、Ｎ―［一―（エトキシカルボニル）―三―オキソ―三―フェニルプロピル］アラニン、三―エトキシプロピオン酸エチル、二・三―エポキシ―一―プロパノール、α―二・三―エポキシプロポキシフェニル―ω―ヒドロポリ（二―（二・三―エポキシプロポキシ）ベンジリデン―二・三―エポキシプロポキシフェニレン）（重合度が一から七までのものに限る。）、四―（二・三―エポキシプロポキシ）―二―メチル―一・二―ヒドロイソキノリン―一―オン、エンドタールナトリウム、二―［二―（オキシラン―二―イルメトキシ）プロポキシ］メチル］オキシラン、一―（オキシラン―二―イルメトキシ）ヘキサン、カルボフラン、二・二′―ｐ―キシリレン―ビスオキシ（エチレン＝ｐ―クロロフェニル＝エーテル）、クマフリル、ｐ―クレシジン、ｐ―（二―クロロエチル）アニソール、クロロジメチルエーテル、七―（四―クロロブトキシ）キノリン―二（一Ｈ）―オン、（Ｓ・Ｅ）―Ｎ―［四―（三―クロロ―四―フルオロアニリノ）―七―（オキソラン―三―イルオキシ）キナゾリン―六―イル］―四―（ジメチルアミノ）ブタ―二―エンアミド＝ジマレアート、四―クロロベンジル―四―エトキシフェニルエーテル、ｍ―クロロメチルアニソール、酢酸＝二・三―エポキシプロピル、酢酸＝二―（二・三―エポキシプロピル）―六―メトキシフェニル、サフロール、一・二―酸化ブテン、酸化プロピレン、ジアニシジン、四・四―ジアミノジフェニルエーテル、ジイソブチルスズオキサイド、ジイソプロピルエーテル、ジエチルエーテル、ジエチレングリコールジブチルエーテルアセタート、ジエチレングリコールモノエチルエーテルアセタート、ジエチレングリコールモノブチルエーテルアセタート、エチレングリコールモノプロピルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテルアセタート、四・四′―（エチレンジオキシ）ジアニリン、四―（二―エトキシエチル）―二・二′―キシリル＝二・二′―ジメトキシエチル＝エーテル、Ｎ―［一―（エトキシカルボニル）―三―オキソ―三―フェニルプロピル］アラニン、三―エトキシプロピオン酸エチル、二・三―エポキシ―一―プロパノール、α―二・三―エポキシプロポキシフェニル―ω―ヒドロポリ（二―（二・三―エポキシプロポキシ）ベンジリデン―二・三―エポキシプロポキシフェニレン）（重合度が一から七までのものに限る。）、四―（二・三―エポキシプロポキシ）―二―メチル―一・二―ヒドロイソキノリン―一―オン、エンドタールナトリウム、二―［二―（オキシラン―二―イルメトキシ）プロポキシ］メチル］オキシラン、一―（オキシラン―二―イルメトキシ）ヘキサン、カルボフラン、二・二′―ｐ―キシリレン―ビスオキシ（エチレン＝ｐ―クロロフェニル＝エーテル）、クマフリル、ｐ―クレシジン、ｐ―（二―クロロエチル）アニソール、クロロジメチルエーテル、七―（四―クロロブトキシ）キノリン―二（一Ｈ）―オン、（Ｓ・Ｅ）―Ｎ―［四―（三―クロロ―四―フルオロアニリノ）―七―（オキソラン―三―イルオキシ）キナゾリン―六―イル］―四―（ジメチルアミノ）ブタ―二―エンアミド＝ジマレアート、四―クロロベンジル―四―エトキシフェニルエーテル、ｍ―クロロメチルアニソール、酢酸＝二・三―エポキシプロピル、酢酸＝二―（二・三―エポキシプロピル）―六―メトキシフェニル、サフロール、一・二―酸化ブテン、酸化プロピレン、ジアニシジン、四・四―ジアミノジフェニルエーテル、ジイソブチルスズオキサイド、ジイソプロピルエーテル、ジエチルエーテル、ジエチレングリコールジブチルエーテルアセタート、ジエチレングリコールモノエチルエーテルアセタート、ジエ

（メチルチオ）酪酸、ビニルイソブチルエーテル、ビニルエチルエーテル、フェニルグリシジルエーテル、三―フェニル―七―［四―（テトラヒドロフルフリルオキシ）フェニル］―一・五―ジオキサ―ｓ―インダセン―二・六―ジオン、（ＲＳ）―一―（四―フェノキシフェノキシ）―二―プロパノール、フタル酸―二―ヒドロキシエトキシエチル、ブタン酸―（Ｒ）―（―）―二・三―エポキシプロピル、ブタン酸―（Ｓ）―（＋）―二・三―エポキシプロピル、ブチルグリシジルエーテル、二―ｔｅｒｔ―ブチル―六―ニトロ―五―［ｐ―（一・一・三・三―テトラメチルブチル）フェノキシ］ベンゾオキサゾール、ブチルヒドロキシアニソール、ｔｅｒｔ―ブチル＝ｐ―ビニルフェニル＝エーテル、γ―ブチロラクトン、ブトキシル、四―フルオロ―二―メトキシ―一―ニトロベンゼン、ブルシン、フルフラール、フルフリルアルコール、β―プロピオラクトン、プロピオン酸＝二・三―エポキシプロピル、プロピレングリコールメチルエーテルアセタート、プロピレングリコールモノアルキルエーテル、プロピレングリコールモノメチルエーテルアセタート、プロポキスル、一―ブロモ―四―（二・二―ジメトキシエトキシ）―二・三―ジメチルベンゼン、六―ブロモ―二―メトキシビリジン―三―アミン、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ベンジルエーテル、五―ベンジル―三―フリルメチル＝（一ＲＳ）―シス―トランス―二・二―ジメチル―三―（二―メチルプロパ―一―エニル）シクロプロパンカルボキシラート（別名レスメトリン）、ペンタブロモジフェニルエーテル、ポリアルキレンオキシドポリオール、ポリアルキレングルコールモノアルキルエーテル（炭素数が一から六までのものであって、重合度が二から八までのものに限る。）、ポリアルキレングルコールモノアルキルエーテルアセタート（炭素数が一から六までのものであって、重合度が二から八までのものに限る。）、ポリエチレングリコールモノアルキルエーテル、一―メチル―二―（オキシラン―二―イルメトキシ）ベンゼン、メチルクロロメチルエーテル、メチル＝ヒドロキシ（メトキシ）アセタート、メチル―ｔｅｒｔ―ブチルエーテル、一―メチル―二―モルホリノエチル＝二―モルホリノエチル＝エーテル、四―メトキシ―二・二・四―トリメチルジフェニルアミン、一―（四―メトキシフェノキシ）―二―（二―メチルフェノキシ）エタン、六―メトキシ―一・三―ベンゾチアゾール―二―アミン、四―（二―メトキシ―一―メチルエトキシ）―二―メチルベンゾイル＝クロリド、モルホリン、レゾルシノールジグリシジルエーテル又はロテノンを〇・一重量パーセント以上含む物

ロ　アセタール、アニソール、アベルメクチンＢ一ａ、アベルメクチンＢ一ｂ、Ｎ―アミノプロピルモルホリン、アリルエチルエーテル、エチルプロピルエーテル、エチレングリコールジエチルエーテル、エチレングリコールジグリシジルエーテル、エチレングリコールジメチルエーテル、三―エトキシプロピルアミン、一・二―エポキシ―三―エトキシプロパン、クロロエチルビニルエーテル、クロロメチルエチルエーテル、ジアリルエーテル、ジエチレングリコールジメチルエーテル、ジエチレングリコールモノブチルエーテル、ジ―二―エトキシエチルパーオキシジカーボネート、三・三―ジエトキシプロペン、ジエトキシメタン、一・三―ジオキサン、ジオキソラン、ジケテン（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。）、一・三―ジヒドロピラン、ジフェニルサルファイド、ジブチルエーテル、ジプロピルエーテル、ジメチルジエトキシシラン、ジメチルジオキサン、ジ―メトキシイソプロピルパーオキシジカーボネート、一・一―ジメトキシエタン、ジ―メトキシブチルパーオキシジカーボネート、一・二―ジメトキシプロパン、テトラヒドロフルフリルアミン、トリグリコールジクロライド、トリニトロアニソール、トリニトロフェネトール、ニトロアニソール、ネオペンチルグリコールジグリシジルエーテル、フェネチジン、フェネトール、フェノキシエチルアクリレート、ブチルエチルエーテル、ブチルメチルエーテル、フラン、フルフリルアミン、フルフリルメルカプタン、二―ブロモエチルエチルエーテル、ベンフラカルブ、メタクリル酸テトラヒドロフルフリル、メチラール、メチルテトラヒドロフラン、二―メチルフラン、メチルプロピルエーテル、Ｓ―メチル―Ｎ―［（メチルカルバモイル）―オキシ］―チオアセトイミデート、三―メチル―三―メトキシブタノール、Ｎ―メチルモルホリン、四―メトキシ―四―メチルペンタン―二―オン、五―メトキシ―Ｎ・Ｎ―ジメチルトリプタミン、五―メトキシ―Ｎ・Ｎ―ジメチルトリプタミン塩酸塩又は一―（四―メトキシフェニル）ピペラジン一塩酸塩を一重量パーセント以上含む物

ハ　イ又はロに掲げるエーテル以外のエーテルを含む物

二十二　ハロゲン化された有機溶剤を含むものであって次に掲げる物

イ　クロロプロパン、クロロプロペン、クロロベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、ジクロロエタン、ジクロロエチレン、ジクロロプロパン、ジクロロプロペン、ジクロロベンゼン、ジクロロメタン、ジブロモエタン、テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、テトラブロモエタン、テトラブロモメタン、トリクロロエタン、トリクロロエチレン、トリクロロトリフルオロエタン、一・二・二・三―トリクロロプロパン、一・二・四―トリクロロベンゼン、ブロモクロロメタン又はペンタクロロエタンを〇・一重量パーセント以上含む物

ロ　一・一―ジクロロ―一―ニトロエタン、一・四―ジクロロブタン、ジクロロペンタン又はブロモホルムを一重量パーセント以上含む物

ハ　イ又はロに掲げる有機溶剤以外のハロゲン化された有機溶剤を含む物

ニ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1)　固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（四塩化炭素、一・二―ジクロロ

Y四一

エタン、一・一―ジクロロエチレン、一・三―ジクロロプロペン、ジクロロメタン、シス―一・二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン又はトリクロロエチレンに係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、一・二―ジクロロプロペン、ジクロロメタン、シス―一・二―ジクロロエチレン、トランス―一・二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン又はトリクロロエチレンに係るものに限る。）に該当する物

ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、一・三―ジクロロプロペン、ジクロロメタン、シス―一・二―ジクロロエチレン、トランス―一・二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン又はトリクロロエチレンに係るものに限る。）に適合しない物

(2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（四塩化炭素、一・二―ジクロロエタン、一・一―ジクロロエチレン、一・三―ジクロロプロペン、ジクロロメタン、シス―一・二―ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、一・一・一―トリクロロエタン、一・一・二―トリクロロエタン又はトリクロロエチレンに係るものに限る。）に適合しない物

二十三 有機溶剤（ハロゲン化されたものを除く。）を含む物であって次に掲げる物

イ アクロレイン、アジピン酸ジイソノニル、アセトアルデヒド、アセト酢酸エチル、アセト酢酸メチル、アセトフェノン、アセトン、アニリン、アリルアルコール、アルキルベンゼン、安息香酸ベンジル、安息香酸メチル、イソアミルアルコール、イソオクタノール、イソオクタン、イソノニルアルコール、イソブタノール、イソブチルアミン、イソブチルメチルケトン、イソプロピルアミン、イソプロピルアルコール、イソプロピルシクロヘキサン、イソプロピルトルエン、イソプロピルメチルケトン、イソペンタン、イソペンテン、イソ酪酸、エタノールアミン、エチルアニリン、エチルアミン、エチルシクロヘキサン、Ｎ―エチルシクロヘキシルアミン、エチルトルエン、二―エチルブタノール、Ｎ―エチルブチルアミン、エチルブチルケトン、二―エチル―三―プロピルアクロレイン、エチルプロピルケトン、二―エチルヘキサノール、二―エチルヘキシルアミン、エチルペンチルケトン、エチルメチルケトン、エチレングリコールジアセタート、エチレンジアミン、オクタノール、オクタン、オクテン、ぎ酸、ぎ酸イソブチル、ぎ酸ブチル、ぎ酸メチル、キノリン、グリオキサール、クレゾール、クロトンアルデヒド、コハク酸ジメチル、酢酸、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル、酢酸エチル、酢酸二―エチルブチル、酢酸オクチル、酢酸シクロヘキシル、酢酸デシル、酢酸トリデシル、酢酸ノニル、酢酸ビニル、酢酸二―フェニルエチル、酢酸ブチル、酢酸―ｓｅｃ―ブチル、酢酸プロピル、酢酸ヘキシル、酢酸―ｓｅｃ―ヘキシル、酢酸ヘプチル、酢酸ベンジル、酢酸ペンチル、酢酸―ｓｅｃ―ペンチル、酢酸メチル、酢酸メチルペンチル、酸化メシチル、ジイソブチルアミン、ジイソブチルケトン、ジイソプロパノールアミン、ジイソプロピルアミン、Ｎ・Ｎ―ジエチルアニリン、ジエチルアミノエタノール、ジエチルアミン、ジエチレントリアミン、シクロヘキサノール、シクロヘキサノン、シクロヘプタン、シクロヘキシルアミン、シクロペンタン、シクロペンテン、ジシクロヘキシルアミン、ジブチルアミン、ジプロピルアミン、ジペンテン、Ｎ・Ｎ―ジメチルアセトアミド、Ｎ・Ｎ―ジメチルアニリン、ジメチルアミノアゾベンゼン、二―ジメチルアミノエタノール、二・六―ジメチル―四―ヘプタノール、Ｎ・Ｎ―ジメチルホルムアミド、シメン（オルト異性体、メタ異性体及びパラ異性体を含むものであって、メタ異性体が六十九重量パーセント以下かつパラ異性体が二十七重量パーセント以下のものに限る。）、シュウ酸ジエチル、ショウ脳油、水素化テルフェニル、スチレン、ステアリン酸ブチル、スルホラン、石油ナフサ、石油ベンジン、セバシン酸ジメチル、ソルベントナフサ、炭酸ジエチル、炭酸ジメチル、デカノール、デセン、テトラエチレンペンタミン、テトラヒドロナフタレン、テレピン、ドデカノール、一―ドデシルアミン、トリエタノールアミン、トリエチルアミン、トリエチルベンゼン、トリエチレンテトラミン、トリブチルアミン、トリプロピルアミン、二・二・四―トリメチル―一・三―ペンタンジオールジイソブチラート、トルイジン、ナフタレン、ニトロエタン、ニトロキシレン、ｏ―ニトロトルエン、ニトロプロパン、ニトロベンゼン、ニトロメタン、乳酸エチル、乳酸ブチル、二硫化炭素、ノナノール、ノナン、ノネン、パラアルデヒド、パルミチン酸メチル、バレルアルデヒド、ピコリン、四―ヒドロキシ―四―メチル―二―ペンタノン、ピネン、ピリジン、フェニルエチルアルコール、一―フェニル―一―キシリルエタン、ブタノール、二―ブタノール、フタル酸ジアルキル、フタル酸ビス（ジエチレングリコール）、フタル酸ブチルベンジル、ブタンジオール、ブチルアミン、ｓｅｃ―ブチルアミン、ｔｅｒｔ―ブチルアミン、ブチルアルデヒド、一・三―プロパンスルトン、プロピオンアルデヒド、プロピオン酸、プロピオン酸アミル、プロピオン酸エチル、プロピオン酸ブチル、プロピオン酸―ｎ―ペンチル、プロピオン酸メチル、プロピルアミン、ヘキサノール、ヘキサン、ヘキセン、ヘプタノール、ヘプタン、ヘプテン、ベンジルアルコール、ベンゼン、一・三―ペンタジエン、ペンタノール、ペンタン、ペンテン、シス―二―ペンテン、トランス―二―ペンテン、ホルムアミド、ホワイトスピ

Y四二

リット、マレイン酸ジブチル、ミリスチン酸メチル、メタノール、メタリルアルコール、メチルアミン、七―メチル―一・六―オクタジエン、Ｎ―メチル―Ｎ・Ｎ―ジエタノールアミン、メチルシクロヘキサノン、メチルシクロヘキサン、メチルシクロペンタン、一―メチルナフタレン、メチルブチノール、メチルブチルケトン、メチルブテノール、二―メチルヘキサン、五―メチルヘキサン―二―オン、メチルヘキシルケトン、メチルヘプチルケトン、メチルペンタノール、二―メチルペンタン、メチルペンチルケトン、二―メチル―一―ペンテン、四―メチル―一―ペンテン、モノ酢酸エチレングリコール、ラウリン酸メチル、酪酸、酪酸エチル、酪酸ビニル、酪酸ブチル、酪酸メチル、リグロイン、硫化ジメチル、硫酸ジエチル又は硫酸ジメチルを〇・一重量パーセント以上含む物

ロ　アリルアミン、イソ吉草酸メチル、イソプロペニルメチルケトン、イソ酪酸イソブチル、イソ酪酸イソプロピル、イソ酪酸エチル、ウンデカン、エチルアルコール、Ｎ―エチルトルイジン、ぎ酸アリル、ぎ酸エチル、ぎ酸プロピル、ぎ酸ペンチル、酢酸アリル、酢酸イソプロペニル、酢酸―ｔｅｒｔ―ブチル、ジアリルアミン、ジイソプロピルケトン、ジエチルケトン、ジエチレングリコール、シクロヘキセン、シクロヘプテン、シクロペンタノール、シクロペンタノン、ジプロピルケトン、ジメチルシクロヘキサン、ジメチルスルホキサイド、二・三―ジメチルブタン、一・三―ジメチルブチルアミン、セバシン酸ジオクチル、セバシン酸ジブチル、チオフェン、デカン、テトラヒドロチオフェン、テルピノレン、トリアリルアミン、トリエチレングリコール、乳酸メチル、二硫化ジメチル、三―ヒドロキシブタン―二―オン、ビニルトルエン、ピペリジン、三―ブタノール、ブチルメルカプタン、一・四―ブチンジオール、プロパノール、プロピオン酸イソブチル、プロピオン酸イソプロピル、プロピレンカーボネート、プロピレンジアミン、ヘキシレングリコール、ペンタメチルヘプタン、二・四―ペンタンジオン、ほう酸トリイソプロピル、ほう酸トリエチル、ほう酸トリメチル、無水酪酸、Ｎ―メチルアニリン、二―メチルシクロヘキサノール、メチルビニルケトン、Ｎ―メチルピペリジン、メチルプロピルケトン、酪酸イソプロピル、酪酸イソペンチル又は酪酸ペンチルを一重量パーセント以上含む物

ハ　イ又はロに掲げる有機溶剤以外の有機溶剤（ハロゲン化されたものを除く。）を含む物

ニ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

⑴　固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（ベンゼンに係るものに限る。）に適合しない物

⑵　液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（ベンゼンに係るものに限る。）に該当する物

ホ　ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

⑴　固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（ベンゼンに係るものに限る。）に適合しない物

⑵　液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（ベンゼンに係るものに限る。）に適合しない物

二十四　ポリ塩化ジベンゾフラン類、ポリ塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン類又はコプラナーポリ塩化ビフェニル類を二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン当量濃度で〇・〇〇三ｐｐｍ以上含む物（ポリ塩化ジベンゾフラン類、ポリ塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン類又はコプラナーポリ塩化ビフェニル類の二・三・七・八―ポリ塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン当量濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第三条に定める方法により算出したものとする。）

二十五　有機ハロゲン化合物（他の号に掲げる物を除く。）を含む物であって次に掲げる物

イ　六―アジド―五―オキソ―五・六―ジヒドロナフタレン―一―スルホニル＝クロリド、一―（アセチルアミノ）―四―ブロモアントラキノン、アトラジン、三―アミジノチオ―二―クロロプロピオン酸メチル＝塩酸塩、二―アミノ―二'―クロロ―五―ニトロベンゾフェノン、（六Ｒ・七Ｒ）―七―アミノ―三―クロロメチル―八―オキソ―五―チア―一―アザビシクロ［四・二・〇］オクタ―二―エン―二―カルボン酸＝四―メトキシベンジル、（二Ｒ）―一―（六―アミノ―二・二―ジフルオロフェノキシ）―二―プロパノール、一―アミノ―二・四―ジブロモアントラキノン、二―アミノ―三・五―ジブロモチオベンズアミド、一―アミノ―四―ブロモ―九・十―ジオキソ―二―アントラセンスルホン酸、アラクロール、アリドクロル、アリルトリクロロシラン（安定化させるために必要な量の安定剤を含有しないものに限る。）、アルドリン、α―ヘキサクロロシクロヘキサン、β―ヘキサクロロシクロヘキサン、イソドリン、イマザリル、エチル―三・五―ジクロロ―四―ヒドロキシベンゾアート、エチル―三・五―ジクロロ―四―ヘキサデシルオキシカルボニルオキシベンゾアート、エチレンクロロヒドリン、Ｎ'―［（Ｓ）―一―（エトキシカルボニル）―三―オキソ―三―フェニルプロピル］―Ｎ二―トリフルオロアセチル―Ｌ―リジン、エピクロロヒドリン、塩化アセチル、塩化アニソイル、塩化アリル、塩化コリン、塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのものに限る。）、塩化ベンジリデン、塩化ベンジル、塩化ベンゼンスルホニル、塩化ベンゾイル、塩基性フクシン、エンドリン、カプタホール、カンフェクロル、γ―ヘキサクロロシクロヘキサン、クマクロール、クリミジン、クロラール、クロルジメホルム、クロルデン、クロレンド酸、クロロアセチルクロライド、クロロアセトアルデヒド、クロロアセトン、クロロアニリン、四―クロロ―二―アミノトルエン塩酸塩、（二―クロロエチル）アンモニウム＝クロリド、（二―クロロエチ

Y一〇、Y四三、Y四四

Y四五

ル）ジメチルアミン、四―クロロ―三―エチル―一―メチル―五―ピラゾールカルボニル＝クロリド、一―クロロオクタン、クロロぎ酸―一―クロロエチルエステル、一―クロロ―三―（四―クロロフェニル）ヒドラゾノ―二―プロパノン、クロロ酢酸、クロロジニトロベンゼン、四―クロロ―一・二―ジヒドロ―三Ｈ―二―ａ―アザアセナフチレン―三―オン、三―クロロ―一・二―ジブロモプロパン、一―クロロ―三・三―ジメチル―二―ブタノン、クロロチオぎ酸エチル、二―クロロ―一・一・一・二―テトラフルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―一二四）、二―クロロ―五―トリフルオロメチルニトロベンゼン、クロロトルイジン、クロロトルエン、二―クロロニコチン酸、クロロニトロアニリン、四―クロロ―二―ニトロトルエン、Ｎ―（二―クロロ―三―ニトロ―六―ピリジル）アセトアミド、四―（二―クロロ―四―ニトロフェニルアゾ）―Ｎ―（二―シアノエチル）―Ｎ―フェネチルアニリン、クロロニトロベンゼン、クロロピクリン、クロロヒドリン、一―［’，六―クロロ―’，三―ピリジル）メチル］イミダゾリジン―二―（Ｎ―ニトロ）イミン、クロロファシノン、四―クロロ―三―ニトロ安息香酸、四―クロロ―五Ｈ―ピロロ［三・二―ｄ］ピリミジン、六―クロロフェナントリジン、四―（ｐ―クロロフェニル）シクロヘキサンカルボン酸、一―（四―クロロフェニル）―二―メチル―二―モルホリノプロパン―一―オン、四―クロロ―一・三―フェニレンジアミン、四―クロロ―ｏ―フェニレンジアミン、三―クロロ―二―フルオロニトロベンゼン、三―クロロ―四―フルオロニトロベンゼン、クロロプレン、三―クロロプロパン―一―スルホニル＝クロリド、二―クロロプロピオン酸、三―クロロプロピオン酸、一―クロロヘキサン、一―クロロヘプタン、ｐ―クロロベンジルクロライド、四―クロロベンズアルデヒドオキシム、ｐ―クロロベンゾトリクロライド、一―クロロ―二―ペンチン、二―クロロホルミル―一―ピロリジンカルボン酸ベンジル、（クロロメチル）シクロプロパン、三―（クロロメチル）―五・五―ジフェニルヒダントイン、四―クロロメチル―一・三―チアゾール、クロロメチル＝ｐ―トリル＝ケトン、二―（四―クロロメチル―四―ヒドロキシ―二―チアゾリン―二―イル）グアニジン＝塩酸塩、二―［（クロロメチル）フェニル］プロピオン酸メチル、（二Ｓ）―三―クロロ―二―メチルプロピオニル＝クロリド、（二Ｓ）―三―クロロ―二―メチルプロピオン酸、二―（クロロメチル）ベンズアルデヒド、一―クロロメチル―一Ｈ―ベンゾトリアゾール―五―カルボン酸メチル、（Ｚ）―四―クロロ―二―（メトキシカルボニルメトキシイミノ）―三―オキソ酪酸、クロロ炭酸フェニルエステル、二―クロロ酪酸、ケポン、ケレバン、酢酸＝一―ブロモホルミル―一―メチルエチル、酢酸＝一―ブロモホルミル―一―メチルエチル、三塩化ベンジリジン、三・五―ジアミノクロロベンゼン、ジアレート、四塩化珪素、ジグリコールクロロヒドリン、シクロヘキセニルトリクロロシラン、ジクロリドビス（η五―シクロペンタジエニド）バナジウム、ジクロロアニリン、三・四―ジクロロアニリン、四・五―ジクロロ―二―オクチルイソチアゾール―三―オン、ジクロロ酢酸、ジクロロ酢酸メチル、三・’，三―ジクロロ―四・’，四―ジアミノジフェニルメタン、三・五―ジクロロ―四―（一・一・二・二―テトラフルオロエトキシ）アニリン、一・四―ジクロロ―二―トリクロロシリル―二―ブテン、二・四―ジクロロ―五―トリフルオロメチルニトロベンゼン、一・四―ジクロロ―二―ニトロベンゼン、二・四―ジクロロ―一―ニトロベンゼン、二・’，二―ジクロロ―五―ニトロベンゾフェノン、二・二―ジクロロピラジン、二・四―ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩、二・四―ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩、二・四―ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩、二・四―ジクロロ―三―フルオロニトロベンゼン、一・四―ジクロロ―二―ブテン、一・二―ジクロロ―一―フルオロエタン（別名ＨＣＦＣ―一四一ｂ）、一・三―ジクロロ―四―フルオロベンゼン、一・三―ジクロロ―一―プロパノール、二・二―ジクロロプロピオン酸メチル、ジクロロブロモメタン、一・六―ジクロロヘキサン、二・六―ジクロロ―三―ペルクロロメチルトルエン、四・五―ジクロロ―二―ペルクロロメチルトルエン、ジクロロベンジジン、二・三―ジクロロベンズアルデヒド、二・二―ジクロロ―三―ペンタノン、二・四―ジクロロ―三―ペンタノン、三・三―ジクロロ―一・一・二・二―ペンタフルオロプロパン（別名ＨＣＦＣ―二二五ｃａ）、一・三―ジクロロ―一・一・二・二・三―ペンタフルオロプロパン（別名ＨＣＦＣ―二二五ｃｂ）、一・六―ジフルオロアニリン、三・四―ジフルオロニトロベンゼン、ジブロム酢酸、ジブロモアセトニトリル、一・二―ジブロモエチレン、’，二―（二・六―ジブロモ―四―ニトロフェニルアゾ）―五・’，―ジエチルアミノアセトアニリド、（Ｅ）―二・三―ジブロモブタ―二―エン―一・四―ジオール、二・三―ジブロモプロパン―一―オール、二・三―ジブロモプロピオン酸、ジブロモメタン、シマジン、Ｎ・Ｎ―ジメチル―Ｎ・Ｎ―（ヘキサン―一・六―ジイル）ジカルバモイル＝ジクロリド、臭化アセチル、臭化アリル、スルファレート、炭酸＝シクロヘキシル＝一―ヨードエチル、ＤＤＴ、二・四―ＤＢ、ディルドリン、一・一・二・三・四・四・五・五・五―デカフルオロペンタン（別名ＨＣＦＣ―四三一〇ｍｅ）、テトラクロロエタン、二・二・六・六―テトラクロロシクロヘキサン、二・’，四・’，四―テトラクロロベンゾフェノン、テトラナトリウム＝’，三―（一・五―ジスルホナート―二―ナフチルアゾ）―’，五―｛六―フルオロ―四―（三―［二―（ビニルスルホニル）エチルカルバモイル］アニリノ｝―一・三・五―トリアジン―二―イルアミノ｝―’，四―ヒドロキシ―’，二・’，七―ナフタレンジスルホナート、テトラヒドロ―五・五―ジメチル―二（一Ｈ）―ピリミジノン［ｐ―（トリフルオロメチル）―α―［ｐ―（トリフルオロメチル）スチリル］シンナミリデン］ヒドラゾン、二・二・三・三―テトラフルオロオ

キセタン、デューロン、テロドリン、トキサフェン、トリアジメホン、トリクロロアセチルクロライド、二・二・二―トリクロロエタン―一・一―ジオール（別名トリクロロアセトアルデヒド・一水和物又は抱水クロラール）、二・二・六―トリクロロ―六―（一―クロロイソブチル）シクロヘキサノン、トリクロロ酢酸、二・四・六―トリクロロ―一・三・五―トリアジン、二・二・三―トリクロロ―三―フェニル―一・一―プロパンジオール、二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸、トリクロロブテン、トリクロロメタンスルフェニルクロライド、二―トリクロロメチル―五―（四―ヒドロキシスチリル）―一・三・四―オキサジアゾール、トリフルオロ酢酸ナトリウム、二・三・四―トリフルオロニトロベンゼン、トリフルオロメタンスルホニル＝フルオリド、トリフルオロメチルニトロベンゼン、トリメチルアセチルクロライド、トリメチルクロロシラン、ナトリウム＝一―アミノ―四―ブロモアントラキノン―二―スルホナート、ナトリウム＝四―（二・四―ジクロロ―m―トルオイル）―一・三―ジメチルピラゾール―五―オラート、ニトロフェン、パラコート、’五―［ビス（二―アセトキシエチル）アミノ］―’二―（二―クロロ―四―ニトロフェニルアゾ）アセトアニリド、四―［p―ビス（二―クロロエチル）アミノフェニル］酪酸、N・N―ビス（二―クロロエチル）カルバモイル＝クロリド、ビス（二―クロロエチルスルフィド）（別名マスタードガス）、四・’四―ビス（クロロメチル）ビフェニル、ビス［三・四・六―トリクロロ―二―（ペンチルオキシカルボニル）フェニル］＝オキサラート、ピバル酸ヨードメチル、ブチル（トリクロロ）スタンナン、二―tert―ブチル―五―クロロ―六―ニトロベンゾオキサゾール、o―三―tert―ブチルフェニル―クロロチオホルメート、一―フルオロ―四―（トリクロロメチル）ベンゼン、プロピレンクロロヒドリン、九―ブロモアントラセン、一―（二―ブロモエチル）―四―ニトロベンゼン、四―ブロモ―三―オキソブチロアニリド、

一―ブロモ―二―クロロエタン、二―ブロモ―二―（二―クロロフェニル）酢酸、ブロモクロロ酢酸、ブロモ酢酸、ブロモ酢酸エチル、二―（四―ブロモジフルオロメトキシフェニル）―二―メチルプロピル＝三―フェノキシベンジル＝エーテル、四―ブロモナフタレン―一―アミン、N―（四―ブロモ―一―ナフチル）アセトアミド、二―ブロモ―二―ニトロプロパン―一・三―ジオール、N―（四―ブロモフェニル）ベンゼン―一・二―ジアミン、N―（四―ブロモブチル）フタルイミド、一―ブロモプロパン、三―ブロモプロピオン酸、一―ブロモ―四―（ブロモメチル）ナフタレン、三―ブロモプロピオン酸エチル、四―ブロモベンゼン―一・二―ジアミン、一―ブロモペンタ―二―イン、二―ブロモメチル―一・三―ジフルオロベンゼンを含むアセトニトリル、（E）―三―［p―（ブロモメチル）アクリル酸、（E）―三―［p―（ブロモメチル）フェニル］アクリル酸エチル、三―ブロモ―二―メチルプロピオン酸、一―ブロモ―二―メトキシイミノ―プロペン、四―ブロモ―二―メトキシイミノ―三―オキソブチル＝クロリド、ベイシックグリーン―四、ヘキサクロロシクロヘキサン、ヘキサクロロブタジエン、ヘキサクロロベンゼン、ヘキサブロモシクロドデカン、ヘプタクロル、ペルフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム、ペルフルオロオクタンスルホン酸ジデシルジメチルアンモニウム、ペルフルオロプロポキシ―一・一・二―トリフルオロエチレン、ベンジル（トリメチル）アンモニウム＝クロリド、’四・’―ベンジルオキシ―’三―ニトロ―二―ブロモアセトフェノン、一―ベンジル―二―（クロロメチル）イミダゾール＝塩酸塩、ベンゾエピン、N―［β―（ベンゾb）フラン―二―イル］アクリロイル―N―トリクロロアセトヒドラジド、ペンタクロロナフタレン、ペンタクロロベンゼン、ペンタフルオロヨードエタン、マイレックス、メタンスルホニルクロリド、二―メチル―四―クロロフェノキシ酢酸、メチルトリクロロシラン、二―メチル―三―トリフロオロメチルアニリン、メチ

ルフェニルジクロロシラン、メチル＝’四―（ブロモメチル）ビフェニル―二―カルボキシラート、メチル＝二―［四―（ブロモメチル）フェニル］プロパノアート、メトラクロール、二―メルカプトベンゾチアゾール、モノフルオロ酢酸アミド、よう化アセチル、よう化アリル、よう化メチル、三―ヨードアゼチジン―一―カルボン酸＝tert―ブチル又は三―ヨードプロピオン酸を〇・一重量パーセント以上含む物

ロ　IPC、エクロメゾール、エチクロゼート、エピブロモヒドリン、MCP、塩化イソブチリル、塩化ブチリル、塩化プロピオニル、塩化ペンチル、塩酸クロルフェナミジン、オキサジアゾン、カーバノレート、クロルフェナミジン、クロルフルアズロン、クロルメコート、クロロアセトニトリル、クロロアセトフェノン、p―クロロ―o―アニシジン、クロロぎ酸アリルエステル、クロロぎ酸イソブチルエステル、クロロぎ酸イソプロピルエステル、クロロぎ酸エチルエステル、クロロぎ酸二―エチルヘキシルエステル、クロロぎ酸二―エトキシエチルエステル、クロロぎ酸クロロメチルエステル、クロロぎ酸シクロブチルエステル、クロロぎ酸フェニルエステル、クロロぎ酸ブチルエステル、クロロぎ酸―sec―ブチルエステル、クロロぎ酸―tert―ブチルシクロヘキシルエステル、クロロぎ酸―二―ブトキシエチルエステル、クロロぎ酸プロピルエステル、クロロぎ酸メチルエステル、クロロぎ酸ベンジルエステル、クロロぎ酸メチルエステル、クロロ酢酸イソプロピル、クロロ酢酸エチル、クロロ酢酸ナトリウム、クロロ酢酸ビニル、クロロ酢酸メチル、一―クロロ―一・二―ジブロモエタン、二―クロロピリジン、（E）―［（四RS）―四―（二―クロロフェニル）―一・三―ジチオラン―二―イリデン］（一H―イミダゾール―一―イル）アセトニトリル、クロロブタン、三―クロロ―一―プロパノール、三―クロロ―一・二―プロパンジオール、二―クロロプロピオン酸イソプロピル、二―クロロプロピオン酸エチル、二―クロロプロピオン酸メチル、一―クロロ―三―ブロモプロパン、クロロ

ベンジレート、ｐ―クロロベンゾイルクロライド、クロロベンゾトリフルオライド、ケルセン、ジアリルクロレンデート、ＣＮＰ、ジクロルジニトロメタン、ジクロルブチン、一・三―ジクロロアセトン、二・五―ジクロロアニリン、三・五―ジクロロアニリン、ジクロロエチルホルマール、ジクワット、ジブロモクロロプロパン、一・二―ジブロモ―三―ブタノン、ｍ―ジブロモベンゼン、臭化アセトン、臭化イソプロピル、臭化エチル、臭化キシリル、臭化ジフェニルメチル、臭化フェナシル、臭化ブチル、臭化―ｓｅｃ―ブチル、臭化ベンジル、チオクロルメチル、一・一・二・二―テトラクロルニトロエタン、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル＝（Ｚ）―（一ＲＳ・三ＲＳ）―三―（二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―一―プロペニル）―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、トリクロルニトロエチレン、トリクロロ酢酸メチル、二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸ブトキシエチルエステル、二・四・五―トリクロロフェノキシ酢酸メトキシエチルエステル、トリニトロクロロベンゼン、トリニトロフルオレノン、トリフルオロ酢酸、トリフルオロメタンスルホン酸、二―トリフルオロメチルアニリン、三―トリフルオロメチルアニリン、トリホリン、ニトロブロモベンゼン、バレリルクロライド、ハロフギノン、ＢＡＢ、フェニソブロモレート、Ｎ―（四―ｔ―ブチルベンジル）―四―クロロ―三―エチル―一―メチルピラゾール―五―カルボキサミド、フルオロアニリン、フルオロ酢酸、フルオロトルエン、フルオロベンゼン、フルスルファミド、ブロモ酢酸メチル、三―ブロモプロピン、ブロモベンゼン、二―ブロモペンタン、一―ブロモ―三―メチルブタン、ブロモメチルプロパン、ヘキサクロロアセトン、ヘキサクロロシクロペンタジエン、ヘキサクロロフェン、ヘキシチアゾクス、ペルメトリン、ベンゾトリフルオライド、ベンゾメート、ペンチルトリクロロシラン、メチルアリルクロライド、メチルブロモアセトン、モノフルオロ酢酸ナトリウム、モノフルオロ酢酸パラブロムアニリド、モノフルオロ酢酸パラブロムベンジルアミド、よう化ブチル、よう化ベンジル、二―ヨードブタン、ヨードプロパン、ヨードメチルプロパン又は六ふっ化アセトンを一重量パーセント以上含む物

ハ　ＰＣＢ、ＰＣＴ又はＰＢＢを五十ｐｐｍ以上含む物

ニ　イ、ロ又はハに掲げる有機ハロゲン化合物以外の有機ハロゲン化合物（他の号に掲げる物を除く。）を含む物

ホ　別表第一の一の項第一号から第四号まで又は同表の二の項第十号に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入されるものであって次に掲げる物

(1)　固形状であって、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（シマジン、チオベンカルブ又はＰＣＢに係るものに限る。）に適合しない物

(2)　液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（シマジン、チオベンカルブ又はＰＣＢに係るものに限る。）に該当する物

ヘ　ホに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げる物

(1)　固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（シマジン、チオベンカルブ又はＰＣＢに係るものに限る。）に適合しない物

(2)　液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準（シマジン、チオベンカルブ又はＰＣＢに係るものに限る。）に適合しない物

備考

1　この表における濃度基準は、分解可能な最小単位に含まれる有害物質の濃度基準とする。

2　この表に掲げる物には、第一号ロ、第三号ロ、第四号ロ若しくはハ、第五号ロ若しくはハ、第十四号ロ若しくはハ、第十五号ロ若しくはハ、第十八号ロ若しくはハ、第十九号ロ若しくはハ、第二十号ロ若しくはハ、第二十一号ロ若しくはハ、第二十二号ロ若しくはハ、第二十三号ロ若しくはハ又は第二十五号ロ若しくはニに掲げる物であって、別表第七の中欄に掲げるいずれの試験においても当該試験の区分に応じ同表の下欄に掲げる性状を示すことのないものを含まないものとする。

別表第七

	試験	性状
一	付表一に掲げる二・四―ジニトロトルエン及び過酸化ベンゾイルを標準物質とする熱分析試験	発熱開始温度から二十五度を減じた温度（以下この項において「補正温度」という。）の値の常用対数を横軸とし、発熱量の値の常用対数を縦軸とする平面直交座標系に試験結果を表示した場合において、試験物品の発熱量の値の常用対数を当該試験物品の補正温度の値の常用対数に対して表示した点が、標準物質の二・四―ジニトロトルエンの発熱量の値に〇・七を乗じて得た値の常用対数及び標準物質の過酸化ベンゾイルの発熱量の値に〇・八を乗じて得た値の常用対数をそれぞれの標準物質に係る補正温度の値の常用対数に対して表示した点を結ぶ直線上又はこれより上にあること（この場合において、試験物品の補正温度が一度未満であるときは、当該補正温度を一度とみなす。）
二	付表二の第一に掲げるタグ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験（タグ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において引火点が零度以上八十度以下の温度で測定され、かつ、当該引火	引火点が一気圧において温度六十・五度以下であること。

	点における試験物品の動粘度が十センチストークス以上である場合にあっては付表二の第二に掲げるセタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験）	
三	付表三の第一に掲げる小ガス炎着火試験及び付表三の第二に掲げるセタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験	小ガス炎着火試験にあっては試験物品に火炎を接触させてから着火するまでの時間が十秒以内であり、かつ、燃焼が継続すること又はセタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験にあっては引火点が一気圧において温度四十度未満であること。
四	付表四に掲げる自然発火性試験	試験物品が発火すること又はろ紙を焦がすこと。
五	付表五に掲げる水との反応性試験	水との反応により発生するガスが発火し、若しくは着火すること又は発生するガスの量が試験物品一キログラムにつき一時間当たり一リットル以上であり、かつ、発生するガスが可燃性の成分を含有すること。
六	付表六の第一に掲げる過硫酸アンモニウムを標準物質とする燃焼試験（試験物品が固形状の物である場合に限る。）	試験物品を用いた燃焼試験の燃焼時間が標準物質を用いた燃焼試験の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと。
	付表六の第二に掲げる硝酸の九十パーセント水溶液を標準物質とする燃焼試験（試験物品が液状の物である場合に限る。）	試験物品を用いた燃焼試験の燃焼時間が標準物質を用いた燃焼試験の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと。
七	付表七の第一に掲げる経口毒性試験	イ　試験物品が固形状の物である場合には半数致死量が二百ミリグラム以下であること。 ロ　試験物品が液状の物である場合には半数致死量が五百ミリグラム以下であること。
	付表七の第二に掲げる経皮毒性試験	半数致死量が千ミリグラム以下であること。
	付表七の第三に掲げる吸入毒性試験（試験物品が粉粒状又は煙霧状の物である場合に限る。）	半数致死量が十ミリグラム以下であること。
八	付表八に掲げる金属腐食性試験	試験片の侵食度が六・二五ミリメートル毎年を超えること。

備考

1　危険物の運搬に関する国連勧告（千九百八十八年にニューヨークの国際連合において採択された文書ＳＴ／ＳＧ／ＡＣ・一〇／一　改定第七版。以下「国連勧告」という。）に規定する基準によりクラス１（火薬類）及びクラス５・２（有機過酸化物）に該当しないと判定される試験物品は、一の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

2　国連勧告に規定する基準によりクラス３（引火性液体類）に該当しないと判定される試験物品は、二の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

3　国連勧告に規定する基準によりクラス４・１（可燃性固体）に該当しないと判定される試験物品は、三の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

4　国連勧告に規定する基準によりクラス４・２（自然発火性物質）に該当しないと判定される試験物品は、四の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

5　国連勧告に規定する基準によりクラス４・３（その他の可燃性物質）に該当しないと判定される試験物品は、五の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

6　国連勧告に規定する基準によりクラス５・１（酸化性物質類）に該当しないと判定される固形状の試験物品は、六の項中欄に掲げる試験（付表六の第一に掲げる過硫酸アンモニウムを標準物質とする燃焼試験に限る。）において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

7　付表七の第四に掲げる規定量投与試験において被験動物に死亡例が認められない試験物品は、七の項中欄の試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

8　経済協力開発機構の化学品テストガイドラインに規定する急性毒性試験は、七の項中欄に掲げる試験に代替しうるものとみなす。

9　国連勧告に規定する基準によりクラス８（腐食性物質類）に該当しないと判定される試験物品は、八の項中欄に掲げる試験において同項下欄に掲げる性状を有しないものとみなす。

付表　（略）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令

（平成五年通商産業省令第六十一号）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第五条第三項、第四項及び第五項（同法第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第二項及び第三項並びに第十条第四項の規定に基づき、並びに同法の規定を実施するため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令を次のように定める。

（輸出移動書類の交付）

第一条　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の輸出移動書類の交付を受けようとする者は、様式第一による申請書二通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の申請が輸出の承認の内容と一致することを確認したときは、速やかに、当該申請書にその旨を記入し、輸出移動書類としてそのうち一通を申請者に交付しなければならない。

（輸出移動書類等の汚損等の届出及び再交付の申請）

第二条　法第五条第三項　又は第九条第二項（法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出してしなければならない。この場合において、輸出移動書類若しくは輸入移動書類又は法第十四条第一項の認定を受けた者が輸入する特定有害廃棄物等に係る移動書類（以下「輸出移動書類等」という。）が汚損されたために届け出るときは、当該輸出移動書類等を届出書に添付しなければならない。

2　法第五条第三項　又は第九条第二項の規定による申請は、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出してしなければならない。

（紛失した輸出移動書類等の回復の届出）

第三条　法第五条第四項又は第九条第三項（法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第四による届出書に、回復した輸出移動書類等を添付し、経済産業大臣に提出してしなければならない。

（輸入移動書類の交付）

第四条　法第九条第一項の輸入移動書類の交付を受けようとする者は、様式第五による申請書二通に、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類及びその写し各一通を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の申請について法第九条第一項の確認をしたときは、速やかに、当該申請書にその旨を記入し、そのうち一通に前項の移動書類を添付し、輸入移動書類として申請者に交付しなければならない。

（輸入移動書類又は再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類の記載内容と異なる運搬の届出）

第五条　法第十条第四項（法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第六による届出書に、輸入移動書類又は再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類を添付し、経済産業大臣に提出してしなければならない。

附　則　（略）

様式第一～様式第六　（略）

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第三条の規定に基づく同条第一号から第四号までに掲げる事項

（平成五・一〇・七　環・厚・通告一）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第三条の規定に基づき、同条第一号から第四号までに掲げる事項を次のように定め、同法の施行の日〔平五・一二・一六〕から施行する。

近年、有害廃棄物等が国境を越えて輸出入され、不適正な処分が行われ、人の健康及び生活環境に影響をもたらす事例が多発し、国際的な問題となっている。

このため、有害廃棄物等の越境移動に伴う環境汚染問題への対応策が国際的に検討され、その結果、平成元年三月に有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）が採択された。

本事項は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第三条の規定に基づき、条約及び条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めの的確かつ円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものである。

第一　特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴って生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的な事項

1　輸出及び輸入の最小化

国は、特定有害廃棄物等の発生を可能な限り抑制するとともに、発生した特定有害廃棄物等の国内における有効利用及び適正な処分等を推進すること等により、特定有害廃棄物等の輸出及び輸入の最小化に努めること。

2　環境の保全上適正な輸出及び輸入

(1)　次に定めるところに適合しない特定有害廃棄物等の輸出及び輸入（条約附属書Ⅳ Bに掲げる処分作業を行うための特定有害廃棄物等の輸出及び輸入であって、経済協力開発機構の我が国以外の加盟国（以下「加盟国」という。）をその相手国とするものを除く。）は、条約の定めるところにより、環境の保全上適正なものとは認められないこと。

イ　特定有害廃棄物等の輸出については、

①　次のいずれかの場合に該当すること。

(イ)　輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合

(ロ)　輸出される特定有害廃棄物等が輸出の相手国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合

(ハ)　輸出される特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が条約の締約国（以下「締約国」という。）全体として条約第四条９(c)に基づき決定する基準に従って行われる場合

②　非締約国への輸出ではないこと。

③　南緯六十度以南の地域への輸出ではないこと。

④　輸出の相手国が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出ではないこと。

⑤　輸出について輸出の相手国及び締約国である通過国（以下「輸出の相手国等」という。）から書面による同意を得ていること。ただし、締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から六十日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときは、この限りではないこと。

⑥　輸出される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されている旨の確認が輸出の相手国から得られていること。

⑦　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号。以下「特定有害廃棄物等省令」という。）第六条各号に掲げる措置が講じられていること。

⑧　輸出される特定有害廃棄物等が、経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（以下「理事会決定」という。）第Ⅱ章Ｄ(1)(c)に基づく分析試験（以下「分析試験」という。）を行うためのものでない場合にあっては、次のいずれかに該当すること。

(イ)　輸出の相手国等において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には、必要な措置が講じられていること。

(ロ)　輸出者が、輸出しようとする特定有

害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

⑨　その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。ただし、条約の締約国である外国において有害廃棄物とされている物の輸出については、輸出の相手国等からの必要な許可等を受けている旨を確認する等の特定有害廃棄物等に準じた扱いを行うこと。

ロ　特定有害廃棄物等の輸入については、

①　非締約国からの輸入ではないこと。

②　輸入の承認に先立ち、当該特定有害廃棄物等の輸入に係る通告が我が国において受領されていること。ただし、再生利用等目的輸入事業者が当該特定有害廃棄物等の輸入を行おうとする場合にあっては、輸入に係る我が国への通告及び当該通告に対する我が国から輸入の相手国に対する同意が事前になされていること。

③　輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていること。

④　その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

⑵　次に定めるところに適合しない特定有害廃棄物等の輸出及び輸入（条約附属書Ⅳ Bに掲げる処分作業を行うための特定有害廃棄物等の輸出及び輸入であって、加盟国をその相手国とするものに限る。）は、理事会決定の定めるところにより、環境の保全上適正なものとは認められないこと。

イ　特定有害廃棄物等（鉛蓄電池（破砕されているか否かを問わない。以下同じ。）を除く。）の輸出については、

①　輸出について輸出の相手国等から書面による同意を得ていること。ただし、輸出の相手国等が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して三十日以内に輸出の相手国等の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなすこと。

②　輸出者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決め（以下「輸出入等に係る契約等」という。）が存在すること。当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。

③　輸出される特定有害廃棄物等が、分析試験を行うためのものではない場合にあっては、次のいずれかに該当すること。

⑴　輸出の相手国等において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には、必要な措置が講じられていること。

⑵　輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

④　その他理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

ロ　鉛蓄電池の輸出については、

①　輸出について輸出の相手国等から書面による同意を得ていること。ただし、輸出の相手国等が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して三十日以内に輸出の相手国等の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなすこと。

②　輸出入等に係る契約等が存在すること。当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。

③　特定有害廃棄物等省令第六条各号に掲げる措置が講じられていること。

④　輸出される鉛蓄電池が、分析試験を行うためのものではない場合にあっては、次のいずれかに該当すること。

⑴　輸出の相手国等において鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には、必要な措置が講じられていること。

⑵　輸出者が、輸出しようとする鉛蓄電池の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

⑤　その他理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

ハ　特定有害廃棄物等の輸入については、

①　輸出入等に係る契約等が存在すること。当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合にお

いて代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。

② 輸入承認に先立ち、当該特定有害廃棄物等の輸入に係る通告が我が国において受領されていること。ただし、再生利用等目的輸入事業者が当該特定有害廃棄物等の輸入を行おうとする場合にあっては、輸入に係る我が国への通告及び当該通告に対する我が国から輸入の相手国に対する同意が事前になされていること。

③ その他理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(3) 環境大臣の調査

その輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずるおそれのある大気の汚染、水質の汚濁その他の環境の汚染（以下単に「環境の汚染」という。）の発生又はそのおそれがあると認められる場合において、環境大臣は、環境の汚染を防止するため特に必要があるものかどうかの判断を行うため法第十八条に基づく報告徴収その他の調査を行い、その結果を経済産業大臣に通知すること。

3 権限のある当局

我が国の条約及び理事会決定における権限のある当局は、環境省であること。

環境省は、特定有害廃棄物等の輸出の相手国等への通告及び輸出の相手国等からの当該通告に対する回答の受領、特定有害廃棄物等の輸入に係る輸出国からの通告の受領及び当該通告に対する輸入の相手国への回答等を行う責任を有すること。

環境省が輸出の相手国等への通告を行うため、経済産業省は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づく特定有害廃棄物等の輸出の承認に係る申請が行われた場合には、当該申請の写しを環境省に送付すること。また、環境省は、当該通告に対する輸出の相手国等からの回答を受領した場合には、当該回答の写しを経済産業省に送付すること。

また、環境省は、輸入の相手国から特定有害廃棄物等の輸入に係る通告を受領したときは、当該通告の写しを経済産業省に送付すること。

なお、環境省は、輸入の相手国から法第十四条第一項の認定に係る特定有害廃棄物等の輸入に係る通告を受けた場合には、当該再生利用等目的輸入事業者に対して、当該通告が当該認定に係る特定有害廃棄物等の輸入に係るものであることを確認するとともに、当該通告に対する回答の写しを当該再生利用等目的輸入事業者及び経済産業省に送付すること。

環境省は、特定有害廃棄物等の輸出、運搬又は処分について環境の汚染を防止するために必要な措置が適正に実施されないおそれがあると認められるときは、輸出の相手国等の権限のある当局に照会する等の必要な情報収集を行うこと。

4 輸出、運搬及び処分に係る手続

特定有害廃棄物等の輸出、運搬及び処分については、次に掲げる手続により行うこと。

(1) 輸出の承認に係る申請

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第四十八条第三項の規定により、経済産業大臣の輸出の承認を受ける義務を課せられること。

なお、当該輸出が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十条第一項の規定に基づく環境大臣の確認（同法第十五条の四の六第一項で準用される場合を含む。）の対象となる場合は、その確認を受けた後に輸出の承認の申請を行うこと。

(2) 通告

環境大臣は、輸出の相手国等の権限のある当局に対し当該特定有害廃棄物等の輸出について書面による通告を行うこと。

なお、通過国が非締約国又は非加盟国である場合には、環境大臣は当該通過国の適当な政府当局に対し書面による通告を行うこと。

(3) 環境大臣の確認

環境大臣は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行規則（平成五年総理府、厚生省、通商産業省令第一号）第一条に規定する地域を仕向地とする同規則第二条に規定する特定有害廃棄物等に係る輸出の申請があったときは、特定有害廃棄物等省令第六条各号に掲げる措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知すること。

(4) 経済産業大臣の輸出の承認

経済産業大臣は、(3)に掲げる場合には、環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている旨の環境大臣の確認の通知を受けた後でなければ、輸出の承認をしてはならないこと。

(5) 輸出移動書類の交付

経済産業大臣は、(4)に掲げる輸出の承認をしたときは、速やかに、その承認を受けた者に対し、輸出移動書類を交付すること。

(6) 運搬

特定有害廃棄物等の運搬者は、当該特定有害廃棄物等に係る輸出移動書類に必要な事項の記載及び署名を行うとともに、当該特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、輸出移動書類を携帯し、輸出移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で行う必要があること。

なお、特定有害廃棄物等が、一般的に受け入れられ、かつ、認められている国際的規則及び基準に従ってこん包され、表示され、及び運搬されるよう関連法令を遵守すること。

(7) 処分

特定有害廃棄物等の輸出者は、当該特定有害廃棄物等が輸出の相手国において輸出移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で処分されるよう努めること。また、輸出者は、当該処分が完了した場合には、当該処分を行った旨の通知を回収するよう努めること。

なお、輸出の相手国における処分者からの特定有害廃棄物等の引渡しを受けた旨及び処分を行った旨の通知が環境省において受領されない場合には、環境大臣は、輸出の相手国の権限のある当局に対しその旨の通知を行うこと。

5 輸入、運搬及び処分に係る手続

特定有害廃棄物等の輸入、運搬及び処分については、次に掲げる手続により行うこと。

(1) 輸入の承認に係る申請

特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定により、経済産業大臣の輸入の承認を受ける義務を課せられること。ただし、再生利用等目的輸入事業者がその認定に係る特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合には、当該承認を要しないこと。

なお、特定有害廃棄物等の輸入が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の規定に基づく環境大臣の許可の対象となる場合は、その許可を受けた後に輸入の承認に係る申請を行うこと。

(2) 環境大臣の意見等

環境大臣は、環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、経済産業大臣が承認を行うに際し、事前に、経済産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができること。

(3) 経済産業大臣の輸入の承認

特定有害廃棄物等の輸入は、経済産業大臣の輸入の承認が行われた後に開始されるものであること。

(4) 通告に対する回答

環境大臣は、経済産業大臣から輸入の承認又は不承認をした旨の通知を受けた場合には、当該通知に基づき、特定有害廃棄物等の輸入について同意をし、又は同意をしない旨の回答を、当該通告をした者及び輸入の相手国の権限のある当局に送付すること。

また、環境大臣は、再生利用等目的輸入事業者が行うその認定に係る特定有害廃棄物等の輸入に係る通告を受けた場合には、当該再生利用等目的輸入事業者に確認の上、同意をし、又は同意をしない旨の回答を、通告をした者及び輸入の相手国に送付すること。

(5) 特定有害廃棄物等に該当しない物の通告に対する回答

環境大臣は、輸入の相手国において条約第一条1(b)の有害廃棄物に該当する物であって特定有害廃棄物等に該当しないものの通告を受けた場合には、当該通告に対して、特定有害廃棄物等に該当しない旨の回答を当該通告をした者及び輸入の相手国に送付すること。

(6) 輸入移動書類の交付

経済産業大臣は、特定有害廃棄物等の輸入の承認をした場合において、承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出を受けたときは、当該移動書類の内容が通告の内容と一致することを確認の上、速やかに、輸入移動書類を交付すること。

(7) 運搬

特定有害廃棄物等の運搬者は、当該特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類又は移動書類（再生利用等目的輸入事業者によるその認定に係る輸入の場合に限る。）（以下「輸入移動書類等」という。）に必要な事項の記載及び署名を行うとともに、当該特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、輸入移動書類等を携帯し、かつ、輸入移動書類等に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で行う必要があること。

なお、輸入移動書類等の書換えが行われた場合には、環境大臣は、必要に応じて、当該運搬の方法等の内容を輸入の相手国の権限のある当局に通知することにより、輸入の相手国との連携を図るものとすること。

また、特定有害廃棄物等が、一般的に受け入れられ、かつ、認められている国際的規則及び基準に従ってこん包され、表示され、及び運搬されるよう関連法令を遵守すること。

(8) 処分

特定有害廃棄物等の処分者は、当該特定有害廃棄物等の処分を行う場合は、輸入移動書類等を携帯し、かつ、輸入移動書類等に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で行う必要があること。

なお、処分者は、特定有害廃棄物等の引渡しを受けたとき及び当該特定有害廃棄物等の処分を行ったときには、輸入の相手方、輸入の相手国及び通過国の権限のある当局に、その旨の通知を行う必要があること。

また、処分者からの特定有害廃棄物等の引渡しを受けた旨及び処分を行った旨の通知が輸入の相手国の権限のある当局において受領されない場合には、輸入の相手国の権限のある当局からその旨の通知が環境省に送付され

ること。

⑼　仮に陸揚げされた特定有害廃棄物等の返還に係る手続

仮に陸揚げされた特定有害廃棄物等が次のいずれかに該当する場合には、環境大臣は、条約第八条又は第九条２の規定に基づき、当該特定有害廃棄物等の引取りを行うよう輸出の相手国等と必要な調整を行った上で当該特定有害廃棄物等の返還に係る通報を行うこと。なお、当該返還のための輸出を行おうとする者は、当該通報がなされた場合には、当該特定有害廃棄物等の移動に当たって、輸出移動書類と同様の内容を記載した書類を作成し、携帯するよう努めること。

イ　経済産業大臣の輸入の承認を受けていない場合

ロ　経済産業大臣の輸入の承認を受けている場合であって、当該特定有害廃棄物等の処分が、輸出入等に係る契約等の内容に従った方法で完了することができないと認められる場合

６　不適正な輸出、輸入、運搬又は処分が行われた場合の措置

国は、条約及び理事会決定の規定を踏まえ、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬又は処分が適正に行われない場合には、法第十七条の措置命令の的確かつ円滑な発動等を通じ、人の健康及び生活環境に係る被害を防止するよう措置すること。

第二　特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬又は処分の事業を行う者がその事業を適正に行うために配慮しなければならない基本的な事項

１　輸出及び輸入の最小化

特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬又は処分の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、社会的、技術的及び経済的側面を考慮した上で、可能な限り国内の適正な処分施設を利用することにより、特定有害廃棄物等の輸出及び輸入の最小化に努めること。

２　収集、運搬及び処分に伴って生ずる被害の最小化

事業者は、特定有害廃棄物等の収集、運搬及び処分に伴って生ずる環境の汚染を防止するとともに、環境の汚染が生じた場合には、人の健康及び生活環境に係る被害の最小化に努めること。

３　収集、運搬及び処分の状況の把握

事業者は、特定有害廃棄物等の収集、運搬及び処分の状況を把握するよう努め、当該特定有害廃棄物等について人の健康及び生活環境に係る被害を及ぼすおそれのある事故の発生を知るに至ったときには、速やかに経済産業大臣及び環境大臣に対し通報を行うよう努めること。

４　運搬及び処分に係る契約に関する事項

特定有害廃棄物等の輸出者及び処分者は、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約を締結するものとし、当該契約には、環境の保全上の措置に関する事項及び契約の内容に従って運搬及び処分が完了しない場合の代替措置に関する事項が含まれること。

５　関係法令の遵守

事業者は、特定有害廃棄物等の適正な収集、運搬及び処分を確保するため、法の規定によるほか、関係法令を遵守すること。

６　輸入に係る処理の適正性及び透明性の確保のための事業者及び国の努力

事業者は、特定有害廃棄物等省令第二条第一号に掲げるものの輸入に当たっては、その適正な収集、運搬及び処分を行うとともに、これらの収集、運搬及び処分の透明性を確保するよう努めること。このため、当該輸入に係る収集、運搬及び処分を行う者は、当該輸入に当たって、移動書類その他これに準ずる書類の携帯等の取組を行うよう努めること。また、国は、当該取組について、締約国、加盟国、関係国際機関等に対して積極的な情報発信に努めること。

第三　特定有害廃棄物等の発生の抑制及び適正な処分が行われることを確保するために国民が配慮しなければならない基本的な事項

１　発生の抑制及び有害性の最小化の推進

国民は、国内における特定有害廃棄物等の発生を可能な限り抑制し、かつ、有害性の最小化に努めること。

２　国内処分の推進

国民は、我が国において発生した特定有害廃棄物等を、可能な限り国内において、環境の保全上適正な方法により処分するよう努めること。

第四　第一から第三に掲げるもののほか、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が適正に行われることを確保するための重要な事項

１　国際協力の推進

国は、次に掲げる事項等に関し、締約国、加盟国、関係国際機関等との間で国際協力を推進すること。

⑴　特定有害廃棄物等の不法取引の監視に関する事項

⑵　特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が適正に行われなかった場合の措置に関する事項

⑶　特定有害廃棄物等の収集、運搬及び処分の方法に係る情報の交換に関する事項

⑷　特定有害廃棄物等の収集、運搬及び処分が人の健康及び生活環境に及ぼす影響の監視に関する事項

⑸　特定有害廃棄物等の発生抑制技術、適正処

分技術等の開発（当該技術等が経済、社会及び環境に及ぼす影響に関する研究を含む。）、普及及び移転に関する事項

(6) 特定有害廃棄物等の収集、運搬及び処分の方法に係る技術上の指針及び実施基準の開発に関する事項

2 技術開発の推進

国は、特定有害廃棄物等の発生抑制技術、適正処分技術等の開発（当該技術等の経済、社会及び環境に及ぼす影響に関する研究を含む。）及び普及に努めること。

3 国内における処分施設の確保の推進

国は、国内における特定有害廃棄物等の適正な処分施設の確保に努めること。

4 情報の提供

国は、特定有害廃棄物等の輸出及び輸入の実績、締約国等の特定有害廃棄物等の輸出及び輸入の規制の状況、特定有害廃棄物等の発生の抑制及び適正処分技術に関する情報その他の特定有害廃棄物等の適正な輸出、輸入、運搬及び処分を確保するために必要な情報の提供に努めること。

5 輸出の最小化等に係る定期的な検討

国は、特定有害廃棄物等の輸出の最小化の可能性及び輸出される特定有害廃棄物等の有害性の減少の可能性について、定期的に検討すること。

6 確認等に関する書面の交付

関係国の権限のある当局、輸出者その他の者の求めに応じて、環境大臣は、個々の特定有害廃棄物等の輸出に関し法第四条第三項の確認の結果を証する書面を交付することができること。また、経済産業大臣及び環境大臣は、当該輸出又は輸入が法の適用を受けない場合には、その旨を証する書面を共同で交付することができること。

7 普及及び啓発

国は、法の的確かつ円滑な実施に関する知識について、広く国民への普及及び啓発を図ること。

○有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（二千五年十二月一日）の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項

（平成一七・一二・二六　経・環告十二）

1　環境の保全上適正な輸出及び輸入

次に定めるところに適合しない特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等をいう。以下同じ。）の我が国から台湾への輸出及び台湾から我が国への輸入は、環境の保全上適正なものとは認められないこと。

⑴　特定有害廃棄物等の輸出

イ　次のいずれかの場合に該当すること。

①　輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合

②　輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合

ロ　当該輸出について台湾日本関係協会から書面による同意が得られていること。

ハ　輸出される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者との間で締結されている旨の確認が台湾日本関係協会から得られていること。

ニ　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成三十年環境省令第十二号。以下「特定有害廃棄物等省令」という。）第六条各号に掲げる措置が講じられていること。

ホ　輸出される特定有害廃棄物等が、特定有害廃棄物等省令第二条第二号の分析試験（以下「分析試験」という。）を行うためのものでない場合にあっては、次のいずれかに該当すること。

①　台湾において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には、必要な措置が講じられていること。

②　輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

⑵　特定有害廃棄物等の輸入

イ　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十二条の規定による輸入の承認に先立ち、当該特定有害廃棄物等の輸入に係る通告が台湾日本関係協会から公益財団法人日本台湾交流協会に対してなされていること。ただし、再生利用等目的輸入事業者が当該特定有害廃棄物等の輸入を行おうとする場合にあっては、輸入に係る台湾日本関係協会から公益財団法人日本台湾交流協会への通告及び当該通告に対する公益財団法人日本台湾交流協会から台湾日本関係協会に対する同意が事前になされていること。

ロ　輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者との間で締結されていること。

2　輸出、運搬及び処分に係る手続

特定有害廃棄物等の輸出、運搬及び処分については、次に掲げる手続により行うこと。

⑴　輸出の承認に係る申請

台湾へ特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第四十八条第三項の規定により経済産業大臣の輸出の承認を受ける義務を課せられること。

なお、当該輸出が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十条第一項（同法第十五条の四の六第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく環境大臣の確認の対象となる場合は、その確認を受けた後に輸出の承認の申請を行うこと。

⑵　通告

イ　環境大臣は、法第四条第二項の規定により申請書の写しの送付があったときは、有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（二千五年十二月一日）（以下「取決め」という。）に基づき公益財団法人日本台湾交流協会が行う特定有害廃棄物等の輸出に係る通告に必要な書類を公益財団法人日本台湾交流協会に送付すること。

ロ　公益財団法人日本台湾交流協会は、イの規定により通告に必要な書類の送付

があったときは、取決めに基づき、台湾日本関係協会に対し特定有害廃棄物等の輸出について書面による通告を行い、当該通告に対する台湾日本関係協会からの書面による回答があったときは、当該回答を環境大臣に送付すること。

ハ　環境省は、ロの規定により特定有害廃棄物等の輸出に係る回答の送付があったときは、当該回答の写しを経済産業省に送付すること。

(3)　環境大臣の確認

台湾への特定有害廃棄物等の輸出の申請があったときは、環境大臣は、特定有害廃棄物等省令第六条各号に掲げる措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知すること。

(4)　経済産業大臣の輸出の承認

経済産業大臣は、環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている旨の環境大臣の確認の通知を受けた後でなければ、輸出の承認をしてはならないこと。

(5)　移動書類の写しの提出

イ　台湾へ特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、その輸出に先立ち、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類（取決めに基づく移動書類をいう。以下同じ。）の写しを経済産業大臣に提出すること。

ロ　経済産業省は、イの規定により移動書類の写しの提出があったときは、当該移動書類の写しを環境省に送付すること。

ハ　台湾へ特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、イの規定により経済産業大臣に提出した移動書類に記載した事項に変更を生じたときは、速やかに、変更後の移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。

二　移動書類の様式は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく届出等に関する省令（平成五年通商産業省令第六十一号）様式第一に準ずるものとする。

(6)　運搬

特定有害廃棄物等の運搬者は、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類に必要な事項の記載及び署名を行うとともに、当該特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、移動書類を携帯し、移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で行う必要があること。

また、その運搬する特定有害廃棄物等が、一般的に受け入れられ、かつ、認められている国際的規則及び基準に従ってこん包され、表示され、及び運搬されるよう関連法令を遵守すること。

(7)　処分

特定有害廃棄物等の輸出者は、当該特定有害廃棄物等が台湾において移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で処分されるよう努めること。また、輸出者は、当該処分が完了した場合には、当該処分を行った旨の通知を回収するよう努めること。

3　輸入、運搬及び処分に係る手続

特定有害廃棄物等の輸入、運搬及び処分については、次に掲げる手続により行うこと。

(1)　輸入の承認に係る申請

台湾から特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定により経済産業大臣の輸入の承認を受ける義務を課せられること。ただし、再生利用等目的輸入事業者が、その認定に係る特定有害廃棄物等を輸入しようとする場合には、当該承認を要しないこと。

なお、特定有害廃棄物等の輸入が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の規定に基づく環境大臣の許可の対象となる場合は、その許可を受けた後に輸入の承認に係る申請を行うこと。

(2)　環境大臣の意見等

イ　公益財団法人日本台湾交流協会は、取決めに基づき台湾日本関係協会から特定有害廃棄物等の輸入についての書面による通告があったときは、当該通告に係る書面の写しを環境大臣に送付すること。

ロ　環境省は、イの規定により通告に係る書面の写しの送付があったときは、その写しを経済産業省に送付すること。この場合において、環境大臣は、環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、経済産業大臣が承認を行うに際し、事前に、経済産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができること。

(3)　経済産業大臣の輸入の承認

台湾からの特定有害廃棄物等の輸入は、経済産業大臣の輸入の承認が行われた後に開始されるものであること。

(4)　通告に対する回答

環境大臣は、経済産業大臣から輸入の承認又は不承認をした旨の通知を受けた場合には、当該通知に基づき、特定有害廃棄物等の輸入について同意をし、又は同意をしない旨の回答を公益財団法人日本台湾交流協会に送付すること。

また、環境大臣は、再生利用等目的輸入事業者が行うその認定に係る特定有害廃棄物等の輸入に係る通告の送付を受けた

場合には、当該再生利用等目的輸入事業者に確認の上、同意をし、又は同意をしない旨の回答を、公益財団法人日本台湾交流協会に送付すること。

(5) 特定有害廃棄物等に該当しない物の通告に対する回答

環境大臣は、台湾において有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）第一条1(b)の有害廃棄物に該当する物であって、我が国においては特定有害廃棄物等に該当しないものの通告を受けた場合には、当該通告に対して、特定有害廃棄物等に該当しない旨の回答を当該通告をした者及び公益財団法人日本台湾交流協会に送付すること。

(6) 移動書類の写しの提出

イ 台湾から特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、その輸入に先立ち、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。

ロ 経済産業省は、イの規定により移動書類の写しの提出があったときは、当該移動書類の写しを環境省に送付すること。

ハ 台湾から特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、イの規定により経済産業大臣に提出した移動書類に記載した事項に変更を生じたときは、速やかに、変更後の移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。

(7) 運搬

特定有害廃棄物等の運搬者は、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類（再生利用等目的輸入事業者による当該認定に係る輸入の場合を含む。以下同じ。）に必要な事項の記載及び署名を行うとともに、当該特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、移動書類を携帯し、かつ、移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で行う必要があること。

また、その運搬する特定有害廃棄物等が、一般的に受け入れられ、かつ、認められている国際的規則及び基準に従ってこん包され、表示され、及び運搬されるよう関連法令を遵守すること。

(8) 処分

特定有害廃棄物等の処分者は、当該特定有害廃棄物等の処分を行う場合は、移動書類を携帯し、かつ、移動書類に記載された内容に従って環境の保全上適正な方法で行う必要があること。

また、台湾から特定有害廃棄物等を輸入した者は、当該特定有害廃棄物等の処分が完了したときは、速やかに、当該特定有害廃棄物等の処分を行った日付、処分の場所及び処分の方法を経済産業大臣及び環境大臣に届け出ること。

(9) 仮に陸揚げされた特定有害廃棄物等の返還に係る手続

仮に陸揚げされた特定有害廃棄物等が次のいずれかに該当する場合には、環境大臣は、条約第八条又は第九条2の規定に基づき、当該特定有害廃棄物等の引取りを行うよう公益財団法人日本台湾交流協会を通じて台湾日本関係協会と必要な調整を行った上で当該特定有害廃棄物等の返還に係る通報を行うこと。なお、当該返還のための輸出を行おうとする者は、当該通報がなされた場合には、当該特定有害廃棄物等の移動に当たって、輸出移動書類と同様の内容を記載した書類を作成し、携帯するよう努めること。

イ 経済産業大臣の輸入の承認を受けていない場合

ロ 経済産業大臣の輸入の承認を受けている場合であって、当該特定有害廃棄物等の処分が、輸出入等に係る契約等の内容に従った方法で完了することができないと認められる場合

4 不適正な輸出、輸入、運搬又は処分が行われた場合の措置

経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬又は処分が適正に行われない場合には、法第十七条の措置命令の的確かつ円滑な発動等を通じ、人の健康及び生活環境に係る被害を防止するよう措置すること。

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令

（昭和四十八年二月十七日　総理府令第五号）

別表第三（第二条関係）

	第一欄	第二欄
一	アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
	水銀又はその化合物	検液一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム以下
二	カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇〇三ミリグラム以下
三	鉛又はその化合物	検液一リットルにつき鉛〇・〇一ミリグラム以下
四	有機燐化合物	有機燐化合物につき検出されないこと。
五	六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム以下
六	砒素又はその化合物	検液一リットルにつき砒素〇・〇一ミリグラム以下
七	シアン化合物	シアン化合物につき検出されないこと。
八	ＰＣＢ	ＰＣＢにつき検出されないこと。
九	トリクロロエチレン	検液一リットルにつきトリクロロエチレン〇・〇三ミリグラム以下
一〇	テトラクロロエチレン	検液一リットルにつきテトラクロロエチレン〇・〇一ミリグラム以下
一一	ジクロロメタン	検液一リットルにつきジクロロメタン〇・〇二ミリグラム以下
一二	四塩化炭素	検液一リットルにつき四塩化炭素〇・〇〇二ミリグラム以下
一三	一・二―ジクロロエタン	検液一リットルにつき一・二―ジクロロエタン〇・〇〇四ミリグラム以下
一四	一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき一・一―ジクロロエチレン〇・一ミリグラム以下
一五	シス―一・二―ジクロロエチレン	検液一リットルにつきシス―一・二―ジクロロエチレン〇・〇四ミリグラム以下
一六	一・一・一―トリクロロエタン	検液一リットルにつき一・一・一―トリクロロエタン一ミリグラム以下
一七	一・一・二―トリクロロエタン	検液一リットルにつき一・一・二―トリクロロエタン〇・〇〇六ミリグラム以下
一八	一・三―ジクロロプロペン	検液一リットルにつき一・三―ジクロロプロペン〇・〇〇二ミリグラム以下
一九	チウラム	検液一リットルにつきチウラム〇・〇〇六ミリグラム以下

二〇	シマジン	検液一リットルにつきシマジン〇・〇〇三ミリグラム以下
二一	チオベンカルブ	検液一リットルにつきチオベンカルブ〇・〇二ミリグラム以下
二二	ベンゼン	検液一リットルにつきベンゼン〇・〇一ミリグラム以下
二三	セレン又はその化合物	検液一リットルにつきセレン〇・〇一ミリグラム以下
二四	令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	検液一リットルにつき塩素一ミリグラム以下
二五	銅又はその化合物	検液一リットルにつき銅〇・一四ミリグラム以下
二六	亜鉛又はその化合物	検液一リットルにつき亜鉛〇・八ミリグラム以下
二七	弗化物	検液一リットルにつき弗素三ミリグラム以下
二八	ベリリウム又はその化合物	検液一リットルにつきベリリウム〇・二五ミリグラム以下
二九	クロム又はその化合物	検液一リットルにつきクロム〇・二ミリグラム以下
三〇	ニッケル又はその化合物	検液一リットルにつきニッケル〇・一二ミリグラム以下
三一	バナジウム又はその化合物	検液一リットルにつきバナジウム〇・一五ミリグラム以下
三二	フェノール類	検液一リットルにつきフェノール〇・二ミリグラム以下
三三	一・四―ジオキサン	検液一リットルにつき一・四―ジオキサン〇・〇五ミリグラム以下

備考

1　この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令別表第三の二の二の項に掲げる施設において生じた汚泥又は建設工事に伴つて生じた汚泥に含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

2　別表第一の備考2の規定は、この表の一の項、四の項、七の項及び八の項に掲げる基準について準用する。

廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出入規制等について

国内処理の原則：第２条の２

１　国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

２　国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

輸　　入

廃棄物の輸入の許可：第15条の４の５

○廃棄物の輸入には環境大臣の許可が必要

許可の基準

・国内における廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、適正に処理されること

・申請者が当該廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができること

・申請者が当該廃棄物の処分を他人に委託する場合、当該廃棄物の国内において処分することにつき相当の理由があること

輸入廃棄物の区分：第２条第４項第２号

・輸入廃棄物は産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）とする

輸入者の特例：第15条の４の６

・廃棄物を輸入した者は当該廃棄物の排出事業者とみなす

→第 12 条、第 12 条の２等の規定に基づき事業者として処理

輸　　出

一般廃棄物の輸出の確認：第10条

産業廃棄物の輸出の確認：第15条の４の７

○廃棄物の輸出には環境大臣の確認が必要

確認の基準（①～③が必要。）

①以下のいずれかに該当すること

・国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、適正な国内処理が困難であること

・輸出の相手国において再生利用されることが確実であること

・分析試験の用に供すること

②国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること

③申請者が法的な処理責任を持った者

（一般廃棄物：市町村又は排出事業者、産業廃棄物：排出事業者又は、都道府県及び市町村）であること

報告の徴収：第18条第２項

環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、（略）国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者に対し、（略）国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関し、必要な報告を求めることができる。

立入検査：第19条第２項

環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、（略）国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、（略）国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

※　輸入廃棄物の処理については、国内発生産業廃棄物と同じく、処理基準に適合しない処理が行われた場合の**改善命令**、生活環境の保全上の支障の除去等を命ずる**措置命令**、さらには**罰則**の規定が適用される。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（昭和四十五年十二月二十五日　法律第百三十七号）

（目的）

第一条　この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2　この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3　（略）

4　この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一　事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二　輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5・6　（略）

（国内の処理等の原則）

第二条の二　国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

2　国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

第十条　一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならない。

一　国内におけるその一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物の輸出であること。

二　前号に規定する一般廃棄物以外の一般廃棄物にあつては、国内における一般廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして環境省令で定める基準に適合する一般廃棄物の輸出であること。

三　その輸出に係る一般廃棄物が一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること。

四　申請者が次のいずれかに該当する者であること。

イ　市町村

ロ　その他環境省令で定める者

2　前項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。

一　本邦から出国する者のうち、一般廃棄物を携帯して輸出する者であつて環境省令で定めるもの

二　国その他の環境省令で定める者

（輸入の許可）

第十五条の四の五　廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。第三項において同じ。）を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の規定は、国その他の環境省令で定める者には、適用しない。

3　環境大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認める

ときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　その輸入に係る廃棄物（以下「国外廃棄物」という。）が国内におけるその国外廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内において適正に処理されると認められるものであること。

二　申請者がその国外廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができると認められること。

三　申請者がその国外廃棄物の処分を他人に委託して行おうとする者である場合にあつては、その国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められること。

4　第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

（国外廃棄物を輸入した者の特例）

第十五条の四の六　国外廃棄物を輸入した者（事業者であるものを除く。）は、第十一条第一項、第十二条第一項から第七項まで、第十二条の二第一項から第七項まで及び第十九条の六第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、事業者とみなす。

（準用）

第十五条の四の七　第十条の規定は、産業廃棄物を輸出しようとする者について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「市町村」とあるのは、「事業者（自らその産業廃棄物を輸出するものに限る。）」と読み替えるほか、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

2　（略）

（報告の徴収）

第十八条　（略）

2　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第九条の八第一項若しくは第十五条の四の二第一項の認定を受けた者（次条第二項において「再生利用認定業者」という。）、第九条の九第一項若しくは第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（次条第二項において「広域的処理認定業者」という。）若しくは第九条の十第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定を受けた者（次条第二項及び第十九条の三において「無害化処理認定業者」という。）又は国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

（昭和四十六年政令第三百号）

（産業廃棄物の輸出の確認に関する読替え）

第七条の十一　法第十五条の四の七第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条第一項	一般廃棄物	産業廃棄物
	一般廃棄物処理基準	産業廃棄物処理基準
	特別管理一般廃棄物	特別管理産業廃棄物
	特別管理一般廃棄物処理基準	特別管理産業廃棄物処理基準
第十条第二項	一般廃棄物	産業廃棄物

若しくは輸出した者に対し、当該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理又は国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第十九条　（略）

2　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、再生利用認定業者、広域的処理認定業者若しくは無害化処理認定業者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所若しくは第九条の八第一項若しくは第十五条の四の二第一項、第九条の九第一項若しくは第十五条の四の三第一項若しくは第九条の十第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定に係る施設のある土地若しくは建物若しくは国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理若しくは国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

第二十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～十一　（略）

十二　第十条第一項（第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者

十三～十六　（略）

2　前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三　（略）

四　第十五条の四の五第一項の規定に違反して、国外廃棄物を輸入した者

五　第十五条の四の五第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

六　（略）

第二十七条　第二十五条第一項第十二号の罪を犯す目的でその予備をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～五　（略）

七　第十八条第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第二項の規定による報告（情報処理センターに係るものを除く。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の報告をした者

八・九　（略）

第三十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項　三億円以下の罰金刑

二　第二十五条第一項（前号の場合を除く。）、第二十六条、第二十七条、第二十七条の二、第二十八条第二号、第二十九条又は第三十条　各本条の罰金刑

2　（略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（昭和四十六年九月二十三日　厚生省令第三十五号）

（一般廃棄物の輸出に係る基準）

第六条の二十五　法第十条第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる基準とする。

一　一般廃棄物を輸出しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該一般廃棄物が輸出の相手国において再生利用されることが確実であると認められること。

二　廃棄物の物理的若しくは化学的性質を評価し、又は適正な処理の方法を決定するための分析試験（以下「分析試験」という。）の用に供する一般廃棄物を輸出しようとする場合　次のいずれにも該当すること。

イ　当該一般廃棄物が輸出の相手国において分析試験の用に供されることが確実であると認められること。

ロ　分析試験が、一般廃棄物の発生を最小化する観点からの、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する技術の開発又は体制の整備に資するものであると認められること。

ハ　当該一般廃棄物の量が、当該分析試験に必要な最小限度のものであると認められること。

（一般廃棄物の輸出の確認を申請できる者）

第六条の二十六　法第十条第一項第四号ロの規定による環境省令で定める者は、事業者（自らその事業活動に伴つて生じた一般廃棄物を輸出するものに限る。）とする。

（一般廃棄物の輸出の確認の申請等）

第六条の二十七　法第十条第一項の規定により一般廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、分析試験の用に供する一般廃棄物を輸出しようとする場合にあつては、第八号に掲げる事項のうち、処分を行うための施設の処理能力、処理方式並びに構造及び設備の概要の記載を省略することができる。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状

三　当該一般廃棄物の数量（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その数量を含む。）

四　申請者が市町村以外の者である場合には、当該一般廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類

五　当該一般廃棄物又は当該一般廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの運搬を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

六　運搬施設の種類及び運搬経路

七　当該一般廃棄物又は当該一般廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの処分を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

八　前号の処分を行うための施設の種類、設置場所、処理能力（当該施設が最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）、処理方式並びに構造及び設備の概要

九　前号に規定する施設における処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処理方法

十　第八号に規定する施設に係る放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概況

十一　輸出予定年月日

2　前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項について同一の内容の一般廃棄物（分析試験の用に供するものを除く。）の輸出を

一年間に二回以上行おうとする者又は三年間に二回以上行おうとする者（その輸出が経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定第Ⅱ章Ｄ⑵のケース２に規定する事前の同意が与えられている施設への越境移動に該当する場合に限る。第三号において同じ。）は、一般廃棄物の輸出の一括確認（以下この条及び次条において「輸出の一括確認」という。）を受けることができる。この場合においては、前項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第二号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項

二　当該一般廃棄物の輸出の開始予定年月日

三　当該一般廃棄物の輸出を行う期間（前号に掲げる日から起算して一年（当該一般廃棄物の輸出を三年間に二回以上行おうとする者にあつては、三年）を超えない期間とする。以下この条及び次条において「確認の有効期間」という。）

四　確認の有効期間内の当該一般廃棄物の輸出の回数

五　確認の有効期間内に輸出する当該一般廃棄物の数量の上限

3　前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、分析試験の用に供する一般廃棄物を輸出しようとする場合にあつては、第四号、第五号（第一項第六号に規定する運搬施設に係るものに限る。）、第六号及び第八号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一　申請者が市町村以外の者（個人を除く。）である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　申請者が個人である場合には、住民票の写し

三　当該一般廃棄物の性状を明らかにする書類

四　当該一般廃棄物を生じた施設の排出工程図

五　第一項第六号に規定する運搬施設及び同項第八号に規定する施設における当該一般廃棄物の処理の概要

六　第一項第六号に規定する運搬施設及び同項第八号に規定する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び当該施設の年間処理計画並びに当該施設が廃棄物の最終処分場である場合にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

七　第一項第八号に規定する施設（廃棄物の最終処分場を除く。）の処理工程図及び直前三年間の処理実績

八　第一項第八号に規定する施設の付近の見取図

九　分析試験の用に供する一般廃棄物を輸出しようとする場合にあつては、当該分析試験の概要

十　分析試験の用に供する一般廃棄物を輸出しようとする場合にあつては、当該一般廃棄物の量が分析試験を行うために必要な最小限度の量であることを示す書類

十一　その他参考となる書類又は図面

4　輸出の一括確認を受けた者は、やむを得ない理由により当該確認に係る事項の変更（確認の有効期間の変更（変更後の確認の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。）、確認の有効期間内の当該一般廃棄物の輸出の回数の変更又は輸出する当該一般廃棄物の数量の上限の変更であつて、当該上限について十パーセント未満の増減を伴うものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二号の二による届出書を環境大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該確認の年月日及び確認番号

三　変更の内容

四　変更の理由

5　分析試験の用に供する一般廃棄物（その重量が二十五キログラム以下であるもの（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。）に限る。）を輸出しようとする者は、第一項各号（同項第八号に掲げる事項のうち、処分を行うための施設の処理能力、処理方式並びに構造及び設備の概要に係るものを除く。）に掲げる事項を記載した様式第二号の二の二による届出書及び第三項各号（同項第四号、第五号（第一項第六号に規定する運搬施設に係るものに

限る。）、第六号及び第八号に掲げる書類を除く。）に掲げる書類を環境大臣に提出することができる。

（報告）

第六条の二十八　法第十条第一項の確認を受けた者は、当該確認に係る一般廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第二号の三による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該確認の年月日及び確認番号

三　当該一般廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地

四　当該一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）

五　当該一般廃棄物を輸出した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日）

六　当該一般廃棄物の処分が終了した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了した年月日）

2　前項の報告書には、当該一般廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた一般廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る一般廃棄物の処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。

3　一般廃棄物を輸出しようとする者（次条第二項第一号から第三号までに掲げる者を除く。）及び環境大臣の確認を受けて一般廃棄物を輸出した者は、当該輸出に係る施設において破損その他の事故が発生し、当該輸出に係る一般廃棄物又はこれらの処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあることを確認した場合には、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を環境大臣に報告しなければならない。

（一般廃棄物の輸出の確認を要しない者）

第七条　法第十条第二項第一号の規定による環境省令で定める者は、自らの日常生活に伴つて生じたごみその他の一般廃棄物を携帯して輸出する者とする。

2　法第十条第二項第二号の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一　国

二　都道府県警察

三　本邦から外国まで船舶又は航空機の航行を行う者（当該航行に伴い生ずる一般廃棄物を輸出する場合に限る。）

四　第六条の二十七第五項に規定する一般廃棄物を輸出しようとする者であつて、同項で定める届出書及び同条第三項各号（同項第四号、第五号（第一項第六号に規定する運搬施設に係るものに限る。）、第六号及び第八号に掲げる書類を除く。）に掲げる書類を環境大臣に提出した者

（廃棄物の輸入の許可の申請等）

第十二条の十二の二十　法第十五条の四の五第一項の規定により廃棄物の輸入の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状

三　当該廃棄物の数量（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量を含む。）

四　当該廃棄物を生じた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五　当該廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類

六　当該廃棄物の輸入の相手国から本邦までの運搬を行う者及び国内における運搬を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者である場合には、その許可番号

七　運搬施設の種類及び運搬経路

八　当該廃棄物の国内における処分を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

九　前号の処分を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号

十　当該廃棄物の国内における処分を行うための施設の種類及び設置場所並びに当該施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る許可番号

十一　申請者が当該廃棄物の国内における処分を他人に委託して行おうとする者である場合にあつては、当該廃棄物を国内において処分する理由

十二　輸入予定年月日

2　前項第一号、第二号及び第四号から第十一号までに掲げる事項について同一の内容の廃棄物の輸入を一年間に二回以上行おうとする者は、廃棄物の輸入の一括許可（以下「輸入の一括許可」という。）を受けることができる。この場合においては、前項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　前項第一号、第二号及び第四号から第十一号までに掲げる事項

二　当該廃棄物の輸入の開始予定年月日

三　当該廃棄物の輸入を行う期間（前号に規定する日から起算して一年を超えない期間とする。以下この条及び次条において「許可の有効期間」という。）

四　許可の有効期間内の当該廃棄物の輸入の回数

五　許可の有効期間内に輸入する当該廃棄物の数量の上限

3　前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、分析試験の用に供する廃棄物の輸入の許可を受けようとする場合にあつては、第六号及び第七号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一　申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　申請者が個人である場合には、住民票の写し

三　当該廃棄物の国内における処分を行う者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、第十条の六又は第十条の十八に規定する許可証の写し

四　第一項第十号に規定する施設が産業廃棄物処理施設である場合には、当該施設についての法第十五条第一項の許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し

五　当該廃棄物の性状を明らかにする書類

六　当該廃棄物を生じた施設の排出工程図

七　輸入の相手国から本邦までの運搬を行うための施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

八　分析試験の用に供する廃棄物を輸入しようとする場合にあつては、当該分析試験の概要

九　分析試験の用に供する廃棄物を輸入しようとする場合にあつては、当該廃棄物の量が分析試験を行うために必要な最小限度の量であることを示す書類

十　その他必要な書類

4　輸入の一括許可を受けた者は、やむを得ない理由により当該許可に係る事項の変更（許可の有効期間の変更（変更後の許可の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。）、許可の有効期間内の当該廃棄物の輸入の回数の変更又は輸入する当該廃棄物の数量の上限の変更であつて、当該上限について十パーセント未満の増減を伴うものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号の二による届出書を環境大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該許可の年月日及び許可番号

三　変更の内容

四　変更の理由

5　分析試験の用に供する廃棄物（その重量が二十五キログラム以下であるもの（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。）に限る。）を輸入しようとする者は、第一項各号に掲げる事項を記載した様式第二十九号の三による届出書及び第三項各号（同項第六号及び第七号に掲げる書類を除く。）に掲げる書類を環境大臣に提出することができる。

（報告）

第十二条の十二の二十一　法第十五条の四の五第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る廃棄物の処分が終了したとき（輸入の一括許可を受けた者にあつては、個別の輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第二十九号の四による報告書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、当該許可に係る廃棄物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等である場合は、この限りでない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該許可の年月日及び許可番号

三　当該廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸入した数量（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した数量及びその合計）

四　当該廃棄物の輸入の相手国から本邦までの運搬を行つた者及び当該廃棄物の国内における運搬を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者である場合には、その許可番号

五　当該廃棄物の国内における処分を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに当該者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者である場合には、その許可番号

六　当該廃棄物の国内における処分を行つた施設の種類及び設置場所

七　当該廃棄物を輸入した年月日（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの輸入した年月日）

八　当該廃棄物の処分が終了した年月日（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行つた廃棄物の個別の輸入ごとの当該輸入に係る廃棄物の処分が終了した年月日）

2　前項の報告書には、当該廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸入の一括許可を受けた者にあつては、当該許可の有効期間内に行われた廃棄物の個別の輸入ごとの当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。

3　廃棄物を輸入しようとする者（次条第一号から第四号までに掲げる者を除く。）及び環境大臣の許可を受けて廃棄物を輸入した者は、当該輸入に係る施設において破損その他の事故が発生し、当該輸入に係る廃棄物又はこれらの処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあることを確認した場合には、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を環境大臣に報告しなければならない。

（**廃棄物の輸入の許可を要しない者**）

第十二条の十二の二十二　法第十五条の四の五第二項の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一　国

二　都道府県警察

三　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第十七条第一項の規定に基づき、同法第二条に規定する特定有害廃棄物等である廃棄物の輸入を命じられた者（当該廃棄物を輸入する場合に限る。）

四　外国から本邦まで船舶又は航空機の航行を行う者（当該航行に伴い生ずる産業廃棄物を輸入する場合に限る。）

五　第十二条の十二の二十第五項に規定する廃棄物を輸入しようとする者であつて、同項で定める届出書及び同条第三項各号（同項第六号及び第七号に掲げる書類を除く。）に掲げる書類を環境大臣に提出した者

六　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第十四条第一項及び第十五条第一項の認定を受けた者（これらの認定に係る廃棄物を輸入しようとする場合に限る。）

（**産業廃棄物の輸出に係る基準**）

第十二条の十二の二十三　法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる基準とする。

一　産業廃棄物を輸出しようとする場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該産業廃棄物が輸出の相手国において再生利用されることが確実であると認められること。

二　分析試験の用に供する産業廃棄物を輸出しようとする場合　次のいずれにも該当すること。

イ　当該産業廃棄物が輸出の相手国において分析試験の用に供されることが確実であると認められること。

ロ　分析試験が、産業廃棄物の発生を最小化する観点からの、再生利用等による廃棄物の減量その他の適正な処理に関する技術の開発又は体制の整備に資するものであると認められること。

ハ　当該産業廃棄物の量が、当該分析試験に必要な最小限度のものであること。

（**産業廃棄物の輸出の確認を申請できる者**）

第十二条の十二の二十四　法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項第四号ロの規定による環境省令で定める者は、都道府県及び市町村並びに産業廃棄物（輸入された廃棄物であつて仮に陸揚げされたものに限る。）を、当該輸入の相手国に返還するために輸出しようとする者とする。

（**産業廃棄物の輸出の確認の申請等**）

第十二条の十二の二十五　法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項の規定により産業廃棄物の輸出の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、分析試験の用に供する産業廃棄物を輸出しようとする場合にあつては、第八号に掲げる事項のうち、処分を

行うための施設の処理能力、処理方式並びに構造及び設備の概要の記載を省略することができる。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状

三　当該産業廃棄物の数量（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その数量を含む。）

四　申請者が都道府県又は市町村以外の者である場合には、当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類

五　当該産業廃棄物又は当該産業廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの運搬を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

六　運搬施設の種類及び運搬経路

七　当該産業廃棄物又は当該産業廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの処分を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

八　前号の処分を行うための施設の種類、設置場所、処理能力（当該施設が廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）、処理方式並びに構造及び設備の概要

九　前号に規定する施設における処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処理方法

十　第八号に規定する施設に係る放流水の水質及び水量、放流方法並びに放流先の概況

十一　輸出予定年月日

2　前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項について同一の内容の産業廃棄物（分析試験の用に供するものを除く。）の輸出を一年間に二回以上行おうとする者又は三年間に二回以上行おうとする者（その輸出が経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定第Ⅱ章Ｄ⑵のケース２に規定する事前の同意が与えられている施設への越境移動に該当する場合に限る。第三号において同じ。）は、産業廃棄物の輸出の一括確認（以下この条及び次条において「輸出の一括確認」という。）を受けることができる。この場合においては、前項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した様式第三十号による申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　前項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項

二　当該産業廃棄物の輸出の開始予定年月日

三　当該産業廃棄物の輸出を行う期間（前号に規定する日から起算して一年（当該産業廃棄物の輸出を三年間に二回以上行おうとする者にあつては、三年）を超えない期間とする。以下この条及び次条において「確認の有効期間」という。）

四　確認の有効期間内の当該産業廃棄物の輸出の回数

五　確認の有効期間内に輸出する当該産業廃棄物の数量の上限

3　前二項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、分析試験の用に供する産業廃棄物を輸出しようとする場合にあつては、第四号、第五号（第一項第六号に規定する運搬施設に係るものに限る。）、第六号及び第八号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一　申請者が都道府県及び市町村以外の者（個人を除く。）である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　申請者が個人である場合には、住民票の写し

三　当該産業廃棄物の性状を明らかにする書類

四　当該産業廃棄物を生じた施設の排出工程図

五　第一項第六号に規定する運搬施設及び同項第八号に規定する施設における当該産業廃棄物の処理の概要

六　第一項第六号に規定する運搬施設及び同項第八号に規定する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書及び年間処理計画並びに当該施設が廃棄物の最終処分場である場合に

あつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

七　第一項第八号に規定する施設（廃棄物の最終処分場を除く。）の処理工程図及び直前三年間の処理実績

八　第一項第八号に規定する施設の付近の見取図

九　分析試験の用に供する産業廃棄物を輸出しようとする場合にあつては、当該分析試験の概要

十　分析試験の用に供する産業廃棄物を輸出しようとする場合にあつては、当該産業廃棄物の量が分析試験を行うために必要な最小限度の量であることを示す書類

十一　その他参考となる書類又は図面

4　輸出の一括確認を受けた者は、やむを得ない理由により当該確認に係る事項の変更（確認の有効期間の変更（変更後の確認の有効期間が第二項第二号に規定する日から起算して一年を超えないものに限る。）、確認の有効期間内の当該産業廃棄物の輸出の回数の変更又は輸出する当該産業廃棄物の数量の上限の変更であつて、当該上限について十パーセント未満の増減を伴うものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第三十一号による届出書を環境大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該確認の年月日及び確認番号

三　変更の内容

四　変更の理由

5　分析試験の用に供する産業廃棄物（その重量が二十五キログラム以下であるもの（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。）に限る。）を輸出しようとする者は、第一項各号（同項第八号に掲げる事項のうち、処分を行うための施設の処理能力、処理方式並びに構造及び設備の概要に係るものを除く。）に掲げる事項を記載した様式第三十一号の二による届出書及び第三項各号（同項第四号、第五号（第一項第六号に規定する運搬施設に係るものに限る。）、第六号及び第八号を除く。）に掲げる書類を環境大臣に提出することができる。

6　産業廃棄物（輸入された廃棄物であつて仮に陸揚げされたものに限る。）を当該輸入の相手国に返還するために輸出しようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十一の三による届出書を環境大臣に提出することができる。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状

三　当該産業廃棄物の数量（当該産業廃棄物に石綿含有廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その数量を含む。）

四　運搬施設の種類及び運搬経路

五　当該産業廃棄物が仮に陸揚げされた年月日及び輸出予定年月

六　当該産業廃棄物の返還を行う理由及び輸出の相手国における当該産業廃棄物の輸入者との返還に係る調整状況の概要

（報告）

第十二条の十二の二十六　法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第一項の確認を受けた者は、当該確認に係る産業廃棄物の処分が終了したとき（輸出の一括確認を受けた者にあつては、個別の輸出ごとに当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したとき）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第三十二号による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該確認の年月日及び確認番号

三　当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地

四　当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状並びに輸出した数量（輸出の一括確認を受け

た者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した数量及びその合計）

五　当該産業廃棄物を輸出した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの輸出した年月日）

六　当該産業廃棄物の処分が終了した年月日（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了した年月日）

2　前項の報告書には、当該産業廃棄物の処分が終了したことを証する書面（輸出の一括確認を受けた者にあつては、当該確認の有効期間内に行つた産業廃棄物の個別の輸出ごとの当該輸出に係る産業廃棄物の処分が終了したことを証する書面）を添付しなければならない。

3　産業廃棄物を輸出しようとする者（次条第一号から第四号までに掲げる者を除く。）及び環境大臣の確認を受けて産業廃棄物を輸出した者は、当該輸出に係る施設において破損その他の事故が発生し、当該輸出に係る産業廃棄物又はこれらの処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあることを確認した場合には、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を環境大臣に報告しなければならない。

（産業廃棄物の輸出の確認を要しない者）

第十二条の十二の二十七　法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第二項第二号の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一　国

二　都道府県警察

三　法第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定に基づき、産業廃棄物の輸出を命じられた者（当該産業廃棄物を輸出する場合に限る。）

四　本邦から外国まで船舶又は航空機の航行を行う者（当該航行に伴い生ずる産業廃棄物を輸出する場合に限る。）

五　第十二条の十二の二十五第五項に規定する産業廃棄物を輸出しようとする者であつて、同項で定める届出書及び同条第三項各号（同項第四号、第五号（同条第一項第六号に規定する運搬施設に係るものに限る。）、第六号及び第八号を除く。）に掲げる書類を環境大臣に提出した者

六　第十二条の十二の二十五第六項に規定する産業廃棄物を当該輸入の相手国に返還するために輸出しようとする者であつて、同項で定める届出書を環境大臣に提出した者（当該産業廃棄物を返還するために輸出しようとする場合に限る。）

（権限の委任）

第二十条　法及びこの省令に規定する環境大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　（略）

二　法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第六条の二十七第一項第二号、第四号及び第八号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十条第一項の確認に係る当該事項と同等である場合に限る。）

三　第六条の二十七第四項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）

四　第六条の二十八第一項及び第三項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認及び当該地方環境事務所長に対して提出された輸出の届出に係るものに限る。）

五　第六条の二十七第五項に規定する権限

六　第八条の三の二第一項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。）

七　（略）

八　法第十五条の四の五第一項及び第四項に規定する権限（法第十五条の四の五第一項の許可に係る第十二条の十二の二十第一項第二号、第五号及び第九号から第十一号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の五第一項の許可に係る当該事項と同等である場合に限る。）

九　第十二条の十二の二十第四項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る。）

十　第十二条の十二の二十一第一項及び第三項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸入の許可及び当該地方環境事務所長に対して提出された輸入の届出に係るものに限る。）

十一　第十二条の十二の二十第五項に規定する権限

十二　法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項に規定する権限（同項の確認に係る第十二条の十二の二十五第一項第二号、第四号及び第八号から第十号までに掲げる事項が、過去になされた法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項の確認に係る当該事項と同等である場合に限る。）

十三　第十二条の十二の二十五第四項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認に係るものに限る。）

十四　第十二条の十二の二十六第一項及び第三項に規定する権限（当該地方環境事務所長がした輸出の確認及び当該地方環境事務所長に対して提出された輸出の届出に係るものに限る。）

十五　第十二条の十二の二十五第五項及び第六項に規定する権限

十六～十八　（略）

附　則　（略）

▽一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出の確認に係る審査基準等

（平成三十・八・二〇　環循規発一八〇八二〇二
環境省環境再生・資源循環局長通知）

第一　廃棄物の輸出確認の趣旨

廃棄物の輸出については環境大臣の確認が必要とされているが、これは、廃棄物の国内処理の原則を具体化するとともに、国外での安易な処理が行われることにより国内の排出事業者責任が空洞化し、国内での適正処理に支障を来すことを防止する観点から定められたものであること。

なお、廃棄物の輸出とは、本邦から廃棄物を外国に向けて送り出すこと（公海において日本の船舶、航空機内で発生した廃棄物を外国に向けて送り出すことを含む。）をいうものであること。また、ここで、外国とは本邦以外の国又は地域をいい、公海は含まないこと。

第二　適合性の確認について

1　国内においては適正に処理されることが困難であると認められる廃棄物の輸出であること

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十条第一項第一号（法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定中、「国内におけるその一般廃棄物（産業廃棄物）の処理に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物（産業廃棄物）」とは、例えば特許等の関係で国内において処理ができない廃棄物をいい、処理費用が高価であること等はこの要件を充足しないものであること。

2　1で規定する廃棄物以外の廃棄物（廃棄物の物理的若しくは化学的性質を評価し、又は適正な処理の方法を決定するための分析試験（以下「分析試験」という。）の用に供する廃棄物を除く。）にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第六条の二十五第一号に定める基準に適合する廃棄物の輸出であること。

⑴　適合性の確認

法第十条第一項第二号（法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に係る適合性の確認は、次に掲げる事項の適否を審査して行うものであること。

①　再生によって得ようとする物（以下「再生品」という。）の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、輸出の相手国等において再生品の利用が確実に見込まれること。

②　輸出の相手国等における同一の種類及び同等の性能の物の価格、利用の実績、需要の状況等と比較して、輸出の相手国等において再生品の利用が確実に見込まれるものであること。

③　得られる再生品の性状が①に掲げる条件に適合したものとなるよう、当該廃棄物の性状の分析及び管理、当該再生利用の用に供する施設の運転管理並びに再生品の性状の分析及び管理が適切に行われるものであること。

④　当該廃棄物の全部又は大部分を再生品の原材料として使用すること。

⑤　当該廃棄物又は当該廃棄物を輸出の相手国において処分するために処理したものの再生を行う者（以下「処分者」という。）が、当該廃棄物の処理及び再生品として製造した物の販売を円滑に行うことができることが事業の実績又は事業計画（当該事業の開始に必要な資金の調達及び技術的能力の確保に関する計画を含む。）に照らして明らかであるものであること。

⑥　処分者から輸出者に対し、当該廃棄物の受入時及び処理が終了した時点でその旨が報告されることとされているなど、確実に再生利用されたことの確認が行われるものであること。

⑦　処理又は再生品の販売を適切に行うことができない事情が生じた場合や契約を解除した場合等において、処理されない当該廃棄物及び再生品の取扱いがあらかじめ輸出者と処分者の間で定められており、その内容が法の目的に照らして不適当なものでないこと。

⑧　当該廃棄物を主として燃料として使用することを目的とするものでないこと。

⑨　燃料として使用される再生品を得るためのものでないこと。

⑩　通常の使用に伴って生活環境の保全上支障が生ずるおそれがない再生品を得るためのものであること。

⑪　一般廃棄物の輸出については、法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画に適合するものであるほか、次のいずれにも該当しないものであること。

イ　ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生

活環境保全上支障が生ずるおそれがあるもの。

ロ　通常の保管状況の下で腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの。

(2)　参考となる書類等の添付

(1)の適合性を確認するため、必要に応じて、規則第六条の二十七第三項第十一号又は第十二条の十二の二十五第三項第十一号の「その他参考となる書類又は図面」として、(1)の事項に適合していることを証明する資料の添付を求めるものであること。なお、添付書類については、必要に応じて和訳を併せて添付すること。

3　1で規定する廃棄物以外の廃棄物（分析試験の用に供する廃棄物に限る。）にあっては、規則第六条の二十五第二号に定める基準に適合する廃棄物の輸出であること。

(1)　適合性の確認

法第十条第一項第二号（法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に係る適合性の確認は、規則第六条の二十五第二号又は第十二条の十二の二十三第二号に掲げる基準に適合する廃棄物の輸出であることの適否を審査して行うものであること。なお、審査に当たっては、輸出の目的について、輸出に係る廃棄物の適正な処理に係る分析試験を行うものであることも確認すること。

(2)　参考となる書類等の添付

(1)の適合性を確認するため、規則第六条の二十七第三項第十号又は第十二条の十二の二十五第三項第十号の「その他参考となる書類又は図面」として、(1)の事項に適合していることを証明する資料の添付を求めるものであること。なお、添付書類については、必要に応じて和訳を併せて添付すること。

4　輸出に係る廃棄物（分析試験の用に供する廃棄物を除く。）が処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること

(1)　適合性の確認

法第十条第一項第三号（法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の適合性の審査は、次に掲げる事項の適否を確認して行うものであること。

①　予定される収集運搬及び処分（再生及び再生品の製造に伴って生ずる残さの処分を含む。）の方法が法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準若しくは法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準（以下「廃棄物処理基準」という。）に適合すること又は廃棄物処理基準と同等以上と認められる輸出の相手国の基準に適合すること。

②　予定される収集運搬及び処分（再生及び再生品の製造に伴って生ずる排ガス、排水及び残さの処理を含む。）が輸出の相手国の環境法令に適合し、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）に適合する環境上適正な処理であること。

③　処理又は再生品の販売を適切に行うことができない事情が生じた場合や契約を解除した場合等において処理されない当該廃棄物及び再生品の取扱いがあらかじめ輸出者と処分者の間で定められており、その場合の処理の方法が廃棄物処理基準に適合すること又は廃棄物処理基準と同等以上と認められる輸出の相手国の基準に適合すること。

④　生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときに、支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（これに必要な資金の確保を含む。）が講じられること。

⑤　処分者が当該廃棄物の処分を行うに当たり、輸出の相手国において必要な許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許可等」という。）を得ていること。

⑥　その他輸出に係る廃棄物の処理に関し、処分者及び輸出者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由が無いこと。

(2)　参考となる書類等の添付

(1)の適合性を確認するため、必要に応じて、規則第六条の二十七第三項第十一号又は第十二条の十二の二十五第三項第十一号の「その他参考となる書類又は図面」として、次に掲げる内容を記載した書類等の添付を求めるものであること。なお、添付書類については、必要に応じて和訳を併せて添付すること。

①　廃棄物処理基準と同等以上と認められる輸出の相手国の基準の概要

②　想定される保管期間（算定根拠を含む。）

③　処分施設が、廃棄物処理基準又は輸出の相手国の環境法令に適合した処理を行う上で必要となる分析・計量設備の有無

④　処分施設に適用される輸出の相手国の法令の概要

⑤　処分施設が許可等を受けていることが輸出の相手国の法令により求められている場合、当該許可等を受けていることを証する書面の写し

⑥　処分者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していることを誓約する書面

⑦　処分者が直前五年間で輸出の相手国にお

ける環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

⑧　輸出者及び輸出に係る廃棄物の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

⑨　輸出者及び輸出に係る廃棄物の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書

⑩　契約書の写し

⑪　一括申請の場合、輸出を行う期間における個別の輸出計画（輸出年月、数量等）

⑫　規則第六条の二十七第二項及び第十二条の十二の二十五第二項に掲げる同一の内容の廃棄物の輸出を三年間に二回以上廃棄物の輸出を行おうとする者（経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定第Ⅱ章Ｄ⑵のケース２に規定する事前の同意が与えられている施設への越境移動に該当する場合に限る。）にあっては、輸出の相手国において事前の同意が得られている施設であることを示す書類

⑬　その他バーゼル条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類

⑭　その他必要な書類

5　輸出に係る廃棄物（分析試験の用に供する廃棄物に限る。）が処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認められること

⑴　適合性の確認

法第十条第一項第三号（法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の適合性の審査は、４の⑴②から⑥までに掲げる事項の適否を確認して行うものであること。

⑵　参考となる書類等の添付

⑴の適合性を確認するため、必要に応じて、規則第六条の二十七第三項第十一号又は第十二条の十二の二十五第三項第十一号の「その他参考となる書類又は図面」として、４の⑵⑤から⑦まで並びに⑩、⑬及び⑭に掲げる内容を記載した書類等の添付を求めるものであること。なお、添付書類については、必要に応じて和訳を併せて添付すること。

6　申請者

⑴　一般廃棄物

法第十条第一項第四号の規定により、一般廃棄物の輸出を申請できる者は、一般廃棄物の処理責任を負うべき者、すなわち市町村及び事業者（自らその事業活動に伴って生じた一般廃棄物を輸出するものに限る。）とされているところ、本号の適合性の審査は、事業者の場合、その業務内容を聴取して行うものであること。

なお、ここでいう「事業者」には、中間処理業者（廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において廃棄物を処理する者をいう。以下同じ。）は含まれないこと。

⑵　産業廃棄物

法第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する法第十条第一項第四号の規定により、産業廃棄物の輸出を申請できる者は、廃棄物の処理責任を負うべき者たる事業者（自らその事業活動に伴って生じた産業廃棄物を輸出するものに限る。）並びに都道府県及び市町村に限られるものとされているところ、本号の適合性の審査は、事業者の場合その業務内容を聴取して行うものであること。

なお、ここでいう「事業者」には、⑴と同様、中間処理業者は含まれないこと。

第三

1　その他

⑴　国内における法の遵守

廃棄物が輸出される場合、その廃棄物が本邦の領域内にある場合には当然に国内における法令の適用を受けることから、法に基づく廃棄物処理基準である法第十二条第二項、第五項及び第六項に規定する保管基準及び委託基準の遵守並びに法第十二条の三に規定する産業廃棄物管理票の交付等の法の規定を遵守しなければならないこと。

したがって、例えば産業廃棄物の輸出を行う場合であっても国内（領海内を含む。）における運搬については、自ら行う場合を除き、法に基づく委託基準に適合した委託が行われる必要があること。また、規則第二条第六号及び第九条第九号において、廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら本邦から輸出の相手国までの廃棄物の運搬を行う者に限る。）については産業廃棄物収集運搬業等の許可を要しないこととされているところであるが、これらの者に対する委託についても委託基準が適用されること。

なお、ここで、産業廃棄物収集運搬業等の許可を要しないこととされた者は、本邦の港又は空港から外国へ仕向けられた船舶又は航空機に最後に積み替えられた以降のものを運搬する者に限られるものであること。

2　確認を不要とする者

規則第七条及び規則第十二条の十二の二十七に規定する者については、廃棄物の不適正処理、処理責任の空洞化のおそれが少ないことから、例外として確認が不要であるとされていること。

3　分析試験の用に供する廃棄物の輸出に関する環境大臣への届出の規定

規則第六条の二十七第五項及び第十二条の

十二の二十五第五項に規定する「その重量が二十五キログラム以下であるもの」とは、二十五キログラムを超える分析試験の用に供する同一の廃棄物を複数回に分けて輸出する場合を含むものではないこと。

4　事故時の報告

規則第六条の二十八第三項及び第十二条の十二の二十六第三項に規定する当該輸出に係る施設とは、当該輸出に係る廃棄物の運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設及び処分施設であること。また、同項の応急の措置とは、当該輸出の相手国において当該廃棄物の処理の委託を受けた者によって行われるものであっても差し支えないこと。さらに、同項の事故の状況及び講じた措置の概要の報告は、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあることを確認した時に速やかに行われるべきものであること。したがって、迅速性の観点からは、確認された範囲の事故の状況等について、電話・電子メール等で環境省（地方環境事務所を含む。）に速やかに報告し、その後、当該確認が十分になされた時点で、任意の様式で文書にて報告すること。

5　仮に陸揚げされた廃棄物の返還を行うための輸出に係る手続

規則第十二条の十二の二十五第六項において規定する「輸入される廃棄物であって仮に陸揚げされたもの」とは、輸入された廃棄物であって、当該廃棄物の輸入に係る通関手続きが終了していないものをいうこと。当該廃棄物の輸出については、規則第十二条の十二の二十七第六号に規定する届出書を環境大臣に提出した場合に限り、環境大臣の確認を不要とすること。

6　その他

個別の輸出確認の申請において記載された輸出予定年月日を正当な理由なく超過した場合には、改めて環境大臣による確認の申請を行うことが必要であること。

第四　標準処理期間

標準処理期間は、六〇日とすること。

▽廃棄物の輸入の許可に係る審査基準等

（平成三〇・八・二十　環循規発一八〇八二〇一　環境省環境再生・資源循環局長通知）

第一　廃棄物の輸入許可の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第十五条の四の五第一項において、廃棄物の輸入については、環境大臣の許可が必要とされている。これは、国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならないことから、輸入に係る廃棄物（以下「国外廃棄物」という。）が国内において適正に処理することができることを確認する観点から定められたものである。

また、国内における廃棄物の処理技術の向上、日本企業の国際展開の拡大及び社会的責任に基づく環境配慮の取組の推進を受け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）により、国内における適正な処理が確保されることを前提として、国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められる場合に限り、国外廃棄物を他人に委託して適正に処理することができると認められる者も、新たに輸入許可の対象者とされた。これにより、途上国では適正な処理が困難であるが国内では処理可能な廃棄物について、国内において対応可能な範囲内で受け入れて適正に処理する取組が推進されることが期待される。

なお、廃棄物の輸入とは、外国から本邦に向けられた廃棄物を本邦に持ち込むことをいう。ここで、外国とは本邦以外の国又は地域をいい、公海は含まない。

第二　適合性の確認について

1　法第十五条の四の五第一項に規定する輸入の許可（以下「輸入許可」という。）に係る法第十五条の四の五第三項第一号から第三号に規定する適合性の確認は、次の⑴～⑶に掲げる事項の適否を審査して行うものとする。

⑴　輸入に係る廃棄物が、国内におけるその国外廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内において適正に処理されると認められるものであること（法第十五条の四の五第三項第一号）

①　適合性の確認

イ　予定される収集運搬及び処分（再生及び再生品の製造に伴って生ずる残さの処分を含む。）の方法が、法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準（当該国外廃棄物が特別管理産業廃棄物に該当する場合には、法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準）に適合するものであること。

ロ　予定される国外廃棄物の処理施設が、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を行うことができる施設であること。

ハ　予定される収集運搬に係る車両の運搬計画及び処分に係る施設の処理能力が、輸入量に照らして十分なものであること。

ニ　廃棄物の物理的若しくは化学的特性を評価し、又は適正な処理の方法を決定するための分析試験（以下「分析試験」という。）の用に供する廃棄物の輸入に当たっては、次のいずれにも該当することをもって、イからハまでに代えることができる。

(i)　輸入に係る廃棄物が、国内において予定される分析試験の用に供されることが確実であると認められること。

(ii)　予定される分析試験が、廃棄物の発生を最小化する観点からの、再生利用等による廃棄物の減量その他の適正な処理に関する技術の開発又は体制の整備に資するものであること。

(iii)　予定される分析試験を行おうとする区域を管轄する都道府県（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第二十七条に規定する市を含む。以下同じ。）から、予定される分析試験の方法及び施設が適正なものである旨の判断がなされていること。

(iv)　輸入に係る廃棄物の量が、予定される分析試験に必要な最小限度のものであると認められること。

②　参考となる書類の添付

①の適合性を確認するため、必要に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の十二の二十第三項第十号「その他必要な書類」として、予定される分析試験の方法及び施設が適正なものである旨の判断がなされていることが分かる書面又は誓約書等の添付を求めるものであること。

⑵　申請者がその国外廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができると認められること（法第十五条の四の五第三項第二号）

① 適合性の確認

イ　申請者等（申請者がその国外廃棄物を他人に委託して処理する場合には、申請者及び当該委託を受ける者。以下、ロからニにおいて同じ。）が禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。

ロ　申請者等が輸入に係る廃棄物の処分を行うに当たり、必要な許可、認可、承認その他これらに類するものを受けていること。

ハ　申請者等が、過去五年間、生活環境の保全を目的とする法令（法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他令第四条の六に定める法令）に違反し、処罰された者でないこと。

ニ　申請者等が輸入に係る廃棄物の処分に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。

ホ　申請者がその国外廃棄物を自ら処理する場合には、申請者が次のいずれかに該当する者であること。

(i)　産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者であって、その国外廃棄物の処分をその事業の範囲に含むもの

(ii)　産業廃棄物処理施設であって、その国外廃棄物を処分することができるものを有する者（イに掲げるものを除く。）

(iii)　分析試験を行う者であって、予定される分析試験を行おうとする区域を管轄する都道府県から、予定される分析試験が適正なものである旨の判断がなされているもの

ヘ　申請者がその国外廃棄物を他人に委託して処理する場合には、令第六条の二に規定する産業廃棄物委託基準（当該国外廃棄物が特別管理産業廃棄物に該当する場合には、令第六条の六に規定する特別管理産業廃棄物委託基準）に従った委託契約がなされていること。

ト　申請者がその国外廃棄物を他人に委託して分析試験を行う場合には、適正な委託契約がなされていることをもって、ヘに代えることができる。

チ　申請者がその国外廃棄物を他人に委託して処理する場合には、申請者が、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。具体的には、その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性をもって予想される者として、「行政処分の指針について」（平成三十年三月三十日環循規発第一八〇三三〇二八号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）第二の⑷③に該当する者ではないこと。

②　参考となる書類等の添付

①の適合性を確認するため、必要に応じて、規則第十二条の十二の二十第三項第十号の「その他必要な書類」として、次に掲げる内容を記載した書類等の添付を求めるものであること。

イ　申請者等が禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過していることを誓約する書面

ロ　申請者等が過去五年間で生活環境の保全を目的とする法令に違反し、処分された者ではないことを誓約する書面

ハ　契約書の写し

⑶　申請者がその国外廃棄物の処分を他人に委託して行おうとする者である場合にあっては、その国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められること（法第十五条の四の五第三項第三号）

以下のいずれかの要件を満たす場合には、「相当の理由」があると認められるものとすること。

①　適合性の確認

イ　その国外廃棄物が、輸入の相手国においては適正に処理することが困難であるが、国内においては適正に処理される場合

ロ　その国外廃棄物が、輸入の相手国においては再生利用することが困難であるが、国内においては再生利用される場合

ハ　国外における自社、親会社又は子会社等の物の製造、加工、販売等の事業活動に伴い生じた国外廃棄物を国内処理する場合

ニ　自社、親会社又は子会社等の生産又は使用した製品、容器等が国外廃棄物となったものを国内処理する場合

ホ　輸入の相手国の法令等により、廃棄物となった製品の生産国である我が国での処理が求められる場合

ヘ　その国外廃棄物を分析試験の用に供する場合であって、予定される分析試験を行おうとする区域を管轄する都道府県から、予定される分析試験が適正なものである旨の判断がなされること

②　参考となる書類等の添付

①の適合性を確認するため、必要に応じて、規則第十二条の十二の二十第三項第十号の「その他必要な書類」を求めるものであること。

2　生活環境の保全上必要な条件

輸入許可をする際の法第十五条の四の五第四項に規定する生活環境の保全上必要な条件については、申請者に対し、法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのないよう必要な具体的な手段、方法等について付すものである。なお、法令上既にその遵守が義務付けられている事項を、輸入許可に際しての条件として付すことは要しないことから、輸入許可に際して付する条件は、法令上明示的にその遵守が義務付けられてはいないものの生活環境の保全上必要なものとして条件として追加的に付すものである。

具体的には、個別の事例に応じて、輸入する廃棄物が生活環境の保全上の支障が特に生じやすい性状を有している、又は輸入量が処理能力や現在の処理実績に比して多量である等の場合に、以下の条件を付すこと等が考えられる。

・輸入する廃棄物の処分に当たって生活環境保全上の支障が生じないよう、処理施設における単位時間当たりの受入量や処分量を制限する条件

・輸入物の保管中に生活環境の保全上の支障が生じないよう、一定面積以上の保管場所を確保すること、保管期間を一定以下に抑制すること等の条件

・交通量が著しく増加して大気環境の著しい悪化を招くことがないよう、運搬経路又は搬入時間帯を指定する条件

・その他バーゼル条約の的確かつ円滑な実施及び人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられている条件

第三　輸入された廃棄物の委託

輸入された廃棄物の委託基準については、第十二条第六項及び令第六条の二第三号において、当該廃棄物を輸入した者が自らその処分又は再生を行うものとして輸入許可を受けて輸入されたものについては処分又は再生を委託しないこと。ただし、災害その他の特別な事情により適正な処分又は再生が困難であることについて、環境大臣の確認を受けた場合はこの限りでないこと、としている。

下記のいずれかに該当する場合については、輸入された廃棄物の委託基準における「災害その他特別な事情」として認められるものとすること。

・自然災害が生じたことにより、処理施設の稼働が困難となった場合

・通常の使用に伴う故障、破損又は事故の発生により、処理施設の稼働が困難となった場合

・その他委託することが廃棄物の適正な処理の観点から特に必要と認められる場合

第四　輸入許可等の手続

廃棄物を輸入しようとする場合は、輸入に用いる港の所在地を所管する地方環境事務所に対して、規則第十二条の十二の二十に規定する様式第二十九号の申請書及び添付書類を提出すること。なお、添付書類については、必要に応じて和訳を添付すること。

また、規則第十二条十二の二十第二項に規定する輸入の一括許可を受けた者で、やむを得ない理由により当該許可に係る事項の変更が生じた場合は、様式第二十九号の二による届出書を所定の地方環境事務所に提出すること。

さらに、廃棄物の処分が終了したとき（輸入の一括許可を受けた者にあっては、個別の輸入ごとに当該輸入に係る廃棄物の処分が終了したとき）は、規則第十二条の十二の二十一に規定する様式二十九号の四の報告書を所定の地方環境事務所に提出すること。

規則第八条の三の二に基づき、輸入された廃棄物の適正な処分又は再生が困難である旨の環境大臣の確認を申請する場合は、様式第二号の七の申請書を所定の地方環境事務所に提出すること。

第五　その他留意事項

1　国内における法の遵守

国外廃棄物を輸入した者は、事業者としての産業廃棄物の処理に係る責務が課せられる。（法第十五条の四の六及び法第十五条の四の七第二項）

2　許可を不要とする者

規則第十二条の十二の二十二に規定される者については、例外として許可が不要であるとされている。ただし、同条第六号に掲げる者は、自ら国外廃棄物を処理しようとする者であり、国外廃棄物を他人に委託して処理しようとする者は該当しない。

3　分析試験の用に供する廃棄物の輸入に関する環境大臣への届出の規定

規則第十二条の十二の二十第五項に規定する「その重量が二十五キログラム以下であるもの」とは、二十五キログラムを超える分析試験の用に供する同一の廃棄物を複数回に分けて輸出する場合を含むものではないこと。

4　許可の対象とならない廃棄物

環境大臣の輸入の許可が必要とされる廃棄物に、航行廃棄物及び携帯廃棄物は含まないこと。（法第十五条の四の五）

5　再委託の禁止

再委託は、産業廃棄物の処理についての責任の所在を不明確にし、不法投棄等の不適正な処理を誘発するおそれがあることから、輸入許可を受けて輸入された廃棄物の処分又は再生について、再委託することはできない。（法第十四条第十六項

及び令第六条の十二第三号）

6　事故時の報告

規則第十二条の十二の二十一第三項に規定する当該輸入に係る施設とは、当該輸入に係る産業廃棄物の運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設及び処分施設であること。また、同項の応急の措置とは、当該産業廃棄物の処理の委託を受けた者によって行われるものであっても差し支えないこと。さらに、同項の事故の状況及び講じた措置の概要の報告は、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあることを確認した時に速やかに行われるべきものであること。したがって、迅速性の観点から、確認された範囲の事故の状況等について、電話・電子メール等で環境省（地方環境事務所を含む。）に速やかに報告し、その後、当該確認が十分になされた時点で、任意の様式で文書にて報告すること。

7　その他

個別の輸入許可の申請において記載された輸入予定年月日を正当な理由なく超過した場合には、改めて環境大臣による輸入許可を申請する必要があること。

第六　標準処理期間

標準処理期間は、六〇日とすること。

関税法（抜粋）

（昭和二十九年四月二日　法律第六十一号）

（趣旨）

第一条　この法律は、関税の確定、納付、徴収及び還付並びに貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理を図るため必要な事項を定めるものとする。

（輸出又は輸入の許可）

第六十七条　貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格（輸入貨物（特例申告貨物を除く。）については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

（輸出申告又は輸入申告の手続）

第六十七条の二　輸出申告又は輸入申告は、輸出又は輸入の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域等（保税地域又は第三十条第一項第二号（外国貨物を置く場所の制限）の規定により税関長が指定した場所をいう。以下同じ。）の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。

2　外国貿易船（これに準ずるものとして政令で定める船舶を含む。以下この項において同じ。）に積み込んだ状態で輸出申告又は輸入申告をすることが必要な貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより税関長の承認を受けて、当該外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して輸出申告又は輸入申告をすることができる。

3　輸入申告は、その申告に係る貨物を保税地域等に入れた後にするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　前項の規定による承認を受けた場合

二　当該貨物を保税地域等に入れないで申告をすることにつき、政令で定めるところにより、税関長の承認を受けた場合

三　当該貨物につき、特例輸入者又は特例委託輸入者が政令で定めるところにより輸入申告を行う場合

4　前項各号のいずれかに該当する場合における輸入申告は、当該貨物に係る第十五条第一項若しくは第九項（入港手続）の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第二項若しくは第十項若しくは第十八条第四項（入出港の簡易手続）の規定による積荷に関する事項を記載した書面が税関に提出された後にするものとする。

（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）

第六十八条　税関長は、第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告があつた場合において輸出若しくは輸入の許可の判断のために必要があるとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益（これに相当する便益で政令で定めるものを含む。）を適用する場合において必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類又は当該便益を適用するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

（証明又は確認）

第七十条　他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの（以下この項において「許可、承認等」という。）を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

2　他の法令の規定により輸出又は輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、第六十七条（輸出又は輸入の許可）の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。

3　第一項の証明がされず、又は前項の確認を受けられない貨物については、輸出又は輸入を許可しない。

外国為替及び外国貿易法（抜粋）

（昭和二十四年十二月一日　法律第二百二十八号）

（輸出の原則）

第四十七条　貨物の輸出は、この法律の目的に合致する限り、最少限度の制限の下に、許容されるものとする。

（輸出の許可等）

第四十八条　（略）

2　（略）

3　経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

（輸入の承認）

第五十二条　外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

（制裁）

第五十三条　（略）

2　経済産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に関し、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者（前項に規定する者を除く。）に対し、一年（第十条第一項に規定する対応措置（第四十八条第三項又は前条に係るものに限る。）に違反した者にあつては、三年）以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することができる。

3　第一項又は前項の規定による禁止をする場合において、経済産業大臣は、違反者（第一項に規定する第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者又は前項に規定する貨物の輸出若しくは輸入に関し、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反した者をいう。次項において同じ。）が個人である場合にあつては、その者に対して、当該禁止に係る期間と同一の期間を定めて、当該禁止に係る範囲の業務を営む法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項において同じ。）となることを禁止することができる。

4　第一項又は第二項の規定による禁止をする場合において、経済産業大臣は、違反者に係る次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該禁止の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該禁止の実効性を確保するためにその者による当該禁止に係る業務を制限することが相当と認められる者として経済産業省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該禁止に係る期間と同一の期間を定めて、当該禁止に係る範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止することができる。

一　当該違反者が法人である場合　その役員及び当該禁止に係る処分の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び次号において

単に「使用人」という。）及び当該禁止に係る処分の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二　当該違反者が個人である場合　その使用人及び当該禁止に係る処分の日前六十日以内においてその使用人であつた者

（罰則）

第六十九条の七　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一～三　（略）

四　第四十八条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸出をした者

五　第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をした者

2　（略）

第七十二条　法人（第二十六条第一項第二号、第四号及び第五号、第二十七条第十四項、第二十七条の二第七項、第二十八条第九項、第二十八条の二第七項並びに第五十五条の五第三項に規定する団体に該当するものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一・二　（略）

三　第六十九条の七　五億円以下（当該違反行為の目的物の価格の五倍が五億円を超えるときは、当該価格の五倍以下）の罰金刑

四・五　（略）

2・3　（略）

輸出貿易管理令（抜粋）

（昭和二十四年十二月一日　政令第三百七十八号）

（輸出の承認）

第二条　次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一　別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出

一の二・二　（略）

2・3　（略）

（特例）

第四条　（略）

2　第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三七から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一　仮に陸揚げした貨物を輸出しようとするとき。ただし、別表第二の一、三五及び三五の二の項の中欄に掲げる貨物（同表の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）を輸出しようとする場合を除く。

二～四　（略）

3・4　（略）

（税関の確認等）

第五条　税関は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第四十八条第一項の規定による許可若しくは第二条第一項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。

別表第二（第二条、第四条、第十二条関係）

三五の二	（一）　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等	全地域（南緯六十度線以北の公海を除く。）
	（二）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物（（一）に掲げるものを除く。）	

輸入貿易管理令（抜粋）

（昭和二十四年十二月二十九日　政令第四百十四号）

（輸入に関する事項の公表）

第三条　経済産業大臣は、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項を定め、これを公表する。ただし、経済産業大臣が適当でないと認める事項の公表については、この限りでない。

2　経済産業大臣は、前項の規定により輸入割当てを受けるべき貨物の品目を定めるには、あらかじめ、当該貨物についての主務大臣の同意を得なければならない。

（輸入の承認）

第四条　貨物を輸入しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

一　（略）

二　当該貨物の品目について、貨物の原産地又は船積地域が前条第一項の規定により公表された場合において、その原産地を原産地とする貨物を輸入し、又はその船積地域から貨物を輸入しようとするとき。

三　（略）

2・3　（略）

（税関の確認等）

第十五条　税関は、経済産業大臣の指示に従い、通関に際し、貨物を輸入しようとする者が輸入の承認を受けていること又はこれを受けることを要しないことを確認しなければならない。

2　（略）

輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くもの

（平成二十九年十一月二十二日　経済産業省告示二百六十三号）

輸出貿易管理令（以下「令」という。）第四条第二項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄及び三五の二の項（一）に掲げる貨物を輸出しようとする場合であって、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　令別表第二の三五の二の項（一）に掲げる貨物であって、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約第八条又は第九条2の規定に基づき我が国が通報を行ったものであり、かつ、当該通報を受けた地域を仕向地とするもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物については、同法第十条第二項（同法第十五条の四の七第一項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合に限る。）

特定有害廃棄物等の輸出承認について

輸出注意事項５第４１号（5.12.14）
最終改正：輸出注意事項2020第42号（R2.12.28）

輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号）別表第２の３５の２の項（１）に掲げる特定有害廃棄物等の輸出の承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和６２年１１月６日付け６２貿局第３２２号・輸出注意事項６２第１１号）によるほか、平成５年１２月１６日から下記により行います。

記

１　適用地域

適用地域は、全地域（南緯６０度の線以北の公海及び台湾を除く。ただし、他の外国の地域を経由して南緯６０度の線以北の公海に輸出する場合にあっては、当該外国の地域を仕向地とみなし適用地域に含まれるものとする。）とする。

２　適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第２の３５の２の項（１）に掲げる貨物（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成４年法律第１０８号。以下「バーゼル法」という。）第２条第１項に規定する特定有害廃棄物等（バーゼル法第２条第１項第１号ロ並びに特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成３０年環境省令第１２号。以下「バーゼル省令」という。）第３条及び第５条に規定するものとする。以下「特定有害廃棄物等」という。））とする。

なお、バーゼル省令第２条に規定するもの及び仮に陸揚げした貨物であって有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）第８条又は第９条２の規定に基づき我が国が通報を行ったものであり、かつ、当該通報を受けた地域を仕向地とするもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃掃法」という。）第２条第１項に規定する廃棄物については、同法第１０条第２項（同法第１５条の４の７第１項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合に限る。）は承認を要しない。

３　輸出承認の申請

（１）輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、輸出承認申請書２通を、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。

貨　物　の　種　類	提　　出　　先
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、飲食料品及び農薬に関するもの）	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外のもの	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

（注）輸出しようとする貨物が上記２に該当するか否かについて等の問合せ先…産業技術環境局資源循環経済課

（２）輸出承認申請の際の添付書類

（注）下記の提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと

①　共通事項

イ　輸出承認申請理由書　1通（申請理由書様式によるもの）

ロ　申請者が法人である場合は登記簿の謄本、個人である場合は住民票の写し　１通（ただし、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時までに提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。）

ハ　輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し　１通

ニ　特定有害廃棄物等の運搬の手段及び経路（輸出入地点）の詳細を記載した貨物のフロー図　１通

ホ　適用品目が廃掃法第２条第１項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第１０条第１項（同法第１５条の４の７第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書（同法第１０条第２項（同法第１５条の４の７第１項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合を除く。）の写し　１通

ヘ　適用品目に係る輸出移動書類（申請書）　２通

ト　別紙様式（通告書）に示す書類　１通（バーゼル省令第５条に規定するモニター（以下「モニター」という。）を香港に輸出する場合を除く。）

チ　その他必要と認められる書類

② 経済協力開発機構（以下「ＯＥＣＤ」という。）加盟国向けであって、条約附属書Ⅳ Ｂに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池を除く。）の場合）（注１）

イ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し　各１通

ロ 申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類（注２）（注３）　各１通

ａ）資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書（前年度のもの）

ｂ）次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類

＜計算式＞

$FG=(C_T+C_{RD}+C_S)\times Q\times F$

ＦＧ ：資力保証の金額

ＣＴ ：運搬単価（輸出先国から我が国への１トン当たりの運搬費用）

C_{RD} ：処分単価（我が国処分施設での１トン当たりの処分費用）（※）

C_S ：保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での１トン当たりの９０日分保管費用）

Ｑ ：輸出特定有害廃棄物等の量（トン）

Ｆ ：安全係数（１．２）

（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、０として計算する。

（注１）上記②には、条約附属書Ⅳ Ｂに掲げる処分作業に係る分析試験（ＯＥＣＤの回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（以下「理事会決定」という。）第Ⅱ章Ｄ（１）（ｃ）に基づく分析試験をいう。以下同じ。）を行うためのものであって、ポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）を５０ｐｐｍ（百万分率）以上含むもの又は２５キログラムを超えるものを含む。

（注２）分析試験を行うものの場合は、上記ロの書類の提出を要しない。

（注３）輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し１通を提出することができる。

③ ＯＥＣＤ加盟国向けの場合であって、条約附属書Ⅳ Ｂに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池に限る。）の場合（注１）

イ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の契約書、又は当該鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し　各１通

ロ 申請者が、輸出しようとする鉛蓄電池の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類（注２）（注３）　各１通

ａ）資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書（前年度のもの）

ｂ）次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類

＜計算式＞

$FG=(C_T+C_{RD}+C_S)\times Q\times F$

ＦＧ ：資力保証の金額

C_T ：運搬単価（輸出先国から我が国への１トン当たりの運搬費用）

C_{RD} ：処分単価（我が国処分施設での１トン当たりの処分費用）（※）

C_S ：保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での１トン当たりの９０日分保管費用）

Ｑ ：輸出特定有害廃棄物等の量（トン）

Ｆ ：安全係数（１．２）

（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、０として計算する。

ハ 鉛蓄電池の処分（鉛蓄電池の処分に伴って生じる残滓の処分を含む。）に関する環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注２）（注４）　各１通

ａ）輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は

執行を受けることがなくなった日から５年を経過していることを誓約する書面
ｂ）輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
ｃ）輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
ｄ）輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書
ｅ）輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前３年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類
ｆ）輸出に係る鉛蓄電池の性状を明らかにする書類
ｇ）輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の概要に関する書類
ｈ）輸出に係る鉛蓄電池を生じた施設の排出工程図
ｉ）輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
ｊ）輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類
ｋ）輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類
ｌ）輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国において必要な許可等を受けていることを証する書類
ｍ）鉛蓄電池の処分に関して遵守すべき輸出の相手国の法令を記載した書面
ｎ）その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
ｏ）その他必要と認められる書類

（注１）上記③には、条約附属書Ⅳ Ｂに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、ＰＣＢを５０ｐｐｍ（百万分率）以上含むもの又は２５キログラムを超えるものを含む。
（注２）分析試験を行うためのものの場合は、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記ハの書類に代えて、以下の書類を各１通提出すること。
ａ）輸出に係る鉛蓄電池の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していることを誓約する書面
ｂ）輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
ｃ）輸出に係る鉛蓄電池の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類
ｄ）輸出に係る鉛蓄電池の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類
ｅ）輸出に係る鉛蓄電池の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類
ｆ）その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
ｇ）その他必要と認められる書類
（注３）輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し１通を提出することができる。
（注４）廃掃法第１０条（同法第１５条の４の７第１項において読み替えて準用する場合を含む。）の環境大臣の確認を受けた者である場合は、上記ハの書類の提出は不要とする。

④　上記②又は③以外（ＯＥＣＤ非加盟国向け又はＯＥＣＤ加盟国向けであって上記②又は③以外のもの）の場合（注１）
イ　申請の理由に関する次の書類　各１通
ａ）輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類
ｂ）輸出される特定有害廃棄物等が輸出の相手国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が輸出の相手国において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書

ロ　申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有することを証する次の書類（注２）（注３）　各１通
ａ）資金調達方法を示す書類、貸借対照表及び損益計算書（前年度のもの）
ｂ）次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類
＜計算式＞

ＦＧ＝（C_T＋C_{RD}＋C_S）×Ｑ×Ｆ
ＦＧ　：資力保証の金額
C_T　：運搬単価（輸出先国から我が国への１トン当たりの運搬費用）
C_{RD}：処分単価（我が国処分施設での１トン当たりの処分費用）（※）
C_S　：保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での１トン当たりの９０日分保管費用）
Ｑ　　：輸出特定有害廃棄物等の量（トン）
Ｆ　　：安全係数（１．２）
（※）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、０として計算する。

ハ　申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の写し　１通

ニ　環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注２）（注４）　１通
ａ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していることを誓約する書面
ｂ）輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
ｃ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
ｄ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書
ｅ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前３年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類
ｆ）輸出に係る特定有害廃棄物等の性状を明らかにする書類
ｇ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の概要に関する書類
ｈ）輸出に係る特定有害廃棄物等を生じた施設の排出工程図
ｉ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
ｊ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類
ｋ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類
ｌ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において必要な許可等を受けていることを証する書類
ｍ）特定有害廃棄物等の処分に関して遵守すべき輸出の相手国の法令を記載した書面
ｎ）その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
ｏ）その他必要と認められる書類

ホ　適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の記名のある次の書類　各１通
ａ）有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類
ｂ）条約付属書Ⅰ及びⅡの該当するＹ番号、条約付属書Ⅲの該当するＨ番号、バーゼル省令における該当箇所及び国際連合分類区分

（注１）上記④には、ＯＥＣＤ加盟国向けにあっては条約附属書ⅣＡに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、ＰＣＢを５０ｐｐｍ（百万分率）以上含むもの又は２５キログラムを超えるもの、ＯＥＣＤ非加盟国向けにあっては条約附属書ⅣＡ及びＢに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものを含む。
（注２）分析試験を行うためのものの場合は、上記ロの書類については提出を要しない。また、上記ニの書類に代えて、以下の書類を各１通提出すること。
ａ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していることを誓約する書面
ｂ）輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面
ｃ）輸出に係る特定有害廃棄物等の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類
ｄ）輸出に係る特定有害廃棄物等の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類
ｅ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類
ｆ）その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類
ｇ）その他必要と認められる書類

（注３）輸出の相手国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあっては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し１通を提出することができる。
（注４）廃掃法第１０条（同法第１５条の４の７第１項において読み替えて準用する場合を含む。）の環境大臣の確認を受けた者である場合は、上記ニの書類の提出は不要とする。
（注５）モニターを香港に輸出する場合は、上記イからホの書類に代えて、香港当局から必要な許可等を受けていることを証する書類を提出すること。

４　輸出の承認

（１）条約附属書ⅣＢに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池を除く。）のＯＥＣＤ加盟国向けの輸出承認（注１）
当該申請が上記３に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から④までに該当する場合に限り、行うものとする。
また、適用品目のうち廃掃法第２条第１項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記３（２）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

①　特定有害廃棄物等の輸出について輸出の相手国及びＯＥＣＤ加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。
ただし、輸出の相手国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して３０日以内に輸出の相手国及びＯＥＣＤ加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

②　当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）

③　次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）。
イ　輸出の相手国等において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。
ロ　輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

④　その他ＯＥＣＤの回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

（２）条約附属書ⅣＢに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池に限る。）のＯＥＣＤ加盟国向けの輸出承認（注１）
当該申請が上記３に従って行われたものであることを確認し、当該鉛蓄電池の輸出が次の①から⑤までに該当する場合に限り、行うものとする。
また、鉛蓄電池のうち廃掃法第２条第１項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記３（２）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

①　鉛蓄電池の輸出について輸出の相手国及びＯＥＣＤ加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。
ただし、輸出の相手国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して３０日以内に輸出の相手国及びＯＥＣＤ加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

②　当該鉛蓄電池の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。
また、当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。

③　次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）
イ　輸出の相手国等において鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。

ロ　輸出者が、輸出しようとする鉛蓄電池の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

④　環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

⑤　その他ＯＥＣＤの回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

（３）上記（１）又は（２）以外（ＯＥＣＤ非加盟国向け又はＯＥＣＤ加盟国向けであって上記（１）又は（２）以外のもの。）の輸出の承認（注２）

当該申請が上記３に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から⑩までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第２条第１項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記３（２）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

①　次のいずれかに該当すること。

イ　輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合。

ロ　輸出される特定有害廃棄物等が輸出の相手国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合。

②　条約の非締約国への輸出でないこと。

③　南緯６０度以南の地域における処分のための輸出でないこと。

④　輸出の相手国が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。

⑤　輸出について輸出の相手国及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得ていること。

ただし、条約の締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から６０日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときはこの限りでない。

⑥　輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が輸出の相手国から確認を得ていること。

⑦　次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）

イ　輸出の相手国等において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。

ロ　輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

⑧　環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

⑨　香港向けにモニターを輸出する場合は、上記①～⑧に代えて香港当局から必要な許可等を受けていることが確認できること。

⑩　その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満たしていること。

（注１）上記（１）及び（２）には、条約附属書ⅣＢに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、ＰＣＢを５０ｐｐｍ（百万分率）以上含むもの又は２５キログラムを超えるものを含む。

（注２）上記（３）には、ＯＥＣＤ加盟国向けにあっては条約附属書ⅣＡに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものであって、ＰＣＢを５０ｐｐｍ（百万分率）以上含むもの又は２５キログラムを超えるもの、ＯＥＣＤ非加盟国向けにあっては条約附属書ⅣＡ又はＢに掲げる処分作業に係る分析試験を行うためのものを含む。

５　承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

1　本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者が、別途経済産業大臣が交付する「輸出移動書類」を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
2　本輸出承認証により輸出する貨物が環境上適正な処理がなされないおそれがあるとして経済産業大臣から求めがあった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、その指示に従うこと。
3　経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
4　本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

（申請理由書様式）

年　　月　　日

経済産業大臣　あて

申請者（氏名又は名称及び代表者の氏名）
（住　　所）
担当者（所属部署名）
（氏　　名）
（電話番号）

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記の通り輸出貿易管理令別表第２の３５の２の項に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

１．仕向地

２．バーゼル条約締約国又はOECD加盟国

３．買主名及びその住所

４．最終需要者名及びその住所

５．輸出貨物の概要

①　貨物名（商品名、型及び等級）

②　数量及び価格

６．最終需要者の用途

７．輸出の理由及び経緯

（注）　用紙の大きさは、Ａ列４番とします。

（別紙様式）

Notification document for transboundary movements/shipments of waste

1. Exporter - notifier Registration No:
Name:
Address:

Contact person:
Tel: Fax:
E-mail:

2. Importer - consignee Registration No:
Name:
Address:

Contact person:
Tel: Fax:
E-mail:

8. Intended carrier(s) Registration No:
Name*(7)*:
Address:

Contact person:
Tel: Fax:
E-mail:
Means of transport *(5)*:

9. Waste generator(s) - producer(s) *(7)* Registration No:
Name:
Address:

Contact person:
Tel: Fax:
E-mail:
Site of generation *(6)*
Process of generation *(6)*

10. Disposal facility *(2)*: ☐ **or recovery facility** *(2)*: ☐
Registration No:
Name:
Address:

Contact person:
Tel: Fax:
E-mail:
Actual site of disposal/recovery (other than above):

3. Notification No:
Notification concerning
A.(i) Individual shipment: ☐ (ii) Multiple shipments: ☐
B.(i) Disposal *(1)*: ☐ (ii) Recovery : ☐
C. Pre-consented recovery facility *(2;3)* Yes ☐ No ☐

4. Total intended number of shipments:

5. Total intended quantity Tonnes (Mg):m^3: *(4)*:

6. Intended period of time for shipment(s) *(4)*:
Start date Last date:

7. Packaging type(s) (5):
Special handling requirements (6): Yes: ☐ No: ☐

11. Disposal / recovery operation(s) *(2)*
D-code / R-code *(5)*:
Technology employed *(6)*:

Reason for export *(1;6)*:

12. Designation and composition of the waste *(6)*:

13. Physical characteristics *(5)*:

14. Waste identification *(fill in relevant codes. *required to state)*
(i) Basel Annex VIII (or IX if applicable)*:
(ii) OECD code (if different from (i)): *
(iii) EC list of wastes:
(iv) National code in country of export:
(v) National code in country of import:
(vi) Other (specify):
(vii) Y-code*:
(viii) H-code* *(5):*
(ix) UN class *(5):*
(x) UN Number:
(xi) UN Shipping name:
(xii) Customs code(s) (HS)*:

15. (a) Countries/States concerned, (b) Name and Code no. of competent authorities where applicable, (c) Specific points of exit or entry (border crossing or port)

State of export - dispatch	State(s) of transit (entry and exit)*(6)*	State of import - destination
(a)JAPAN		
(b)MINISTRY OF THE ENVIRONMENT		
(c)		

16.Customs offices of entry and/or exit and/or export (European Community):
Entry: Exit: Export:

17. Exporter's - notifier's / generator's - producer's *(1)* **declaration**:
I certify that the information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into and that any applicable insurance or other financial guarantee is or shall be in force covering the transboundary movement.

Exporter's - notifier's name: Date: Signature: _____
(Printed name) (　　)

Generator's - producer's name: Date: Signature: _____
(Printed name) (　　)

18. Number of annexes attached

FOR USE BY COMPETENT AUTHORITIES(Optionally, other forms are also acceptable)

19. Acknowledgement from the relevant competent authority of countries of import - destination / transit *(1)* :
Country:
Notification received on:
Acknowledgement sent on:
Name of competent authority:
Stamp and/or signature: _____

20. Written consent *(1;8)* **to the movement provided by the competent authority of** (country):
Consent given on:
Consent valid from: until:
Specific conditions: No: ☐ If Yes, see block 21 *(6):* ☐
Name of competent authority:
Stamp and/or signature: _____

21. Specific conditions on consenting to the movement document or reasons for objecting

(1) Required by the Basel Convention
(2) In the case of an R12/R13 or D13-D15 operation, also attach corresponding information on any subsequent R12/R13 or D13-D15 facilities and on the subsequent R1-R11 or D1-D12 facilit(y)ies when required
(3) To be completed for movements within the OECD area and only if B(ii) applies
(4) Attach detailed list if multiple shipments
(5) See list of abbreviations and codes on the next page
(6) Attach details if necessary
(7) Attach list if more than one
(8) If required by national legislation

List of abbreviations and codes used in the notification document

DISPOSAL OPERATIONS (block 11)

D1	Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.)
D2	Land treatment, (e.g., biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.)
D3	Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.)
D4	Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.)
D5	Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment, etc.)
D6	Release into a water body except seas/oceans
D7	Release into seas/oceans including sea-bed insertion
D8	Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list
D9	Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.)
D10	Incineration on land
D11	Incineration at sea
D12	Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.)
D13	Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list
D14	Repackaging prior to submission to any of the operations in this list
D15	Storage pending any of the operations in this list

RECOVERY OPERATIONS (block 11)

R1	Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU)
R2	Solvent reclamation/regeneration
R3	Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents
R4	Recycling/reclamation of metals and metal compounds
R5	Recycling/reclamation of other inorganic materials
R6	Regeneration of acids or bases
R7	Recovery of components used for pollution abatement
R8	Recovery of components from catalysts
R9	Used oil re-refining or other reuses of previously used oil
R10	Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement
R11	Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10
R12	Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11
R13	Accumulation of material intended for any operation in this list.

PACKAGING TYPES (block 7)

1. Drum
2. Wooden barrel
3. Jerrican
4. Box
5. Bag
6. Composite packaging
7. Pressure receptacle
8. Bulk
9. Other (specify)

MEANS OF TRANSPORT (block 8)

R = Road
T = Train/rail
S = Sea
A = Air
W = Inland waterways

PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13)

1. Powdery/powder
2. Solid
3. Viscous/paste
4. Sludgy
5. Liquid
6. Gaseous
7. Other (specify)

H-CODE AND UN CLASS (block 14)

UN Class	H-code	Characteristics
1	H1	Explosive
3	H3	Flammable liquids
4.1	H4.1	Flammable solids
4.2	H4.2	Substances or wastes liable to spontaneous combustion
4.3	H4.3	Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases
5.1	H5.1	Oxidizing
5.2	H5.2	Organic peroxides
6.1	H6.1	Poisonous (acute)
6.2	H6.2	Infectious substances
8	H8	Corrosives
9	H10	Liberation of toxic gases in contact with air or water
9	H11	Toxic (delayed or chronic)
9	H12	Ecotoxic
9	H13	Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e. g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention.

参考（和訳版）

（別紙様式）

特定有害廃棄物等の越境移動のための通告書

<table>
<tr><td>1.　輸出者
氏名又は名称：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
電話番号：　　ファックス番号：
電子メールアドレス：</td><td>3. 通告番号：
通告内容
A(ⅰ)1 回の移動：　□　(ⅱ)複数回の移動：　□
B(ⅰ)処分(1)：　□　(ⅱ)回収：　□
C. 事前承認が与えられている回収施設(2；3)
あり　□　なし　□</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2. 輸入者
氏名又は名称：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
電話番号：　　ファックス番号：
電子メールアドレス：</td><td>4. 予定総移動回数：</td></tr>
<tr><td>5. 予定総移動量(4)：
トン（メガグラム）：
立方メートル：
6. 予定運搬期間(4)：
移動開始日：　　移動完了日：</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8. 予定されている全ての運搬者
氏名又は名称(7)：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
電話番号：　　ファックス番号：
電子メールアドレス：
運搬手段(5)：</td><td>7. 全てのこん包の形態(5)：
特別な取扱の指示(6)　　あり：　□　　なし：　□
11. 全ての処分又は回収作業(2)
分類記号 D／分類記号 R(5)：
適用技術(6)：
輸出の理由(1；6)：
12. 廃棄物の名称及び組成(6)：</td></tr>
<tr><td>9. 全ての発生者(7)
氏名又は名称：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
電話番号：　　ファックス番号：
電子メールアドレス：
発生場所(6)：
発生過程(6)：
10. 処分施設(2)：　□　又は回収施設(2)：　□
施設名：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
電話番号：　　ファックス番号：
電子メールアドレス：
実際の処分又は回収の場所（上記内容と異なる場合）：</td><td>13. 物理的特性(5)：
14. 廃棄物の同定
(関連する分類記号欄に記入すること。＊印は必須項目)
(ⅰ)バーゼル条約附属書Ⅷ（又は該当する場合Ⅸ）*：
(ⅱ)OECD 分類記号（(ⅰ)に該当しない場合）*：
(ⅲ)EC 廃棄物一覧：
(ⅳ)輸出国の法規による分類記号：
(ⅴ)輸入国の法規による分類記号：
(ⅵ)その他（明細を記述すること）：
(ⅶ)Y 番号*：
(ⅷ)H 番号*(5)：
(ⅸ)国際連合分類区分(5)：
(ⅹ)国際連合番号：
(ⅺ)国際連合品名：
(ⅻ)輸出統計品目番号（HS コード）*：</td></tr>
</table>

15. (a)関係国、(b)該当する場合は権限のある当局の名称及びコード番号、(c)特定の出入国地点（国境検問所又は港）*(1)*

輸出国	通過国（出入国）*(6)*		輸入国－最終仕向地
(a)日本			
(b)環境省			
(c)			

16. 入国及び／又は出国及び／又は輸出に関わる税関（欧州共同体）：

入国：　　出国：　　輸出：

17. 輸出者及び発生者*(1)*による申告：

上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務条項が締結されていること、並びに、越境移動に対して適用される保険又は金銭的保証が現に有効であること及び将来発効することを証明します。

輸出者名：　　日付：　　署名： 署名者の氏名（ローマ字表記）： 発生者名：　　日付：　　署名： 署名者の氏名（ローマ字表記）：	**18. 添付資料の数**

権限のある当局使用欄
（以下欄の使用は任意。レターでの回答でも可）

19. 輸入国／通過国 *（1）* **の権限のある関連当局による受領確認**： 国： 通告受領日： 受領確認送付日： 権限のある当局の名称： 押印及び／又は署名： 署名者の氏名（ローマ字表記）：	**20. 移動に対し権限のある当局（国）が回答した書面による同意** *（1；8）*： 同意日： 同意発効日：　　失効日： 特定条件：なし：☐ ありの場合第 21 欄を参照 *（6）*：☐ 権限のある当局の名称： 押印及び／又は署名： 署名者の氏名（ローマ字表記）：

21. 同意に付された特定条件又は拒否の理由

(1) OECD 非加盟国向け輸出の際の必要事項。
(2) R12／R13 又は D13－D15 のいずれかの作業の場合、R12／R13 又は D13－D15 のいずれかの作業を行う施設に続く施設、及び R1－R11 又は D1－D12 の作業を行う 1 つ又は 2 つ以上の施設に続く施設に関する情報を添付すること。
(3) OECD 域内の移動及び第 3 欄の B(ⅱ)に該当する場合のみ、記入すること。
(4) 複数回の移動の場合、詳細を添付すること。
(5) 次ページの略語及び分類記号一覧を参照のこと。
(6) 必要な場合、詳細を添付のこと。
(7) 複数業者の場合、一覧を添付のこと。
(8) 関係国の法令により必要とされている場合。

通告書で使用する略語及び分類記号一覧

処分作業（第 11 欄）

D1　地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
D2　土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
D3　地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）
D4　表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること）
D5　特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること）
D6　海洋を除く水域への放出
D7　海洋への放出（海底下への挿入を含む）
D8　この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
D9　この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、**煆焼、中和、沈殿**）
D10　陸上における焼却
D11　海洋における焼却
D12　永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること）
D13　この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合
D14　この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つこん包
D15　この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

回収作業（第 11 欄）

R1　燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（バーゼル条約及び OECD 決定）－主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（EU）
R2　溶剤の回収利用又は再生
R3　溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
R4　金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
R5　その他の無機物の再生利用又は回収利用
R6　酸又は塩基の再生
R7　汚染の除去のために使用した成分の回収
R8　触媒からの成分の回収
R9　使用済みの油の精製又はその他の再利用
R10　農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
R11　R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残滓の利用
R12　R1 から R11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
R13　この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

こん包の形態（第 7 欄）

1. ドラム缶
2. 木樽
3. ジェリー缶
4. 箱
5. 袋
6. 混合こん包
7. 圧縮容器
8. ばら積み
9. その他（明細を記入すること）

H 番号及び国際連合分類区分（第 14 欄）

国際連合分類区分	H 番号	特性
1	H1	爆発性
3	H3	引火性の液体
4.1	H4.1	可燃性の固体
4.2	H4.2	自然発火しやすい物質又は廃棄物
4.3	H4.3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物

運搬手段（第 8 欄）

R=道路
T=鉄道
S=海路
A=空路
W=内水航路

物理的特性（第 13 欄）

1. 粉状又は粉
2. 固形物
3. 高粘着性又は糊状
4. 泥状
5. 液状
6. ガス状
7. その他（明細を記入すること）

		前ページからの続き
5.1	H5.1	酸化性
5.2	H5.2	有機過酸化物
6.1	H6.1	毒性（急性）
6.2	H6.2	病毒をうつしやすい物質
8	H8	腐食性
9	H10	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生
		毒性（遅発性又は慢性）
9	H11	生態毒性
9	H12	処分の後、何らかの方法により、上記に掲げる特性
9	H13	を有する他の物（例えば、浸出液）を生成すること
		が可能な物

詳細に関して、特に廃棄物の同定（第 14 欄）に関連するバーゼル条約附属書Ⅷ及びⅨの分類記号、OECD 決定の分類記号及び Y 番号については、OECD 及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。

特定有害廃棄物等の輸入の承認について

輸入注意事項19第11号（19.3.6）

最終改正：令和2年12月28日付け・輸入注意事項2020第21号

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる特定有害廃棄物等の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

なお、平成5年12月14日付け輸入注意事項5第15号（特定有害廃棄物等の輸入の承認について）は平成19年3月31日限りで廃止します。

記

1 対象品目

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等（バーゼル法第2条第1項第1号ロ及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。）第4条第1項に規定する物とする。）

なお、バーゼル法第8条ただし書並びにバーゼル省令第2条、第4条第1項括弧書及び第2項に規定する場合は、承認を要しない。

2 適用地域

全地域（台湾を除く。）

3 書面申請手続

(1) 提出書類

① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 2通

② 輸入承認申請理由書（別紙1の様式によるもの） 1通

③ 輸入契約書の写し 1通

④ 上記1に規定する物の輸入（⑤に該当する場合を除く。）の場合には、輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の写し 1通

⑤ 上記1に規定する物（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）附属書ⅣBに掲げる処分作業を行うものに限る。）の経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の加盟国からの輸入の場合には、当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては、当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）の写し 1通

⑥ 当該貨物の輸入、運搬及び処分について国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていることを証する書類の写し 1通

⑦ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第130号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可証の写し　1通

⑧ その他必要と認められる書類

（注1）上記の提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。

(2)　提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3)　受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

4 輸入承認基準

(1)　OECD加盟国からの輸入の場合（条約附属書ⅣBに掲げる処分作業を行うものに限る。）

上記1に規定する物（条約附属書ⅣBに掲げる処分作業を行うものに限る。）の輸入であってOECD加盟国を輸出国とする輸入の承認は以下の①から③のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入の許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

① 当該特定有害廃棄物等の輸入に係る事前通告が我が国において受領されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。

② 輸入される特定有害廃棄物等について、次の事項を満たしていること。

(イ) 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の書面による契約、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること（当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）

(ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていること（例：火薬類取締法（以下「火取法」という。）上の火薬類に該当する場合は、火取法第19条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）上の薬物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）

(ハ) その他必要な事項に適合していること。

③ その他OECDの回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(2)　上記(1)以外（OECD非加盟国からの輸入又はOECD加盟国からの輸入であって(1)に該当しないもの）の輸入の場合

上記1に規定する物（(1)に該当する場合を除く。）の輸入の承認は、以下の①から④のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

① 条約の非締約国からの輸入ではないこと。
② 当該特定有害廃棄物の輸入に係る事前通告が我が国において受理されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。
③ 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われないと信ずるに足りる理由がないものとして、次の事項を満たしていること。
(イ) 環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていること。
(ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていること(例:火取法上の火薬類に該当する場合は、火取法第19条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒劇法上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。)
(ハ) その他必要な事項に適合していること。
④ その他条約の適確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

5 輸入承認条件

上記輸入承認を行う場合は、次の条件を付すものとする。
通関前に経済産業大臣から「輸入移動書類」の交付を受けること。

別紙１

輸　入　承　認　申　請　理　由　書

経済産業大臣　殿

申　請　者

氏 名 又 は 名 称

及び代表者の氏名　　申請年月日

住　　所　　電 話 番 号

輸入貿易管理令第４条第１項第２号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

1.　輸出者
氏名又は名称：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
Tel：　　Fax：
E-mail：

2.　輸入者
氏名又は名称：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
Tel：　　Fax：
E-mail：

8.　予定されている全ての運搬者
氏名又は名称：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
Tel：　　Fax：
E-mail：
運搬手段：

9.　全ての特定有害廃棄物等の発生者
氏名又は名称：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
Tel：　　Fax：
E-mail：
発生場所：
発生過程：

10.　処分施設：　□　**又は回収施設**：　□
施設名：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
Tel：　　Fax：
E-mail：
実際の処分又は回収の場所（上記内容と異なる場合）：

3.　通告内容：（通告番号：　　）
A(ⅰ)1 回の移動：　□　(ⅱ)複数回の移動：　□
B(ⅰ)処分：　□　(ⅱ)回収：　□
C．事前承認が与えられている回収施設
あり　□　　なし　□

4.　予定総移動回数：

5.　予定総移動量：
ＫＧ（キログラム）：
立方メートル：

6.　予定運搬期間：
移動開始日：　　移動完了日：

7.　全てのこん包の形態：
特別な取扱の指示　　あり：　□　　なし：　□
＊詳細については、資料を提出すること。

11.　全ての処分又は回収作業
分類記号 D／分類記号 R：
適用技術：
輸入の理由：

12.　特定有害廃棄物等の名称及び組成：

13.　物理的特性：
＊詳細については、資料を添付すること。

14.　廃棄物の同定
(ⅰ)バーゼル条約附属書Ⅷ（又は該当する場合Ⅸ）：
(ⅱ)OECD 分類記号（(ⅰ)に該当しない場合）：
(ⅲ)EC 廃棄物一覧：
(ⅳ)輸出国の法規による分類記号：
(ⅴ)輸入国の法規による分類記号：
(ⅵ)その他（明細を記述すること）：
(ⅶ)Y 番号：
(ⅷ)H 番号：
(ⅸ)国際連合分類区分：
(ⅹ)国際連合番号：
(ⅺ)国際連合品名：
(ⅻ)輸入統計品目番号（HS コード）：

15.　関係国

輸出国(船積地)	通過国	輸入国（入港予定地）

（注）用紙の大きさは、Ａ列４番とします。

台湾を仕向地とする特定有害廃棄物等の輸出承認について

輸出注意事項１８第９号（H18･3･27）

最終改正：輸出注意事項 2020 第 42 号（R2.12.28）

輸出貿易管理令（昭和２４年政令３７８号）別表第２の３５の２の項（１）に掲げる特定有害廃棄物等の輸出に関し、台湾を仕向地とする輸出の承認については、平成１７年１２月２６日付け経済産業省・環境省告示第１２号（有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（２００５年１２月１日）の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定める件）の制定に伴い、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和６２年１１月６日付け６２貿局第３２２号・輸出注意事項６２第１１号）によるほか、平成１８年４月１日から下記により行います。

記

１　適用地域

適用地域は、台湾とする。

２　適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第２の３５の２の項（１）に掲げる貨物（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成４年法律第１０８号。以下「バーゼル法」という。）第２条第１項に規定する特定有害廃棄物等（バーゼル法第２条第１項第１号ロ及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成３０年環境省令第１２号。以下「バーゼル省令」という。）第３条に規定する物とする。以下「特定有害廃棄物等」という。））とする。

なお、仮に陸揚げした貨物であって有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）第８条又は第９条２の規定に基づき我が国が通報を行ったものであり、かつ、台湾を仕向地とするもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃掃法」という。）第２条第１項に規定する廃棄物については、同法第１０条第２項（同法第１５条の４の７第１項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合に限る。）は承認を要しない。

３　輸出承認申請

（１）提出書類

特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、輸出承認申請の際には①から⑪までの書類を提出するものとする。また、輸出承認後、貨物を通関する際は、各通関前に⑫及び⑬の書類を提出するものとする。

①　輸出承認申請書　２通

②　申請者に関する次の書類　１通

イ　登記簿の謄本(申請者が法人である場合に限る。)

ロ　住民票の写し(申請者が個人である場合に限る。)

(注) 上記②の書類は、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時までに提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。

③　申請の理由に関する次の書類　各１通

イ　輸出承認申請理由書（申請理由書様式によるもの）

ロ　輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類

ハ　輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が台湾において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書

④　輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し　１通

⑤　申請者が輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施する経理的基礎を有することを証する次の書類（注１）（注２）　各１通

イ　資金調達方法示す書類、貸借対照表、損益計算書（前年度のもの）

ロ　次の計算式で算出される費用に関する見積り等を示す書類及び当該費用を支払うことができる能力を有することを証する銀行保証、保険又はその他の書類

＜計算式＞

$FG = (C_T + C_{RD} + C_S) \times Q \times F$

ＦＧ　：資力保証の金額

C_T　：運搬単価（輸出先国から我が国への１トン当たりの運搬費用）

C_{RD}　：処分単価（我が国処分施設での１トン当たりの処分費用）(※)

C_S　：保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での１トン当たりの９０日分保管費用）

Ｑ　：輸出特定有害廃棄物等の量（トン）

Ｆ　：安全係数（１．２）

(※) 処分単価がマイナス（有価物）の場合は、０として計算する。

⑥　申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の写し　１通

⑦　環境の保全の観点から確認を必要とする次の書類（注３）（注４）　１通

ａ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が台湾において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していることを誓約する書面

ｂ）台湾における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

ｃ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が法人である場合には、直前３年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ｄ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が個人である場合には、資産に関する調書

ｅ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の処分能力及び直前３年間の処分実績並びに当該特定有害廃棄物等の処分計画に関する書類

ｆ）輸出に係る特定有害廃棄物等の性状を明らかにする書類

ｇ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の概要に関する書類

ｈ）輸出に係る特定有害廃棄物等を生じた施設の排出工程図

ｉ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処分工程図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

ｊ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さの処分を行おうとする全ての施設に関する施設の処分能力及び施設の処分方式に関する書類

ｋ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる排ガス、排水及び残さに含まれる有害物質の濃度を記載した書類

ｌ）輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が台湾において必要な許可等を受けていることを証する書類

ｍ）特定有害廃棄物等の処分に関して遵守すべき台湾の法令を記載した書面

ｎ）その他条約の的確かつ円滑な実施及び台湾における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類

ｏ）その他必要と認められる書類

⑧　適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の記名のある次の書類各１通

イ　有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類

ロ　条約附属書Ⅰ及びⅡの該当するＹ番号、条約附属書Ⅲの該当するＨ番号、告示における該当箇所及び国際連合分類区分

⑨　廃掃法第２条第１項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第１０条第１項（同法第１５条の４の６第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書（同法第１０条第２項（同法第１５条の４の６第１項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合を除く。）の写し　１通

⑩　別紙１に示す書類　１通

⑪　その他必要と認められる書類

⑫　台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書（別紙２）

⑬　移動書類の写し（平成１７年１２月２６日付け経済産業省・環境省告示第１２号の２（５）に基づくもの。）（別紙３）

（注１）分析試験（経済開発協力機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定第Ⅱ章Ｄ（１）（ｃ）に基づく分析試験をいう。以

下同じ。）を行うためのものの場合は、上記⑤の書類の提出を要しない。

（注２）台湾が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合には、上記⑤の書類に代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し（３通）を提出することができる。

（注３）廃掃法第１０条（同法第１５条の４の７第１項において読み替えて準用する場合を含む。）の環境大臣の確認を受けた者による当該確認に係る特定有害廃棄物等の輸出の場合は、上記⑦の書類の提出を要しない。

（注４）分析試験を行うためのものの場合は、上記⑦の書類に代えて、以下の書類を提出することとする。

イ　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者が台湾において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していることを誓約する書面

ロ　台湾における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないことを誓約する書面

ハ　輸出に係る特定有害廃棄物等の分析試験の目的、方法、工程図及び期間を記載した書類

ニ　輸出に係る特定有害廃棄物等の量が分析試験に必要な最小限度のものであることを証する書類

ホ　輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずる残さの処分方法を記載した書類

ヘ　その他条約の的確かつ円滑な実施及び台湾における人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置が講じられていることを示す書類

ト　その他必要と認められる書類

（注５）３（１）提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。

（２）提出先

上記（１）の書類については、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に提出するものとする。

貨　物　の　種　類	提　　出　　先
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室の所管に係るもの（農林畜水産物、飲食料品及び農薬に関するもの）	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室
対象貨物のうち、上に掲げるもの以外のもの	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

（３）輸出承認の基準

輸出承認は、当該申請が上記３に従って行われたものであることを確認し、次の①から⑧までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第２条第１項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記（１）の⑨）に該当するもの)については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 次のいずれかに該当していること。

イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないこと。

ロ 輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされていること。

② 台湾以外への輸出でないこと。

③ 台湾が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。

④ 輸出について台湾から書面による同意を得ていること。

⑤ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が台湾から確認を得ていること。

⑥ 次のいずれかに該当すること（分析試験を行うための輸出を除く。）。

イ 台湾において特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること。

ロ 輸出者が、輸出しようとする特定有害廃棄物等の再輸入その他これに準ずる措置を確実に実施するに足る経理的基礎を有すること。

⑦ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

⑧ その他有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との取決めの的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満足していること。

（４）輸出承認の条件

輸出承認を行う場合は、次の条件を付すものとする。

１ 通関前に台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書及び移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。移動が複数回にわたる場合は、台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書に記載された移動累計数量が本輸出承認証の数量の範囲内であること。

２ 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者は、上記１の移動書の原本を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。

３ 本輸出承認証により輸出する貨物が環境上適正な処理がなされないおそれがあるとして経済産業大臣から求めがあった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、その指示に従うこと。

４ 経済産業大臣が求める場合であって、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告する

こと。

５　本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

申請理由書様式

年　　月　　日

経済産業大臣　あて

申請者（氏名又は名称及び代表者の氏名）
（住　　所）
担当者（所属部署名）
（氏　　名）
（電話番号）

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記の通り輸出貿易管理令別表第２の３５の２の項に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

１．仕向地

２．買主名及びその住所

３．最終需要者名及びその住所

４．輸出貨物の概要

①　貨物名（商品名、型及び等級）

②　数量及び価格

５．最終需要者の用途

６．輸出の理由及び経緯

（注）　用紙の大きさは、Ａ列４番とします。

別紙１

１． Reason for waste export（特定有害廃棄物等の輸出の理由）

□ Japan does not have the technical capacity and the necessary facilities, capacity or suitable disposal sites in order to dispose of the wastes in question in an environmentally sound and efficient manner.（輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び施設、処分能力又は適当な処分場所を日本が有しないため。）

□ The wastes in question are required as a raw material for recycling or recovery industries in Taiwan.（輸出される特定有害廃棄物等が台湾において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされているため。）

２． Exporter/Notifier（輸出者/申請者）

Name（氏名又は名称）:

Address（住所又は所在地）:

Contact person（連絡責任者）:

Tel, Fax, Email（電話､ﾌｧｸｼﾐﾘ､電子ﾒｰﾙ）:

３． Notification（事前通告）

□ Single movement
（一回の移動）

□ Multiple movement
（複数回の移動）

Total intended number of movement :
（予定される総移動回数）

□ Disposal (no recovery) operation
（処分（非回収）作業）

□ Recovery operation ＊
（回収作業）
＊Pre-authorized recovery facility
(事前認定を受けた回収施設への運搬か)
□ yes（はい） □ no（いいえ）

４． Importer/Consignee（輸入者/処分者）

Name（氏名又は名称）:

Address（住所又は所在地）:

Contact person（連絡責任者）:

Tel, Fax, Email（電話､ﾌｧｸｼﾐﾘ､電子ﾒｰﾙ）:

５．Waste generator（特定有害廃棄物等の排出者）
Name（氏名又は名称）：
Address（住所又は所在地）：

Contact person（連絡責任者）：
Tel, Fax, Email（電話､ﾌｧｸｼﾐﾘ､電子ﾒｰﾙ）：

Process and place of generation（排出過程及び排出場所）：

６．Intended carrier（予定される運搬者）
Name（氏名又は名称）：
Address（住所又は所在地）：

Contact person（連絡責任者）：
Tel, Fax, Email（電話､ﾌｧｸｼﾐﾘ､電子ﾒｰﾙ）：

７．Disposal/recovery facility（処分施設）
Name（氏名又は名称）：
Address（住所又は所在地）：

Contact person（連絡責任者）：
Tel, Fax, Email（電話､ﾌｧｸｼﾐﾘ､電子ﾒｰﾙ）：
Registration No. and limit of validity of pre-authorized recovery
（事前認定を受けた回収施設の登録番号及び有効期限）

８．Code No. of disposal/recovery operation（処分作業のコード番号）：
Technology employed（適用される技術）：

９．Contractual agreement between exporter and importer dated＊：
（輸出者と輸入者との契約合意の日付）
/ /
＊See the copy of agreement attached.
（契約書の写しを添付すること。）

10．Number of annexes attached：
（別添資料の数）

11. Provision for insurance or financial guarantee： □yes＊（有）　□no（無）
（保険又は金銭的保証の条項の有無）
Period of validity（有効期間）：
＊See details attached .（詳細については、資料を添付すること。）

12. Packaging type（こん包の形態）：	13. Number of packages（こん包の数）：

14. Means of transport（運搬の手段）：

15. Name, physical characteristics and chemical composition of waste＊：
（特定有害廃棄物等の名称、物理的特性、化学的組成）

Physical state at 20℃　（20℃における物理的状態）
□Powder（粉末状）　□Solid（固体状）□Paste/Viscous（糊状）　□Sludge（泥状）
□Liquid（液状）　　□Gaseous（気体状）　□Others（その他）：
＊See details attached.（詳細については、資料を添付すること。）

16. Waste identification code（廃棄物同定コード）
□ Basel Annex Ⅷ：
（バーゼル条約附属書Ⅷ）
□ Other（その他）

17. Special handling instructions（特別な取扱の指示）：□yes ＊（有）　□no （無）
＊See details attached.（詳細については、資料を添付すること。）

18. Y　number（Y 番号）：	19. H　number（H 番号）：
20. UN　class（国際連合分類区分）：	21. UN　number（国際連合番号）：

22. Quantity in weight and volume（重量及び体積）：

23. Intended date of movement（移動が予定されている日付）：
/　　/

24. Point of entry and exit（輸出入地点）

Japan（日本）	Taiwan（台湾）

25. Competent authority of Taiwan（台湾の権限ある当局）
Name （名称）:
Address（所在地）:

Contact person(連絡責任者):
Tel, Fax, Email（電話､ﾌｧｯｸｼﾐﾘ､電子ﾒｰﾙ）:

26. Information transmitted(including technical description of the plant) to the exporter or generator from the disposer of the waste upon which the latter has based his assessment that there was no reason the believe that the wastes will not be managed in an environmentally sound manner in accordance with the laws and regulations of Taiwan.（廃棄物の処分者から輸出者又は排出者に送付された情報（施設に関する技術的な記述を含む。）であって、当該廃棄物が台湾の法令に従って環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がないとの処分の評価の根拠となったもの）

□ Contractual agreement between exporter and importer（輸出者と輸入者との間の契約）
□ Authorization by the competent authority of Taiwan on the disposal of waste to be exported.（輸出される特定有害廃棄物等の処分に関する台湾国の権限ある当局の承認）
□ Record of performance of the disposal of wastes to be exported.（輸出される特定有害廃棄物等の処分の実績）
□ Others ＊ （その他）
＊See details attached.(詳細については、資料を添付すること。)

27. SUCCESIVE INTENDED CARRIER OR NEW CARRIER IN THE CASE OF FORCE MAJEURE（予定される運搬者又は不可抗力の際の新たな運搬者）
The box underneath must contain the name, the address, telephone number, fax number and email address and the same of the contact person（以下の記入欄には、運搬者の氏名又は名称、住所又は所在地、電話番号、ファクシミリの番号及び電子メールのアドレス及び連絡責任者の同様の情報が記載されていなければならない。）

Name（氏名又は名称）：
Address（住所又は所在地）：

Contact person（連絡責任者）：
Tel, Fax, Email（電話、ﾌｧｸｼﾐﾘ、電子ﾒｰﾙ）：

Name（氏名又は名称）：
Address（住所又は所在地）：

Contact person（連絡責任者）：
Tel, Fax, Email（電話、ﾌｧｸｼﾐﾘ、電子ﾒｰﾙ）：

Name（氏名又は名称）：
Address（住所又は所在地）：

Contact person（連絡責任者）：
Tel, Fax, Email（電話、ﾌｧｸｼﾐﾘ、電子ﾒｰﾙ）：

28. Exporter's/Notifier's declaration（輸出者の申告）

On behalf of generators and myself, I certify that the above information is complete and correct to the best of my knowledge.（私は、特定有害廃棄物等の排出者及び私自身を代表して、私の知る限りにおいて、上記の情報が完全かつ正確であることを証明します。）

Name（氏名又は名称）：

Signature（署名

Date（日付）：　　/　　/

（注）１．※印の欄は記入しないで下さい。
２．用紙の大きさは、A 列４番とする。
３．本様式は英文のタイプ印書で記入すること。

別紙２

台湾との輸出に係る移動書類（写）届出書

経済産業大臣　殿

年月日

下記特定有害廃棄物等の貨物の台湾への輸出に関して、平成１７年１２月２６日付け経済産業省・環境省告示第１２号（有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（２００５年１２月１日）の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定める件）の２（５）の規定により、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の写しを提出いたします。

なお、当該移動書類の内容は、当該特定有害廃棄物等の輸出承認を受けた内容と相違ありません。

申　請　者
氏 名 又 は 名 称
及び代表者の氏名
住　　所
電話番号（担当）

記

１．輸出者/申請者
　氏名又は名称：
　住所：
２．輸入者/処分者
　氏名又は名称：
　住所：
３．処分施設
　氏名又は名称：
　住所：
４．特定有害廃棄物等の名称:
５．輸出承認証
　承認番号：
　承認日：
　数量：
６．移動の状況

移動回数	移動累計数量／移動数量	通関数量

（注）これまで移動の届出のあった累計数量及び今回までの移動の数量をそれぞれ記入してください。

（注）用紙の大きさは、Ａ列４番とする。

別紙３

Movement document for transboundary movements/shipments of waste

[illegible]

1. Corresponding to notification No:

2. Serial/total number of shipments: /

3. **Exporter - notifier** Registration No:
Name 氏名/名称:
Address 住所/所在地:
Contact person:
Tel: Fax:
E-mail:

4. **Importer - consignee** Registration No:
Name 氏名/名称:
Address 住所/所在地:
Contact person:
Tel: Fax:
E-mail:

5. **Actual quantity**: Tonnes(Mg): m³:

6. **Actual date of shipment**:

7. **Packaging** Type(s)[1]: Number of packages:
Special handling requirements[2] Yes: ☐ No: ☐

8.(a) 1st Carrier[3]:
Registration No 登録番号:
Name 氏名/名称:
Address 住所/所在地:
Contact person:
Tel:
Fax:
E-mail:

8.(b) 2nd Carrier:
Registration No 登録番号:
Name 氏名/名称:
Address 住所/所在地:
Contact person:
Tel:
Fax:
E-mail:

8.(c) 3rd Carrier:
Registration No 登録番号:
Name 氏名/名称:
Address 住所/所在地:
Contact person:
Tel:
Fax:
E-mail:

More than 3 carriers[2] ☐

Means of transport[1]:
Date of receipt/transfer:
Signature 署名:

Means of transport[1]:
Date of receipt/transfer:
Signature 署名:

Means of transport[1]:
Date of receipt/transfer:
Signature 署名:

9. **Waste generator(s) - producer(s)**[4][5]
Registration No 登録番号:
Name 氏名/名称:
Address 住所/所在地:
Contact person:
Tel:
Fax:
E-mail:
Site of generation[2]:

10. **Disposal facility** ☐ or **recovery facility** ☐
Registration No 登録番号:
Name 施設名:
Address 住所/所在地:
Contact person:
Tel:
Fax:
E-mail:
Actual site of disposal/recovery[2]:

11. **Disposal/recovery operation(s)**
D-code / R-code[1]:

12. **Designation and composition of the waste**[2]

13. **Physical characteristics**[1]:

14. **Waste identification**
(fill in relevant codes)
(i) Basel Annex VIII (or IX if applicable):
(ii) OECD code (if different from (i)):
(iii) EC list of wastes:
(iv) National code in country of export:
(v) National code in country of import:
(vi) Other (specify):
(vii) Y-code:
(viii) H-code[1]:
(ix) UN class[1]:
(x) UN Number:
(xi) UN Shipping name:
(xii) Customs code(s) (HS):

15. **Exporter's - notifier's / generator's - producer's**[4] **declaration**
I certify that the above information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into, that any applicable insurance or other financial guarantee is in force covering the transboundary movement and that all necessary consents have been received from the competent authorities of Japan.
[illegible]

Name 氏名/名称: Date 日付: Signature 署名:

16. **For use by any person involved in the transboundary movement in case additional information is required:**
[illegible]

17. **Shipment received by importer - consignee (if not facility):** Date 日付: Name 氏名/名称: Signature 署名:
[illegible]

TO BE COMPLETED BY DISPOSAL / RECOVERY FACILITY

18. **Shipment received**
at disposal facility ☐ or **recovery facility** ☐
Date of reception: Accepted ☐ Rejected ☐
[illegible]
Quantity received: Tonnes (Mg): m³:
Approximate date of disposal/recovery:
Disposal/recovery operation[1]:
Name 氏名/名称:
Date 日付:
Signature 署名:

19. **I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed.**
Name 氏名/名称:
Date 日付:
Signature and stamp:

(1) See list of abbreviations and codes on the next page
(2) Attach details if necessary
(3) If more than 3 carriers, attach information as required in blocks 8 (a,b,c).
(4) Required by the Basel Convention
(5) Attach list if more than one

(5) Attach list if more than one 複数の場合、一覧を添付すること。 FOR USE BY CUSTOMS OFFICES (if required by national legislation)	
20. Enforcement by the customs office of Japan (日本の税関による確認) The waste described overleaf has left on: Signature: Stamp:	21. Enforcement by the customs office of Taiwan (台湾の税関による確認) The waste described overleaf has entered on: Signature: Stamp:

List of Abbreviations and Codes Used in the Movement Document 移動書類で使用する略語及び分類記号一覧

DISPOSAL OPERATIONS (block 11) 処分作業 (第11欄)

D1 Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.) 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
D2 Land treatment, (e.g. biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.) 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
D3 Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.) 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注入が可能な廃棄物の注入）
D4 Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.) 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物を窪地、池又は沼に貯留すること）
D5 Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment), etc. 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたがされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画に埋め立てること）
D6 Release into a water body except seas/oceans 海洋を除く水域への放出
D7 Release into seas/oceans including sea-bed insertion 海洋への放出（海底下への挿入を含む）
D8 Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
D9 Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.) この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、焼成、中和、沈殿）
D10 Incineration on land 陸上における焼却
D11 Incineration at sea 海洋における焼却
D12 Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.) 永久保管（例えば、容器に入れ鉱山において保管すること）
D13 Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合
D14 Repackaging prior to submission to any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つこん包
D15 Storage pending any of the operations in this list この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

RECOVERY OPERATIONS (block 11) 回収作業 (第11欄)

R1 Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU)
燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るためのその他の手段としての利用（バーゼル条約及びOECD決定）－主として燃料としての利用又はエネルギーを得るためのその他の手段としての利用（EU）
R2 Solvent reclamation/regeneration 溶剤の回収利用又は再生
R3 Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
R4 Recycling/reclamation of metals and metal compounds 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
R5 Recycling/reclamation of other inorganic materials その他の無機物の再生利用又は回収利用
R6 Regeneration of acids or bases 酸又は塩基の再生
R7 Recovery of components used for pollution abatement 汚染の除去のために使用した成分の回収
R8 Recovery of components from catalysts 触媒からの成分の回収
R9 Used oil re-refining or other reuses of previously used oil 使用済みの油の再精製又はその他の再利用
R10 Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
R11 Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10 R1からR10までに掲げる作業から得られた残留物の利用
R12 Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11 R1からR11までに掲げる作業に供するための廃棄物の交換
R13 Accumulation of material intended for any operation in this list この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

PACKAGING TYPES (block 7) こん包の種類 (第7欄)

1. Drum ドラム缶 2. Wooden barrel 木樽 3. Jerrican ジェリーカン 4. Box 箱 5. Bag 袋 6. Composite packaging 複合こん包 7. Pressure receptacle 圧力容器
8. Bulk ばら積み 9. Other (specify) その他（明細を記入すること）

MEANS OF TRANSPORT (block 8) 運搬輸送手段 (第8欄)

R = Road 道路 T = Train/rail 鉄道 S = Sea 海洋 A = Air 空路 W = Inland waterways 内水航路

PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13) 物理的特性 (第13欄)

1 Powdery / powder 粉状又は粉末 2 Solid 固体状 3. Viscous / paste 粘性又はのり状 4. Sludgy 泥状 5. Liquid 液状 6. Gaseous ガス状
7. Other (specify) その他（明細を記入すること）

H-CODE AND UN CLASS (block 14) H番号及び国際連合分類区分 (第14欄)

UN class	H-code	Characteristics 特性
1	H1	Explosive 爆発性
3	H3	Flammable liquids 引火性の液体
4.1	H4.1	Flammable solids 可燃性の固体
4.2	H4.2	Substances or wastes liable to spontaneous combustion 自然発火しやすい物質又は廃棄物
4.3	H4.3	Substances or wastes which, in contact with water emit flammable gases 水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物
5.1	H5.1	Oxidizing 酸化性
5.2	H5.2	Organic peroxides 有機過酸化物
6.1	H6.1	Poisonous (acute) 毒性（急性）
6.2	H6.2	Infectious substances 病毒をうつしやすい物質
8	H8	Corrosives 腐食性
9	H10	Liberation of toxic gases in contact with air or water 空気又は水と作用することによる有毒ガスの発生
9	H11	Toxic (delayed or chronic) 毒性（遅発性又は慢性）
9	H12	Ecotoxic 生態毒性
9	H13	Capable, by any means, after disposal, of yielding another material, e.g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above 処分の後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する物（例えば、浸出液）を生成することが可能な物

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention. 詳細に関して、特に廃棄物の特定（第14欄）に関連するバーゼル条約附属書VIII及びIXの分類記号、OECD決定の分類記号及びY番号については、OECD及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。

台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について

輸入注意事項19第12号（19.3.6）

最終改正：令和2年12月28日付け・輸入注意事項2020第21号

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、台湾を船積み地域とする下記1に掲げる特定有害廃棄物等の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

なお、平成18年3月37日付け輸入注意事項18第9号（台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について）は平成19年3月31日限りで廃止します。

記

1 対象品目

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。）第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等（バーゼル法第2条第1項第1号ロ及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成30年環境省令第12号。以下「バーゼル省令」という。）第4条第1項に規定するものとする。）

なお、バーゼル法第8条ただし書並びにバーゼル省令第4条第1項括弧書及び第2項に規定する場合は、承認を要しない。

2 適用地域

台湾

3 書面申請手続

（1）提出書類

特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、輸入承認申請の際には①から⑦までの書類を提出するものとする。また、輸入承認後、貨物を通関する際は、各通関前に⑧及び⑨の書類を提出するものとする。

① 輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T2010） 2通
② 輸入承認申請理由書（別紙1） 1通
③ 輸入契約書の写し 1通
④ 輸入者と輸出者との間において、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書の写し 1通
⑤ 当該貨物の輸入、運搬及び処分について国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていることを証する書類の写し 1通

⑥ 当該貨物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第130号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物にも該当する場合は、同法第15条の4の5の規定による環境大臣の輸入許可証の写し　1通

⑦ その他必要と認められる書類

⑧ 台湾との輸入に係る移動書類（写し）届出書（別紙2）

⑨ 移動書類の写し（平成17年12月26日付け経済産業省・環境省告示第12号の3（6）に基づくもの。ただし、台湾の輸出者から移動書類の提出がない場合には、別紙3に必要な事項を記載の上、この写しを添付するものとする。）

（注1）上記の提出書類のうち、契約書等が英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。

(2)　提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(3)　受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

4 輸入承認基準

輸入の承認は、当該申請が次の(1)から(6)までに該当する場合に限り行うものとする。

廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸入許可を受ける必要のあるもの（上記3の(1)の⑥に該当するもの）については、同法に基づく環境大臣による輸入の許可を受けていることを併せて確認するものとする。

(1) 次のいずれに該当していること。

① 輸入される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有していること。

② 輸入される特定有害廃棄物等が我が国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされていること。

(2) 台湾以外からの輸入でないこと。

(3) 輸入に係る事前通告が我が国において受理されており、その内容と一致していること。

(4) 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われないと信ずるに足りる理由がないものとして、次の事項を満たしていること。

① 環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていること。

② 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、当該許可等を受けていること（例：火薬類取締法（以下「火取法」という。）上の火薬類に該当する場合は、火取法第19条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第4条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）

③ その他必要な事項に適合していること。

(5) その他2005年12月1日付け有害廃棄物等の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決めの的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。
(6) 輸入承認申請の内容が上記3の(1)の②から⑦までの提出書類の内容と一致していること。

5 輸入承認条件

上記輸入承認を行う場合は、次の条件を付すものとする。

(1) 通関前に台湾との輸入に係る移動書類(写し)届出書及び移動書類の写しを経済産業大臣に提出すること。なお、移動が複数回にわたる場合は、台湾との輸入に係る移動書類(写し)届出書に記載された移動累計数量が本輸入承認証の数量の範囲内であること。
(2) 本輸入承認証により輸入される貨物を運搬又は処分を行う者が、移動書類の原本を携帯し、かつ、同書類に記載された内容に従って運搬又は処分を行うよう措置すること。
(3) 本輸入承認証により輸入された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
(4) 本輸入承認証に係る貨物の輸入に関し、変更の必要性が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

別紙１

輸　入　承　認　申　請　理　由　書

経済産業大臣　殿

申　請　者

氏 名 又 は 名 称

及び代表者の氏名　　申請年月日

住　　所　　電 話 番 号

輸入貿易管理令第４条第１項第２号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">1.輸出者
氏名又は名称：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
Tel：　　Fax：
E-mail：</td><td colspan="2">2.事前通告：
☐一回の通告　☐包括的な通告＊１
＊１　包括的な通告の有効期限：　　年　　月　　日
☐処分（非回収）作業　☐回収作業＊２
＊２　事前認定を受けた回収施設への運搬か　☐はい　☐いいえ</td><td>3.移動回数：</td></tr>
<tr><td colspan="2">4.輸入者／処分者
氏名又は名称：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
Tel：　　Fax：
E-mail：</td><td colspan="3">5.特定有害廃棄物の排出者
氏名又は名称：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
Tel：　　Fax：
E-mail：
排出場所：
排出過程：</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">6.予定されている全ての運搬者
氏名又は名称：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
Tel：　　Fax：
E-mail：</td><td colspan="3" rowspan="2">7.処分施設：
氏名又は名称：
住所又は所在地：
連絡責任者氏名：
Tel：　　Fax：
E-mail：
（事前認定を受けた回収施設）
登録番号：
有効期限：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>9.輸出者と処分者との契約合意の日付：
年　　月　　日</td><td>10.別添資料の数：</td></tr>
<tr><td colspan="2">11.保険又は金銭的保証の条項の有無　☐有　☐無
＊有効期限：　　年　　月　　日
＊詳細については、資料を添付すること。</td><td colspan="3">8.処分作業のコード番号：
適用される技術：</td></tr>
<tr><td>12. こん包の形態：</td><td>13.こん包の数：</td><td colspan="3">14.運搬の手段：</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">15.特定有害廃棄物等の名称、物理的特性、科学的組成＊：
20℃における物理的状態
☐粉末状　☐固体状　☐糊状　☐泥状　☐液状
☐気体状　☐その他（　　）
＊詳細については、資料を添付すること。</td><td colspan="3">17.特別な取扱の指示の有無：有☐＊　無☐
＊詳細については、資料を添付すること。</td></tr>
<tr><td>18.Y番号：</td><td>19.H番号：</td></tr>
<tr><td>20.国際連合分類区分：</td><td>21.国際連合番号：</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">16.Waste identification code(廃棄物同定コード)
☐バーゼル条約附属書Ⅷ：
☐その他（　　）：</td><td colspan="3">22.重量及び体積：
外国為替金額の総計：</td></tr>
<tr><td>23.移動開始予定日：
年　　月　　日</td><td>24.移動終了予定日：
年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="4">25.権限ある当局、輸出入地点</td></tr>
<tr><td colspan="2">台湾（船積港）</td><td colspan="3">日本（入港予定地）</td></tr>
</table>

（注）用紙の大きさは、A列４番とします。

別紙２

台湾との輸入に係る移動書類（写）届出書

経済産業大臣　殿

年　　月　　日

下記特定有害廃棄物等の貨物の台湾からの輸入に関して、平成１７年１２月２６日付け経済産業省・環境省告示第１２号（有害廃棄物の移動及びその処分の規制に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（２００５年１２月１日）の的確かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定める件）の３（６）の規定により、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の写しを提出いたします。

なお、当該移動書類の内容は、当該特定有害廃棄物等の輸入承認を受けた内容と相違ありません。

申請者
氏名又は名称
及び代表者の氏名
住　　所
電話番号（担当）

記

１．輸出者
氏名又は名称：
住　　所：

２．輸入者／処分者
氏名又は名称：
住　　所：

３．処分施設
氏名又は名称：
住　　所：

４．特定有害廃棄物等の名称：

５．輸入承認証
承認番号：
承認日：
数　　量：

６．移動の状況

移動回数	移動累計数量／移動数量	通関数量

（注）これまで移動の届出のあった累計数量及び今回までの移動の数量をそれぞれ記入してください。

（注）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

別紙３

特定有害廃棄物等の越境移動のための移動書類
Movement document for transboundary movements/shipments of waste

1.通告番号 **Corresponding to notification No:**	2.移動番号/総回数 **Serial/total number of shipments:** /
3.輸出者 **Exporter - notifier** Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者氏名 Contact person: Tel: Fax: E-mail:	4.輸入者 **Importer - consignee** Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者氏名 Contact person: Tel: Fax: E-mail:
5. 実際の運搬量 **Actual quantity:** Tonnes(Mg): m³:	6.実際の移動日 **Actual date of shipment:**
7. 全てのこん包の形態 **Packaging** 形態 Type(s) (1): こん包数 Number of packages: 特別な取扱の指示 **Special handling requirements:** (2) Yes:☐ No:☐	

8.(a) 第一運搬者 **1st Carrier** (3):	8.(b) 第二運搬者 **2nd Carrier:**	8.(c) 第三運搬者 **3rd Carrier:**
登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者 Contact person: Tel: Fax: E-mail:	登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者 Contact person: Tel: Fax: E-mail:	登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者 Contact person: Tel: Fax: E-mail:
		運搬者が３者より多い場合 *More than 3 carriers* (2) ☐
運搬手段 Means of transport (1): 引渡しを受けた日付／運搬を開始した日付 Date of receipt/transfer: 署名 Signature:	運搬手段 Means of transport (1): 引渡しを受けた日付／運搬を開始した日付 Date of receipt/transfer: 署名 Signature:	運搬手段 Means of transport (1): 引渡しを受けた日付／運搬を開始した日付 Date of receipt/transfer: 署名 Signature:

9.全ての発生者ー生産者 **Waste generator(s) - producer(s)** (5): 登録番号 Registration No: 氏名/名称 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者氏名 Contact person: Tel: Fax: E-mail: 発生場所 Site of generation(2):	11.全ての処分又は回収作業 **Disposal/recovery operation(s)** 分類コードD D-code / 分類コードR R-code (1): 12.廃棄物の名称及び組成 **Designation and composition of the waste** (2): 13.物理的特性 **Physical characteristics** (1)**:**
10.処分施設 **Disposal facility** ☐ 又は回収施設 **or recovery facility** ☐ 登録番号 Registration No: 施設名 Name: 住所/所在地 Address: 連絡責任者 Contact person: Tel: Fax: E-mail: 実際の処分/回収の場所 Actual site of disposal/recovery (2):	14.廃棄物の同定 **Waste identification** 関連する分類記号欄に記入 ＊印は必須事項 (fill in relevant codes)*(required to state) バーゼル条約附属書 VIII (又は該当する場合 附属書 IX) Basel Annex VIII (or IX if applicable)*: 国際廃棄物同定コード International Waste Identification Code (IWIC) その他（明細を記述のこと）Other (specify): Y 番号 Y-code*: H 番号 H-code* (1): 国際連合分類区分 UN class (1): 国際連合番号 UN Number: 輸出入統計品目 Customs code(s) (HS) *:

15.輸出者による申告:
上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務条項が締結されていること、越境移動に対して適用される保険又は金銭的保証が有効であること、及び、関係国の権限ある当局から全ての必要な同意を得ていることを証明します。

Exporter's - notifier's / generator's - producer's (4) **declaration:**
I certify that the above information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into, that any applicable insurance or other financial guarantee is in force covering the transboundary movement and that all necessary consents have been received from the competent authorities of the countries concerned.

氏名/名称 Name:	日付 Date:	署名 Signature:

16.越境移動の関係者による追加的な情報が必要な場合の使用欄
For use by any person involved in the transboundary movement in case additional information is required

17.輸入者による廃棄物の受領（処分・回収施設での受領でない場合） 日付 Date: 氏名/名称 Name: 署名 Signature:
Shipment received by importer - consignee (if not facility):

処分施設又は回収施設の記入欄 **TO BE COMPLETED BY DISPOSAL / RECOVERY FACILITY**

18.廃棄物の受領 **Shipment received** 処分施設 **at disposal facility**☐ 又は回収施設 **or recovery facility**☐ 引渡しを受けた日付 Date of reception: 受入 Accepted☐ 拒否 Rejected*:☐ **ただちに権限のある当局に連絡すること* *immediately contact competent authorities* 引渡しを受けた量 Quantity received: Tonnes (Mg): m³: 処分を予定している日付 Approximate date of disposal/recovery: 処分の方法 Disposal/recovery operation(1): 氏名/名称 Name: 日付 Date: 署名 Signature:	19.上記に記載した廃棄物について確かに処分又は回収しました。 **I certify that the disposal/recovery of the waste described above has been completed.** 氏名/名称 Name: 日付 Date: 署名及び押印 Signature and stamp:

(1) 次ページの略語及び分類記号一覧を参照すること。See list of abbreviations and codes on the next page
(2) 必要な場合詳細を添付すること。Attach details if necessary
(3) 運搬者が３社より多い場合、第８欄(a, b, c)の必要事項と同様の情報を添付すること。If more than 3 carriers, attach information as required in blocks 8 (a,b,c).
(4) 非 OECD 加盟国向け輸出の際の必要事項 Required by the Basel Convention
(5) 複数の場合、一覧を添付すること。Attach list if more than one

FOR USE BY CUSTOMS OFFICES (if required by national legislation)	
20. Export - dispatch or customs office of exit The waste described in this movement document left the country on: Signature: Stamp:	**21. Import - destination or customs office of entry** The waste described in this movement document entered the country on: （日付） Signature: Stamp:

移動書類で使用する略語及び分類記号一覧 List of Abbreviations and Codes Used in the Movement Document

処分作業（第 11 欄） DISPOSAL OPERATIONS (block 11)

D1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.)
D2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）Land treatment, (e.g. biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.)
D3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.)
D4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること）Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.)
D5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること）Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment), etc.
D6 海洋を除く水域への放出 Release into a water body except seas/oceans
D7 海洋への放出（海底下への挿入を含む）Release into seas/oceans including sea-bed insertion
D8 この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list
D9 この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煅焼、中和、沈殿）Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.)
D10 陸上における焼却 Incineration on land
D11 海洋における焼却 Incineration at sea
D12 永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること）Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.)
D13 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調合又は混合 Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list
D14 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つこん包 Repackaging prior to submission to any of the operations in this list
D15 この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管 Storage pending any of the operations in this list

回収作業（第 11 欄） RECOVERY OPERATIONS (block 11)

R1 燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（バーゼル条約及び OECD 決定）ー主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（EU）Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU)
R2 溶剤の回収利用又は再生 Solvent reclamation/regeneration
R3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用 Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents
R4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用 Recycling/reclamation of metals and metal compounds
R5 その他の無機物の再生利用又は回収利用 Recycling/reclamation of other inorganic materials
R6 酸又は塩基の再生 Regeneration of acids or bases
R7 汚染の除去のために使用した成分の回収 Recovery of components used for pollution abatement
R8 触媒からの成分の回収 Recovery of components from catalysts
R9 使用済みの油の精製又はその他の再利用 Used oil re-refining or other reuses of previously used oil
R10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理 Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement
R11 R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残滓の利用 Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10
R12 R1 から R11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換 Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11
R13 この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積 Accumulation of material intended for any operation in this list

こん包の形態（第 7 欄） PACKAGING TYPES (block 7)

1. ドラム缶 Drum　2. 木樽 Wooden barrel　3. ジェリー缶 Jerrican　4. 箱 Box　5. 袋 Bag　6. 混合こん包 Composite packaging　7. 圧縮容器 Pressure receptacle
8. ばら積み Bulk　9. その他（明細を記入すること）Other (specify)

運搬輸送手段（第 8 欄） MEANS OF TRANSPORT (block 8)

R = 道路 Road　T =鉄道 Train/rail　S =海路 Sea　A = 空路 Air　W =内水航路 Inland waterways

物理的特性（第 13 欄） PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13)

1.粉状又は粉 Powdery / powder　2.固体状 Solid　3.高粘着性/糊状 Viscous / paste　4.泥状 Sludgy　5.液状 Liquid　6. ガス状 Gaseous
7.その他（明細を記入すること）Other (specify)　.

H 番号及び国際連合分類区分（第 14 欄） H-CODE AND UN CLASS (block 14)

UN class	H-code	特性 Characteristics
1	H1	爆発性 Explosive
3	H3	引火性の液体 Flammable liquids
4.1	H4.1	可燃性の固体 Flammable solids
4.2	H4.2	自然発火しやすい物質又は廃棄物 Substances or wastes liable to spontaneous combustion
4.3	H4.3	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物 Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases
5.1	H5.1	酸化性 Oxidizing
5.2	H5.2	有機過酸化物 Organic peroxides
6.1	H6.1	毒性（急性）Poisonous (acute)
6.2	H6.2	病毒をうつしやすい物質 Infectious substances
8	H8	腐食性 Corrosives
9	H10	空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生 Liberation of toxic gases in contact with air or water
9	H11	毒性（遅発性又は慢性）Toxic (delayed or chronic)
9	H12	生態毒性 Ecotoxic
9	H13	処分の後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物（例えば、浸出液）を生成することが可能な物 Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e. g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above

詳細に関して、特に廃棄物の同定（第 14 欄）に関連するバーゼル条約附属書VIII及びIXの分類記号、OECD 決定の分類記号及び Y 番号については、OECD 及びバーゼル条約事務局のガイダンス又は手引書で見ることができる。Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention

廃棄物の輸出承認について

輸出注意事項５第４２号（５貿局第３９８号）（平成５年１２月１４日）
最終改正：輸出注意事項２０２０第１７号(令和２年５月１８日公布、同年６月１日施行)

輸出貿易管理令（昭和２４年政令第３７８号）別表第２の３５の２の項（２）に掲げる廃棄物の輸出の承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和６２年１１月６日付け６２貿局第３２２号・輸出注意事項６２第１１号）によるほか、平成５年１２月１５日から下記により行います。

なお、当該廃棄物が同表同項（１）に掲げる特定有害廃棄物等にも該当する場合の輸出の承認の取扱いは「特定有害廃棄物等の輸出承認について」（平成５年１２月１４日付け５貿局第３９８号・輸出注意事項５第４１号）に基づき行います。

記

１　適用地域

適用地域は、全地域（南緯６０度の線以北の公海を除く。）とする。

２　適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第２の３５の２の項（２）に掲げる貨物であって、次に掲げるものとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃掃法」という。）２条第１項に規定する廃棄物であって、同法第１０条第１項（同法第１５条の４の７第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づき環境大臣による輸出の確認を受けなければならないもの。ただし、同法第１０条第２項（同法第１５条の４の７第１項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合を除く。

３　輸出承認の申請

（１）　輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、廃掃法第１０条第１項（同法第１５条の４の７第１項で準用される場合を含む。）の規定により輸出についてあらかじめ、廃掃法に基づき環境大臣の確認を受けた輸出確認証（以下「廃棄物輸出確認証」という。）を取得のうえ、輸出承認申請書２通を経済産業局（関東経済産業局にあっては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限り、近畿経済産業局にあっては、神戸通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課（以下「申請窓口」という。）に提出するものとする。

（２）　輸出承認申請の際の添付書類

①　申請理由書　１通
②　輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し　１通
③　廃掃法第１０条第１項（同法第１５条の４の７第１項で準用する場合を含む。）の規定により輸出についてあらかじめ、環境大臣の確認を受けた廃棄物輸出確認証の写し　１通
④　その他の必要と認められる書類

４　輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記３に従って行われたものであることを確認のうえ、以

下の条件を付して、承認を行うものとする。

（条件文）

１．この承認証については、　　年　　月　　日付け環　　号の廃棄物輸出確認証に基づく輸出であること。

２．廃棄物輸出確認証の内容に変更があった場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

３．この承認証に係る貨物の全部又は一部を輸出しなくなったときは、遅滞なく、この承認証を経済産業大臣に提出しなければならない。

５　その他の事項

（１）廃棄物輸出確認証の内容変更に伴う手続について

上記４に規定する承認条件に従って行う届出の様式は任意とする。また、当該届出の内容に応じて、輸出承認証の内容変更又は新たな輸出承認申請を要する場合がある。

（２）輸出承認証の有効期間について

原則として、廃棄物輸出確認証の「輸出予定年月日」欄の「輸出を行う期間」の最終日を輸出承認証の有効期間とする。

廃棄物の輸入の承認について

輸入注意事項19第10号（19.3.6）

最終改正：令和2年12月28日付け・輸入注意事項2020第21号

平成19年3月5日付け経済産業省告示第49号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記1に掲げる廃棄物の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成19年4月1日以降は、下記により行います。

なお、当該廃棄物が特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項に規定する特定有害廃棄物等にも該当する場合の輸入の承認については、「特定有害廃棄物等の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第11号）又は「台湾を船積地域とする特定有害廃棄物等の輸入の承認について」（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第12号）に基づいて行います。

また、平成5年12月14日付け輸入注意事項5第16号（廃棄物の輸入の承認について）は平成19年3月31日限りで廃止します。

記

1　対象品目

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（同条第4項第二号に掲げる船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物を除く。）

2　書面申請手続

（1）　提出書類

①　輸入承認申請書（輸入貿易管理規則別表第一　T2010）2通

②　申請理由書（別紙の様式によるもの）1通

③　輸入契約書の写し1通

④　廃掃法第15条の4の5第1項の規定による環境大臣の輸入許可証（以下「廃棄物輸入許可証」という。）の写し1通

⑤　その他必要と認められる書類

※提出書類は原則として返還しない。

（2）　申請書の提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

（3）　申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時30分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

３ 輸入の承認

当該輸入申請が上記2に従って行われたものであることを確認の上、審査の結果適当と認められた場合に、申請のあった貨物の数量の範囲内で以下の条件を付して、承認を行うものとする。

なお、廃掃法第15条の4の5第2項に定める国その他の環境省令で定める者が輸入を行う場合は、輸入の承認を要しないものとする。

（条件文）

1. この承認証については、　　年　　月　　日付け環　　号の廃棄物輸入許可証に基づく輸入であること。
2. 廃棄物輸入許可証の内容に変更があった場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。
3. この承認証に係る貨物の全部又は一部を輸入しなくなったときは、遅滞なく、この承認証を経済産業大臣に提出しなければならない。

４．その他事項

（1） 廃棄物輸入許可証の内容変更に伴う手続について

上記3に規定する承認条件に従って行う届出の様式は任意とする。また、当該届出の内容に応じて、輸入承認証の内容変更又は新たな輸入承認申請を要する場合がある。

（2） 輸入承認証の有効期間について

原則として、廃棄物輸入許可証の「輸入予定年月日」欄の「輸入を行う期間」の最終日を輸入承認証の有効期間とする。

[別　紙]

廃棄物の輸入に係る輸入承認申請理由書

申請年月日

経済産業大臣　殿

申　請　者
氏 名 又 は名 称
及び代表者の氏名
住所（電話番号）

輸入貿易管理令第4条第1項2号の規定に基づき、下記貨物の輸入について輸入承認を申請します。

記

(1)　商品名
(2)　型及び銘柄
(3)　数量及び単価
(4)　価格条件及び単価
(5)　外国為替金額の総計
(6)　原産地
(7)　船積地域及び船積港
(8)　到着予定年月日
(9)　商品の説明及び用途

（注）用紙の大きさは、A列4番とする。

バーゼル法及び廃棄物処理法に係る輸出入に関する お問い合わせについて

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「バーゼル法」という。）に規定する特定有害廃棄物等の輸出入については、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づく承認申請が必要となります。
また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定する廃棄物の輸出入には、廃棄物処理法に基づく環境大臣の確認又は許可及び外為法に基づく承認申請が必要となります。
これらに関するお問い合わせについては、環境省及び経済産業省（委託先を含む）において、下述のとおり受け付けています。

１．事前相談（規制対象物であるかどうかの該非判断・手続きの相談）

輸出入しようと考えている貨物が、
①　バーゼル法に規定する特定有害廃棄物等に該当するか否か
②　廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当するか否か
について、次のとおり事前相談を受け付けています。

＜事前相談の位置付け＞
この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、上述の該非について**行政サービスとして助言を行うもの**でありますが、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありませんし、現実に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものでないことを、予めご承知おきください。
また、この事前相談は、あくまでも行政サービスであることから、輸出入される方に強制するものではありません。

＜事前相談のメリット等＞
環境省及び経済産業省の助言は、書類審査を踏まえ口頭でいたしますが、その助言した内容については、環境省が管理する「廃棄物等輸出入管理システム」に登録され、その内容は、環境省及び経済産業省の他、財務省の関係税関等の間で情報共有されます。そのため、輸出入される方による税関への説明の一助として利用されることが可能です。
なお、必要に応じて、港湾等を管理する関係省庁に情報を提供する場合もあることを、ご承知おきください。

（１）相談窓口
輸出入されようとする貨物の内容に応じて、以下のいずれかの機関へご相談いただくことができます。
経済産業省（委託先である一般財団法人日本環境衛生センター（平成30年４月時点）を含む）では、廃棄物処理法に規定する廃棄物の該非の助言はできませんので、この廃棄物の該非については、環境省の地方環境事務所にご相談ください。地方環境事務所にご相談の際には、原則的に、輸出入に用いる港等の所在地にある各地方環境事務所にお問い合わせください。
なお、お問い合わせは、各機関の業務日の業務開始時間から、終了時間の概ね１時間前まで（個別にお知らせする場合は、その時間内）に限らせていただきます。

相談内容（貨物内容）	相談先	連絡先
バーゼル法・廃棄物処理法	北海道地方環境事務所 （管轄区） 北海道	〒060-0808 札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎３階 （電話）011-299-3738 （FAX）011-736-1234 （電子メール）REO-HOKKAIDO@env.go.jp

	東北地方環境事務所 （管轄区） 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	〒980-0014 仙台市青葉区本町３－２－２３　仙台第２合同庁舎６階 （電話）022-722-2871 （FAX）　022-724-4311 （電子メール）REO-TOHOKU@env.go.jp
	関東地方環境事務所 （管轄区） 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県	〒330-9720 さいたま市中央区新都心１－１　さいたま新都心合同庁舎１号館６階 （電話）048-600-0814 （FAX）　048-600-0518 （電子メール）HAIRI-KANTO@env.go.jp
	中部地方環境事務所 （管轄区） 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県	〒460-0001 名古屋市中区三の丸２－５－２ （電話）052-955-2132 （FAX）　052-951-8889 （電子メール）REO-CHUBU@env.go.jp
	近畿地方環境事務所 （管轄区） 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	〒530-0042 大阪市北区天満橋１－８－７５　桜ノ宮合同庁舎４階 （電話）06-6881-6502 （FAX）　06-6881-7700 （電子メール）REO-KINKI@env.go.jp
	中国四国地方環境事務所 （管轄区） 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県	〒700-0907 岡山市北区下石井１－４－１　岡山第２合同庁舎１１階 （電話）086-223-1584 （FAX）　086-224-2081 （電子メール）REO-CHUSHIKOKU@env.go.jp
	〃　四国事務所 （管轄区） 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	〒760-0019 高松市サンポート３－３３　高松サンポート合同庁舎南館２階 （電話）087-811-7240 （FAX）　087-822-6203 （電子メール）MOE-SHIKOKU@env.go.jp
	九州地方環境事務所 （管轄区） 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	〒860-0047 熊本県熊本市西区春日２－１０－１　熊本地方合同庁舎Ｂ棟４階 （電話）096-322-2410 （FAX）　096-322-2446 （電子メール）REO-KYUSHU@env.go.jp
バーゼル法のみ		
メタルスクラップ（注１）、プラスチックスクラップ（注２）、使用済みバッテリー、使用済み遊技機、触媒及び中古品（家電・自動車部品等）	一般財団法人　日本環境衛生センター 資源循環低炭素化部 バーゼル法事業課	〒210-0828 川崎市川崎区四谷上町１０－６ （電話）044-288-4941 （FAX）　044-288-4946 （電子メール）basel@jesc.or.jp
上記以外	経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関１－３－１ （電話）03-3501-4978 （FAX）　03-3501-9489 （電子メール）basel@meti.go.jp

（注１）メタルスクラップとは、鉄、アルミ、銅等の単体金属（合金を含む）及びこれらが複合されたミックスメタルで、自動車部品、電気・電子部品の屑等を含む。

（注２）プラスチックスクラップとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル等。

＜参考＞　輸出入する貨物がバーゼル法の規制対象物となるか否かの目安となる**「バーゼル法関連簡易該非判断システム」を経済産業省Ｗｅｂサイトに掲載**していますので、ご活用ください。
ＵＲＬは、次のとおりです。
http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/basel/bsimple_judgmentsys/confirm.html

（２）相談方法等

添付の事前相談書に、記入要領に従って必要事項を記入し、必要な書類を添付のうえ、上述の相談窓口に郵送又はFAXにより事前に送付の上、ご相談ください。

送付された場合は、その旨、送付した相談窓口に電話にてご連絡ください。ご連絡がない場合は、原則として事前相談を受け付けませんので、ご注意ください。

なお、事前相談は、原則として輸出又は輸入しようとするご本人が行ってください。

事前相談のほか、次の資料又はその写しの提出をお願いしています。

＜基本的に提出が必須のもの＞

① インボイス　（管理システムは、このインボイス番号で管理されています。）
② 輸出入契約書
③ 国内取引伝票（請求書、領収書等）
④ 貨物全体の写真（異なる貨物や種類が異なる物は、それごとの写真で鮮明なもの。）

＜必要に応じて提出いただくもの＞

⑤ 成分分析表
⑥ 分析サンプルの写真
⑦ 企業概要
⑧ その他

＜インターネットによる受付＞

平成29年度より、オンラインによる事前相談も受け付けています。オンライン受付は以下のホームページから手続きを行ってください。

事前相談オンライン受付
https://basel-jizensoudan.env.go.jp/online/index.php

事前相談をお受けした場合にも、質問をし、必要な追加書類の提出をお願いする場合があり、相談の助言には、ある程度の日数を要します。時間的な余裕をもって、ご相談ください。ご相談日にインボイス番号が確定していない場合もあり得ますが、この場合、相談窓口にお問い合わせください。

参考：（一財）日本環境衛生センターの場合

提出書類の不足等がない場合やセンターからの質問に対し回答をいただいた場合、ご相談を受けた日（質問の回答を得た日）の次の業務日までに助言するよう努めています。管理システムには、その助言した日の次の業務日の午前中に登録するよう努力しています。なお、税関申告予定日（当日）のご相談は、基本的にお受けできません。

地方環境事務所、経済産業省の場合

両省では、（一財）日本環境衛生センターで受け付けている貨物以外の、比較的、該非判断が難しい貨物等のご相談を受け付けており、確認させていただく点が多いことから、審査にあたり日数を要することにご留意ください。（貨物の内容によっては、環境省（本省）と経済産業省で調整、協議するものもあります。）

なお、事前相談の助言は、先述したとおり、口頭でいたします。また、ご提出いただいた資料は、原則返却いたしません。

経済産業省の当該事前相談に係る委託事業は、年度が変わると受託者が変更となる場合もありますので、ご注意ください。（平成３０年度：（一財）日本環境衛生センター）

２．外為法に基づく手続きの窓口

バーゼル法に規定する特定有害廃棄物等、廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当すると判断されたものを輸出又は輸入しようとする場合は、外為法に基づく承認申請が必要となります。その際は、下述窓口にて申請手続を行ってください。

なお、廃棄物処理法に規定する廃棄物に該当すると判断されるものを輸出又は輸入しようとする場合は、外為法に基づく手続きの前に、廃棄物処理法に基づく環境大臣の確認又は許可が必要となります。その際は、Ｐ．１８４、Ｐ．１８５に記載している各地方環境事務所に申請手続を行ってください。

相談内容	相談先	連絡先
バーゼル法規制対象物 （輸出・輸入）	経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関１－３－１ （電話）03-3501-1659　（直通） （FAX）　03-3501-0997

注意）外為法に係る申請や手続き等のお問い合わせ窓口であり、規制対象物であるか否かのお問い合わせは、先述の「１．事前相談」に記載している窓口にお願いします。

相談内容		相談先	連絡先
廃棄物処理法規制対象物	輸出	北海道経済産業局 総務企画部 国際課	〒060-0808 札幌市北区北８条西２丁目１　札幌第１合同庁舎 （電話）011-709-2311 （FAX）　011-709-1798
		東北経済産業局 総務企画部 国際課	〒980-8403 仙台市青葉区本町３－３－１　仙台合同庁舎 （電話）022-221-4907 （FAX）　022-261-7390
		関東経済産業局 総務企画部 国際課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心１－１　さいたま新都心合同庁舎１号館 （電話）048-600-0261 （FAX）　048-601-1304
		関東経済産業局 東京通商事務所 業務課	〒113-0034 東京都文京区湯島４－６－１５　湯島地方合同庁舎 （電話）03-5842-7071 （FAX）　03-5689-7841
		関東経済産業局 横浜通商事務所 輸出課	〒231-0021 横浜市中区日本大通１１　横浜情報文化センター （電話）045-201-9606 （FAX）　045-201-7156
		中部経済産業局 地域経済部 国際課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸２－５－２ （電話）052-951-4091 （FAX）　052-961-7829
		近畿経済産業局 通商部 通商課	〒540-8535 大阪市中央区大手前１－５－４４ （電話）06-6966-6034 （FAX）　06-6966-6088

		近畿経済産業局 神戸通商事務所	〒650-0024 神戸市中央区海岸通２９番地　神戸地方合同庁舎 （電話）078-393-2682 （FAX） 078-393-2685
		中国経済産業局 産業部 産業振興課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀６－３０　広島合同庁舎２号館 （電話）082-224-5638 （FAX） 082-224-5642
		四国経済産業局 産業部 産業振興課国際室	〒760-8512 高松市サンポート３番３３号　高松サンポート合同庁舎 （電話）087-811-8900 （FAX） 087-811-8556
		九州経済産業局 国際部 国際課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東２－１１－１ （電話）092-482-5425 （FAX） 092-482-5321
		沖縄総合事務局 経済産業部 商務通商課	〒900-0006 那覇市おもろまち２－１－１　那覇第２地方合同庁舎２号館 （電話）098-866-1731 （FAX） 098-860-3710
	輸入	経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関１－３－１ （電話）03-3501-1659 （直通） （FAX） 03-3501-0997

注意）外為法に係る申請や手続き等のお問い合わせ窓口であり、規制対象物であるか否かのお問い合わせは、先述の「１．事前相談」に記載している窓口にお願いします。

次ページ以降に、「１．事前相談（規制対象物であるかどうかの該非判断）」用の提出資料の様式を記載しています。
相談窓口により、相談できる貨物が違いますし、様式も違います。
「１．事前相談」で確認の上、ご相談ください。

ＦＡＸ　０４４－２８８－４９４６

（一財）日本環境衛生センター
相談用資料（１）

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法規制対象に該当するか否かについての助言を行うものでありますが、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありませんし、実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではないことを予めご承知おき下さい。

バーゼル法規制に係る事前相談書（１）

【インボイスＮＯ.　　】

平成　　年　　月　　日

相談者	①　会社名： （輸出者・輸入者・通関業者・輸出代行・輸入代行・メーカー・その他）		
	② 担当者　１）氏名：　　，　２）所属・役職：		
	③ 電話　　－　　－	④ ＦＡＸ　　－　　－	
	⑤ 事前に税関に相談した場合は次を記入して下さい。 １）税関の名称：　　２）担当官名： ３）税関の指示内容：　　（電話）		
貨　物	⑥ 輸 出 輸 入	⑦ 申告の予定日：　年　月　日 申告予定税関名（港）：	⑧ 取引量：　　トン （ｺﾝﾃﾅ　本、ﾌﾚｺﾝ　袋、ﾊﾞﾗ積）
	⑨ 相手国：　　（ 締約国 ・ ＯＥＣＤ ・ 非締約国 ）		
	⑩ 過去の輸出入実績：　新　規　・　実績有り 実績有りの場合はその内容（時期、品目、数量）：		
	⑪ 品目内容（全ての品目の具体的な製品名、数量）： ※プラスチック類の場合は、バーゼル法規制に係る事前相談書（廃プラスチック類の概要説明書）を併せて提出してください。		
	⑫ 発生元（本貨物の第一次発生元、例えば、○○工場、○○商事）：		
	⑬ 国内収集経路（輸出の場合のみ記入。発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路。）：		
	⑭１）廃棄物処理法上の「廃棄物」の判断：　該　当　・　非該当 ２）１）の根拠： ※廃棄物処理法上の廃棄物の該非については、本事前相談で受け付けておりません。 ※相談者で「該当」と判断される場合や、「該当」となる恐れがある場合には、最寄りの環境省地方環境事務所にご相談ください。		
	⑮ 取引の目的（輸出入後の用途）：		
	⑯ 輸出入後の処理作業の方法：		
	⑰ 輸出入後の処理作業の場所（事業者名、住所）：		
	⑱ 輸出先国でバーゼル条約以外のライセンスを義務づけている場合は、その 有、 無 ライセンス名（種類等）：		

	⑲貨物及び本相談に係る確認事項（内容を確認の上、レ〔チェック〕をお願いします。） はい いいえ ・今回輸出入する貨物は、相談貨物が全てであり、他の物は、無い。 □ □ （“いいえ”の場合には、本相談では、他の物については承っておりませんので、御認識願います。） （以下、相談貨物がミックスメタルスクラップの場合、確認をお願いします） ・使用済み家電の混入は無い。 □ □ ・スクラップ火災の原因になるような物（バッテリー等）の混入は無い。 □ □
	⑳事前相談にあたり、次の点についてご了承願います。確認しましたら、チェックをお願いします。 同意 ・提出頂いた書類は、「廃棄物等輸出入管理システム」に登録させていただきますので、ご了承願います。 □ （注）「廃棄物等輸出入管理システム」とは、事前相談の内容やこれに対する助言等を登録したシステムであり、その内容については、環境省（地方環境事務所を含む）、経済産業省、税関が閲覧可能となっています。
	㉑1）～4）については事前相談書とともに提出してください。 5）～8）については必要に応じて提出して頂くことがあります。 1）インボイス、2）輸出入契約書、3）国内取引伝票（請求書、領収書等）※輸出のみ、4）相談貨物全体の写真、5）廃プラスチック類の概要説明書、6）成分分析表、7）分析サンプルの写真、8）企業概要、9）その他：

注）本票送信後、必ず、（一財）日本環境衛生センター・バーゼル事前相談窓口までお電話願います。（電話）044-288-4941
貨物の写真はE-mailで、basel@jesc.or.jp までお送りください。

（日本環境衛生センター使用欄）

助言と同時に、「本助言については、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではなく、現実に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではない。」ということについて伝達を実施（実施したら、レ〔チェック〕する→□）

ＦＡＸ　０３－３５０１－９４８９
経済産業省資源循環経済課相談用

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法規制対象に該当するか否かについての助言を行うものでありますが、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありませんし、実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではないことを予めご承知おき下さい。

バーゼル法規制に係る事前相談書（１／２）

【インボイスＮＯ.　　】

平成　　年　　月　　日

相談者	① 会社名： （輸出者・輸入者・通関業者・輸出代行・輸入代行・メーカー・その他）		
	② 担当者　１）氏名：　　，　２）所属・役職：		
	③ 電話　　－　　－	④ ＦＡＸ　　－　　－	
	⑤ 事前に税関に相談した場合は次を記入して下さい。 １）税関の名称：　　２）担当官名： ３）税関の指示内容：　　（電話）		
貨　物	⑥ 輸 出 輸 入	⑦ 申告の予定日：　年　月　日 申告予定税関名（港）：	⑧ 取引量：　　トン （ｺﾝﾃﾅ　本、ﾌﾚｺﾝ　袋、ﾊﾞﾗ積）
	⑨ 相手国：　　（ 締約国 ・ ＯＥＣＤ ・ 非締約国 ）		
	⑩ 過去の輸出入実績：　新　規　・　実績有り 実績有りの場合はその内容（時期、品目、数量）：		
	⑪ 品目内容（全ての品目の具体的な製品名、数量）：		
	⑫ 発生元（本貨物の第一次発生元、例えば、○○工場、○○商事）：		
	⑬ 国内収集経路（輸出の場合のみ記入。発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路。）：		
	⑭１）廃棄物処理法上の「廃棄物」の判断：　該　当　・　非該当 ２）１）の根拠： ※廃棄物処理法上の廃棄物の該非については、本事前相談で受け付けておりません。 ※相談者で「該当」と判断される場合や、「該当」となる恐れがある場合には、最寄りの環境省地方環境事務所にご相談ください。		
	⑮ 取引の目的（輸出入後の用途）：		
	⑯ 輸出入後の処理作業の方法：		
	⑰ 輸出入後の処理作業の場所（事業者名、住所）：		
	⑱ 輸出先国でバーゼル条約以外のライセンスを義務づけている場合は、その 有、 無 ライセンス名（種類等）：		

	⑲貨物及び本相談に係る確認事項（内容を確認の上、レ〔チェック〕をお願いします。） はい　いいえ ・今回輸出入する貨物は、相談貨物が全てであり、他の物は、無い。　□　□ （“いいえ”の場合には、本相談では、他の物については承っておりませんので、御認識願います。） （以下、相談貨物がミックスメタルスクラップの場合、確認をお願いします） ・使用済み家電の混入は無い。　□　□ ・スクラップ火災の原因になるような物（バッテリー等）の混入は無い。　□　□
	⑳事前相談にあたり、次の点についてご了承願います。確認しましたら、チェックをお願いします。 同意 ・提出頂いた書類は、「廃棄物等輸出入管理システム」に登録させていただきますので、ご了承願います。　□ （注）「廃棄物等輸出入管理システム」とは、事前相談の内容やこれに対する助言等を登録したシステムであり、その内容については、環境省（地方環境事務所を含む）、経済産業省、税関が閲覧可能となっています。
	㉑1）～4）については事前相談書とともに提出してください。 5）～8）については必要に応じて提出して頂くことがあります。 1）インボイス、2）輸出入契約書、3）国内取引伝票（請求書、領収書等）※輸出のみ、4）相談貨物全体の写真、5）成分分析表、6）分析サンプルの写真、7）企業概要、8）その他：

注）本票送信後、必ず、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課までお電話願います。（電話）03-3501-4978
貨物の写真はE-mailで、basel@meti.go.jpまでお送りください。

（経済産業省使用欄）

助言と同時に、「本助言については、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではなく、現実に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではない。」ということについて伝達を実施（実施したら、レ〔チェック〕する→□）

（記入要領）

（一財）日本環境衛生センター相談用資料（１）、　経済産業省資源循環経済課相談用資料

１．相談者の欄

(1) ①会社名の欄には、相談者が法人の場合はその名称を記入し、個人の場合は記入不要です。また、相談者が輸出者・輸入者・通関業者・その他のいずれか該当するものを○で囲んでください。
(2) ②担当者の欄には、問い合わせ担当者の氏名・所属・役職を記入し、押印してください。
(3) 事前に税関に相談した場合は、⑤の欄に税関の名称（支署、出張所まで）、担当官名（電話番号）、税関の指示内容を記入してください。

２．貨物の欄

(1) ⑥輸出・輸入の欄には、いずれか該当する方を○で囲み、⑦～⑨の欄に申告予定税関名（港）、申告の予定日、取引量、輸出国又は輸入国名を記入し、当該国がバーゼル条約の締約国、ＯＥＣＤ加盟国又はバーゼル条約の非締約国のいずれか該当するものを○で囲んでください。
(2) ⑩過去の輸出入実績の欄には、輸出入者が行った同様の貨物の過去の輸出入実績について、有又は無のいずれか該当するほうを○で囲み、有りの場合はその内容（時期、品目、数量）を記入してください。
(3) ⑪品目内容の欄には、全ての品目の具体的な製品名ごとに数量及び貨物の形態を記入してください。
(4) ⑫発生元の欄には、本貨物の第一次発生元（○○工場、○○商事等）を記入してください。
(5) ⑬国内収集経路の欄には、輸出の場合のみ、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入してください。輸入の場合は記入不要です。
(6) ⑮取引の目的の欄には、当該物質を輸出又は輸入した後、どのような用途に使用するかを具体的に記入してください。
(7) ⑯輸出入後の処理作業の方法の欄には、前記(6) の用途に使用するため、どのような方法で処理を行うかを具体的に記入してください。
(8) ⑰輸出入後の処理作業の場所の欄には、前記(7) の作業を実施する事業者名、住所を記入してください。
(9) ⑱輸出先国のライセンスの欄には、ライセンスを義務づけの有無を記載してください。義務づけている場合は、そのライセンスの概要を記載するとともに、ライセンスの写しを添付することとし、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳（又は、英語訳）を添付してください。

３．その他、（一財）日本環境衛生センター向け事前相談についての留意事項

○相談する品目内容が廃プラスチック類の場合

（一財）日本環境衛生センターに提出する「⑪品目内容」が「プラスチック類」の場合は、次ページ（又は、これに準じた内容を記した書類）を提出してください。

○相談する品目内容が中古品の場合

（一財）日本環境衛生センターに提出する「⑪品目内容」が「中古品」の場合は、175ページの様式を使用してください。

なお、中古品とリサイクル目的のスクラップ類を同一インボイスで輸出する場合、その旨を記載してください。この場合であって、どちらかのみの相談を受けようとする場合は、その旨をも記載してください。また、両方の相談を受ける場合には、前々ページの様式にその旨を記載し、中古品については、175ページの様式に記載し、両様式を併せて相談されることをお勧めします。

（一財）日本環境衛生センター
相談用資料（１－２）

ＦＡＸ　０４４－２８８－４９４６

バーゼル法規制に係る事前相談書（廃プラスチック類の概要説明書）

平成　　年　　月　　日

相談者名（会社、担当者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

No.	プラスチック類の名称	発生元及び形態等	再生利用のための調整状況	取引量(t)	備考
			1.分別　2.洗浄　3.剪断 4.その他（　　）		
			1.分別　2.洗浄　3.剪断 4.その他（　　）		
			1.分別　2.洗浄　3.剪断 4.その他（　　）		
			1.分別　2.洗浄　3.剪断 4.その他（　　）		
			1.分別　2.洗浄　3.剪断 4.その他（　　）		
			1.分別　2.洗浄　3.剪断 4.その他（　　）		
			1.分別　2.洗浄　3.剪断 4.その他（　　）		
			1.分別　2.洗浄　3.剪断 4.その他（　　）		
再生利用するために調整されたものであることを確認した者 会社名　： 担当者名： 					

（記載要領）

・「プラスチック類の名称」は、インボイス（又は、パッキング・リスト）に記載されている全てのプラスチック類の品種（製品名）を記載してください。

　なお、ＰＶＣ（ポリ塩化ビニル）の場合は、ＯＥＣＤ加盟国を除いて、鉛の含有分析表等が必要となりますので、それら分析結果を添付するとともに、「備考」欄に“分析表添付”と記載してください。

・「発生元及び形態等」には、当該プラスチックの発生工程（概略）及びその形態（例：塊状、フィルム状、シート状、粉砕物等）を記載してください。（ＰＥＴのベール状態のものについては、その旨記載してください。）

　記載例　：　プラスチック製造工場からのオフグレード品フィルム、
　　成形工場から出た残塊、成形工場から出た成形不良品粉砕物、
　　リサイクル工場から出た（市中回収品）粉砕品、
　　廃農業用ビニルの破砕・洗浄品　等

・「再生利用のための調整状況」は、該当する番号を○で囲み、「４．その他」については、具体的に記載してください。

　なお、洗浄を行った場合には、洗浄を行った場所、洗浄工程が確認できる写真を添付してください。

ＦＡＸ　０４４－２８８－４９４６

（一財）日本環境衛生センター
相談用資料（２）

この事前相談は、送付された書類に記載されている内容について、バーゼル法規制対象に該当するか否かについての助言を行うものでありますが、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではありませんし、実際に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではないことを予めご承知おき下さい。

バーゼル法規制に係る事前相談書　（中古品輸出）

平成　　年　　月　　日

相談者	① 会社名：　　（輸出者・輸入者・通関業者・その他（　　））		
	② 担当者　１）氏名：　　，　２）所属・役職：		
	③ 電話　　－　　－	④ ＦＡＸ　　－　　－	
	⑤ 事前に税関に相談した場合は次を記入して下さい。 １）税関の名称：　　２）担当官名： ３）税関の指示内容：　　（電話）		
貨　物	⑥ 輸 出 ~~輸 入~~	⑦ 申告の予定日：　年　月　日 申告予定税関名（港）：	⑧ 取引量：　　トン （ｺﾝﾃﾅ　　本、ﾌﾚｺﾝ　　袋、ﾊﾞﾗ積）
	⑨ 相手国：　　（ 締約国 ・ ＯＥＣＤ ・ 非締約国 ）		
	⑩ 過去の中古品の輸出実績：　新　規　・　実績有り 実績有りの場合はその内容（時期、品目、数量）：		
	⑪ 中古品の内容（全ての品目の具体的な中古品（製品）種名、数量）： 製品種名（数量） 製品種名（数量） 輸出する中古品毎に記載。		
	⑫ 破損、汚れ等の確認：確認済み（破損、汚れ等　無、　有（→⑯へ）） 確認者の会社名、氏名　： （通電等による正常作動検査結果）：　　輸出する中古品毎に記載。		
	⑬ 荷姿（運搬中の破損等防止策を踏まえ、梱包の方法を、品種毎に記載。）：		
	⑭ 発生（購入）元（輸出の場合は、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路。仕入元の古物営業法に基づく古物商の許可の有無。）： 発生元から輸出時までの保管状況　：　建屋内　　、　その他（　　）		
	⑮ 輸出後の用途　：　輸入国での販売　、　再輸出　、その他（　　） （販売等事業者名、住所）		
	⑯ 輸出後、軽微な修繕がある場合は、その内容：		
	⑰ 輸出先国で、許可等ライセンスを義務づけている場合は、その　有、　無		

	⑱貨物及び本相談に係る確認事項（内容を確認の上、レ〔チェック〕をお願いします。） はい いいえ ・今回輸出入する貨物は、相談貨物が全てであり、他の物は、無い。 □ □ （“いいえ”の場合には、本相談では、他の物については承っておりませんので、御認識願います。） （以下、相談貨物がミックスメタルスクラップの場合、確認をお願いします） ・使用済み家電の混入は無い。 □ □ ・スクラップ火災の原因になるような物（バッテリー等）の混入は無い。 □ □
	⑳事前相談にあたり、次の点についてご了承願います。確認しましたら、チェックをお願いします。 同意 ・提出頂いた書類は、「廃棄物等輸出入管理システム」に登録させていただきますので、ご了承願います。 □ （注）「廃棄物等輸出入管理システム」とは、事前相談の内容やこれに対する助言等を登録したシステムであり、その内容については、環境省（地方環境事務所を含む）、経済産業省、税関が閲覧可能となっています。
	⑳ 以下の資料又はその写しの提出が必須です。 1)インボイス、2)輸出入契約書、3)国内取引伝票（請求書、領収書等）、4)品目ごとの写真（梱包前、後）、5)輸入国での販売店舗の写真、6)企業概要、（必要に応じ、輸出先国のライセンス（写し）」等）。なお、欄内に記載できない場合は、別添を添付ください。

注）本票送信後、必ず、（一財）日本環境衛生センター・バーゼル事前相談窓口までお電話願います。（電話）044-288-4941
貨物の写真はE-mailで、basel@jesc.or.jp までお送りください。

（日本環境衛生センター使用欄）

助言と同時に、「本助言については、輸出又は輸入する際の関係法規遵守の義務を緩和するものではなく、現実に輸出入される貨物そのものについて関係法規適合を証明するものではない。」ということについて伝達を実施（実施したら、レ〔チェック〕する→□）

（記入要領）

（一財）日本環境衛生センター相談用資料（２）

１．相談者の欄

(1) ①会社名の欄には、相談者が法人の場合はその名称を記入し、個人の場合は記入不要です。また、相談者が輸出者・輸入者・通関業者・その他のいずれか該当するものを○で囲んで下さい。
(2) ②担当者の欄には、問い合わせ担当者の氏名・所属・役職を記入し、押印して下さい。
(3) 事前に税関に相談した場合は、⑤の欄に税関の名称（支署、出張所まで）、担当官名（電話番号）、税関の指示内容を記入して下さい。

２．貨物の欄

(1) ⑦～⑨の欄に申告予定税関名（港）、申告の予定日、取引量、輸出国名を記入し、参考まで、当該国がバーゼル条約の締約国、ＯＥＣＤ加盟国又はバーゼル条約の非締約国のいずれか該当するものを○で囲んでください。
(2) ⑩過去の輸出実績の欄には、同様の貨物の過去の輸出実績について、有又は無のいずれか該当するものを○で囲み、有りの場合はその内容（時期、品目、数量）を記入してください。
(3) ⑪中古品の内容の欄には、全ての品種（製品種）名ごとに数量を記入してください。
(4) ⑫欄については、破損、汚れ等の確認は、確認済みであることが前提です。未確認であれば、確認後、提出してください。確認した結果、破損・汚れ等について、該当するものを○で囲んでください。仮に、有に○をした場合、⑯を確実に記載してください。
中古品の種類に応じては、個別製品ごとに製造年・型式・メーカーと通電等による正常作動検査結果を記載した別添資料を添付してください。
(5) ⑬荷姿の欄には、品目ごとに、個々に段ボール、ビニル包装等を実施している否か、その梱包方法等を記載してください。（必要に応じて、別添資料として記載いただいても結構です。）
また、液晶テレビ等の画面部等、運搬中に破損する恐れのある箇所には、画面等の保護を実施しているかを記載してください。これら保護が実施されていない場合や、個々の中古品に包装をせずフレコン袋等にまとめて積み込む場合等は、運搬中の破損の恐れがあり荷姿が不適切として、中古品とみなせない場合があることに、ご留意ください。
(6) ⑭発生（購入）元の欄には、輸出の場合にあたっては、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入してください。また、古物商の許可・届出者である場合は、その旨、記載してください。保管状況は、該当するものを○で囲ってください。
(7) ⑮輸出後の用途の欄には、輸出相手国において、当該中古品をどのような用途に使用するかについて、「販売」、「再輸出」、「その他」のいずれかに該当するものに○で囲み、「その他」の場合にあっては、具体的な内容を記入してください。また、事業者等名、住所は、それを販売する者を具体的に記載してください。（これは、輸出にあたっては、中古品の市場があり、それを適切に販売等する事業者の存在を確認するためのものです。）
(8) ⑯軽微な修繕の有無の欄には、軽微な修繕の内容を記載してください。修繕がない場合は、「無し」と記載してください。なお、軽微な修理でない主要部の部品交換等を実施する場合は、交換したものが廃棄物等に該当する懸念がありますので、この場合は、環境省の各地方環境事務所にお問い合わせください。
(9) ⑰輸出先国のライセンスの欄には、ライセンスを義務づけの有無を記載してください。義務づけている場合は、そのライセンスの概要を記載するとともに、ライセンスの写しを添付することとし、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳（又は、英語訳）を添付してください。

３．添付写真について

(1) 中古品の品目ごとの写真
① 品目毎に、梱包前の写真と、梱包後の写真を提出してください。
② 複数の品目が同一貨物で輸出する場合は、その品目毎に、梱包前・後が必要です。
③ また、同一品目であっても、その中古品の大きさや形状が大きく異なるものや、梱包の方法が違うものは、それ毎の写真が必要です。
(2) 輸入国での販売店舗の写真

① 輸入国で市場があることを確認するための写真で、販売店舗（店舗全景（店舗名が確認できるもの）と商品陳列等の様子が分かるもの）の写真を提出してください。
② 再輸出が予定されている場合は、再輸出されるまでの保管場所の写真を提出してください。

４．その他

(1) 記載内容が多く、事前相談書（１枚）に記載できない場合は、別紙○として記載し、添付してください。

(2) 中古品取引の事実関係が確認できる輸出者と輸入者との間の契約書等を提出してください。なお、当該契約書等には、「使用済み電気・電子機器の中古品の販売に関する内容（取引価格に関する情報を含む）」及び「部品取りされない」旨が少なくとも記載されていることが必要です。

(3) 廃棄物処理法上の廃棄物の該非については、本事前相談で受け付けておりません。
廃棄物処理法に規定する廃棄物に、「該当」と相談者が判断される場合や、「該当」となる恐れがある場合には、最寄りの環境省地方環境事務所にご相談ください。

環境省事前相談用資料

環境省では、バーゼル法・廃棄物処理法の該非について、原則的に、輸出入に用いる港等の所在地にある各地方環境事務所で、事前相談を受け付けています。

（経済産業省（委託先である一般財団法人日本環境衛生センター（平成30年４月時点）を含む）では、廃棄物処理法に規定する廃棄物の該非の助言はできません。）

次に、各地方環境事務所への事前相談に必要な書類、その様式等を記載します。

別紙１：事前相談に必要な書類

１．必ずご提出いただく書類

以下の書類は、事前相談を行う際に、最低限必要な書類です。必ずご用意ください。

（ア）輸出案件用確認事項（輸出の場合のみ、別紙２にご記入ください）
（イ）廃棄物処理法・バーゼル法規制に係る事前相談書（別紙３を参照し別紙４にご記入ください）
（ウ）貨物と金銭フロー図（別紙５を参照し作成してください）
（エ）発生者、輸出者、輸入者、処分者等の間で行われる金銭の授受を示す書類（契約書、インボイスなど）
（オ）貨物のカラー写真（貨物の状態がはっきりわかるもの）
（カ）発生工程及び処理工程を示す書類（工程図、施設の写真、企業概要など）

２．必要に応じてご提出いただく書類

（ア）廃棄物処理法に基づく許可書（いずれかの過程で廃棄物の収集運搬、中間処理を行う場合）
（イ）成分分析表
（ウ）分析サンプル写真
（エ）相手国における許可書
（オ）その他

※　別紙１の書類を全てご提出いただいても、廃棄物、特定有害廃棄物等の該非判断ができない場合もあります。ご承知おきください。

別紙２：輸出案件用確認事項

記入される方へ：

以下の事項は、今回相談の輸出が廃棄物の不適正な輸出に該当しないことを確認するために必要なものです。記載いただいた内容については、電話で追加説明を伺う場合がありますので、記入に際し不明な点がある場合には、あらかじめ輸出者等に内容を確認するようお願いします。

１．国内において廃棄物処理法等に違反して排出されたものでないことを確認するため、輸出物の発生経路に関して、以下の３つのうちいずれか該当するものにレ点を付してください。

☐ 発生元の事業場の了承の下で資源・材料として輸出するものである。
☐ 中間処理を経て再生されたものを資源・材料として輸出するものである。
☐ 収集運搬業者等が回収、手選別したものを資源・材料として輸出するものである。

（　　）

※国内において廃棄物処理法等に違反して排出されたものでないこと。

２．再生利用のため調整されたものであって、不要物でないことを確認するため、輸出物の性状に関し、次の点のそれぞれについて適合している場合にはレ点を付してください。

☐ 相手側の要求する規格又は条件に合致している。
☐ 相手側の要求する物品以外の物品を含まない。
☐ 回収工程への投入に先立ち洗浄等の前処理を要するものでないこと。
☐ 専ら分別作業のためにだけ輸出されるものでないこと。

（　　）

３．国内において禁止されている野外焼却等の廃棄物処理基準に適合しない再生利用を行うものでないことを確認するため、輸出物の再生工程に関して、次の点のそれぞれについて適合している場合にはレ点を付してください。

☐ 野外又は簡易な炉での焼却を伴わないこと。
☐ 長期間放置されるおそれがないこと。
☐ 残さを多量に生じるものでないこと。
☐ 発生した残さは適正に処理されること。
☐ その他、生活環境保全上の支障を生じるものでないこと。

（　　）

４．引き渡し後における運搬に関する事項（いずれか該当するものにレ点を付してください。）

☐ 輸送に特別な配慮を要するものでないことを確認している。
☐ 輸送に特別の配慮を要するが、相手国にその旨伝達している。

（　　）

５．万一相手国で入管できなかった場合の対応（いずれか該当するものにレ点を付してください。）

☐ 輸出者の責任において日本に再輸入する。
☐ 保険会社が引き取る。

（　　）

平成　　年　　月　　日

記入者所属：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙３：事前相談書記入要領

１．相談者の欄

（１）①会社名の欄には、相談者が法人の場合はその名称を記入し、個人の場合には記入は不要です。また、相談者が輸出者・輸入者・通関業者・その他のいずれか該当するものを○で囲んでください。

（２）③担当者の欄には、問い合わせ担当者の氏名・所属・役職を記入し、押印してください。

（３）事前に税関に相談した場合は、⑥の欄に税関の名称（支署、出張所まで）、担当官名（電話番号）、税関の指示内容を記入してください。

２．輸出者・輸入者の欄

（１）相談者と輸出入者が異なる場合にお書きください。

（２）記入の要領は１と同様です。

３．輸出入～実績の欄

（１）⑰輸出・輸入の欄には、いずれか該当する方を○で囲み、⑱～⑳の欄に申告の予定日、申告予定港、取引量、輸出国又は輸入国名を記入し、当該国がバーゼル条約の締約国、ＯＥＣＤ加盟国又はバーゼル条約の非締約国のいずれかに該当するものを○で囲んでください。

（２）㉒品目内容の欄には、全ての品目の具体的な名称ごとに発生事由、数量、及び性状を記入してください。

（３）㉓発生元の欄には、本貨物の第一次発生元（○○工場、○○商事等）を記入してください。

（４）㉔の欄には、発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入してください。また、仕入先が産業廃棄物処理業者の許可証等を持っている場合はその写しを添付してください。

（５）㉕取引の目的の欄には、当該物質を輸出又は輸入した後、どのような用途に使用するのかを具体的に記入してください。

（６）㉖輸出入後の処理方法の欄には、前記(５)の用途に使用するため、どのような方法で処理を行うかを具体的に記入してください。

（７）㉗輸出入後の運搬経路には、輸入者から仲介者を経て処理業者に渡るまでの経路をなるべく詳しく記入してください。

（８）㉘処理事業者及び作業場所の住所の欄には、前記(６)の作業を実施する事業者名、住所を記入してください。

（９）㉙過去の輸出入実績の欄には、同様の貨物の過去の輸出入実績について、有又は無のいずれか該当するほうを○で囲み、有りの場合はその内容（時期、品目、数量）を記入してください。

別紙４：廃棄物処理法・バーゼル法規制に係る事前相談書

記入日：平成　　年　　月　　日

相談者	①会社名：　　（輸出者・輸入者・通関業者・その他（　　））		
	②住所：		
	③担当者　１）氏名：　　，　２）所属・役職：		
	④電話　　－　　－	⑤ＦＡＸ　　－　　－	
	⑥事前に税関に相談した場合は次を記入してください。 １）税関の名称：　　２）担当官名： ３）税関の指示内容：　　（電話）		
輸出者	⑦会社名：		
	⑧住所：		
	⑨担当者　１）氏名：　　，　２）所属・役職：		
	⑩電話　　－　　－	⑪ＦＡＸ　　－　　－	
輸入者	⑫会社名：		
	⑬住所		
	⑭担当者　１）氏名：　　，　２）所属・役職：		
	⑮電話　　－　　－	⑯ＦＡＸ　　－　　－	
輸出入	⑰　輸出 輸入	⑱　申告の予定日：　　年　　月　　日 申告予定税関（港）：	⑲　取引量：　　トン （ｺﾝﾃﾅ　　本、ﾌﾚｺﾝ　　袋、ﾊﾞﾗ積）
	⑳　相手国：　　（バーゼル条約締約国・非締約国・ＯＥＣＤ加盟国）		
	㉑　取引形態（例：FOB YOKOHAMA US$100/t）：		
貨物	㉒　品目内容（全ての品目の具体的な名称、発生事由、数量、貨物の性状）：		
	㉓　発生元の名称及び所在地（本貨物の第一次発生もと、例えば、○○工場、○○商事）：		
	㉔　発生元から仲介者を経て輸出者に渡るまでの経路：		
処理	㉕　取引の目的：		
	㉖　輸出入後の処理方法：		
	㉗　輸出入後の運搬経路（輸入者から仲介者を経て処理業者に渡るまでの経路）：		
	㉘　処理事業者名及び作業場所の住所：		
実績	㉙　過去の輸出入実績：　新規　・　実績有り 実績有りの場合は、その内容（時期、品目、数量）：		

別紙５：貨物と金銭のフロー図

金銭の流れ：----------＞
貨物の流れ：――――＞

＜輸入の一例＞

（Ａ社がＸ社の貨物を購入するに当たり、Ａ社の当該輸入に係る取引をＢ社が代行する場合）

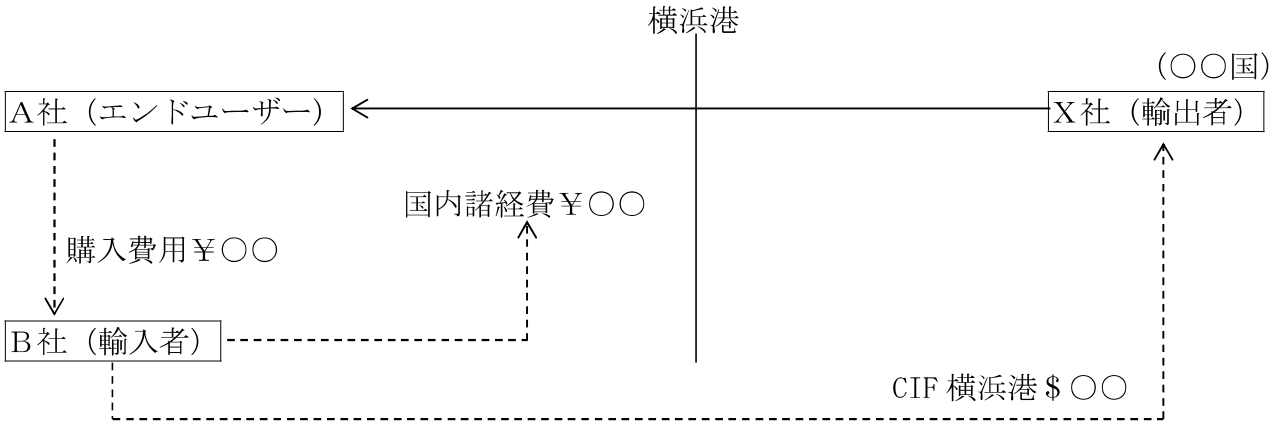

注１）国内諸経費は、港の倉庫借料、港からＡ社までの輸送費、通関費用等を含む。
注２）CIF 横浜港価格は、海上輸送費を含む。

＜輸出の一例＞

（Ａ社が鉄スクラップをＢ社に売却し、Ｂ社が当該貨物をＸ社に売却する場合）

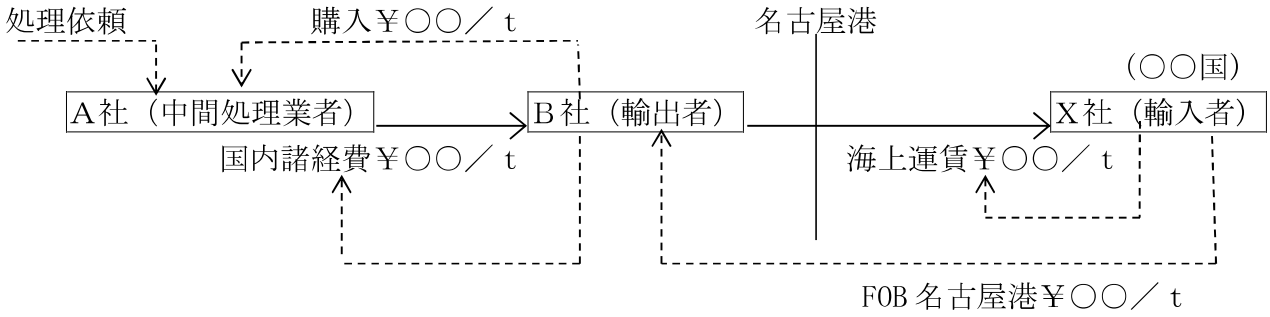

注）FOB 名古屋港価格は、国内諸経費（港までの輸送費、港の倉庫借料、通関費用、船への積み込み費用等）を含む。

※　これらのフロー図の例のように、貨物と金銭の流れを介在する業者ごとに矢印で結び、その金額についても漏れなく記載するようお願いします。
※　必要に応じて補足説明もご記入ください。

◇ ホームページ情報 ◇

○ バーゼル条約事務局ホームページ
http://www.basel.int/
・各締約国の権限ある当局の一覧
http://www.basel.int/Countries/CountryContacts/tabid/1342/Default.aspx

○ ＯＥＣＤホームページ（理事会決定の閲覧）
http://www.oecd.org/

○ e-Gov 法令検索（関係法令の閲覧）
https://elaws.e-gov.go.jp/

○ 環境省ホームページ（廃棄物・特定有害廃棄物等の輸出入関連ページ）
https://www.env.go.jp/recycle/yugai/index.html

○ 経済産業省ホームページ（バーゼル条約・バーゼル法関連ページ）
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/basel/index.html

○ 特定有害廃棄物等の輸出入管理
https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/01_basel/index.html

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Ａランク］のみを用いて作製しています。